

用地調査等業務共通仕様書
目次

用地調査等業務共通仕様書 1 - 1

(北陸地方整備局用地関係業務請負基準 別記様式2)

	平成24年	5月14日	北陸地方整備局訓令第10号
(一部改正)	平成25年	3月11日	北陸地方整備局訓令第17号
(一部改正)	平成26年	4月9日	北陸地方整備局訓令第3号
(一部改正)	平成28年	3月29日	北陸地方整備局訓令第11号
(一部改正)	平成29年	3月17日	北陸地方整備局訓令第15号
(一部改正)	平成30年	3月26日	北陸地方整備局訓令第14号
(一部改正)	平成30年	9月3日	北陸地方整備局訓令第7号
(一部改正)	平成31年	3月19日	北陸地方整備局訓令第12号
(一部改正)	令和2年	3月31日	北陸地方整備局訓令第19号
(一部改正)	令和3年	3月31日	北陸地方整備局訓令第22号
(一部改正)	令和4年	3月30日	北陸地方整備局訓令第11号
(一部改正)	令和5年	10月13日	北陸地方整備局訓令第8号
(一部改正)	令和6年	2月2日	北陸地方整備局訓令第11号
(一部改正)	令和6年	3月26日	北陸地方整備局訓令第15号
(一部改正)	令和7年	3月27日	北陸地方整備局訓令第14号
(一部改正)	令和8年	5月28日	北陸地方整備局訓令第9号

第1章 総則

第2章 用地調査等の基本的処理方法

第3章 権利調査

第4章 用地測量

第5章 土地評価

第6章 建物等の調査

第7章 営業その他の調査

第8章 消費税等調査

第9章 予備調査

第10章 移転工法案の検討

第11章 再算定業務

第12章 補償説明

第13章 事業認定申請図書等の作成

第 1 4 章 地盤変動影響調査等

第 1 5 章 写真台帳の作成

第 1 6 章 土地調書及び物件調書の作成等

第 1 6 章の 2 所要作業時間等調査

様式（第 1 号～第 2 2 号）

別紙 1	成果物一覧表	2 - 1 - 1
別紙 2	用地実測図表示記号	2 - 2 - 1
別紙 3	建物平面図等図示記号	2 - 3 - 1
別添 1	木造建物調査積算様式〔軸組工法〕（様式第 1 号～第 1 0 号）	3 - 1 - 1
別添 2	非木造建物調査積算様式	3 - 2 - 1
別添 3	建物移転料算定様式（様式第 1 号～第 7 号、別紙 1 ～ 3）	3 - 3 - 1
別添 4	墓地等調査算定様式（様式第 1 号～第 5 号）	3 - 4 - 1
別添 5	立竹木調査算定様式（様式第 1 号～第 4 号）	3 - 5 - 1
別添 6	動産調査算定様式（様式第 1 号～第 3 号）	3 - 6 - 1
別添 7	仮住居算定様式（様式第 1 - 1 号～第 3 号）	3 - 7 - 1
別添 8	家賃減収算定様式（様式第 1 号～第 2 号）	3 - 8 - 1
別添 9	借家人算定様式（様式第 1 号）	3 - 9 - 1
別添 1 0	移転雑費算定様式（様式第 1 号、別表 1 ～ 5）	3 - 1 0 - 1
別添 1 1	通常損失補償総括表	3 - 1 1 - 1
別添 1 2	営業補償調査算定様式（様式第 1 号～第 1 3 号）	3 - 1 2 - 1
別記 1	個人情報に関する取扱い要領	4 - 1 - 1
別記 2	公共用地境界確定協議依頼要領	4 - 2 - 1
別記 3	登記所送付用地図（電子データ）の作成要領	4 - 3 - 1
別記 4	指定申請書案の作成要領	4 - 4 - 1
別記 5	土地評価業務処理要領	4 - 5 - 1

別記 6	工作物調査算定要領	4 - 6 - 1
別記 7	用材林補償算定要領	4 - 7 - 1
別記 8	事業認定申請図書等作成要領	4 - 8 - 1
別記 9	土地調書及び物件調書作成要領	4 - 9 - 1
参考 1	建物移転料算定要領 (平成 28 年 3 月 11 日国土用第 76 号)	
参考 2	立竹木調査算定要領 (平成 30 年 2 月 7 日国土用第 33 号)	
参考 3	動産移転料調査算定要領 (平成 30 年 3 月 8 日国土用第 44 号)	
参考 4	仮住居等に要する費用に関する調査算定要領 (平成 30 年 3 月 8 日国土用第 45 号)	
参考 5	家賃減収補償調査算定要領 (平成 30 年 3 月 8 日国土用第 46 号)	
参考 6	借家人補償調査算定要領 (平成 30 年 3 月 8 日国土用第 47 号)	
参考 7	改葬の補償及び祭し料調査算定要領 (平成 30 年 3 月 8 日国土用第 48 号)	
参考 8	移転雑費算定要領 (平成 30 年 3 月 8 日国土用第 49 号)	
参考 9	機械設備調査算定要領 (平成 24 年 3 月 30 日国土用第 48 号)	
参考 10	附帯工作物調査算定要領 (平成 24 年 3 月 30 日国土用第 49 号)	
参考 11	石綿調査算定要領 (平成 24 年 3 月 30 日国土用第 50 号)	
参考 12	土壌汚染に関する土地利用履歴等調査要領 (平成 24 年 3 月 30 日国土用第 53 号)	
参考 13	地盤変動影響調査算定要領 (平成 24 年 3 月 30 日国土用第 51 号)	
参考 14	営業補償調査算定要領 (令和 3 年 3 月 19 日国不用第 66 号)	
	用地調査等特記仕様書 (案)	5 - 1 - 1
別記 1	業務説明補足書	5 - 2 - 1
別記 2	用地調査等特記仕様書 (元請業務)	5 - 3 - 1
別記 3	成果物一覧表	5 - 4 - 1

別記 4	確認依頼文書例	5 - 5 - 1
別記 5	プレハブ及びツーバイフォー建物見積要領	5 - 5 - 2
様式 (第 1 号～第 9 号)		5 - 6 - 1
別記様式 (第 1 号～第 7 号)		5 - 7 - 1

(※点線部分は本省通知原文に追加・変更等している部分)

用地調査等業務共通仕様書

第 1 章 総則

(趣旨等)

- 第 1 条 この用地調査等業務共通仕様書（以下「仕様書」という。）は、国土交通省北陸地方整備局の所掌する国の直轄事業（営繕部及び港湾空港部の所掌に属するものを除く。）に必要な土地等の取得等に伴う測量、調査、補償金額の算定等業務（以下「用地調査等業務」という。）を請負に付する場合の業務内容その他必要な事項を定め、もって業務の適正な執行を確保するものとする。
- 2 業務の発注に当たり、当該業務の実施上この仕様書により難しいとき又はこの仕様書に定めのない事項については、発注者が別途定める特記仕様書によるものとし、適用に当たっては特記仕様書を優先するものとする。
- 3 用地補償総合技術業務、用地調査点検等技術業務及び用地アセスメント調査等業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。

(用語の定義)

- 第 2 条 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。
- 一 「発注者」とは、支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官又は契約担当官若しくは分任契約担当官をいう。
- 二 「受注者」とは、用地調査等業務の実施に関し、発注者と請負契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
- 三 「監督職員」とは、契約書及び仕様書等に定められた範囲内において、受注者又は主任担当者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第 9 条第 1 項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員及び監督員を総称していう。
- 四 「総括監督員」とは、統括監督業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾又は協議、及び関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、仕様書等の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における契約担当官等（会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官をいう。）に対する報告等を行うとともに、主任監督員及び監督員の指揮監督並びに用地調査等業務のとりまとめを行う者をいう。
- 五 「主任監督員」とは、主任監督業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾又は協議（重要なもの及び軽易なものを除く。）の処理、業務の進捗状況の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理及び関連業務との

調整（重要なものを除く。）の処理を行う者をいう。また、仕様書等の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、監督員の指揮監督並びに主任監督業務及び一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。

六 「監督員」とは、一般監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議で軽易なものの処理、業務の進捗状況の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く。）を行う者をいう。また、仕様書等の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。

七 「検査職員」とは、用地調査等業務の完了検査及び指定部分に係る検査に当たって、契約書第 32 条第 2 項の規定に基づき、検査を行う者をいう。

八 「主任担当者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第 10 条第 1 項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。

九 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第 11 条第 1 項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。

十 「業務従事者」及び「担当技術者」とは、主任担当者のもとで業務を担当する者で、第 7 条の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。

十一 「契約書」とは、「北陸地方整備局用地関係業務請負基準」（平成 14 年 12 月 26 日付け北陸地方整備局訓令第 18 号）別記様式 1 用地調査等業務請負契約書をいう。

十二 「仕様書等」とは、仕様書、特記仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

十三 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面並びに図面のもとになる計算書等をいう。

十四 「数量総括表」とは、用地調査等業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。

十五 「現場説明書」とは、用地調査等業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該用地調査等業務の契約条件を説明するための書類をいう。

十六 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。

十七 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、用地調査等業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し実施させること及び検査職員が検査結果を基に受注者に対し、修補等を求め実施させることをいい、原則として書面により行うものとする。

十八 「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、用地調査等業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。

十九 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、用地調査等業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。

二十 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た用地調査等業務の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。

二十一 「協議」とは、書面により契約書及び仕様書等の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。

二十二 「照査」とは、受注者が、用地調査等業務の実施により作成する各種図面等や数量計算等の確認並びに算定書等の検算並びに基準・運用方針への適合性及び補償の妥当性等について検証することをいう。

二十三 「検査」とは、契約書及び仕様書等に基づき、検査職員が用地調査等業務の完了を確認することをいう。

二十四 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

二十五 「協力者」とは、受注者が用地調査等業務の遂行に当たって、再委託する者をいう。

二十六 「調査区域」とは、用地調査等業務を行う区域として別途図面等で指示する範囲をいう。

二十七 「権利者」とは、調査区域内に存する土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。

二十八 「調査」とは、建物等の現状等を把握するための現地踏査、立入調査又は管轄登記所（調査区域内の土地を管轄する法務局及び地方法務局（支局、出張所を含む。））等での調査をいう。

二十九 「調査書等の作成」とは、外業調査結果を基に行う各種図面の作成、補償額等算定のための数量等の算出及び各種調査書の作成をいう。

三十 「基準」とは、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準（平成 13 年 1 月 6 日国土交通省訓令第 76 号）をいう。

三十一 「運用方針」とは、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針（平成 15 年 8 月 5 日付け国総国調第 57 号国土交通事務次官通知）をいう。

三十二 「成果物の点検・調製確認」とは、用地調査点検等技術業務共通仕様書（案）第 32 条に規定する作業をいう。

（基本的処理方針）

第 3 条 受注者は、用地調査等業務を実施する場合（次項に掲げる場合を除く。）において、この仕様書、基準、運用方針等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならない。

2 受注者は、国土交通省の直轄の公共事業に係る工事の施行ないし公共施設の設置により生じた地盤変動、水枯渇等、工事騒音、日陰及びテレビジョン電波受信障害による損害等（以下「事業損失」という。）に関する調査、費用負担額の算定又は費用負担の説明を実施する場合には、この仕様書、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領（昭和 61 年 4 月 1 日付け建設省経整発第 22 号建設事務次官通知）その他の事業損失に関する事務処理要領等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならない。

（監督職員）

第 4 条 監督職員は、契約書第 9 条第 2 項に規定した指示、承諾、協議等（以下「指示等」という。）の職務の実施に当たり、その権限を行使するときは、原則として書面により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合で監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお、監督職員は、その口頭による指示等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。

(主任担当者)

第5条 受注者は、用地調査等業務における主任担当者を定め、契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。）を含む。）以内に発注者に通知しなければならない。

2 主任担当者は、業務の履行に当たり、この用地調査等業務の主たる業務に関し、7年以上の実務経験を有する者、若しくはこの用地調査等業務の主たる業務に関する補償業務管理士（一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。）の資格を有する者、又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可。）でなければならない。

3 受注者が主任担当者に委任できる権限は契約書第10条第2項に規定した事項であるが、契約書第10条第3項に基づく通知がない場合は、発注者及び監督職員は、主任担当者に対して指示等を行えば足りるものとする。

4 主任担当者は、第3章から第16章に定める業務がすべて完了したときは、各成果物について十分な検証（受注者が請負に係る業務の成果物の瑕疵を防止するため、当該成果物を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果物が完成しているかについて点検及び修正することをいう。以下同じ。）を行わなければならない。

なお、第24条に定める成果物のうち、地図の転写図及び土地の実測平面図については各業ごとに、その他については表紙の裏面に主任担当者の資格及び氏名の記載を行うものとする。

5 主任担当者は、照査結果の確認を行わなければならない。

6 主任担当者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

(照査技術者)

第6条 受注者は、発注者が別に定める場合を除き、原則として用地調査等業務における照査技術者を定め、契約締結後14日（休日等を含む。）以内に発注者に通知しなければならない。

2 受注者は、照査技術者を定めた場合においては、前条第4項に規定する点検及び修正が完了した後に、照査技術者による照査を実施しなければならない。

3 照査技術者は、発注者が「主任担当者」と同等の知識及び能力を有する者と認めた者でなければならない。

4 照査技術者は、照査計画を作成し作業計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。

5 照査技術者は、照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責において記名の上、主任担当者に提出するものとする。

- 6 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

(業務従事者及び担当技術者)

第7条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たり、業務従事者（補助者を除く。）として、十分な知識と能力を有する者を充てなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める業務従事者のうち担当技術者を定める場合は、契約締結後14日（休日等を含む。）以内に担当技術者通知書（様式第17号）により発注者に通知しなければならない。

なお、担当技術者が複数にわたる場合は8名までとする。

- 3 担当技術者は、照査技術者を兼ねることができない。

(再委託)

第8条 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、用地調査等業務における総合的企画、業務遂行管理、調査・補償額算定等の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者は、これを再委託することはできない。

- 2 契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、翻訳、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、資料の収集、単純な集計その他特記仕様書に定める事項とする。

- 3 受注者は、前2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。

- 4 会計法第29条の3第4項の規定に基づき契約の性質又は目的が競争を許さないとして随意契約により契約を締結した業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として請負代金額の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたときはこの限りではない。

- 5 受注者は、用地調査等業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理を行い用地調査等業務を実施しなければならない。

なお、協力者が、国土交通省北陸地方整備局の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、国土交通省北陸地方整備局の指名停止期間中であってはならない。

(用地調査等業務の区分)

第9条 この仕様書によって履行する用地調査等業務は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 用地測量は、測量法（昭和24年法律第188号）第33条の規定に基づく国土交通省公共測量作業規程により行うものとし、この仕様書においては、用地測量の実施に当たって必要となる細目を定めるものとする。

- 二 建物は、表1により木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕、木造特殊建物、非

木造建物〔Ⅰ〕及び非木造建物〔Ⅱ〕に区分する（第 14 章 地盤変動影響調査等を実施するする場合を除く。）。

表 1 建物区分

区 分	判 断 基 準
木造建物〔Ⅰ〕	以下のいずれかに該当する建物 ・土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は 2 階建の建物 ・主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている専用住宅で平屋建又は 2 階建の建物
木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で、主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は 3 階建の建物
木造建物〔Ⅲ〕	木造建物〔Ⅰ〕及び木造建物〔Ⅱ〕以外の建物
木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物
非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくはコンクリートブロック造の建物又は鉄鋼系プレハブ工法（軽量鉄骨造）により建築されている専用住宅若しくは共同住宅の建物
非木造建物〔Ⅱ〕	非木造建物〔Ⅰ〕以外の建物（石造、レンガ造等の建物又は鉄鋼系プレハブ工法（重量鉄骨造）、コンクリート系プレハブ工法等により建築されている建物）

（注）建築設備及び建物附随工作物（テラス、ベランダ等建物と一体として施工され、建物の効用に寄与しているもの）は、建物の調査に含めて行うものとし、この場合の「建築設備」とは、建物と一体となって、建物の効用を全うするために設けられている、又は、

建物の構造と密接不可分な関係にあるおおむね次に掲げるものをいう。

- (1) 電気設備（電灯設備、動力設備、受・変電設備（キュービクル式受変電設備を除く。）、太陽光発電設備（建材型）等）
- (2) 通信・情報設備（電話設備、電気時計・放送設備、インターホン設備、警備設備、表示設備、テレビジョン共同受信設備等）
- (3) ガス設備
- (4) 給・排水設備、衛生設備
- (5) 空調（冷暖房・換気）設備
- (6) 消火設備（火災報知器、スプリンクラー等）
- (7) 排煙設備
- (8) 汚物処理設備
- (9) 煙突
- (10) 運搬設備（昇降機、エスカレーター等。ただし工場、倉庫等の搬送設備を除く。）
- (11) 避雷針

ただし、借家人等の建物所有者と異なる者の所有であり、かつ、容易に取り外しが行えるような場合は、この限りでない。

三 工作物は、表2により機械設備、生産設備、附帯工作物、庭園及び墳墓に区分する。

表2 工作物区分

区 分	判 断 基 準
機械設備	原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等をいい、キュービクル式受変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含む。
生産設備	当該設備が製品等の製造に直接・間接的に係わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備で次に例示するもの等をいう。ただし、建物として取扱うことが相当と認められるものを除く。 A 製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池(場)(ポンプ配水設備を含む。)、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育又は調教施設等 B 営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設（上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む。）、自動車練習場のコース、遊園地（公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む。）、釣り堀、貯木場等 C 製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの

	工場等の貯水池、浄水池（調整池及び沈澱池を含む。）、駐車場、運動場等の厚生施設等 D 上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔、送電設備、飼料用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等
附帯工作物	表1の建物（注に掲げる設備、工作物を含む。）及び表2の他の区分に属するもの以外のすべてのものをいい、主として次に例示するものをいう。 門、囲障、コンクリート叩き、アスファルト舗装通路、敷石、敷地内排水設備、給・排水設備、ガス設備、物干台(柱)、池等
庭 園	立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景觀が形成されているものをいう。
墳 墓	墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいい、これに附随する工作物及び立竹木を含む。

四 立竹木は、表3により庭木等、用材林、薪炭林、収穫樹、竹林、苗木（植木畑）及びその他の立木に区分する。

表3 立竹木区分

区 分	判 断 基 準
庭 木 等	まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。 A 観 賞 樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。 ① 高 木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。 ② 株 物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくなるものをいう。 ③ 玉 物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなるものをいう。

	④ 生垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものをいう。 ⑤ 特殊樹 ①～④に該当するものを除く。 B 利用樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。 C 風致木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために植栽されている立木をいう。 D 地被類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。 ① 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生のを除く。 ② 草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生のを除く。 E 芝類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をいう。 ① 日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し、暑さに強い芝類をいい、自然発生のは除く。 ② 西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも緑を保つが暑さに弱い芝類をいい、自然発生のを除く。 F ツル性類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、棚の登坂又は下垂する茎を持つもの(木質化するものを除く。)をいい、自然発生のを除く。 G その他 観賞等を目的として植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多年生植物をいい、自然発生のを除く。
用材林	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。
薪炭林	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。

収 穫 樹	A 果 樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。 ① 園栽培 一団の区画内（果樹園等）において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。 ② 散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。 B 特 用 樹 茶、桑、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい、園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。
竹 林	孟宗竹、真竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。
苗木(植木畑)	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。
その他の立木	上記の区分に属する立木以外の立木をいう。

第 2 章 用地調査等業務の基本的処理方法

第 1 節 用地調査等業務の実施手続

(施行上の義務及び心得)

第 1 0 条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たって、関連する関係諸法令及び条例等のほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。
- 二 用地調査等業務で知り得た権利者等の事情及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。
- 三 用地調査等業務は権利者の財産等に関するものであり、補償の基礎又は損害等の有無の立証及び費用負担額の算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。

また、実施に当たっては、権利者等に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。

- 四 権利者等から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。

(業務の着手)

第 1 1 条 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 15 日（休日等を除く。）

以内に用地調査等業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任担当者が用地調査等業務の実施のため監督職員との打合せを行うことをいう。

（書類提出）

- 第12条 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、請負代金に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
- 2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 3 受注者は、契約時又は変更時において請負代金の額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、契約・変更・完了時・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けた上で、契約時は契約締結後15日（休日等を除く。）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日（休日等を除く。）以内に、完了時は業務完了後15日（休日等を除く。）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、作業計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする。）。
- 4 受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される補償コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である」にチェックをした上で「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けること。
- 5 前2項において、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く。）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。
- 6 前3項において、受注者は本業務の完了後において訂正又は削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

（打合せ等）

- 第13条 用地調査等業務を適正かつ円滑に実施するため、主任担当者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿（様式第21号）に記録し、相互に確認しなければならない。
- なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。
- 2 用地調査等業務着手時及び仕様書等で定める業務の区切りにおいて、主任担当者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
- 3 主任担当者は、仕様書等に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職

員と協議するものとする。

4 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努めるものとする。

なお、「ワンデーレスポンス」とは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいい、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

(現地踏査)

第14条 受注者は、用地調査等業務の着手に先立ち、調査区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概況を把握するものとする。

(作業計画の策定)

第15条 受注者は、契約締結後14日（休日等を含む。）以内に、仕様書等及び現地踏査の結果等を基に作業計画書を策定し、監督職員に提出しなければならない。

2 前項の作業計画書には、次の事項を記載するものとする。

なお、記載にあたって、実施方針又はその他には、第30条、第31条、第32条及び第34条に関する事項も含めるものとする。

一 業務概要

二 実施方針

三 業務工程

四 業務組織計画

五 打合せ計画

六 成果物の品質を確保するための計画

七 成果物の内容、部数

八 使用する主な図書及び基準

九 連絡体制（緊急時を含む。）

十 安全対策

十一 使用する主な機器

十二 仕様書等において照査技術者による照査が定められている場合は、照査技術者及び照査計画

十三 その他

3 受注者は、作業計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督職員に変更作業計画書を提出しなければならない。

4 受注者は、第1項の作業計画書に基づき業務が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。

(監督職員の指示等)

第16条 受注者は、用地調査等業務の実施に先立ち、主任担当者を立ち会わせてうえで、監督職員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。

2 受注者は、用地調査等業務の実施に当たりこの仕様書、特記仕様書又は監督職員の指示について疑義が生じたときは、監督職員と協議するものとし、その結果については受注者が記

録し相互に確認するものとする。

- 3 監督職員の指示は、用地調査等業務の施行に関する指示票（様式第 18 号）（以下「指示票」という。）により行うものとする。
- 4 受注者は、用地調査等業務の遂行上必要な事項について承諾を受ける場合は、用地調査等業務の施行に関する承諾書（様式第 19 号）により行うものとする。
- 5 第 2 項の協議は、用地調査等業務の施行に関する協議書（様式第 20 号）により行うものとする。

（貸与品等）

- 第 17 条 受注者は、用地調査等業務を実施するに当たり必要な図面その他の資料を貸与品等として使用する場合には、発注者から貸与又は支給を受けるものとする。
- 2 登記事項証明書等の貸与等を受ける必要があるときは、別途監督職員と協議するものとする。
 - 3 貸与品等の品名及び数量は特記仕様書によるものとし、貸与品等の引渡しは、貸与品等引渡通知書（様式第 1 号）により行うものとする。
 - 4 受注者は、前項の貸与品等を受領したときは、貸与品等受領書（様式第 2 号）を監督職員に提出するものとする。
 - 5 受注者は、用地調査等業務が完了したときは、完了の日から 3 日以内に貸与品等を返納するとともに貸与品等精算書（様式第 3 号）及び貸与品等返納書（様式第 4 号）を監督職員に提出するものとする。

（立入り及び立会い）

- 第 18 条 受注者は、用地調査等業務のために権利者が占有する土地、建物等に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、当該土地、建物等の権利者の同意を得なければならない。
- 2 受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあつては立入りの日及び時間を、あらかじめ、監督職員に報告するものとし、同意が得られないものにあつてはその理由を付して、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。
 - 3 受注者は、用地調査等業務を行うため土地、建物等の立ち入り調査を行う場合には、権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときは、あらかじめ、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。

（障害物の伐除）

- 第 19 条 受注者は、用地調査等業務を行うため障害物を伐除しなければ調査が困難と認められるときは、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。
- 2 監督職員からの指示により障害物の伐除を行ったときは、障害物伐除報告書（様式第 5 号）を監督職員に提出するものとする。

（身分証明書の携帯）

- 第 20 条 受注者は、用地調査等業務の着手に当たり、あらかじめ主任担当者ほか用地調査等業務に従事する者（以下「主任担当者等」という。）の身分証明書交付願を発注者に提出し身

分証明書の交付を受けるものとし、用地調査等業務の実施に当たっては、これを常に携帯させなければならない。

- 2 主任担当者等は、権利者等から請求があったときは、前項により交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。
- 3 受注者は、用地調査等業務が完了したときは、速やかに、身分証明書を発注者に返納しなければならない。

(算定資料)

第21条 受注者は、建物移転料及びその他通常生ずる損失に関する補償額等の算定又は直轄事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物その他の工作物の費用負担額等の算定に当たっては、発注者が定める損失補償単価に関する基準資料等に基づき行うものとする。ただし、当該基準資料等に掲載のない損失補償単価等については、監督職員と協議のうえ市場調査により求めるものとする。

(算定資料の取扱い)

第21条の2 前条で定める算定資料の取扱いは、同条の規定に代えて、次項によるものとする。

- 2 受注者は、建物移転料及びその他通常生ずる損失に関する移転補償額等の算定に当たっては、発注者が指示する損失補償算定標準書に基づき行うものとする。ただし、当該損失補償算定標準書に掲載のない損失補償単価等については、次の各号の順位により算定するものとする。
 - 一 北陸地方整備局が、建物、土木工作物等の工事を施工する場合の労賃及び資材の単価又は歩掛(積算基準単価)
 - 二 「建設工事標準歩掛」及び「月刊建設物価」((財)建設物価調査会)記載の単価。ただし、公表価格については80%で補正した単価
 - 三 「標準工事歩掛要覧」及び「月刊積算資料」((財)経済調査会)記載の単価。ただし、公表価格については80%で補正した単価
 - 四 積算ポケット手帳による細目種別における資材単価を80%で補正した単価
 - 五 専門業者による見積(項目別に積算内訳が明示されたものとし、原則として複数の専門業者から徴するものとする)

(監督職員への進捗状況の報告)

- 第22条 受注者は、契約書第15条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- 2 受注者は、監督職員から用地調査等業務の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。
 - 3 受注者は、前項の進捗状況の報告に主任担当者を立ち合わせるものとする。

(成果物の一部提出等)

第23条 受注者は、用地調査等業務の実施期間中であっても、監督職員が成果物の一部の提

出を求めたときは、これに応ずるものとする。

- 2 監督職員は、前項で提出した成果物の一部について、その報告を求めることができる。受注者は、当該報告に主任担当者及び監督職員の求めに応じて照査技術者を立ち合わせるものとする。
- 3 受注者は、用地調査等業務のうち成果物の点検・調製確認を実施するものとされたものについては、監督職員の指示により第 24 条に定める成果物の提出に先立って仮提出をしなければならない。

(成果物)

第 24 条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。

- 一 用地調査等業務の区分及び内容ごとに整理し、編集する。
- 二 表紙には、契約件名、年度（又は履行期限の年月）、発注者及び受注者の名称を記載する。
- 三 目次及びページを付す。
- 2 本仕様書に様式の定めがないものは、監督職員の指示による。
- 3 提出する成果物は、別途定める成果物一覧表に掲げる成果物等で特記仕様書に掲げる成果物とし、部数は、正副各 1 部とする。
- 4 受注者は、成果物の作成に当たり使用した調査表等の原簿を契約書第 53 条に定める契約不適合責任期間保管し、監督職員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。

(成果物の取り扱い)

第 24 条の 2 前条第 3 項で別途定めるとした成果物一覧表は、別紙 1 成果物一覧表によるものとする。

(検査)

- 第 25 条 受注者は、検査職員が用地調査等業務の完了検査を行うときは、主任担当者及び監督職員の求めに応じて照査技術者を立ち合わせるものとする。
- 2 受注者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、検査職員の指示に速やかに従うものとする。

(修補)

- 第 26 条 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
- 2 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
 - 3 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。
 - 4 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第 32 条第 2 項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

(条件変更等)

第 27 条 契約書第 18 条第 1 項第 5 号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、

契約書第 30 条第 1 項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。

- 2 監督職員が、受注者に対して契約書第 18 条、第 19 条及び第 21 条の規定に基づく仕様書等の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示票によるものとする。

(成果物の点検・調製確認対象業務の対応)

第 28 条 受注者は、第 23 条第 3 項で仮提出した成果物の内容等について、監督職員から質問又は問い合わせ等があったときは、必要な資料等を示し、これに答えるものとする。

- 2 受注者は、仮提出した成果物の内容等について、監督職員から再検討又は修補の指示があったときは、速やかに、これに応ずるものとする。
- 3 受注者は、前項の修補の指示項目以外の項目についても、これに類する項目があると認めるときは、これを修補するものとする。

(守秘義務)

第 29 条 受注者は、契約書第 1 条第 5 項の規定により、当該業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないものとし、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 受注者は、当該業務の結果（業務実施の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
- 二 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第 15 条に示す作業計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密としなければならない。
- 三 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- 四 当該業務で取り扱う情報は、アクセス制限及びパスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的に使用してはならない。また、発注者の許可なく複製・転送等をしてはならない。
- 五 受注者は、当該業務完了時に、発注者から貸与された情報その他知り得た情報を発注者へ返却若しくは消去又は破棄を確実に行わなければならない。
- 六 受注者は、当該業務の実施過程で知り得た情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

(個人情報の取扱い)

第 30 条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、用地調査等業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等関係法令及び別記 1 個人情報に関する取扱要領を遵守するとともに、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(安全等の確保)

第31条 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に際しては、用地調査等業務関係者だけでなく、権利者、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 受注者は、「土木工事安全施工技術指針」（国土交通大臣官房技術調査課平成21年3月）を参考にして、常に用地調査等の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。
 - 二 受注者は、用地調査等業務の現場において、別途業務又は工事等が行われる場合は、相互強調して業務を遂行しなければならない。
 - 三 受注者は、用地調査等業務実施中、施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、作業をしてはならない。
- 2 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に際しては、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連携を取り、用地調査等業務の実施中の安全を確保しなければならない。
- 3 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たり、事故が発生しないように主任担当者等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- 4 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
- 一 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - 二 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
- 6 受注者は、爆破物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
- 7 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たり、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限にくい止めるための防災体制を確立しておかななければならない。災害発生時においては第三者及び主任担当者等の安全確保に努めなければならない。
- 8 受注者は、屋外で行う用地調査等実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

（行政情報流出防止対策の強化）

第32条 受注者は、用地調査等業務の履行に関する全ての行政情報について、適切な流出防止対策をとり、第15条で示す作業計画書に流出防止策を記載するものとする。

- 2 受注者は、用地調査等業務の履行に関する全ての行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、発注者が別途定める取扱いを遵守しなければならない。

（暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置）

第33条 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否することとし、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。なお、協力者が不当要求を受けたことを認知した場合も同様とする。

2 受注者は、前項により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を書面にて発注者に報告しなければならない。

3 前2項の行為を受注者が怠ったことが確認された場合には、発注者は受注者に対し、指名停止等の措置を講じる場合がある。

4 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

(保険加入の義務)

第34条 受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。

第2節 数量等の処理

(建物等の計測)

第35条 建物及び工作物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）とする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。

2 建物及び工作物の面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。

3 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。

4 立竹木の計測単位は、次の各号によるものとする。

一 幹周胸高直径は、センチメートル（小数点以下第1位四捨五入）とする。

二 樹高、幹高、葉張、葉長点高及び玉周は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）までとする。

ただし、庭木等のうち株物、玉物、生垣及び特殊樹については、センチメートル（小数点以下第1位四捨五入）とする。

三 地被類、芝類、ツル性類及び竹林が植え込まれている区域の計測単位は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）までとする。

(図面等に表示する数値及び面積計算)

第36条 建物等の調査図面に表示する数値は、前条の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。

- 2 建物等の面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第4位まで算出し、小数点以下第2位（小数点以下第3位切捨て）までの数値を求めるものとする。
- 3 建物の延べ床面積は、前項で算出した各階別の小数点以下第2位までの数値を合計した数値とするものとする。
- 4 1棟の建物が2以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前2項の定めるところにより算出するものとする。

（計算数値の取扱い）

第37条 建物等の補償額算定に必要となる構造材、仕上げ材等の数量算出の単位は、通常使用されている例によるものとする。ただし、算出する数量が少量であり、通常使用している単位で表示することが困難な場合は、別途の単位を使用することができるものとする。

- 2 構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、それぞれの単位を基準として次の方法により行うものとする。
 - 一 数量計算の集計は、補償額算定調書に計上する項目ごとに行う。
 - 二 前項の使用単位で直接算出できるものは、その種目ごとの計算過程において、小数点以下第3位（小数点以下第4位切捨て）まで求める。
 - 三 前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算する。この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以下第2位をもって行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第3位まで算出する。

（補償額算定調書に計上する数値）

第38条 補償額算定調書に計上する数値（価格に対応する数量）は、次の各号によるもののほか、第35条による計測値を基に算出した数値とする。

- 一 建物の延べ床面積は、第36条第3項で算出した数値とする。
- 二 構造材、仕上げ材その他の数量は、前条第2項第2号及び第3号で算出したものを小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）で計上する。

（補償額の端数処理）

第39条 建物等の補償額の算定を行う場合の端数処理は、原則として、次の各号に掲げる場合を除き、1円未満切り捨てとする。

- 一 補償単価及び資材単価等は、次による。

イ 100円未満のとき	1円未満切り捨て
ロ 100円以上10,000円未満のとき	10円未満切り捨て
ハ 10,000円以上のとき	100円未満切り捨て
- 二 共通仮設費及び諸経費にあつては、100円未満を切り捨てた金額を計上する。この場合において、その額が100円未満のときは、1円未満切り捨てとする。

第3章 権利調査

第1節 調査

（権利調査）

第40条 権利調査とは、登記事項証明書、戸籍簿等の簿冊の謄本等の收受又は居住者等からの聴き取り等の方法により土地、建物等の現在の権利者（又はその法定代理人）等の氏名又は名称（以下「氏名等」という。）及び住所又は所在地（以下「住所等」という。）等に関し調査することをいう。

（地図の転写）

第41条 地図の転写は、調査区域について管轄登記所に備付けてある地図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項又は同条第4項の規定により管轄登記所に備える地図又は地図に準ずる図面をいう。以下同じ。）を次の各号に定める方法により行うものとする。

- 一 転写した地図には、地図の着色に従って着色する。
- 二 転写した地図には、方位、縮尺、市町村名、大字名、字名（隣接字名を含む。）及び地番を記載する。
- 三 転写した地図には、管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名を記入する。

（土地の登記記録の調査）

第42条 土地の登記記録の調査は、前条で作成した地図から監督職員が指示する範囲の土地に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- 一 土地の所在及び地番並びに当該地番に係る最終支号
- 二 地目及び地積
- 三 登記名義人の氏名等及び住所等
- 四 共有土地については、共有者の持分
- 五 土地に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類、順位番号及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- 六 仮登記等があるときは、その内容
- 七 その他必要と認める事項

（建物の登記記録の調査）

第43条 建物の登記記録の調査は、第41条で作成した地図から監督職員が指示する範囲に存する建物に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- 一 建物の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに登記原因及びその日付け
- 二 登記名義人の氏名等及び住所等
- 三 共有建物については、共有者の持分
- 四 建物に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- 五 仮登記等があるときは、その内容
- 六 その他必要と認める事項

(権利者の確認調査)

第44条 権利者の確認調査は、前2条に規定する調査が完了した後、実地調査及び次の各号に定める書類等により行うものとする。

- 一 戸籍簿、除籍簿、住民票又は戸籍の附票等
- 二 商業登記簿、法人登記簿等

2 権利者が法人以外であるときの調査事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 権利者の氏名、住所及び生年月日
- 二 権利者が登記名義人の相続人であるときは、相続関係、相続の経過を明らかにした相続系統図を作成する。
- 三 権利者が未成年者等であるときは、その法定代理人等の氏名及び住所
- 四 権利者が不在者であるときは、その財産管理人の氏名及び住所

3 権利者が法人であるときの調査事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 法人の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 法人を代表する者の氏名及び住所
- 三 法人が破産法（平成16年法律第75号）による破産宣告を受けているとき等の場合にあっては、破産管財人等の氏名及び住所

4 前条の建物の登記記録の調査により未登記の建物が存在することが明らかになった場合には、当該建物所有者の氏名及び住所等について、居住者等からの聴き取りを基に調査を行うものとする。

(墓地管理者等の調査)

第45条 墓地管理者等の調査は、改葬の補償及び祭し料調査算定要領（平成30年3月8日付け国土用第48号土地・建設産業局総務課長通知（以下「改葬及び祭し料要領」という。））により行うものとする。

(土地利用履歴等の調査)

第46条 土地利用履歴等の調査は、取得又は使用の対象となる土地に係る土壌汚染状況調査の実施の要否を判定するため、土壌汚染に関する土地利用履歴等調査要領（平成24年3月30日付け国土用第53号土地・建設産業局地価調査課長通知（以下「土地利用履歴等調査要領」という。））により行うものとする。

第2節 調査書等の作成

(転写連続地図の作成)

第47条 転写した地図は、各葉を複写して連続させた地図（この地図を「転写連続図」という。以下同じ。）を作成し、次の事項を記入するものとする。

- 一 工事計画平面図等に基づく土地の取得等の予定線
- 二 第42条第3号で調査した登記名義人の氏名等
- 三 管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名

(調査書の作成)

第48条 第42条から第44条までに調査した事項については、土地の登記記録調査表(様式第6号の1)、土地調査表(様式第6号の2)、建物の登記記録調査表(様式第7号の1、第7号の2)及び権利者調査表(様式第8号の1、第8号の2)に所定の事項を記載するものとする。

2 前項の各調査表の編綴は、大字及び字ごとに地番順で行うものとする。

3 墓地管理者等の調査表は、第45条の調査結果を基に改葬及び祭料要領により作成するものとする。

4 土地利用履歴等の調査表は、第46条の調査結果を基に土地利用履歴等調査要領により作成するものとする。

(調査書の作成の取扱い)

第48条の2 権利者の確認調査にあつては、権利者調査表(一覧)(様式第8号の3)を作成するものとする。

2 墓地管理者等の調査表は、前条第3項に代えて別添4墓地等調査算定様式の墓地管理者調査表(様式第1号)及び墓地使用(祭祀)者調査表(様式第2号)により作成するものとする。

第4章 用地測量

第1節 境界確認

(公共用地境界の打合せ)

第49条 調査区域内に国有財産法(昭和23年法律第73号)第9条及び国土交通省所管国有財産取扱規則(平成13年1月6日国土交通省訓令第61号)第4条第1項の規定に基づき、部局長が管理する国土交通省所管国有財産が存するとき、又は公共物管理者等が管理する土地が存するときは、部局長又は公共物管理者等と公共用地境界確定(境界確認を含む。)の方法について監督職員の指示に基づき打合せを行わなければならない。

(資料の作成及び立会い)

第50条 前条の打合せの結果を監督職員に報告し、その指示に基づき公共用地境界確定のための手続又は現況測量等に必要となる資料の収集及び作成を行うものとする。

2 部局長又は公共物管理者等が現地において公共用地境界確定作業を行うときは、それらの作業を補助するものとする。

3 前条の打合せの結果、第47条により作成した転写連続図その他資料を基に現況測量等を行うことによって、部局長又は公共物管理者等が公共用地境界の確定とみなすとした場合には、これに必要な作業を行うものとする。この場合に必要に応じて公共用地に隣接する土地の所

有者から第 54 条第 2 項に準じた同意を取りつけるものとする。

(境界確定後の図書の作成)

第 5 1 条 前条の境界確定作業が完了したときは、速やかに公共用地境界確定のために必要な図面等の作成を行うものとする。

(公共用地境界確定協議の取扱い)

第 5 1 条の 2 受注者は、公共用地境界確定協議の実施に当たっては、第 49 条から前条に定めるほか、別記 2 公共用地境界確定協議依頼要領により行うものとする。

(立会い準備)

第 5 2 条 調査区域内の民有地等で、所有権、借地権、地上権等で第 53 条の画地の境界点の確認を行うために立会いが必要と認められる権利者一覧表を第 42 条から第 45 条までの調査結果を基に作成するものとする。

2 前項権利者一覧表の作成が完了したときは、監督職員と立会い日時、具体の作業手順等について協議し、その指示によって権利者に対する立会い通知等の準備を行うものとする。

(立会い準備の取扱い)

第 5 2 条の 2 境界確認に先立ち実施する復元測量は、次の各号により行うものとする。

- 一 管轄登記所に存する地積測量図及び地役権図に基づき境界点の復元をする。
- 二 国土調査又は土地改良済の場合、地図及び参考資料に基づき境界点の復元をする。
- 三 用地調査済の区域内で境界点の復元が必要な場合は、貸与された資料に基づき境界点の復元をする。

(境界立会いの画地及び範囲)

第 5 3 条 境界立会いの画地及び範囲は、国土交通省公共測量作業規程に定めるところによるほか、1 筆の土地であっても、その一部が異なった現況地目となっている場合は、不動産登記事務取扱手続準則（平成 17 年 2 月 25 日民二第 456 号法務省民事局長通達）第 68 条及び第 69 条に定める地目の区分による現況の地目ごとの画地とする。

(境界立会い)

第 5 4 条 前条の境界立会いの範囲について、各境界点に関する権利者を現地に招集し、次の各号の手順によって境界点の立会いを行うものとする。

- 一 境界標識が設置されている境界点については、関連する権利者全員の同意を得るものとする。
- 二 境界点が表示されていないため、各権利者が保有する図面等によって、現地に境界点の表示等の作業が必要と認められる場合には、これらの作業を行うものとする。この場合の作業に当たっては、いずれの側にも片寄ることなく中立の立場で行うものとする。
- 三 前号の作業によって表示した境界点に関連する権利者全員の同意が得られたときには、木杭（プラスチック杭を含む。）又は金属鉋（頭部径 15 mm）等容易に移動できない標識を

設置するものとする。

四 前各号で確認した境界点について、原則として、黄色のペイントを着色するものとする。
ただし、境界石標等が埋設されていて、その必要がないものはこの限りでない。

2 前項の境界点立会いが完了したときは、関連する権利者全員から土地境界立会確認書（様式第9号）に確認のための署名押印を求めるものとする。

3 第1項の境界点立会いにおいて、次の各号の一に該当する状態が生じたときは、その事由等を整理し監督職員に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

一 関連する権利者全員の同意が得られないもの

二 関連する権利者の一部が立会いを拒否したもの

三 必要な境界点を確定するために測量区域以外の境界立会い又は測量を権利者から要求されたとき

（境界立会いの取扱い）

第54条の2 前条第2項の土地境界立会確認書は、監督職員の指示により、様式第9号の2、又は、境界立会いを行った権利者全員から用地実測図原図の各葉ごとに関連する権利者の署名押印（可能な限り実印）を求め記載することで、様式第9号に代えることができる。

2 受注者は、前条第1項の作業が完了し、前条第3項の各号の一に該当しない事由等で、かつ、前条第2項により当該権利者に署名押印を求めたうえで、署名押印を得ることができない場合は、その事由等を整理したうえで、書面により監督職員に協議するものとする。

（境界確認等の取扱い）

第54条の3 本節及び次節で定める境界確認等では、受注者は、境界確認等の実施が確認できる写真として、「境界立会い」、「補助基準点設置」、「境界測量」、「用地境界仮杭の設置」について、各3枚程度撮影するものとする。

第2節 境界測量

（用地測量の基準点）

第55条 用地測量に使用する基準点について当該公共事業に係る基準点測量が完了しているときは、別途監督職員が指示する基準点測量の成果（基準点網図、測点座標値等）を基に検測して使用するものとする。

2 前項の基準点測量の成果を検測した結果、滅失、位置移転、毀損等が生じているときには監督職員と協議するものとする。

3 第1項の基準点測量が実施されていないものについては、基準点の設置、座標値の設定方法等について監督職員と協議し、その指示を受けるものとする。

〔注〕① 第2項について

ア 受注者から協議があれば、計画担当課に杭の復旧を依頼する。

イ アが工程的に困難な場合は、受注者に復旧測量を依頼する。費用は、点数当たりの直接人件費の歩掛見積を受注者から徴取する。

ウ 歩掛見積は「設計業務等標準積算基準書 第2章 測量業務標準歩掛 2-4 4級基準点測量 2

ー4ー1 新点3.5点 永久標識設置なし 伐採なし」歩掛を上回らないよう注意する。

② 第3項について

- ア 「基準点測量が実施されていないもの」には、一画地の残地が広大であり、既存の基準点では精度が不足する場合等も含む。
- イ 受注者から協議があれば「設計業務等標準積算基準書 2ー4 4級基準点測量 2ー4ー1 新点3.5点 永久標識なし」歩掛を適用し、受注者に新点設置を依頼する。
- ウ イの歩掛で「伐採あり」を選択した場合の通信運搬費等には、立木補償費が含まれるため、被補償者所有の立木は留意する。
- エ 基準点新点設置に係る測量法第36条の計画書提出及び同法第40条の測量成果送付の手続きについては、用地測量の手続きと併せて行う。

(境界測量)

第56条 各境界点の測量を行うに当たっては、国土交通省公共測量作業規程に定めるところによるほか、土地の実測平面図の作成に必要な建物及び主要な工作物の位置を併せて観測するものとする。

2 各境界点等は、連番を付するものとする。

(用地境界仮杭の設置)

第57条 境界測量等の作業が完了し用地取得の対象となる範囲が確定したときは、測量の成果等に基づきトータルステーション等を使用する方法により用地境界仮杭の設置を次の各号により行うものとする。

- 一 原則として、関連する権利者の立会いのうえ行う。
- 二 用地境界仮杭は、木杭（プラスチック杭を含む。）又は金属鉋（頭部径 15 mm）等のものとする。
- 三 用地境界仮杭には、原則として、赤色のペイントで着色とする。

2 前項の用地境界仮杭設置に当たり建物等で支障となり設置が困難なときには、その事由等を整理し監督職員に報告しなければならない。ただし、関連する権利者が用地境界仮杭の設置を強く要求するときは用地境界仮杭を設置するものとする。この場合に、用地境界仮杭との関係を関連する権利者に充分理解させたうえで用地境界仮杭との関係図を作成するものとする。

第3節 面積計算の範囲

(面積計算の範囲)

第58条 面積計算の範囲は、境界確認を行う範囲とする画地を単位とし、次の各号によって行うものとする。

- 一 画地のすべてが用地取得の対象となる計画幅員線（以下「用地取得線」という。）の内に存するときは、その画地面積
- 二 画地が用地取得線の内外に存するときは、用地取得の対象となる土地及び用地取得の対

象となる土地以外の土地（残地）の面積

三 前各号によらない場合については、監督職員の指示による。

（面積計算の範囲の取扱い）

第58条の2 一筆の土地が用地取得線の内外に存し、当該土地のうち、用地取得の対象となる土地に二以上の画地が存するときは、前条に加えて、当該用地取得の対象となる土地の面積を求めるものとする。この場合においては、用地取得の対象となる土地の面積を評価額の高い地目から順次差し引くことにより、それぞれの画地のうち、用地取得の対象となる土地の面積の合計と、一筆の土地のうち、用地取得の対象となる土地の面積を合致させるものとする。

第4節 用地実測図等の作成

（用地実測図等の作成）

第59条 用地実測図等の作成に当たっては、国土交通省公共測量作業規程の定めるところによるほか、次の各号の方法により行うものとする。

一 用地実測図原図は、次の事項及び監督職員が指示する事項を記入する。

（1）土地の測量に従事した者の氏名

（2）道路名及び水路名

（3）建物及び工作物

二 用地平面図は、用地実測図原図から監督職員が指示する事項を記入する。

（用地実測図等の作成の取扱い）

第59条の2 用地実測図は、原則として縮尺500分の1により作成するものとする。

2 用地実測図の作成に当たっては、別紙2用地実測図表示記号に掲げるところにより表示するものとする。

なお、測量に係る土地が、取得し、又は使用するに当たり分筆を要するものであり、かつ、当該土地に永続性を有し、かつ容易に移転しない境界標がない場合においては、当該境界標識の表示に代えて当該土地のうち取得し、又は使用する部分とそれ以外の部分との境界に存する適宜の境界点と近傍の恒久的地物との距離、角度等の位置関係を記載した図面等を作成するものとする。

3 用地実測図の規格は、左を起点側、右を終点側とし、数葉にわたるときは、右上に番号を付すとともに、当該図面がどの位置に存するかを示す表示図を記載するものとする。

（写真台帳）

第59条の3 第54条の3に基づき撮影した写真は、台帳としてまとめるものとする。具体的には、同項に定める作業毎に整理のうえ連番を付し、用地平面図の写しに撮影位置、方向及び写真番号を記載し、撮影年月日、写真撮影を行った者の氏名を記載するものとする。

（国土調査法第19条第5項の規定に基づく申請書案）

- 第 5 9 条の 4 受注者は、特記仕様書により、調査区域について国土調査法第 19 条第 5 項の規定に基づく指定を受けるための申請書案を作成する旨指示があったときは、用地取得に伴う分筆前の筆や地番等を表示した地図とともに、SIMA形式の電子データを作成するものとする。地図等の具体的な作成に当たっては、別記 3 登記所送付用地図（電子データ）の作成要領をふまえて行うものとする。
- 2 受注者は、用地測量の成果を対象として、前項に定める申請書案を作成するものとする。申請書案の具体的な作成に当たっては、別記 4 指定申請書案の作成要領に基づいて行うものとする。

第 5 節 関係官公庁への手続き等

（関係官公庁への手続き等）

- 第 5 9 条の 5 受注者は、業務の実施に当たっては、発注者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸手続等、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
- 2 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。
- 3 受注者は、測量法第 1 4 条（実施の公示）、第 3 6 条（計画書についての助言）、第 4 0 条（測量成果の提出）等の届出に必要な資料を作成し監督職員に提出しなければならない。

第 5 章 土地評価

（土地評価）

- 第 6 0 条 土地評価とは、取得等する土地（残地等に関する損失の補償を行う場合の当該残地を含む。）の更地としての正常な取引価格を算定する業務をいい、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 2 条で定める「不動産の鑑定評価」は含まないものとする。

（土地評価の基準）

- 第 6 1 条 土地評価は、監督職員から特に指示された場合を除き運用方針及び国土交通省損失補償取扱要領（平成 15 年 8 月 5 日付け国総国調第 58 号総合政策局長通知（以下「取扱要領」という。））別記 1 土地評価事務処理要領に定めるところに基づき実施するものとする。

（現地踏査及び資料作成）

- 第 6 2 条 土地評価に当たっては、あらかじめ、調査区域及びその周辺区域を踏査し、当該区域の用途的特性を調査するとともに、土地評価に必要となる次の各号に掲げる資料を作成するものとする。

一 同一状況地域区分図

同一状況地域区分図は、近隣地域及び類似地域につき都市計画図その他類似の地図を用

い、おおむね次の事項を記載したものを作成する。

- (1) 起業地の範囲、同一状況地域の範囲、運用方針第2第3項(1)に規定する標準地及び用途的地域の名称
- (2) 鉄道駅、バス停留所等の交通施設
- (3) 学校、官公署等の公共施設、病院等の医療施設、銀行、スーパーマーケット等の商業施設
- (4) 幹線道路の種別及び幅員
- (5) 都市計画の内容、建築物の面積・高さ等に関する基準
- (6) 行政区域、大字及び字の境界
- (7) 取引事例地
- (8) 地価公示法(昭和44年法律第49号)第6条により公示された標準地(以下「公示地」という。)又は国土利用計画法施行令(昭和49年政令第387号)第9条第5項により周知された基準地(以下「基準地」という。)

二 取引事例地調査表

取引事例比較法に用いる取引事例は、近隣地域又は類似地域において1標準地につき3事例地程度を収集し、おおむね次の事項を整理のうえ調査表を作成する。

- (1) 土地の所在、地番及び住居表示
- (2) 土地の登記記録に記録されている地目及び面積並びに現在の土地の利用状況
- (3) 周辺地域の状況
- (4) 土地に物件がある場合は、その種別、構造、数量等
- (5) 売主及び買主の氏名等及び住所等並びに取引の目的及び事情(取引に当たって特段の事情がある場合はその内容を含む。)
- (6) 取引年月日、取引価格等
- (7) 取引事例地の画地条件(間口、奥行、前面道路との接面状況等)及び図面(100分の1～500分の1程度)

三 収益事例調査表及び造成事例調査表

収益事例調査表及び造成事例調査表は、収益事例については総収入及び総費用並びに土地に帰属する総収益等、造成事例については素地価格及び造成工事費等のほか、前号に掲げる記載事項に準じた事項を整理のうえ作成する。

四 用途的地域の判定及び同一状況地域の区分の理由を明らかにした書面

五 地域要因及び個別的要因の格差認定基準表

格差認定基準表とは、土地価格比準表を適用するに当たり、土地価格比準表の定める要因中の細項目に係る格差率適用の判断を行うに当たり基準となるものをいう。

六 公示地及び基準地の選定調査表

調査区域及びその周辺区域に規準すべき公示地又は基準地があるときは、公示又は周知事項について調査表を作成する。

(標準地の選定及び標準地調査書の作成)

第63条 土地評価に当たっては、同一状況地域ごとに標準地を選定し、標準地調査書を作成するものとする。

2 標準地調査書は、前条第2号で定める取引事例地調査表に準じ、選定理由を付記のうえ作成するものとする。

(標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成)

第64条 標準地の評価は、前2条で作成した資料を基に第61条に定める土地評価の基準を適用して行い、価格決定の経緯と理由を明記した評価調査書を作成するものとする。

2 取得等する土地の評価は、前項で決定した標準地の価格を基に行うものとし、標準地との個別的要因の格差を明記した評価調査書を作成するものとする。

3 前2項の評価額は、監督職員が指示する図面に記載するものとする。

(残地等に関する損失の補償額の算定)

第65条 残地又は残借地に関する損失の補償額は、基準第57条及び運用方針第43に定めるところにより算定し、残地(又は残借地)補償額算定調査書を作成するものとする。

(土地評価の取扱い)

第65条の2 土地評価は、第60条から前条までに定めるほか、別記5土地評価業務処理要領により行うものとする。

第6章 建物等の調査

第1節 調査

(建物等の調査)

第66条 建物等の調査とは、建物、工作物及び立竹木について、それぞれの種類、数量、品等又は機能等を調査することをいう。

(建物等の配置等)

第67条 次条以降の建物等の調査に当たっては、あらかじめ当該権利者が所有し、又は使用する一画の敷地ごとに、次の各号に掲げる建物等の配置に関する調査を行うものとする。

- 一 建物、工作物及び立竹木の位置
- 二 敷地と土地の取得等の予定線の位置
- 三 敷地と接続する道路の幅員、敷地の方位等
- 四 その他配置図作成に必要となる事項

2 建物等の全部又は一部が残地に存する場合には、監督職員から調査の実施範囲について指示を受けるものとする。

(法令適合性の調査)

第68条 建物等の調査に当たっては、次の各号の時期における当該建物又は工作物につき基

準第 30 条第 2 項ただし書きに基づく補償の要否の判定に必要となる法令に係る適合状況を調査するものとする。この場合において、調査対象法令については監督職員と協議するものとする。

- 一 調査時
- 二 建設時又は大規模な増改築時

(木造建物)

- 第 69 条 木造建物〔Ⅰ〕の調査は、軸組工法により建築されている木造建物にあつては、建物移転料算定要領(平成 28 年 3 月 11 日付け国土用第 76 号土地・建設産業局総務課長通知(以下「建物要領」という。))別添一の一木造建物調査積算要領〔軸組工法〕(以下「木造建物要領〔軸組工法〕」という。)により行うものとし、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている木造建物にあつては、建物要領別添一の二木造建物調査積算要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕(以下「木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ法〕」という。)により行うものとする。
- 2 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の調査は、木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかを準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。
- 3 前 2 項の実施に当たっては、取扱要領第 7 条の各項目別補正率表に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。

(木造特殊建物)

- 第 70 条 木造特殊建物の調査は、木造建物要領〔軸組工法〕を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。
- 2 前項の実施に当たっては、取扱要領第 7 条の各項目別補正率表に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。

(非木造建物)

- 第 71 条 非木造建物〔Ⅰ〕の調査は、建物要領別添二非木造建物調査積算要領(以下「非木造建物要領」という。)により行うものとする。
- 2 非木造建物〔Ⅱ〕の調査は、非木造建物要領を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。

(機械設備)

- 第 72 条 機械設備の調査は、機械設備調査算定要領(平成 24 年 3 月 30 日付け国土用第 48 号土地・建設産業局地価調査課長通知(以下「機械設備要領」という。))により行うものとする。

(生産設備)

- 第 73 条 生産設備の調査は、次の各号について行うものとする。
- 一 生産設備の配置状況。調査に当たり必要があると認められるときは、現況測量等を行う。

- 二 種類（使用目的）
- 三 規模（形状及び寸法）、材質及び数量
- 四 園芸用フレーム、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育施設又は煙突、給水塔、貯水池、用水堰、浄水池等にあつては、当該設備の構造の詳細、収容能力、処理能力等
- 五 ゴルフ練習場、駐車場、テニスコート等にあつては、打席数又は収容台数等
- 六 当該設備の取得年月日及び耐用年数
- 七 その他補償額の算定に必要と認められる事項
- 八 当該設備の概要が把握できる写真の撮影

（生産設備の取扱い）

第73条の2 生産設備の調査は、前条で定めるほか、別記6 工作物調査算定要領（以下「工作物要領」という。）により行うものとする。

（附帯工作物）

第74条 附帯工作物の調査は、附帯工作物調査算定要領（平成24年3月30日付け国土用第49号土地・建設産業局地価調査課長通知（以下「附帯工作物要領」という。））により行うものとする。

（庭園）

第75条 庭園の調査は、次の各号について行うものとする。

- 一 庭園に設置されている庭石、灯籠、築山、池等の配置の状況及び植栽されている立竹木の配置の状況。配置の調査は、現況測量等により行うものとする。ただし、規模が小さく平板測量以外で行うことが可能なものにあつては、他の方法により行うことができる。
- 二 庭石、灯籠、築山、池等の形状、構造、数量等
- 三 庭園区域内にある立竹木の種類、形状、寸法、数量等
- 四 その他補償額の算定に必要と認められる事項
- 五 庭園の概要が把握できる写真の撮影

（庭園の取扱い）

第75条の2 庭園の調査は、前条で定めるほか、工作物要領及び第77条に定める立竹木要領により行うものとする。

（墳墓）

第76条 墳墓の調査は、改葬及び祭し料要領により行うものとする。

（立竹木）

第77条 立竹木の調査は、立竹木調査算定要領（平成30年2月7日付け国土用第33号土地・建設産業局総務課長通知（以下「立竹木要領」という。））により行うものとする。

（収穫樹の取扱い）

第 7 7 条の 2 収穫樹の調査を行うに当たっては、前条で定めるほか、根元周囲を地際で測定するものとする。

(石綿)

第 7 7 条の 3 建物等に石綿が含有されている場合の調査は、石綿調査算定要領（平成 24 年 3 月 30 日付け国土用第 50 号土地・建設産業局地価調査課長通知。（以下「石綿要領」という。））により行うものとする。

第 2 節 調査書等の作成

(建物等の配置図の作成)

第 7 8 条 建物等の配置図は、前節の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。

- 一 建物等の所有者（同族法人及び親子を含む。）を単位として作成する。
- 二 縮尺は、原則として、次の区分による。
 - (1) 建物、庭園及び墳墓を除く工作物、庭木等を除く立竹木
100 分の 1 又は 200 分の 1
 - (2) 庭園、墳墓、庭木等
50 分の 1 又は 100 分の 1
- 三 用紙は、産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 11 条により制定された日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）A 列 3 番を用いる。ただし、建物の敷地が広大であるため記載することが困難である場合には、日本産業規格 A 列 2 番によることができる（以下この節において同じ。）。
- 四 敷地境界線及び方位を明確に記入する。方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし図面右上部に記入する。
- 五 土地の取得等の予定線を赤色の実線で記入する。
- 六 建物、工作物及び立竹木の位置等を記入し、建物、工作物及び立竹木ごとに番号を付す。
ただし、工作物及び立竹木が多数存する場合には、これらの配置図を各々作成することができる。
- 七 図面中に次の事項を記入する。
 - (1) 敷地面積
 - (2) 用途地域
 - (3) 建ぺい率
 - (4) 容積率
 - (5) 建築年月
 - (6) 構造概要・建築工法
 - (7) 建築面積
 - (8) 建物延べ床面積

(法令に基づく施設改善)

第 7 9 条 法令に基づく施設改善の調査書は、第 68 条の調査結果を基に作成するものとする。

2 当該建物又は工作物が建設時又は大規模な増改築時においては法令に適合していたが、調査時においては法令に適合していない（このような状態にある建物又は工作物を、以下「既存不適格物件」という。）と認められる場合には、次の各号に掲げる事項を調査書に記載するものとする。

- 一 法令名及び条項
- 二 改善内容

（木造建物）

第80条 木造建物の図面及び調査書は、第69条の調査結果を基に作成するものとする。

2 木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかにより作成するものとする。

3 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の図面及び調査書は、木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかを準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。

- 一 基礎伏図（縮尺 100 分の 1）
- 二 床 伏 図（縮尺 100 分の 1）
- 三 軸 組 図（縮尺 100 分の 1）
- 四 小屋伏図（縮尺 100 分の 1）

（木造建物の取扱い）

第80条の2 木造建物の平面図等の作成に当たっては、別紙3建物平面図等図示記号に掲げるところにより表示するものとし、必要に応じ発注者との協議により別途定めることができるものとする。

2 木造建物の図面及び調査書の様式について、木造建物要領〔軸組工法〕による場合若しくは準用する場合は、木造建物要領〔軸組工法〕の様式に代えて、別添1木造建物調査積算様式〔軸組工法〕によるものとし、木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕による場合若しくは準用する場合は、木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕の様式のとおりとする。

（木造特殊建物）

第81条 木造特殊建物の図面及び調査書は、第70条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、木造建物要領〔軸組工法〕を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。

- 一 基礎伏図（縮尺 100 分の 1）
- 二 床 伏 図（縮尺 100 分の 1）
- 三 軸 組 図（縮尺 100 分の 1）
- 四 小屋伏図（縮尺 100 分の 1）
- 五 断面図（矩計図）（縮尺 50 分の 1）
- 六 必要に応じて上記各図面の詳細図（縮尺は適宜のものとする。）

3 調査書は、木造建物要領〔軸組工法〕に準じ、次の各号により作成するものとする。

- 一 建物ごとに、推定再建築費を積算するために必要な数量を算出する。
- 二 当該建物の移転工法の認定及び補償額の算出が可能となる内容とする。

（木造特殊建物の取扱い）

第 8 1 条の 2 木造特殊建物の平面図等の作成に当たっては、別紙 3 建物平面図等図示記号に掲げるところにより表示するものとし、必要に応じ発注者との協議により別途定めることができるものとする。

2 木造特殊建物の図面及び調査書の様式は、木造建物要領〔軸組工法〕の様式に代えて、別添 1 木造建物調査積算様式〔軸組工法〕によるものとする。

（非木造建物）

第 8 2 条 非木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、第 71 条第 1 項の調査結果を基に非木造建物要領により作成するものとする。

2 非木造建物〔Ⅱ〕の図面及び調査書は、第 71 条第 2 項の調査結果を基に非木造建物要領を準用して作成するものとする。

（非木造建物の取扱い）

第 8 2 条の 2 非木造建物の平面図等の作成に当たっては、別紙 3 建物平面図等図示記号に掲げるところにより表示するものとし、必要に応じ発注者との協議により別途定めることができるものとする。

2 非木造建物の図面及び調査書の様式は、非木造建物要領の様式に代えて、別添 2 非木造建物調査積算様式によるものとする。

（機械設備）

第 8 3 条 機械設備の図面及び調査書は、第 72 条の調査結果を基に機械設備要領により作成するものとする。

（生産設備）

第 8 4 条 生産設備の図面及び調査書は、第 73 条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、生産設備の種類、構造、規模等を考慮して、補償額の算定に必要となる平面図、立面図、構造図、断面図等を作成するものとする。

3 調査書は、前条に準じ作成するものとする。

（生産設備の取扱い）

第 8 4 条の 2 生産設備の図面及び調査書は、前条で定めるほか、工作物要領により行うものとする。

（附帯工作物）

第 8 5 条 附帯工作物の調査表及び図面は、第 74 条の調査結果を基に附帯工作物要領により作成するものとする。

(庭園)

第86条 庭園の調査書は、第75条及び第75条の2の調査結果を基に庭園工作物は附帯工作物要領に定める調査表、庭園立竹木は立竹木要領に定める調査表を用いて、積算に必要と認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を記載することにより作成するものとする。

(庭園の取扱い)

第86条の2 前条で作成する庭園立竹木の調査表は、前条に代えて、別添5立竹木調査算定様式によるものとする。

(墳墓)

第87条 墳墓の図面及び調査書は、第76条の調査結果を基に改葬及び祭し料要領により作成するものとする。

(墳墓の取扱い)

第87条の2 前条で作成する調査書は、前条に代えて、別添4墓地等調査算定様式及び別添5立竹木調査算定様式によるものとする。

(立竹木)

第88条 立竹木の図面及び調査書は、第77条の調査結果を基に立竹木要領により作成するものとする。

(立竹木の取扱い)

第88条の2 前条で作成する調査書は、前条に代えて、別添5立竹木調査算定様式によるものとする。

(石綿)

第88条の3 石綿の図面及び調査書は、第77条の3の調査結果を基に石綿要領により作成するものとする。

第3節 算定

(移転先の検討)

第89条 工場、店舗、営業所、ドライブイン、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下「大規模工場等」という。）以外の建物等を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合には、残地が建物等の移転先地として運用方針第16第1項（4）第1号から第4号までの要件に該当するか否かの検討を行い、次の各号に掲げる資料を作成するものとする。

なお、大規模工場等の建物等を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合は、第10章移転工法案の検討によ

り行うものとする。

一 移転想定配置図（縮尺100分の1～500分の1程度）

二 有形的・機能的・法制的検討を行った資料（検討概要書）

- 2 前項の検討に当たり残地に従前の建物に照応する建物を再現するための当該照応建物（以下「照応建物」という。）の推定建築費は、策定した建物計画案に基づき、概算額により積算するものとする。

また、概算額の積算に必要となる平面図、立面図等はこのための必要最小限度のものを作成するものとする。

なお、監督職員から、照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、この限りでない。

- 3 第1項の検討に当たり、当該請負契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、監督職員から教示を得るものとする。

- 4 前3項の検討に当たり、移転を必要とする残地内の建物等については、第78条で定める図面に対象となるものを明示するものとする。

（法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定）

第90条 既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用に係る運用益損失額の算定は、第68条の調査結果から当該建物又は工作物が既存不適格物件であると認める場合に、運用方針第16第3項の定めるところにより行うものとする。

（木造建物）

第91条 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第80条及び第80条の2で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかにより、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

なお、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の推定再建築費の積算に当たっては、木造建物要領〔軸組工法〕第2条第3項又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕第2条第3項のいずれかに定めるところによるものとする。

- 2 木造建物の補償額の算定は、監督職員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

（木造建物の取扱い）

第91条の2 木造建物の推定再建築費の積算の様式について、木造建物要領〔軸組工法〕による場合は、木造建物要領〔軸組工法〕の様式に代えて、別添1 木造建物調査積算様式〔軸組工法〕によるものとし、木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕による場合は、木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕の様式のとおりとする。また、木造建物の補償額算定の様式は、建物要領の様式に代えて、別添3 建物移転料算定様式によるものとする。

（木造特殊建物）

第92条 木造特殊建物の補償額を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第81条及び第81条の2で作成した図面及び調査書を基に積算するものとする。

なお、その積算にあたっては、木造建物要領〔軸組工法〕第2条第3項に定めるところによるものとする。

2 木造特殊建物の補償額の算定は、監督職員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

（木造特殊建物の取扱い）

第92条の2 木造特殊建物の推定再建築費の積算の様式は、木造建物要領〔軸組工法〕の様式に代えて、別添1木造建物調査積算様式〔軸組工法〕によるものとし、木造特殊建物の補償額算定の様式は、建物要領の様式に代えて、別添3建物移転料算定様式によるものとする。

（非木造建物）

第93条 非木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第82条及び第82条の2で作成した図面及び調査書を基に、非木造建物〔Ⅰ〕については非木造建物要領により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

なお、非木造建物〔Ⅱ〕の推定再建築費の積算にあたっては、非木造建物要領第3条第3項に定めるところによるものとする。

2 非木造建物の補償額の算定は、監督職員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

（非木造建物の取扱い）

第93条の2 非木造建物の推定再建築費の積算の様式は、非木造建物要領の様式に代えて、別添2非木造建物調査積算様式によるものとし、非木造建物の補償額算定の様式は、建物要領の様式に代えて、別添3建物移転料算定様式によるものとする。

（照応建物の詳細設計）

第94条 第89条第2項の照応建物の推定建築費の概算額により第89条第1項の検討を行った場合は、監督職員と協議するものとする。

2 前項の協議により照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の推定建築費の積算又は第89条第2項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算にあたっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要となる図面を作成するものとする。

一 照応建物についての計画概要表（様式第10号の1、第10号の2）

二 面積比較表（様式第10号の4）

（機械設備）

第95条 機械設備の補償額の算定は、第83条で作成した資料を基に機械設備要領により行うものとする。

（生産設備）

第96条 生産設備の補償額の算定は、第84条で作成した資料を基に当該設備の移設の可否及び適否について検討し、行うものとする。

2 生産設備の補償額の算定に専門的な知識が必要であり、かつ、メーカー等でなければ算定が困難と認められるものについては、前条に準じて処理するものとする。

(生産設備の取扱い)

第96条の2 生産設備の補償額の算定は、前条で定めるほか、工作物要領により行うものとする。

(附帯工作物)

第97条 附帯工作物の補償額の算定は、第85条で作成した資料を基に附帯工作物要領により行うものとする。

(庭園)

第98条 庭園の補償額の算定は、第86条で作成した資料を基に当該庭園の再現方法等を検討し、行うものとする。

(庭園の取扱い)

第98条の2 庭園の補償額の算定は、前条で定めるほか、工作物要領及び立竹木要領により行うものとし、立竹木の補償額算定の様式は、別添5立竹木調査算定様式により行うものとする。

(墳墓)

第99条 墳墓の補償額の算定は、第87条及び第87条の2で作成した資料を基に改葬及び祭料要領により行うものとする。

(墳墓の取扱い)

第99条の2 墳墓の補償額の算定は、前条で定めるほか、立竹木の補償額算定の様式は、別添5立竹木調査算定様式により行うものとする。

(立竹木)

第100条 立竹木の補償額の算定は、第88条及び第88条の2で作成した資料を基に立竹木要領により行うものとする。

(立竹木の取扱い)

第100条の2 立竹木の補償額の算定は、前条で定めるほか、別記7用材林補償算定要領により行うものとし、立竹木の補償額算定の様式は、別添5立竹木調査算定様式により行うものとする。

第7章 営業その他の調査

第1節 調査

(営業その他の調査)

第101条 営業その他の調査とは、営業、居住者等及び動産に関する調査をいう。

(営業に関する調査)

第102条 営業に関する調査は、営業補償調査算定要領（令和3年3月19日付け国不用第66号不動産・建設経済局土地政策課長通知（以下「営業要領」という。））により行うものとする。

(居住者等に関する調査)

第103条 居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 氏名及び住所（建物番号及び室番号）
 - 二 居住者の家族構成（氏名及び生年月日）
 - 三 住居の占有面積及び使用の状況
 - 四 居住者が当該建物の所有者でない場合には、貸主の氏名等、住所等、賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間
 - 五 その他必要と認められる事項
- 2 居住以外の目的で建物を借用している者に対しては、前各号に掲げる事項に準じて調査するものとする。
- 3 前2項の調査は、住民票、賃貸借契約書等の確認のほか、仮住居等に要する費用に関する調査算定要領（平成30年3月8日付け国土用第45号土地・建設産業局総務課長通知（以下「仮住居要領」という。）、家賃減収補償調査算定要領（平成30年3月8日付け国土用第46号土地・建設産業局総務課長通知（以下「家賃減収要領」という。）又は借家人補償調査算定要領（平成30年3月8日付け国土用第47号土地・建設産業局総務課長通知（以下「借家人要領」という。）により行うものとする。

(動産に関する調査)

第104条 動産に関する調査は、動産移転料調査算定要領（平成30年3月8日付け国土用第44号土地・建設産業局総務課長通知（以下「動産要領」という。））により行うものとする。

第2節 調査書の作成

(調査書の作成)

第105条 営業に関する調査書は、第102条の調査結果を基に営業要領により作成するものとする。

- 2 居住者等に関する調査書は、第 103 条の調査結果を基に居住者調査表（様式第 11 号の 1、第 11 号の 2）により作成することとし、建物を借家・借間している者がいる場合においては、家賃減収要領により作成するものとする。
- 3 動産に関する調査書は、前条の調査結果を基に動産要領により作成するものとする。

（動産調査に関する調査書の取扱い）

第 105 条の 2 動産に関する調査書は、前条第 3 項に代えて、別添 6 動産調査算定様式により作成するものとする。

第 3 節 算定

（補償額の算定）

- 第 106 条 営業に関する補償額の算定は、第 105 条第 1 項で作成した資料を基に営業要領により行うものとする。この場合において、建物及び工作物の移転料の算定業務が当該請負契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得たうえで、行うものとする。
- 2 仮住居等に要する費用、家賃減収補償及び借家人補償の算定は、第 105 条第 2 項で作成した資料等を基に仮住居要領、家賃減収要領及び借家人要領により行うものとする。
 - 3 動産移転料の算定は、第 105 条第 3 項及び前条で作成した資料を基に動産要領により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積を徴するものとする。
 - 4 移転雑費の算定は、移転雑費算定要領（平成 30 年 3 月 8 日付け国土用第 49 号土地・建設産業局総務課長通知）により行うものとする。

（動産移転料の算定の取扱い）

第 106 条の 2 動産移転料の算定の様式は、前条第 3 項に代えて、別添 6 動産調査算定様式によるものとする。

（仮住居補償の算定の取扱い）

第 106 条の 3 仮住居補償の算定の様式は、仮住居要領の様式に代えて、別添 7 仮住居算定様式によるものとする。

（家賃減収補償の算定の取扱い）

第 106 条の 4 家賃減収補償の算定の様式は、家賃減収要領の様式に代えて、別添 8 家賃減収算定様式によるものとする。

（借家人補償の算定の取扱い）

第 106 条の 5 借家人補償の算定の様式は、借家人要領の様式に代えて、別添 9 借家人算定様式によるものとする。

（移転雑費補償の算定の取扱い）

第 106 条の 6 移転雑費補償の算定の様式は、移転雑費算定要領の様式に代えて、別添 10 移転雑費算定様式によるものとする。

(動産移転料等の総括表)

第 106 条の 7 第 106 条、第 106 条の 3 から第 106 条 6 まで及び祭し料の算定結果については、別添 11 通常損失補償総括表にとりまとめるものとする。

第 8 章 消費税等調査

(消費税等に関する調査等)

第 107 条 消費税等に関する調査等とは、土地等の権利者等の補償額の算定に当たり消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額の補償額への加算の要否又は消費税等相当額の補償の要否の調査及び判定等を行うことをいう。ただし、権利者が国の機関、地方公共団体、消費税法別表第三に掲げる法人又は消費税法第 2 条第 7 号に定める人格のない社団等であるときは、適用しないものとする。

(調査)

第 108 条 土地等の権利者等が消費税法第 2 条第 4 号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。

- 一 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
- 二 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
- 三 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」
- 四 消費税簡易課税制度選択届出書
- 五 消費税簡易課税制度選択不適用届出書
- 六 消費税課税事業者選択届出書
- 七 消費税課税事業者選択不適用届出書
- 八 消費税課税事業者届出書
- 九 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書
- 十 法人設立届出書
- 十一 個人事業の開廃業等届出書
- 十二 消費税の新設法人に該当する旨の届出書
- 十三 消費税課税事業者届出書（特定期間用）
- 十四 特定期間の給与等支払額に係る書類（支払明細書（控）、源泉徴収簿等）
- 十五 特定新規設立法人に該当する旨の届出書
- 十六 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書
- 十七 適格請求書発行事業者登録に係る通知書

十八 適格請求書発行事業者登録に係る取消届出書

十九 その他の資料

- 2 受注者は、前項に掲げる資料が存しない等の理由により必要な資料の調査ができないときは、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

(補償の要否の判定等)

第109条 消費税等に関する調査書は、前条の調査結果を基に作成するものとする。

- 2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー（「国土交通省の直轄の公共用地の取得等に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」（令和元年9月25日付け国土交通省国土用第29号土地・建設産業局総務課長通知。別添－5参考）により補償の要否を判定（課税売上割合の算定を含む。）するものとし、消費税等調査表（様式第12号）を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適當又は困難と認めたときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。

第9章 予備調査

第1節 調査

(予備調査)

第110条 予備調査とは、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6章建物等の調査に先立ち企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転計画案の作成並びに移転が想定される建物等の概算補償額を算定し、建物等の影響の範囲または基準第30条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法の認定に必要な予備的な調査を行うことをいう。

(企業内容等の調査)

第111条 予備調査に係る大規模工場等の企業内容等の調査は、移転計画案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 所在地、名称及び代表者名
- 二 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- 三 所有者又は占有者の組織及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係
- 四 財務状況
- 五 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- 六 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
- 七 移転計画案の検討に当たって関係する法令とその内容
- 八 その他移転計画案の検討に必要と認める事項

(敷地使用実態の調査)

第112条 予備調査に係る大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転計画案の検討に当たって重要となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- 二 用途地域等の公法上の規制
- 三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- 四 敷地内の使用状況等
 - (1) 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち特に必要と認めるものの位置、形状、寸法、容量等
 - (2) 駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査
 - (3) 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに品目及び数量
 - (4) 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積
- 五 前条第6号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）と建物等の配置との関係
- 六 その他移転計画案の検討に必要と認める事項
- 七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

(建物調査)

第113条 予備調査に係る建物の調査は、前2条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、第69条から第71条までに準ずる方法により行うものとする。この場合における建物調査は、間取平面、建築設備、構造概要、立面等、推定再建築費の概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとする。

- 2 前項の関連移転の検討の対象とする建物を定めるに当たっては、監督職員の指示を受けるものとする。
- 3 写真の撮影は、建物の概要を把握できるよう行うものとする。

(機械設備等調査)

第114条 予備調査に係る機械設備等（生産設備及び附帯工作物を含む。）の調査は、第111条及び第112条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する機械設備等及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする機械設備等について、第95条から第97条までに準ずる方法により行うものとする。この場合における機械設備等調査は、配置、機械名（種類）、規格等、概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとする。

- 2 前項の関連移転の検討の対象とする機械設備等を定めるに当たっては、監督職員の指示を受けるものとする。
- 3 写真の撮影は、主たる機械設備等の概要を把握できるよう行うものとする。

第2節 調査書等の作成

(企業概要書)

第 1 1 5 条 企業内容等の調査書は、第 111 条の調査結果を基に企業概要書(様式第 13 号の 1)を用いて、作成するものとする。

(配置図)

第 1 1 6 条 予備調査に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、第 112 条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

- 一 建物、屋外の主たる機械設備、生産設備及び附帯工作物、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置(又は配置)
- 二 製品等の製造、加工又は販売等の工程
- 三 縮尺は、500 分の 1 又は 1,000 分の 1 とする。

(建物、機械設備等の図面作成)

第 1 1 7 条 予備調査に係る大規模工場等の建物及び機械設備等の図面は、概算による推定再建築費等の積算が可能な程度の平面図及び立面図等を必要最小限度作成するものとする。

(移転計画案の作成)

第 1 1 8 条 予備調査に係る大規模工場等の移転計画案は、第 111 条から第 114 条までの調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で 2 又は 3 案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第 16 第 1 項(4)第 1 号から第 3 号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- 一 製品等の製造(加工)工程又は商品等の流れ(図式化したもの)の変更計画
 - 二 建物(残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。)、機械設備等の移転計画
 - 三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
 - 四 建物、機械設備等の移転工程表
 - 五 移転計画図(縮尺 500 分の 1 又は 1,000 分の 1)
 - 六 移転工法(計画)案検討概要書(様式第 13 号の 2)
 - 七 移転工法(計画)各案の比較表(様式第 13 号の 3)
- 2 前項の検討に当たり、照応建物の推定建築費は概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。
- 一 照応建物についての計画概要表(様式第 10 号の 1、第 10 号の 2)
 - 二 面積比較表(様式第 10 号の 4)
 - 三 平面(間取り)の各案についての計画概要比較表(様式第 10 号の 3)

第 3 節 算定

(補償概算額の算定)

第 119 条 前条で作成する移転計画案（2 又は 3 案）の補償概算額の算定は、第 115 条から前条で作成した調査書及び図面を基に行うものとする。

第 10 章 移転工法案の検討

第 1 節 調査

(移転工法案の検討)

第 120 条 移転工法案の検討とは、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第 6 章建物等の調査及び第 7 章営業その他の調査と併せて企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転工法案を作成し、基準第 30 条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法を検討することをいう。

(企業内容等の調査)

第 121 条 大規模工場等の企業内容等の調査は、移転工法案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第 115 条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。

- 一 所在地、名称及び代表者名
- 二 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- 三 所有者又は占有者の組織及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係
- 四 財務状況
- 五 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- 六 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
- 七 移転工法案の検討に当たって関係する法令とその内容
- 八 その他移転工法案の検討に必要と認められる事項

(敷地使用実態の調査)

第 122 条 大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転工法の検討に当たって重要となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第 112 条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

- 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- 二 用途地域等の公法上の規制
- 三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- 四 敷地内の使用状況等

(1) 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち、特に必要と認め

られるものの位置、形状、寸法、容量等

- (2) 駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査
- (3) 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに品目及び数量
- (4) 工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）に基づく緑地の位置及び面積

五 次のいずれかにおける建物等の配置との関係

- (1) 前条第 6 号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
- (2) 第 111 条第 6 号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
- (3) 営業要領第 2 条第 1 項第 1 号ロ（2）の移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目

六 その他移転工法案の検討に必要と認める事項

七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

第 2 節 調査書等の作成

（企業概要書）

第 1 2 3 条 企業内容等の調査書は、第 121 条の調査結果を基に企業概要書（様式第 13 号の 1）を用いて、作成するものとする。

（配置図）

第 1 2 3 条の 2 移転工法案の検討に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地の移転工法案の検討の対象とした範囲について、第 122 条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

- 一 建物、屋外の主たる機械設備、生産設備及び附帯工作物、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置（又は配置）
- 二 製品等の製造、加工又は販売等の工程
- 三 縮尺は、500 分の 1 又は 1,000 分の 1 とする。

（移転工法案の作成）

第 1 2 4 条 大規模工場等の移転工法案は、第 67 条から第 75 条の 2 まで、第 77 条、第 121 条及び第 122 条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で 2 又は 3 案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第 16 第 1 項（4）第 1 号から第 3 号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- 一 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）の変更計画
- 二 建物（残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。）、機械設備等の移転計画
- 三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
- 四 建物、機械設備等の移転工程表
- 五 移転計画図（縮尺 500 分の 1 又は 1,000 分の 1）
- 六 移転工法（計画）案検討概要書（様式第 13 号の 2）

七 移転工法（計画）各案の比較表（様式第 13 号の 3）

2 前項の検討に当たり照応建物の推定建築費は、概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。
なお、監督職員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、これに必要な図面を作成し、積算するものとする。

一 照応建物についての計画概要表（様式第 10 号の 1、第 10 号の 2）

二 面積比較表（様式第 10 号の 4）

三 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（様式第 10 号の 3）

（補償額の比較）

第 1 2 5 条 前条の移転工法案を作成したときは、運用方針第 16 第 1 項（4）第 4 号に定める補償額の比較を行うものとする。

2 第 1 項の検討に当たり、当該請負契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、監督職員から教示を得るものとする。

第 1 1 章 再算定業務

（再算定業務）

第 1 2 6 条 再算定業務とは、建物等の補償額について再度算定する（再調査して算定する場合を含む。）ことをいう。

（再算定の方法）

第 1 2 7 条 建物等の補償額の再算定は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、従前の補償額の算定方法により行うものとする。

一 補償額の算定項目、算定方法等に係る基準、運用方針又は調査算定要領等が改正されている場合には、改正後の基準等により算定する。

二 再調査の結果が現調査表の内容と異なる場合は、再調査の結果に基づき補償額を算定する。この場合における移転工法は、監督職員の指示による。

第 1 2 章 補償説明

（補償説明）

第 1 2 8 条 補償説明とは、土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償を行う場合において、当該補償の方針、用地交渉の方法、その他当該土地等の取得等に関し協力を得るために必要と認められる事項の説明を行うことをいう。ただし、補償説明には、地方整備局用地事務取扱規則（平成 13 年 1 月 6 日付け国土交通省訓令第 86 号）第 14 条に定められた土地調書及び物件調書、北陸地方整備局用地事務取扱細則（平成 13 年 3 月 29 日付け北陸地方整備局訓令

第 18 号) 第 52 条に定められた損失補償協議書並びに同細則第 55 条に定められた契約書の説明等の各権利者に関する個別事項の説明は含まないものとする。

(概況ヒアリング等)

第 129 条 受注者は、補償説明の実施に先立ち、監督職員から、当該事業の計画概要、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、権利者ごとの補償内容、実情及びその他必要となる事項について説明を受け、概況を把握するものとする。

2 受注者は、現地踏査及び概況ヒアリングを行った後に補償説明の対象となる権利者等に対し、面接等により補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

(説明資料の作成等)

第 130 条 権利者等に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これらの業務が完了したときは、その内容等について監督職員と協議するものとする。

- 一 当該区域全体及び権利者等ごとの処理方針の検討
- 二 権利者等ごとの補償説明に係る事項の整理
- 三 権利者等に対する説明用資料の作成

(権利者等に対する説明)

第 131 条 権利者等に対する説明は、次の各号により行うものとする。

- 一 権利者等との面接は、2 名以上の者を一組として行うこと。ただし、やむを得ず面接以外の方法による場合は、あらかじめ監督職員にその方法等について確認すること。
- 二 権利者等と面接等を行うときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと。

2 権利者等に対しては、前条において作成した説明用資料を基に補償説明の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

(記録簿の作成)

第 132 条 受注者は、権利者等と面接等により説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者等の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿(様式第 14 号)に記載するものとする。

(説明後の措置)

第 133 条 受注者は、補償説明の現状及び権利者等ごとの経過等を、必要に応じて、監督職員に報告するものとする。

2 受注者は、当該権利者等に係る補償説明のすべてについて権利者等の理解が得られたと判断したときは、速やかに、監督職員にその旨を報告するものとする。

3 受注者は、権利者等が説明を受け付けない、又は当該事業計画、補償説明若しくはその他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督職員にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

第 13 章 事業認定申請図書等の作成

(事業認定申請図書等の作成)

第 134 条 事業認定申請図書等の作成とは、次の各号に掲げる図書の作成をいうものとする。

- 一 事業認定申請図書の作成
- 二 裁決申請図書の作成
- 三 明渡裁決申立図書の作成

(事業認定申請図書の作成)

第 135 条 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下この章において「法」という。）第 16 条に規定する事業の認定を受けることを前提として、法第 18 条の規定による事業認定申請書及び添付書類（関係機関への意見照会書類を含む。）並びにこれに関連する参考資料を作成することをいい、次の区分によるものとする。

- 一 相談用資料作成

起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）を作成するもの

- 二 申請図書作成

起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴い、相談用資料の更新、補足等を行い事業認定申請図書（案）を作成するもの

(事業計画の説明)

第 136 条 事業認定申請図書の作成に当たっては、当該事業認定申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について監督職員等から説明を受けるものとする。

(現地踏査)

第 137 条 事業認定申請図書の作成に当たって行う現地踏査においては、事業認定申請に係る起業地を含む事業地の踏査を行うものとする。

(起業地の範囲の検討)

第 138 条 起業地の範囲の検討は、事業認定申請区間に係る発注者が貸与する事業計画図を基に、本体事業、附帯事業又は関連事業ごとに行うものとする。

- 2 前項による事業認定申請の範囲を検討したときは、監督職員と協議するものとする。

(事業認定申請図書の作成方法)

第 139 条 事業認定申請図書は、法第 18 条並びに法施行規則（昭和 26 年建設省令第 33 号。以下この章において「規則」という。）第 2 条及び第 3 条に定めるところに従うほか、監督職員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。

(相談用資料の作成方法)

第140条 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書(案)の作成は、前条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとし、以下の事項について作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料をあわせて作成するものとする。

- 一 事業認定申請書(案)
- 二 事業計画書
- 三 関連事業に関する協議書(案)
- 四 法第4条地の調査及び管理者の意見書(案)
- 五 法令制限地に係る権限を有する行政機関の意見書(案)
- 六 免許・許認可等があったことを証明する書面又は行政機関の意見書(案)
- 七 その他必要な書面等

(相談用資料の添付図面の作成方法)

第141条 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書(案)の添付図面の作成は、第139条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとし、次に掲げるものから必要と認められる図面を作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料の添付図面をあわせて作成するものとする。

- 一 起業地表示図
- 二 法第4条地表示図
- 三 関連事業表示図
- 四 法第4条地管理者意見照会添付図
- 五 起業地計画図等
- 六 法令制限地表示図
- 七 許認可等土地表示図
- 八 参考資料として必要な図面
- 九 その他必要と認められる図面

(申請図書の作成)

第142条 起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴う事業認定申請図書(案)の作成は、監督職員の指示により既存の相談用資料を基に、既存の相談用資料の更新、補足等を行うものとする。

(裁決申請図書の作成)

第143条 裁決申請図書の作成とは、法第40条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

(裁決申請図書の作成方法)

第144条 裁決申請図書の作成は、法第40条に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、監督職員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。

- 一 裁決申請書（案）
- 二 事業計画書
- 三 法第40条第1項第2号関係書類
- 四 規則第17条第2号イに定める書面
- 五 規則第17条第3号に定める書面
- 六 法第36条に定める土地調書（案）
- 七 起業地の位置を表示する図面
- 八 起業地及び事業計画を表示する図面
- 九 土地調書に添付する実測平面図
- 十 その他必要と認められる書面及び図面

（明渡裁決申立図書の作成）

第145条 明渡裁決申立図書の作成とは、法第47条の3に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

（明渡裁決申立図書の作成方法）

第146条 明渡裁決申立図書の作成は、法第47条の3に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、監督職員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。

- 一 明渡裁決申立書（案）
- 二 法第47条の3第1項第1号関係書類
- 三 規則第17条の6第1号に定める書面
- 四 規則第17条の6第2号に定める書面
- 五 法第36条に定める物件調書（案）
- 六 物件調書に添付する図面
- 七 その他必要と認められる書面及び図面

（事業認定申請図書等の作成の取り扱い）

第146条の2 第139条、第144条及び前条で監督職員が別途指示するとした作成要領等は、別記8事業認定申請図書等作成要領とする。

第14章 地盤変動影響調査等

第1節 調査

（地盤変動影響調査）

第147条 地盤変動影響調査とは、直轄事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により建物その他の工作物（以下この章において「建物等」という。）に損害等が生ずるおそれがあると認められる場合に、工事の着手に先立ち又は工事の施行中に行う建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）並びに工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物等の状況の調査（以下「事後調査」という。）をいう。

（調査）

第148条 地盤変動影響調査は、地盤変動影響調査算定要領（平成24年3月30日付け国土用第51号土地・建設産業局地価調査課長通知）により行うものとする。

2 前項により難しい場合は、監督職員の指示により必要な調査を行うものとする。

（水準測量）

第149条 地盤変動影響調査算定要領第9条第2項の水準測量は、事前調査及び事後調査時において、既存の基準となる点（公共水準点並びに沈下等の恐れのない堅固な物件）から工事の影響を受けない箇所に任意の点を選点・設置し、その点を基に対象となる建物等基礎の計測を行い、次の各号に掲げる資料を作成するものとする。なお、既存の基準となる点については検測し使用することとし、任意の点の設置及び建物基礎等の計測にあたっては、往復観測するものとする。

- 一 観測手簿
- 二 計算簿
- 三 点の記
- 四 その他必要と認められる書面及び図面

2 前項によりより難しい場合は、監督職員の指示により必要な調査を行うものとする。

（費用負担の要否の検討）

第150条 損害等をてん補するために必要な費用負担の要否の検討は、発注者が事前調査及び事後調査の結果を比較検討する等をして、損傷箇所の変化又は損傷の発生が直轄事業に係る工事の施行によるものと認められるものについて、建物等の全部又は一部が損傷し、又は損壊することにより、建物等が通常有する機能を損なっているものであるかの検討を行うものとする。

2 前項の検討結果については、速やかに監督職員に報告するものとする。

第2節 算定

（費用負担額の算定）

第151条 損害等が生じた建物等の費用負担額の算定は、地盤変動影響調査算定要領により行うものとする。

2 前項により難しい場合は、監督職員の指示する方法により費用負担額の算定を行うものとする。

第 1 5 章 写真台帳の作成

(写真台帳の作成)

第 1 5 2 条 受注者は、第 6 章、第 7 章、第 9 章、第 10 章及び第 14 章に定める調査等と併せて、次の各号に定めるところにより、写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。

一 第 6 章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、調査区域の概況が容易にわかるものとする。

二 第 6 章及び第 7 章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は建物の全景及び建物の主要な構造部分並びに建物が存在する周囲の状況並びに建物以外の土地に定着する主要な工作物が容易にわかるものとする。

三 第 7 章に定める調査のうち、動産に関する調査と併せて行う写真の撮影は、動産の種類、形状、収容状況等が容易にわかるものとする。

四 第 7 章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、営業商品の陳列状況、生産の稼動状況、原材料及び生産品等が容易にわかるものとする。

五 第 9 章及び第 10 章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、監督職員の指示により前各号に準じて行うものとする。

六 第 14 章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、地盤変動影響調査算定要領により行うものとする。

2 写真台帳には、写真を撮影した付近の建物配置図等の写しを添付し、建物等の番号を付記するとともに、撮影の位置及び方向並びに写真番号を記入するものとする。

3 写真台帳の作成に当たっては、撮影年月日等の記載事項及び撮影対象物の位置その他必要と認められる事項を明記し、写真撮影に従事した者の氏名を記載するものとする。

第 1 6 章 土地調書の作成等

(土地調書等の作成)

第 1 5 3 条 受注者は、第 3 章、第 4 章、第 6 章及び第 7 章に定める業務の成果物により、土地調書(様式第 15 号)及び物件調書(様式第 16 号)を作成するものとする。

(土地調書等の作成の取扱い)

第 1 5 3 条の 2 前条で定める土地調書等の作成の取扱いとして、次の各項の取扱いを加えるものとする。

2 土地調書の作成にあつては、土地調書一覧表(様式第 15 号の 2)を作成するものとする。

3 土地調書等の具体的な作成に当たっては、別記 9 土地調書及び物件調書作成要領に基づいて行うものとする。

第 1 6 章の 2 所要作業時間等調査

(所要作業時間等調査)

第 1 5 3 条の 3 受注者は、特記仕様書により、所要作業時間等調査の実施について指示があったときは、発注者が指示する調査票に業務に要した時間数の実態を記入要領に基づき記入し、業務完了時に提出するものとする。

共通仕様書様式

番号	名称	取り扱い
第 1号	貸与品等引渡通知書	
第 2号	貸与品等受領書	
第 3号	貸与品等精算書	
第 4号	貸与品等返納書	
第 5号	障害物伐除報告書	
第 6号の1	土地の登記記録調査表(一覧)	
第 6号の2	土地調査表	
第 7号の1	建物の登記記録調査表(一覧)	
第 7号の2	建物の登記記録調査表	
第 8号の1	権利者調査表(土地)	様式第8号の3として権利者調査表(一覧)を追加。
第 8号の2	権利者調査表(建物)	
第 9号	土地境界立会確認書	様式第 9号の2 又は実測図への署名押印によることも可とする。
第10号の1	計画概要表(検討資料)	
第10号の2	計画概要表	
第10号の3	計画概要比較表	
第10号の4	面積比較表	
第11号の1	居住者調査表(自家・家主)	
第11号の2	居住者調査表(借家・借間)	
第12号	消費税等調査表(表面・裏面)	
	別表	
第13号の1	企業概要書	
第13号の2	移転工法(計画)案検討概要書	
第13号の3	移転工法(計画)各案の比較表	
第14号	補償説明記録簿	
第15号	土地調書	様式第15号の2 として土地調書一覧表を追加。
第16号	物件調書	
第17号	担当技術者通知書	
	別紙	
第18号	用地調査等業務の施行に関する指示票	

第19号	用地調査等業務の施行に関する承諾書	
第20号	用地調査等業務の施行に関する協議書	
第21号	打合せ記録簿	

- 別紙 1 成果物一覧表
- 2 用地実測図表示記号
 - 3 建物平面図等図示記号

- 別添 1 木造建物調査積算様式〔軸組工法〕（様式第 1 ～ 第 10）
- 2 非木造建物調査積算様式
 - 3 建物移転料算定様式（様式第 1 ～ 第 7、別紙 1 ～ 3）
 - 4 墓地等調査算定様式（様式第 1 号～第 5 号）
 - 5 立竹木調査算定様式（様式第 1 号～第 4 号）
 - 6 動産調査算定様式（様式第 1 号～第 3 号）
 - 7 仮住居算定様式（様式第 1－1 号～第 3 号）
 - 8 家賃減収算定様式（様式第 1 号、第 2 号）
 - 9 借家人算定様式（様式第 1 号）
 - 10 移転雑費算定様式（様式第 1 号、別表 1 ～ 5）
 - 11 通常損失補償総括表
 - 12 営業補償調査算定様式（様式第 1 号～第 13 号）

- 別記 1 個人情報に関する取扱い要領
- 2 公共用地境界確定協議依頼要領
 - 3 登記所送付用地図（電子データ）の作成要領
 - 4 指定申請書案の作成要領
 - 5 土地評価業務処理要領
 - 6 工作物調査算定要領
 - 7 用材林補償算定要領
 - 8 事業認定申請図書等作成要領

- 参考 1 建物移転料算定要領（平成 28 年 3 月 11 日国土用第 76 号）
- 2 機械設備調査算定要領（平成 24 年 3 月 30 日国土用第 48 号）
 - 3 附帯工作物調査算定要領（平成 24 年 3 月 30 日国土用第 49 号）
 - 4 石綿調査算定要領（平成 24 年 3 月 30 日国土用第 50 号）
 - 5 土壌汚染に関する土地利用履歴等調査要領（平成 24 年 3 月 30 日国土用第 53 号）
 - 6 地盤変動影響調査算定要領（平成 24 年 3 月 30 日国土用第 51 号）
 - 7 立竹木調査算定要領（平成 30 年 2 月 7 日国土用第 33 号）
 - 8 動産移転料調査算定要領（平成 30 年 3 月 8 日国土用第 44 号）
 - 9 仮住居等に要する費用に関する調査算定要領（平成 30 年 3 月 8 日国土用第 45 号）
 - 10 家賃減収補償調査算定要領（平成 30 年 3 月 8 日国土用第 46 号）

- 1 1 借家人補償調査算定要領（平成 30 年 3 月 8 日国土用第 47 号）
- 1 2 改葬の補償及び祭し料調査算定要領（平成 30 年 3 月 8 日国土用第 48 号）
- 1 3 移転雑費算定要領（平成 30 年 3 月 8 日国土用第 49 号）
- 1 4 営業補償調査算定要領（令和 3 年 3 月 19 日国不用第 66 号）

年 月 日

殿

住所
氏名

貸 与 品 等 引 渡 通 知 書

下記のとおり貸与品等を引渡します。

業 務 名			契約年月日	年 月 日
品 目	規 格	単位	数 量	備 考

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。

年 月 日

殿

受注者 住 所
氏 名
主任担当者

貸 与 品 等 受 領 書

下記のとおり貸与品等を受領しました。

業 務 名				契約年月日		年 月 日	
品 目	規 格	単位	数 量			備 考	
			前回まで	今 回	累 計		
						月 日から 月 日までの今回受領分	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。

年 月 日

殿

受注者 住 所
氏 名
主任担当者

貸 与 品 等 精 算 書

下記のとおり貸与品等を精算します。

業 務 名					契 約 年 月 日	年 月 日
品 目	規 格	単 位	数 量			備 考
			支 給 数 量	使 用 数 量	残数量	
主任監督員 証 明 欄	上記精算について調査したところ事実と相違ない ことを証明する。 年 月 日（官職氏名）				物 品 管 理 簿 登 記	
					年 月 日	

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。

年 月 日

殿

受注者 住 所
氏 名
主任担当者

貸 与 品 等 返 納 書

下記のとおり貸与品等の使用残を返納します。

業 務 名			契約年月日	年 月 日
品 目	規 格	単位	数 量	備 考

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。

様式第 5 号

年 月 日

殿

受注者 住 所
氏 名
主任担当者

障 害 物 伐 除 報 告 書

年 月 日契約の ため、障害物を伐除
したの で用地調査等業務共通仕様書第 19 条第 2 項の規定に基づき、別紙調査表を添
えて報告しま
す。

- (注) 1 別紙調査表は、立竹木調査表等に準じて作成するものとする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。

土地の登記記録調査表（一覧）

整理 番号	表 題 部				権 利 部			備 考
					甲 区		乙 区	
	所 在	地 番	地 目	地 積 m ²	所有者	住 所	有 無	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判横とする。

整理 番号	
----------	--

土 地 調 査 表

不 動 産 登 記 簿					分 割 の 部	用 地		登記記録調査	調 査 年 月 日	調 査 者		
表 題 部			権 利 部			符 号	地 積	法人登記簿又は 商業登記簿調査				
所 在 地	都 府 県 郡 市 区							戸 籍 簿 等 調 査				
	町 村 大字 字							現 況 調 査				
地 番		地 目					残 地		課 税 評 価 格	所有権以外の権利又は仮登記の調査		
地 積						符 号	地 積					
所 有 者												
備 考						現 況 調 査	地 目	地 積				
戸 登 業 籍 記 登 簿 簿 記 等 又 簿 法 は 調 人 商 査					そ の 他 土 地 等 の 評 価 に 必 要 な 資 料 の 調 査							

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判横とする。

建物の登記記録調査表（一覧）

整理 番号	所 在 地 番	表 題 部					権 利 部		備 考
							甲 区	乙 区	
		家 屋 番 号	種 類	構 造	床 面 積	原因及びその日付	所 有 者	有 無	

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判横とする。

建物の登記記録調査表

調査年月日		調査者		整理番号	
表 題 部（主たる建物の表示、附属建物の表示）					
所 在				家屋番号	
種 類		構 造		床 面 積	
登記原因及びその日付					
所有者					
権 利 部 甲 区 欄（所 有 権）					
登 記 名 義 人	氏 名、名 称			共有持分	
	住所、所在地				
	氏 名、名 称			共有持分	
	住所、所在地				
権 利 部 乙 区 欄（所有権以外の権利）					
登 記 名 義 人	氏 名、名 称				
	住所、所在地				
	権 利 の 種 類		権 利 の 内 容		
	権 利 の 始 期		存 続 期 間		
	氏 名、名 称				
	住所、所在地				
	権 利 の 種 類		権 利 の 内 容		
	権 利 の 始 期		存 続 期 間		
仮登記の内容					

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

権 利 者 調 査 表 （ 土 地 ）

調査年月日				調査者			整理番号		
権 利 者 が 法 人 以 外	登記名義人の氏名						生 年 月 日 死亡年月日		
	登記名義人の住所								
	相 続 関 係						相続系統図	別 紙	
	相続人の氏名		生 年 月 日 死亡年月日	被相続人 との続柄	相続人の住所				
	権 利 者 が 法 人	法定代 理人等	氏 名						
住 所									
財 産 管理人		氏 名							
		住 所							
法 人 の 名 称									
主たる事務所の 所在地									
法人の 代表者		氏 名							
		住 所							
破産管 財人等	氏 名								
	住 所								

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。

権 利 者 調 査 表 （ 建 物 ）

調査年月日				調査者				整理番号				
権利者が法人以外	登記名義人の氏名							生 年 月 日 死亡年月日				
	登記名義人の住所											
	相 続 関 係							相続系統図		別 紙		
	相続人の氏名		生 年 月 日 死亡年月日		被相続人との続柄		相続人の住所					
権利者が法人	法定代理人等		氏 名									
			住 所									
	財産管理人		氏 名									
			住 所									
	法人の名称											
	主たる事務所の所在地											
	法人の代表者		氏 名									
			住 所									
破産管財人等		氏 名										
		住 所										

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。

権利者調査表（一覧）

[illegible]

- 1-67

年 月 日

殿

土地所有者

住 所

氏 名

印

関 係 人

住 所

氏 名

印

住 所

氏 名

印

//

//

土 地 境 界 立 会 確 認 書

起業 工事用地の測量のため下記記載
の土地の境界について、私共が現場で立ち会いのうえ、確認いたしました。

記

都 市 町
区
県 郡 村

対 象 地					対象地に対する隣接地					摘要
大字	字	地番	地目	公簿地積	大字	字	地番	地目	関 係 人	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

〇〇年〇〇月〇〇日

国土交通省北陸地方整備局
〇〇〇〇〇〇事務所長 〇〇〇〇 殿

土地所有者
住 所 〇〇県〇〇市〇〇 〇〇番地
氏 名 〇 〇 〇 〇 

土 地 境 界 立 会 確 認 書

国土交通省起業 工事用地の測量のため下記記載
の土地の境界について、〇〇年〇〇月〇〇日現地で立ち会いのうえ、相違ないことを確認した。

記

対象地 〇〇 都 市 町
県 郡 〇〇区 村

大字	字	地番	地目	公簿地積(㎡)	摘要
〇〇	〇〇	0000-0	〇	000	
〇〇	〇〇	0000-0	〇	0.00	

(注)用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

計画概要表（検討資料）

整理番号		検討月日		検討者			
所在地				用途地域		建ぺい率	
土地所有者				容積率		その他	
建物所有者				家族人員		占有者	
建物の構造概要			一階面積	二階面積	三階面積	延べ面積	主たる用途
(1)			，	，	，	，	
(2)			，	，	，	，	
(3)			，	，	，	，	
(4)			，	，	，	，	
計			，	，	，	，	
敷地面積(A)	，	事業用地率 (B)／(A)	，		特記事項		
事業用地 面積(B)	，	残地建築 可能面積	，				
残地又は建築 可能面積(C)	，	建築可能 延べ面積	，				
営 業 の 実 態							
業 種		基 本 額	収 益	円			
従 業 員 数			給 料	円			
一 か 月 の			固定経費	円			
売 上			計	円			
検討結果							

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。

計 画 概 要 表

所 在 地			敷 地 面 積 等 の 確 認	・ m ² 1. 残地実測図 2. 図上求積 3. そ の 他 ()	特 記 事 項	
建 物 所 有 者					用 途 (係 る 機 能 の)	
土 地 所 有 者						
道 路 関 係	計画道路等					
	敷地に接面 する道路	郡 ・ 区 ・ 私 ・ m 4 2 条 2 項 路 (第 月 号) 日 道路後退距離 m				
建 築 基 準 法 関 係	都市計画	区域内・区域外・市街化区域・市街化調整区域	構 造 (係 る 基 礎 の)			
	区域・地区	第一種住専・第二種住専・住居・近隣商業・準工業・工業				
		工業専用・特別用途地区 () 無指定				
		高度地区 () 種・美観地区・風致地区第 () 種				
	防火指定	防火・準防火・無指定			設 備 に 係 る も の	
	22 条・23 条 指定地域	防火しなければならない範囲				
	建 ぺ い 率	() % 敷地に二以上の地域・地区のある場合 () %				
	角 地 適 用	有 ・ 無 (条件)				
	容 積 率	() % 敷地に二以上の地域・地区のある場合 () %				
	絶 対 高	有 ・ 無 () m				
	建 築 協 定	有 ・ 無 ()				
	壁 面 後 退	有 ・ 無 ()				
	斜 線		そ の 他			
北 側 斜 線 隣 地 斜 線 道 路 斜 線 (図 示)						

注 計画道路等は、用地買収によって新設道路又は河川敷等をいう。
用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判横とする。

計 画 概 要 比 較 表

項 目		A 案	B 案	C 案
敷 地 面 積 m ² (.)	建ぺい率 (%)	. %	. %	. %
	容 積 率 (%)	. %	. %	. %
	建物（計画）延べ面積	. m ²	. m ²	. m ²
	面 積 増 減 率	. m ² (. %)	. m ² (. %)	. m ² (. %)
建築基準法その他法令上の問題点				
平面計画上の メリット及びデメリット メ リ ッ ト = (M) デメリット = (D)		(M)		
		(D)		
総 合 判 断				
判 定				

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判横とする。

面 積 比 較 表

建物 No.	現 状 建 物			A 案			B 案			C 案			備 考
	階	室 名	面 積	階	面 積	増 減	階	面 積	増 減	階	面 積	増 減	
1 階 床 面 積													
2 階 床 面 積													
3 階 床 面 積													
4 階 床 面 積													
建 物 延 べ 面 積													
面 積 増 減 率			①										

居 住 者 調 査 表

(自家・家主)				調査者		調 査 年月日		整 理 番 号	
建 物 所 在 地	都 府 県	郡 市	区	町 村	大字	字	番地		
建物所有者住所	都 府 県	郡 市	区	町 村	大字	字	番地		
建 物 所 有 者 氏 名 又 は 名 称	法人を代表する者の の 氏 名 及 び 住 所				電話 番号	局 番 (呼)			
土 地 の 所 有 者 住 所 ・ 氏 名									
建物取得年月日 不明の時 は 推 定	年 月 日	建物の 取得方法		居 住 年 月 日 不明の時 は 推 定	年 月 日				
建 物 の 居 住 者									
続 柄	氏 名	生 年 月 日			所 在 地		職 業		
世 帯 主		年 月 日							
		年 月 日							
		年 月 日							
建物に借家・借間人が居住している場合									
貸家の別 貸間	貸 主	借家 借間	人氏名	家 賃	貸家 貸間	面積	権利金 敷 金	契 約 年月日	契約書 の有無
				円		m ²	円		有・無
戸籍簿等の調査									
使 用 状 況					住居面積				
摘 要									
配偶者居住権に関する調査結果									
配偶者居住権の 有 無	有・無	存続 期間	終身・	年	権利の 始 期				
上 記 認 定 理 由									
配偶者居住権者の の 氏 名				配 偶 者 居 住 権 者 の 住 所					

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。

注 2 調査を行った項目についてのみ記載する。ただし、「配偶者居住権の有無」「上記認定理由」は、必ず調査結果を記載する。

居 住 者 調 査 表

(借家・借間)				調査者		調 査 年月日		整 理 番 号	
住 所	都 府 県 市 区 町 村 大字 字 番地								
氏 名 又 は 名 称					電話 番号	局 番 (呼)			
続 柄	氏 名	生 年 月 日		職 業		勤務先所在地			
世帯主又は 法定代理人 とする者			年 月 日						
			年 月 日						
			年 月 日						
			年 月 日						
			年 月 日						
			年 月 日						
			年 月 日						
			年 月 日						
			年 月 日						
家主氏名			家 賃	月	円	権 利 金 敷 金	円		
借 家 面 積			借間面積	m ²		住居面積	m ²		
借家・借間 契約年月日	年 月 日		契 約 期 間	年		賃貸借契 約書等 の有無			
使用 状況	入居日 年 月 日		入居 期間	年					
備 考	家賃差について、特記すべき事情がある場合は、当該欄に記載する。								

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。

消 費 税 等 調 査 表

(1 / 2)		調査者	印	年月日	
都道府県		郡市	区	町村	大字
調査対象者	住所	都道府県	郡市	町村	大字
	氏名又は法人・代表者名				
調査対象物件名・用途			調査対象物件の資産の区分		
			☐ 事業用資産 ☐ 家事共用資産		
基準期間	年 月 日 ～ 年 月 日				
前年(個人)又は前事業年度	年 月 日 ～ 年 月 日				
調査・収集した資料	☐ 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 ☐ 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 ☐ 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」 ☐ 消費税簡易課税制度選択届出書 ☐ 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 ☐ 消費税課税事業者選択届出書 ☐ 消費税課税事業者選択不適用届出書 ☐ 消費税課税事業者届出書 ☐ 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 ☐ 法人設立届出書 ☐ 個人事業の開廃業等届出書 ☐ 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 ☐ 消費税課税事業者届出書(特定期間用) ☐ 特定期間の給与等支払額に係る書類(支払明細書(控)、源泉徴収簿等) ☐ 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 ☐ 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 ☐ 適格請求書発行事業者登録に係る通知書 ☐ 適格請求書発行事業者登録に係る取消届出書 ☐ その他の資料				

$(2 \mid 2)$

本 則 課 税 事 業 者 関 係	資 料	前年（個人）又は前事業年度の 「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」		☐ 有（下記へ） ☐ 無		
		「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認書類」の有無及び承認割合について ※本資料は補償対象物件が共用（課税・非課税資産である場合のみ収集する。		☐ 有（個別対応方式の共用資産へ） ☐ 無（下記へ）		
	補 償 用 課 税 売 上 割 合	① 課税資産の譲渡等の対価の額（税抜き） 円				
		② 資産の譲渡等の対価の額（税抜き） 円				
		③ 土地買収代金額等 円 （区分地上権、地役権設定代金を含む）				
	補 償 用 課 税 売 上 割 合 の 算 出 ①／(②＋③)	① 円 _____ = %				
		② 円 ＋ ③ 円				
	業 者 関 係	補償用課税売上割合の率	補 償 用 課 税 売 上 割 合 率	☐ 95%以上である ☐ 95%未満である（下記へ）		
補償用課税売上割合の率		補 償 用 課 税 売 上 高 の 額	☐ 5億円超えである（下記へ） ☐ 5億円以下である			
採 用 方 式		前年又は前事業年度の 「消費税及び地方消費 税確定申告書(控)」	☐ 一括比例配分方式を採用している （一括比例配分方式へ） ☐ 個別対応方式を採用している （個別対応方式へ）			
個別対応方式		補償対象物件	☐ イ 課税売上げにのみ対応するもの ☐ ロ 非課税売上げにのみ対応するもの ☐ イ及びロに共通するもの（下記へ）			
個別対応方式 の 共 用 資 産		一 部 補 償	消費税等相当額×（１－補償用課税売上割合又は共用資産の承認割合） 円×（１－0. _____）＝			
一括比例配分 方 式			消費税等相当額×（１－補償用課税売上割合） 円×（１－0. _____）＝			

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

2 本調査表には、消費税等相当額補償の要否判定フロー（標準）を添付すること。

企 業 概 要 書

所 在 地					組 織 図	
名 称 及 び 代 表 者 名						
業 種						
製 造、加 工 販 売 等 品 目						
原材料、製品 及び商品類						
主 な 仕 入 先 販 売 先					製 品 等 の 製 造 工 程 流 れ 図	
移 転 工 法 検 討 上 留 意 す べ き 事 項						
敷 地 面 積 (A)	・ m ²	事業用地積 (B)	・ m ² (B) / (A)	%		
用途地域等の 公法上の規制	用途地域	建ぺい率	容積率	その他		
特 記 事 項						

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判横とする。

移転工法（計画）案検討概要書

項 目	A 案	B 案	C 案
移転計画の概要 （建物、機械設備等の移転方法及び移転期間）			
移転計画の特長 （メリット）			
移 転 計 画 の 問 題 点 （デメリット）			
移転費用概算額			
総 合 判 断			

（注） 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。
2 項目については、調査した内容に応じて、適宜、追加削除すること。

移転工法（計画）各案の比較表

項 目	A 案	B 案	C 案
移転対象建物の 範囲及び移転の 方法 （補償建物の棟 数面積、概算 額、その他）			
主たる工作物（ 機械設備等）の 移転範囲及び方 法 （機種名、概算 額、その他）			
敷地内の動線 （駐車場、緑地、 原料、製品等の 置場面積）の確 保状況			
営業補償等に係 るもの （休業する部門 補償概算額、そ の他）			

（注）1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。

2 項目については、調査した内容に応じて、適宜、追加削除すること。

補 償 説 明 記 録 簿

説 明 場 所							
説明年月日		年	月	日	時 間	自	至
出席者	説明者						
	相手方						
説明内容及び質疑							
特記事項							
主任監督員		監 督 員		主任担当者		担 当 者	

土 地 調 書

国土交通省が施行する 工事のために必要な土地について下記のとおり調書を作成する。

年 月 日

事務所長 ⑩
調査責任者氏名 ⑩

下記記載事項に誤りがないことを確認する。

年 月 日 土地所有者住所
氏名又は名称 ⑩

年 月 日 関係人住所
氏名又は名称 ⑩

記

都 府 県 郡 市 区 町 村 地内

大字	字	地番	公 簿		取得し、又は使用しようとする土地		所有権以外の権利のうち用益物権等		所有権以外の権利のうち担保物権等		摘 要
			地 目	地 積	現 況 目	面 積	種 類	権利者の氏 名	種 類	権利者の氏 名	

No.

[illegible]

物 件 調 書

国土交通省が施行する
とおり調書を作成する。

取得
工事のため、移転の対象となる物件について、下記の
使用

年 月 日

事務所長 ㊟

調査責任者氏名 ㊟

下記記載事項に誤りがないことを確認する。

年 月 日 物件所有者住所
氏名又は名称 ㊟

年 月 日 関係人 住所
氏名又は名称 ㊟

記

都 郡 町
府 区 地内
県 市 村

大字	字	地番	種類	形状 寸法	単位	数量	所有権以外の権 利の種類	関係人の 氏名	土地所有 者の氏名	移転義務 の有無	摘 要

年 月 日

殿

受注者 住所
氏名

担 当 技 術 者 通 知 書

業務の名称

年 月 日付けで契約締結した上記業務の担当技術者を下記の者に定めましたので、
別紙担当技術者経歴書を添えて通知します。

記

担当技術者氏名	担当する補償業務の名称	備 考

(注)用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

〔以下列記〕

用地調査等業務の施行に関する指示票			
年 月 日			
業 務 の 名 称			
指 示 事 項	添付図面 葉	総 括 監 督 員	
		主 任 監 督 員	
		監 督 員	
		上記事項について指示します。	
上記指示について承諾しました。	年 月 日	主 任 担 当 者	
		担 当 技 術 者	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

用地調査等業務の施行に関する承諾書			
年 月 日			
業 務 の 名 称			
承 諾 事 項	添付図面	葉	
			主 任 担 当 者
			担 当 技 術 者
上記事項について承諾願います。			
上記事項を承諾します。	年 月 日	総 括 監 督 員	
		主 任 監 督 員	
		監 督 員	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。

用地調査等業務の施行に関する協議書				
年 月 日				
業 務 の 名 称				
協 議 事 項				
摘 要				
上記事項について協議します。 年 月 日		総 括 監 督 員		主任担当者
		主 任 監 督 員		担当技術者
		監 督 員		

注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。

打 合 せ 記 録 簿

業務の名称						
打合せ場所						
打合せ年月日		年 月 日 ()		時 間	自	至
出席者	発注者					
	受注者					
打合せ内容及び質疑						
特記事項						
総括監督員		主任監督員	監督員	主任担当者	担当技術者	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 版縦とする。

成 果 物 一 覧 表

業 務 名	業 務 区 分	成果物の名称	規 格 等	備 考
権 利 調 査	地図の転写	転写図	ホ°リエステルシート A-300	
		転写連続図	//	
		地積測量図、地役権図面	上質紙	トレースしたもの
	土地の登記記録の調査	土地の登記記録調査表（一覧）	様式第 6 号の 1	相続が発生している場合、又は所有権以外の権利が存する場合は、土地登記事項証明書を添付する。
		土地調査表	様式第 6 号の 2	
	建物の登記記録等の調査	建物の登記記録調査表（一覧）	様式第 7 号の 1	相続が発生している場合、又は所有権以外の権利が存する場合は、建物登記事項証明書を添付する。
		建物の登記記録調査表	様式第 7 号の 2	
		その他の登記記録調査表		登記事項証明書を添付する
	権利者の確認調査	権利者調査表（一覧）	様式第 8 号の 3	住民票を添付する。名義人変更がある場合は、戸籍の附票を添付する。相続が発生しているときは、系統図を添付する。戸籍謄本等を添付する。
		権利者調査表（土地）	様式第 8 号の 1	
		権利者調査表（建物）	様式第 8 号の 2	
	墓地管理者等の調査	墓地管理者調査表		別添 4 様式第 1 号 宗教法人の場合は宗教法人登記簿を添付する
		墓地使用（祭祀）者調査表		別添 4 様式第 2 号
用 地 測 量	境界確認	土地境界確認書	様式第 9 号	様式第 9 号の 2 又は実測図への署名押印によることも可とする
	境界測量	観測手簿		
		野帳	16.5cm×9.5cm 縦長	すみ入れ不要
		基準点網図	ホ°リエステルシート A-300	
		点の記		
		計算書		

業 務 名	業 務 区 分	成果物の名称	規 格 等	備 考
用 地 測 量	境界測量	成果簿		
		境界点成果書 (多角測量の場合)		境界点(座標)には、 適宜符号を付し、用地 実測図及び用地平面図 に記載するものとする
	用地実測図の 作成	用地実測図原図	ホ°リエステルシート A-500	
		用地平面図	ホ°リエステルシート A-300 片面マット	
		座標値	ホ°リエステルシート A-300	
		面積計算表	ホ°リエステルシート A-300	
	国土調査法第 19条第5項 指定申請地図 等作成	総括表	別記4 記載例②参照	
		申請地域の位置図	別記4 記載例③参照	
		地図一覧図	別記4 記載例④－2参照	
		登記所送付用地図	別記3及び別記4記載 例④－3参照	
		指定申請調査簿	別記4 記載例⑩参照	
土地評価	土地評価	同一状況地域区分図		
		取引事例地等調査表		
		収益事例・造成事例調 査表		
		用途的地域及び同一状 況地域判定区分書		
		地域要因及び個別的要 因格差認定基準表		
		公示地及び基準地の選 定調査表		
		標準地調査書		
		標準地評価調査書		
		取得等の土地の評価調 査書		
		残地補償額算定調査書		

業 務 名	業 務 区 分	成果物の名称	規 格 等	備 考
建物等の調査及び積算	建物等の調査	建物等の配置図	上質紙	
	木造建物及び木造特殊の調査及び積算	建物平面図 立面図 屋根伏図 基礎伏図 床伏図 軸組図 小屋伏図	上質紙	
		木造建物調査表		別添 1 様式第 1
		木造建物数量計算書〔外壁〕		別添 1 様式第 2
		木造建物数量計算書〔内壁〕		別添 1 様式第 3
		木造建物数量計算書〔床・天井〕		別添 1 様式第 4
		木造建物数量計算書〔金属製建具〕		別添 1 様式第 5
		木造建物数量計算書〔木製建具〕		別添 1 様式第 6
		平面図		別添 1 様式第 7
		配置図、立面図その他の図面		別添 1 様式第 8
		木造建物建築直接工事費計算書		別添 1 様式第 9
		木造建物補正率調査表		別添 1 様式第 10

業 務 名	業 務 区 分	成果物の名称	規 格 等	備 考
建物等の調査及び積算	非木造建物の調査及び積算	工事内訳明細書 (総括表、工事工程表、種目・中科目・細目内訳) 数量計算書 構造計算書		別添 2
		(建築図面) 建物概要表 平面図 構造詳細図 立面図 写真方向撮影図 配置図 仕上表・面積表 建具表 (建築設備) 1. 電気設備 器具一覧表 器具配置図 受変電設備図 幹線系統図 動力設備系統図 2. 給排水衛生設備 器具一覧表 器具配置図 消火設備系統図 汚水処理設備図 3. 空気調和設備 器具一覧表 器具配置図 4. 昇降設備 諸元表 5. 機械工作物 機械配置図 生産工程図 各部分詳細図 6. その他設備 必要に応じた図書		

業 務 名	業 務 区 分	成果物の名称	規 格 等	備 考
建物等の調査及び積算	建物移転料算定様式	建物移転料算定表 〔再築工法〕		別添 3 様式第 1
		建物移転料算定表 〔改造工法〕		別添 3 様式第 2
		建物移転料算定表 〔復元工法〕		別添 3 様式第 3
		建物移転料算定表 〔除却工法〕		別添 3 様式第 4
		木造建物解体直接工事 費計算書		別添 3 様式第 5
		建物移転料算定表 〔曳家工法〕		別添 3 様式第 6
		木造建物建築直接工事 費計算書〔曳家工法〕		別添 3 様式第 7
		共通仮設費率認定表		別添 3 別紙 1
		諸経費率認定表		別添 3 別紙 2
		現在価額＋運用益損失 額算出表		別添 3 別紙 3
	工作物の調査 及び積算	附帯工作物調査表		
		附帯工作物補償額算定書		
		機械設備調査表		
		機械設備算定内訳書		
		機械設備直接工事費明細書		
		機械設備（据付工数 等、運搬台数）計算書		
		機械設備見積比較表		
		工作物調査及び補償金算出表		
		配置図		
	庭園の調査及 び積算	庭園平面図		
		工作物調査及び補償金算出表		
		立竹木調査表		別添 5 様式第 1 号
		立竹木補償額算定表		別添 5 様式第 2 号

業 務 名	業 務 区 分	成果物の名称	規 格 等	備 考
建物等の調査及び積算	墳墓の調査及び積算	墳墓調査表		別添 4 様式第 3 号
		改葬補償金算定書		別添 4 様式第 4 号
		配置図		
	立竹木の調査及び積算	立竹木調査表		別添 5 様式第 1 号
		立竹木補償額算定表		別添 5 様式第 2 号
		管理程度補正判定表		別添 5 様式第 3 号
		立竹木補償金集計表		別添 5 様式第 4 号
		配置図		
営業その他の調査及び積算	営業の調査及び積算	営業概況書		
		各種調査資料		各種調査書及び調査資料の写し
		売場及び工場配置図		
		設備機械器具調査表		
		生産・販売実績調査表		
		在庫率・回転率調査表		
		得意喪失調査表		
		移転広告費調査表		
		営業の権利調査表		
		固定資産・流動資産調査表		
		営業調査総括表		別添 1 2 様式第 1 号
		損益計算書比較表		別添 1 2 様式第 2 号
		仕入先調査表		別添 1 2 様式第 3 号
		従業員調査表		別添 1 2 様式第 4 号
		営業補償金算定書		別添 1 2 様式第 5 - 1 号 ～ 3 号

業 務 名	業 務 区 分	成果物の名称	規 格 等	備 考
営業その他	営業の調査及	固定的経費内訳書		別添 1 2 様式第 6 号

の調査及び積算	び積算	固定的経費付属明細書		別添 1 2 様式第 7 号
		従業員に対する休業手当相当額算定書		別添 1 2 様式第 8 号
		認定収益額算定書		別添 1 2 様式第 9 号
		得意先喪失補償額算定書		別添 1 2 様式第 1 0 - 1 号～ 4 号
		費用分解一覧表		別添 1 2 様式第 1 1 号
		固定資産等の売却損補償額算定書		別添 1 2 様式第 1 2 号
		移転広告費等算定書		別添 1 2 様式第 1 3 号
	居住者に関する調査及び積算	居住者調査表	様式第 1 1 号の 1、2	
		各種補償金額算定表		
	動産に関する調査及び積算	動産調査表		別添 6 様式第 1 号
		動産調査集計表		別添 6 様式第 2 号
		動産移転料算定書		別添 6 様式第 3 号
消費税等調査	消費税等調査	消費税等調査表	様式第 1 2 号	「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」等、補償の可否を検討した資料の写し等を添付する。
予備調査	予備調査及び積算	企業概要書	様式第 1 3 号の 1	
		配置図		
		建物平面図、立面図等機械設備及び生産設備等配置図		
		製品等の製造、加工又は販売等の工程変更計画書 建物等の移転計画書 照応建物設計概要書 移転工程表 移転計画図		
		移転工法（計画）案検討概要書	様式第 1 3 号の 2	
		移転工法（計画）各案の比較表	様式第 1 3 号の 3	
		照応建物計画概要表（検討資料）	様式第 1 0 号の 1	
		照応建物計画概要表	様式第 1 0 号の 2	
		面積比較表	様式第 1 0 号の 4	

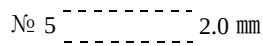
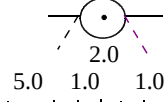
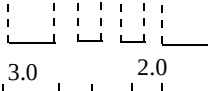
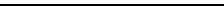
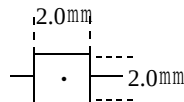
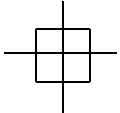
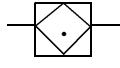
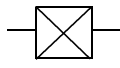
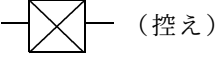
		計画概要比較表	様式第 10 号の 3	
		補償概算額算定表		

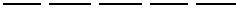
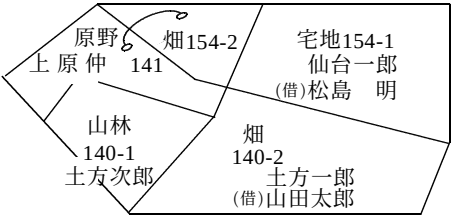
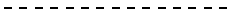
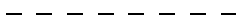
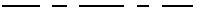
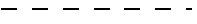
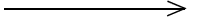
業 務 名	業 務 区 分	成果物の名称	規 格 等	備 考
移転工法案 の検討	移転工法案の 作成	企業概要書	様式第 13 号の 1	
		製品等の製造、加工又は販売等の工程変更計画書 建物等の移転計画書 照応建物設計概要書 移転工程表 移転計画図		
		移転工法（計画）案検討概要書	様式第 10 号の 2	
		移転工法（計画）各案の比較表	様式第 10 号の 3	
		照応建物計画概要表（検討資料）	様式第 10 号の 1	
		照応建物計画概要表	様式第 10 号の 2	
		面積比較表	様式第 10 号の 4	
		計画概要比較表	様式第 10 号の 3	
		補償概算額算定表		
再算定業務	再算定業務	再算定報告書		
補償説明	補償説明	補償説明資料等		
		補償説明記録簿	様式第 14 号	

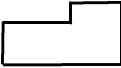
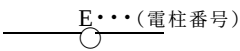
業 務 名	業 務 区 分	成果物の名称	規 格 等	備 考
事業認定申請図書等の作成	事業認定申請図書等の作成	事前審査用資料		事業認定申請図書（案）
		事業認定本申請図書		
		裁決申請図書		
		明渡裁決申立図書		

土地調書等の作成	土地調書等の作成	土地調書	様式第 1 5 号	
		土地調書一覧表	様式第 1 5 号の 2	
		物件調書	様式第 1 6 号	

用 地 実 測 図 表 示 記 号

区 分	記 号		記号の表示の方法又は図例
	形状及び大きさ	線幅及び線色	
中 心 杭	 3.0 mm	黒 0.2	字名は 4.5 mm 直立等線体で表示すること。
中 心 杭 番 号	№ 5  2.0 mm	黒 0.2	
用 地 杭 及 び 起 業 地 の 境 界	 2.0 5.0 1.0 1.0	赤 0.15	
大 字 の 境 界	 3.0 2.0	黒 0.35	
字 の 境 界	 3.0 2.0	黒 0.35	
土 地 の 境 界		黒 0.15	測量に係る土地を取得し、又は使用するに当たり、分筆を要するものであり、かつ、当該土地に左に掲げる境界標がない場合においては、当該境界に代えて当該土地のうち取得し、又は使用する部分にそれ以外の部分との境界に存する適宜の境界点と近傍の恒久的地物（幅杭を含む）との距離、角度等の位置関係を記載するものとする。
土地の境界標	 2.0mm	黒 0.15	
イ 石 杭	 2.0mm	黒 0.15	
ロ コンクリート杭		黒 0.15	
ハ コンクリート杭 (土地改良)		黒 0.15	
ニ プラスチック杭 (用地境界板杭)		黒 0.15	
ホ プラスチック杭 (用地境界板杭の控)	 (控え)	黒 0.15	
ヘ 板杭の控杭	 H 2.0mm	黒 0.15	
ト 木杭	 W 2.0mm	黒 0.15	
チ 鋌	○ M	黒 0.15	
リ 刻印	○ P	黒 0.15	
ヌ ペイント	○ I	黒 0.15	

区 分	記 号		記号の表示の方法又は図例
	形状及び大きさ	線幅及び線色	
一筆内の異なる 権 利 の 境 界	 0.8	緑 0.10	
一筆内の異なる 地 目 の 境 界		緑 0.10	
一筆内の異なる 占 有 者 の 境 界		茶 0.15	
地 番	アラビア数字 左横書 字の高さ 2.0 字の間隔 2.0	黒 0.15	
同一所有者記号		黒 0.10	
所有者等の氏名	左横書 正方形直立等線体 字の大きさ 2.5 字の間隔 1.0 やむを得ないときは 縦書とする。	黒 0.15	
地 目	字の大きさ 2.5 字の間隔 2.5 以内	黒 0.15	
三斜線（底辺）		赤 0.10	
〃 （垂線）		赤 0.10	
流 水 の 方 向		青 0.10	

区 分	記 号		記号の表示の方法又は図例
	形状及び大きさ	線幅及び線色	
建 物、工 作 物			
木 造		橙 0.15 ～ 0.35	外壁は実線、屋根等は点線
非 木 造		橙 0.35	外壁は実線、屋根等は点線
主要構造物・ 地形		茶 0.15 ～ 0.35	
配 電 線 路		茶 0.15	柱の正位置を表示する
送 電 線 路		茶 0.15	外枠は支持物の敷地の実測 内枠は支持物の基礎を表示
通 信 線 路	 1.5	茶 0.15	柱の正位置に表示する
鉄 道 ・ 軌 道	 1.5	茶 0.15	
そ の 他	 1.5	茶 0.15	
井 戸	 2.0	茶 0.15	
肥 料 槽	 2.0	茶 0.15	
貯 水 槽	 2.0	茶 0.15	

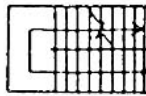
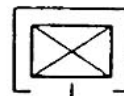
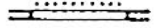
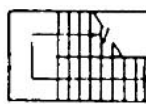
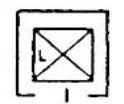
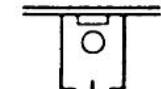
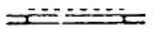
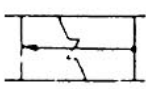
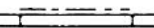
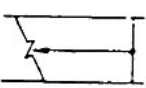
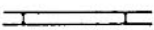
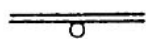
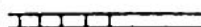
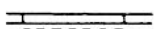
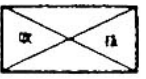
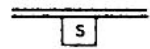
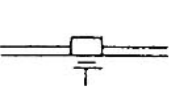
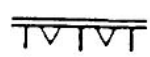
区 分	記 号		記号の表示の方法又は図例																												
	形状及び大きさ	線幅及び線色																													
業 務 名	縦 6.5 cm	黒	<table border="1"> <tr> <td>業 務 名</td><td colspan="3"></td></tr> <tr> <td>箇 所 名</td><td colspan="3"></td></tr> <tr> <td>縮 尺</td><td></td><td>図面番号</td><td></td></tr> <tr> <td>測量年月日</td><td>平 成</td><td>年</td><td>月 日</td></tr> <tr> <td>請 負 者</td><td colspan="3"></td></tr> <tr> <td>調査者</td><td>計算者</td><td>検査者</td><td>照合者</td></tr> <tr> <td>印</td><td>印</td><td>印</td><td>印</td></tr> </table>	業 務 名				箇 所 名				縮 尺		図面番号		測量年月日	平 成	年	月 日	請 負 者				調査者	計算者	検査者	照合者	印	印	印	印
業 務 名																															
箇 所 名																															
縮 尺		図面番号																													
測量年月日	平 成	年	月 日																												
請 負 者																															
調査者	計算者	検査者	照合者																												
印	印	印	印																												
箇 所 名																															
測 量 年 月 日	横 10.0 cm																														
縮 尺																															
請 負 者 等																															

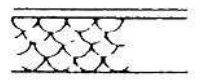
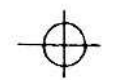
別紙3 建物平面図等図示記号

(平面表示記号)

平面表示記号は、次の表により原則として縮尺1／100及び1／200に用いる。表にないものについては、尺度に応じ実形をかき、所要の説明を記入する。

表 示 事 項	表 示 記 号	表 示 事 項	表 示 記 号	表 示 事 項	表 示 記 号	表 示 事 項	表 示 記 号
方 位 矢印方向は北を示す		伸縮間仕切		※ドアチェック (ヒューズ装置付) の場合 (ヒューズ付) を記入する		※熱感知器	
出 入 口 建物主要出入口の位置を表示する		両 引 き 戸		※フロアヒンジ		※自動閉鎖装置	
出入口一般		引 込 い 戸 片 引 き 戸 (I)		※オートヒンジ		※連動制御器 操作部を有するもの	
両 開 き 戸		片 引 き 戸 (II)		※常時閉鎖式 防 火 戸		※非常用進入口	
片 開 き 戸		引 込 戸		※ 防 火 戸		窓 一 般	
自 由 戸		雨 戸				両 開 き 窓	
回 転 戸		網 戸		※防火シャッター		片 開 き 窓	
折たたみ戸		シャッター		※煙感知器		回 転 窓	

表示事項		表示記号	表示事項	表示記号	表示事項	表示記号	表示事項	表示記号		
引違い窓 片引き窓			階段 昇り表示	一般階		エレベーター		和式大便器		
格子付き窓				最下階		リフト		洋式便器		
網戸付き窓			スロープ 昇り表示	一般階		水こう配 矢印方向は下り 方向を示す		※屋内消火せん		
シャッター付き窓				最下階		ルーフドレイン		※屋外 消火せん	地上式	
※ブラインド 付き窓			たてどい			洗面器・手洗器		緑	石	
※カーテン 付き窓			吹抜け			スロップシンク		目地	膨張 収縮	
郵便受け			ダクトスペース パイプシャフト エアーダクト ダストシュート		 略号を記入する	小便器一般 隔板は必要に応じて 記入する		※排水管 管径及び管種を略号 で記入する		
室名札	持出 手持		改め口			ストール		※排水ます	一般	

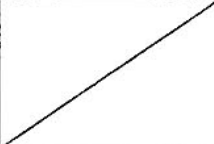
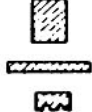
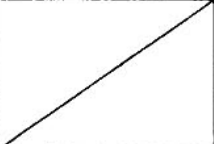
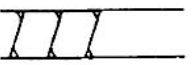
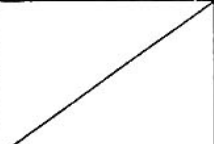
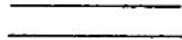
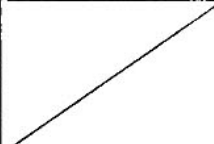
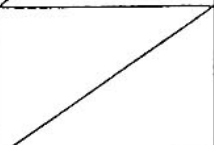
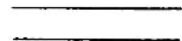
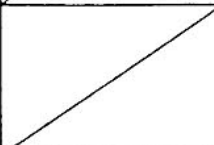
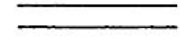
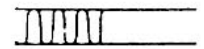
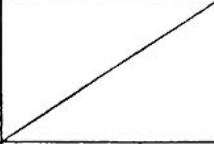
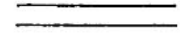
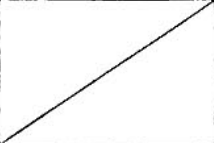
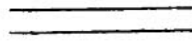
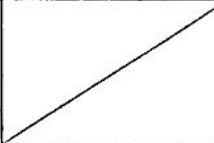
表示事項		表示記号	表示事項	表示記号	表示事項	表示記号
※排水ます	雨水		斜面		※分電盤	
	汚水		芝張		※端子盤	
	トラップ					
	公共					
側溝	 必要に応じ型(L, U, V)を記入する		※石積擁壁			
敷地境界			※コンクリート 間知ブロック 積擁壁			
境界石一般			※コンクリート 擁壁			
囲障一般 機種を記入する			※風水器			
ベンチマーク	 BM		※ガスメータ			
ボーリング位置			※電気マンホール			
			※電気ハンドホール			

※印は必要ある場合の表示記号を示す。

(材料構造表示記号)

材料構造表示記号は、次の表により必要に応じ材料名及び仕上の種類を併記する。表にないものについては、尺度に応じ実形をかき、所要の説明を記入する。

表示事項	表示記号			表示事項	表示記号		
	縮尺1/100の場合 (縮尺1/200・1/300の場合はこれに準ずる)	縮尺1/50の場合 (縮尺1/30の場合はこれに準ずる)	縮尺1/20の場合 (縮尺1/10の場合はこれに準ずる)		縮尺1/100の場合 (縮尺1/200・1/300の場合はこれに準ずる)	縮尺1/50の場合 (縮尺1/30の場合はこれに準ずる)	縮尺1/20の場合 (縮尺1/10の場合はこれに準ずる)
コンクリートおよび 鉄筋コンクリート				軽量鉄骨下地 間仕切壁			
鉄 骨				木造壁 造			
壁・床一般					真壁造 通柱		実形に準じて表示する
軽鉄壁・床一般					大壁造 間柱 通柱		実形に準じて表示する
A L C			実形に準じて表示する		鉄筋コンクリート造 (のみ柱形を表示する) (窓部および交点に)		実形に準じて表示する
コンクリート ブロック 壁			実形に準じて表示する			既製間仕切 必要に応じ割付記入	スタッド式
					パネル式 		

表示事項	表示記号			表示事項	表示記号		
	縮尺1/100の場合 (縮尺1/200・1/300の 場合はこれに準ずる)	縮尺1/50の場合 (縮尺1/30の場合は これに準ずる)	縮尺1/20の場合 (縮尺1/10の場合は これに準ずる)		縮尺1/100の場合 (縮尺1/200・1/300の 場合はこれに準ずる)	縮尺1/50の場合 (縮尺1/30の場合は これに準ずる)	縮尺1/20の場合 (縮尺1/10の場合は これに準ずる)
地盤				化粧材			
割ぐり				木材			
砂利・砂			実形に準じて表示する	補助 構造材			
石材または疑石				畳			
れんが			実形に準じて表示する	保温吸音材			
左官仕上げ				網			

表示事項		表示記号		
		縮尺 1 / 100 の場合 (縮尺 1/200・1/300 の場合はこれに準ずる)	縮尺 1 / 50 の場合 (縮尺 1 / 30 の場合はこれに準ずる)	縮尺 1 / 20 の場合 (縮尺 1 / 10 の場合はこれに準ずる)
鉄筋 (構造用)	φ D			
	9 10			・
	13			×
	16			φ
	19			●
	22			○
	25			⊙
	28 29			⊗
	32			◎
リベット 高力ボルト (構造用) 径は工事ごとに選定する				！ +

(建具開閉表示記号)

建具の開閉表示記号は、次の表による。表にないものについては、実形に応じた建具開閉表示記号をかき、所要の説明を記入する。

表示事項	表示記号	表示事項	表示記号	表示事項	表示記号
両引き		回転		はめこらし	
引違い		内倒し		すべりだし	
片引き		つきだし		バランス	
両開き		上げ下げ		→印は開き方向を示す	

(略 号)

略号を使用する場合は、次の表による。表にないものについては、原則として略号を使用しない。

項目	表 示 事 項	表示略号	表 示 事 項	表示略号
一 般	塔屋屋階	P R F	直径	$d . \phi$
	塔屋1階	P 1 F	半径	$r . R$
	屋階 (塔屋のないもの)	R F	縮尺	S
	3階中2階	3 F M F	センターライン	☐
	中2階	M F	間隔	@
	1階、3階	1 F・3 F	厚さ	Ⓣ
	地下1階	B 1 F	ダクトスペース	D S
	幅	$W \cdot w$	パイプシャフト	P S
	高さ	$H \cdot h$	エアーダクト	A D
	長さ	$L \cdot \ell$	ダストシュート	D S T
			基準地盤面	G L
			基準床面	F L
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート	S R C	トラス、トラスばり	T
	鉄筋コンクリート	R C	サブトラス	S T
	鉄骨	S	ラチス	L a t t
	軽量鉄骨	L G S	プレート	P L
	コンクリートブロック	C B	フラットバー	F B
	高温高圧蒸気養生軽量気 泡コンクリート	A L C	あばら筋	S T P
	床板	S	帯筋	H o o p
	壁	W	柱・はりの幅	b
	柱	C	柱・はりのせい	D
	間柱	p	厚さ	t
	基礎	F		
	布基礎	f		
	つなぎばり、基礎ばり	F G		
	大ばり	G		
	小ばり	B		

項目	表 示 事 項	表示略号	表 示 事 項	表示略号
材 料	調合ペイント塗り	OP	オイル塗りワックス拭き仕上げ	OF
	塩化ビニル樹脂エナメル塗り	VP	人造石研出し	人研
	アクリル樹脂エナメル塗り	AP	現場テラゾ塗り	現テラ
	フタル酸樹脂エナメル塗り	FP	石綿セメント板	
	合成樹脂エマルシ ョンペイント塗り	FP(1) FP(2)	フレキシブル板	石綿板(F)
	多彩模様塗料塗り	MP	平 板	石綿板(S)
	合成樹脂エマ ルション砂壁状 吹付け	SP	軟 質 板	石綿板(N)
	合成樹脂エマルション砂壁 状吹付け (外装用)	リシン吹付け	吸音用あなあきせっこうボード	PGB
	化粧用セメント吹付け (外装用)		せっこうボード	GB
			石綿けい酸カルシウム板	ケイカル板
			フォームポリスチレン保温板	FP板
			管 類	
			ビ ニ ル 管	V
			遠 心 力 鉄 筋 コンクリート管	H
建 具	油性ステイン塗り	OS	鉄 筋 コンクリート管	R
	クリヤラッカー塗り	CL	鋳 鉄 管	C
	ラッカーエナメル塗り	LE		
	木製戸	WD	木製がらり	WG
	鋼製戸	SD	鋼製がらり	SG
	鋼製軽量戸	LD	アルミニウム製がらり	AG
	ステンレス製戸	SSD	ふすま	H
	アルミニウム製戸	AD	紙障子	P
	木製窓	WW	ドアチェック	DC
	鋼製窓	SW	フロアヒンジ	FH
	ステンレス製窓	SSW	ラバトリーヒンジ	LH
	アルミニウム製窓	AW	ピポットヒンジ	PH
	鋼製巻込みシャッター	SS	オートヒンジ	AH
	鋼製軽量シャッター	LS		

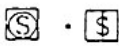
(機器材図示記号)

電気、機械設備等の機器材図示記号は、次の表による。

電 力 設 備

記 号	名 称	備 考
(電燈)		
	けい光燈 天井付	
	けい光燈 天井付(発電機回路)	
	けい光燈 天井付(電池内蔵形) (非常用照明器具)	(誘導灯との兼用器具) を含む。
	けい光燈 壁付	
	けい光燈 角形天井付	
	けい光燈 非常用照明器具 白熱燈組込	(誘導灯との兼用器具) を含む。 位置ボックス2個とする。
	けい光燈 コードペンダント	
	白熱燈 天井付	
	白熱燈 壁付	
	白熱燈 天井付 (発電機回路)	
	白熱燈 壁付 (発電機回路)	
	白熱燈 天井付 (非常用照明器具)	(電池内蔵形又は電池 別置形誘導灯との兼 用器具を含む。
	白熱燈 壁付 (非常用照明器具)	(電池内蔵形又は電池 別置形誘導灯との兼 用器具を含む。
	階段通路誘導灯	
	避難口誘導灯 廊下通路誘導灯	
	埋込タンブラスイッチ 1P 10A×1 (運用形)	15A 以上は、傍記による。
	埋込タンブラスイッチ 2P 10A×1 (運用形)	15A 以上は、傍記による。
	埋込タンブラスイッチ 3W 10A×1 (運用形)	15A 以上は、傍記による。

記号	名称	備考
● 4	埋込タンブラスイッチ 4W10A×1 (連用形)	15A 以上は、傍記による。
● L	埋込タンブラスイッチ 1P 10A×1 パイロットランプ付 (連用形)	15A 以上は、傍記による。
● WP	埋込タンブラスイッチ 1P 10A×1 (防水形)	15A 以上は、傍記による。
● EX	埋込タンブラスイッチ 1P 10A×1 (防爆形)	15A 以上は、傍記による。
● P	プルスイッチ	
● R	リモコンスイッチ	
● RL	リモコンスイッチ パイロットランプ付	
⊗	セレクタースイッチ	回路数は、傍記による。 傍記しは、パイロットラ ンプ付を示す。
▲	リモコンリレー	
	リモコンリレー 集合体	リレー数は、傍記による。
● A	自動点滅器	容量は、傍記による。
	調光器	容量は、傍記による。
⊙ z	天井コンセント 2P 15A×1 (抜け止め形)	2 個以上は、傍記による。
⊙	床コンセント 2P 15A×1	2 個以上は、傍記による。
⊙	壁付コンセント 2P 15A×2 (連用形)	1 個又は 3 個以上は、傍 記による。
⊙ 20A	壁付コンセント 2P 20A×1	20A 以上は、傍記による。 プラグ付きとする。
⊙ 3P	壁付コンセント 3P 15A×1	3 極以上は、傍記による。 プラグ付きとする。
⊙ E	壁付コンセント 2P 15A×1 接地極付	プラグ付きとする。
⊙ WP	壁付コンセント 2P 15A×1 (防水形)	(プラグ不要とする。)
⊙ FC	ファンコイル用 2P 15A×1 壁付コンセント (ツイストロック形) 接地極付	(プラグ不要とする。)
⊙ EX	壁付コンセント 2P 15A×1 (防爆形)	プラグ、キャップ付とする。

記号	名称	備考
 T	壁付コンセント 2P 15A×1 [ツイストロップ形]	プラグ付きとする。
 2	壁付コンセント 2P 15A×1 抜け止め形	
	非常コンセント箱 埋込形	(消防法によるもの)
 ET	壁付コンセント 2P 15A×1 及び接地端子付 ET×1	
(機器)		
 M	電動機	別途
 H	電熱器	別途
	換気扇	別途
 T	サーモスタット	別途
 H	ヒューミディスタット	別途
	整流器	容量は、傍記による。
	蓄電池	容量は、傍記による。
 SV	電磁弁	別途
 MV	電動弁	別途
 S	開閉器箱	極数、容量、ヒューズ容量、 しゃ断電流容量は、傍記による。
 S・S	電流計箱付開閉器・電磁開閉器	
 B	電磁開閉器用押釦	傍記しは、パイロットランプ付を示す。
 F	フロートスイッチ	別途
 LF	フロートレススイッチ電極	別途(電極数を傍記する)
 P	圧力スイッチ	別途
 B	配線用しゃ断器箱 (モーターブレーカー)	極数、フレーム大きさ、定格電流、しゃ断電流容量は、傍記による。

記号	名称	備考
	電動機用配線用しゃ断器箱	極数、フレーム大きさ、電動機容量、しゃ断電流容量は、傍記による。
	電力量計（箱入又はフード付）	集合計器箱の場合は数を傍記する。
	電流制限器	電流は、傍記による。
	電流制限器（箱入）	電流は、傍記による。
	漏電警報器	
	漏電火災警報器	（消防法によるもの）
	ベル変圧器	容量、二次電圧は、傍記による。
	リモコン変圧器	容量、二次電圧は、傍記による。漏れ形の場合はしを傍記する。
（盤）		
	電燈分電盤	二重枠のものは、耐熱保護とする。
	動力制御盤	
	電力分電盤	
（避雷針）		
	避雷針（突針）	立面図用 
	避雷導線	材料の種類、大きさは、傍記による。接続点 
	接地	材料の種類は、傍記による。
	接地抵抗測定用端子	
	接地用端子箱	形式は、傍記による。
（配管配線）		
	天井いんべい配線	

記 号	名 称	備 考
----	床いんべい配線	
-----	露出配線	
1.6(19)	IV1.6×2本 鋼製電線管 (19)	電線太さ、本数、電線管太さは、例示とする。
1.6(VE16)	IV1.6×2本 硬質ビニル電線管 (16) 耐衝撃性の場合は (HIVE)	電線太さ、本数、電線管太さは、例示とする。
1.6(F ₂ 17)	IV1.6×2本 二種金属製可とう電線管 (17)	電線太さ、本数、電線管太さは例示とする。
(19)	電線の入っていない鋼製電線管 (19)	電線管太さは、例示とする。
	立上り	同一階の立上り及び引下げは、表示されていない。 配管太さ、電線太さ、本数は、傍記による。
	柔通し	
	引下げ	
	接地	種別は、傍記による。
ⓐ	ジョイントボックス	
□	プルボックス	形式は、傍記による。
⊗	VVF用ジョイントボックス	傍記には、端子付を示す。
⌒	受電点、引込口	
IV	600V ビニル絶縁電線	
HIV	600V 二種ビニル絶縁電線	
TIV	通信用屋内2コよりビニル電線	
TIVF	通信用屋内ビニル平形電線	
SWVP	局内ビニル絶縁ビニルシースケーブル	
ECX	ポリエチレン高周波同軸ケーブル	

記 号	名 称	備 考
MVVS	ビニル絶縁ビニルシースマイクロホンコード	
CPEV	市内対ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル	
CCP-P	市内ユニット星色別ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル	
VVF	600V ビニル絶縁 ビニルシースケーブル 平形	太さ、心線数、条数は、 傍記による。
VVR	600V ビニル絶縁 ビニルシースケーブル 丸形	太さ、心線数、条数は、 傍記による。
CV	架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル	電圧種別、太さ、心線数、 条数は、傍記による。
CVV	制御用ビニル絶縁ビニルシース ケーブル（ジャケット形）	
CVVS	制御用ビニル絶縁ビニルシース ケーブル（ジャケット形シールド付）	
FP	耐火電線	840℃ 30分の耐火試験に 合格したものとする。
HP	耐熱電線	380℃ 15分の耐火試験に 合格したものとする。

通 信 設 備

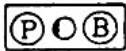
記 号	名 称	備 考
(電話)		
	内線電話機	
	ボタン電話機	
	集合保安器箱 (箱のみ)	回線数は、傍記による。
	転換器	
	両切転換器	
	端子盤	対数 (実技 / 容量 - 1 列数) は、傍記による。
	本配線盤	対数 (実技 / 容量 - 1 列数) は、傍記による。
	中継台 (手動交換機を含む)	
	自動交換機	
	ボタン電話主装置	形式は、傍記による。
	電話交換機用電源装置	
	床付電話用アウトレット	
	壁付電話用アウトレット	
(一般警報装置)		
	警報押ボタン	
	警報ベル	
	警報ブザー	
	警報受信盤	

記 号	名 称	備 考
(電気時計)		
	子時計	
	子時計用 アウトレット	
	スピーカ付子時計	
	時報子時計	
	親時計	
	親時計 モニター組込みのもの	
	時報ヘル	
	時報ブザー	
(拡声・インターホン)		
	スピーカ	
	スピーカ用 アウトレット	
	ホーン形スピーカ	
	床付マイクロホンジャック	
	床付スピーカジャック	
	壁付マイクロホンジャック	
	壁付スピーカジャック	
	音量調整器	
	ラジオアンテナ	
	増幅器	

記号	名称	備考
	遠隔操作器	
	電話機形インターホン子器	
	電話機形インターホン親器	
	拡声形インターホン子器	
	拡声形インターホン親器	
	壁付電話機形インターホン子器	
	壁付電話機形インターホン親器	
	壁付拡声形インターホン子器	
	壁付拡声形インターホン親器	
(呼出装置)		
	押ボタン(壁付)	2個以上のボタン数は、傍記による。
	押ボタン(卓上)	
	ベル	2個以上のボタン数は、傍記による。
	チャイム	
	ブザー	
(出退表示装置)		
	出退表示器	窓数は、傍記による。
	出退表示スイッチ	スイッチ数は、傍記による。
	出退表示スイッチ盤	

記号	名 称	備 考
(テレビジョン)		
	テレビジョンアンテナ	VHF、UHF、素子数は、 傍記による。
	増幅器	
	2 分配器	
	4 分配器	
	2 分岐器	
	4 分岐器	
	分波器、混合器	
	直列ユニット 75Ω	
	直列ユニット 300Ω	
	直列ユニット 75Ω、300Ω	
R	終端抵抗	
	機器収容箱	
(火災報知装置)		
	差動式スポット型感知器 2 種	1 種の場合は、傍記による。
	差動式スポット型感知器 2 種小屋裏、天井裏	1 種の場合は、傍記による。
	差動式スポット型感知器 2 種埋込形	1 種の場合は、傍記による。
	定温式スポット型感知器 1 種	特種の場合は、傍記による。
	定温式スポット型感知器 1 種 小屋裏、天井裏	特種の場合は、傍記による。
	定温式スポット型感知器 1 種防水用	特種の場合は、傍記による。

記号	名称	備考
	定温式スポット型感知器 1種耐酸形	特種の場合は、傍記による。
	定温式スポット型感知器 1種耐アルカリ形	特種の場合は、傍記による。
	定温式スポット型感知器 1種防爆形	特種の場合は、傍記による。
	煙式感知器 2種	1種の場合は、傍記による。
	煙式感知器 2種小屋裏、天井裏	1種の場合は、傍記による。
	煙式感知器 2種埋込形	1種の場合は、傍記による。
	空気管	 貫通個所を示す。
	空気管 小屋裏、天井裏	
	差動式分布型感知器の検出部	種別は、傍記による。
	回路試験器	
	P型発信機	級別は、傍記による。 傍記Eは、防爆型を示す。
	P型発信機 屋外用	級別は、傍記による。
	火災警報ベル	
	火災警報ベル 屋外用	
	受信機	
	受信機	他の設備と連動する場合
	副受信機(表示器)	
	表示燈	
	非常放送移報器	
	消火装置移報器	

記 号	名 称	備 考
	消火栓移報器	
	防火戸排煙等移報器	
	差動スポット試験器	個数は、傍記による。
Ω	終端抵抗器	
	総合盤	
	総合盤	屋内消火栓箱組込み
— — — — —	火災報知設備警戒区域境界線	
	火災報知設備警戒区域番号	 上部に必要事項下部に警戒区域番号を表わす場合もある。
(非常警報装置)		
	非常用押ボタン	
	非常電話機	番号は、傍記による。
	非常ベル	
	操作装置	
	表示燈	
— · — · — · —	非常警報設備報知区域境界線	
	非常警報設備報知区域境界番号	
(消火設備)		
	起動押ボタン	傍記Eは、防爆形を示す。
	起動押ボタン 防水用	
	モータサイレン	別途

記 号	名 称	備 考
	警報ベル	窓数は、傍記による。
	警報ブザー	
	制御盤	
	表示盤	
	表示燈	
	始動表示燈兼用形表示燈	種別は、傍記による。
(防災設備)		
	煙式感知器 3 種 (建築基準法によるもの)	
	熱式感知器 (建築基準法によるもの)	
	自動閉鎖機構 (防火戸)	
	自動閉鎖機構 (防火シャッター)	別途
	自動閉鎖機構 (防火ダンパ)	別途
	自動開放機構 (排煙ダンパ)	別途
	連動制御器	
	連動制御器 (操作部を有するもの)	

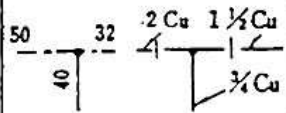
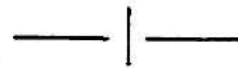
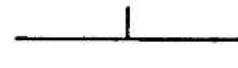
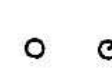
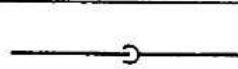
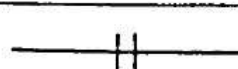
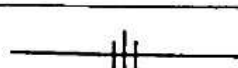
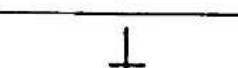
屋 外 設 備

記 号	名 称	備 考
(屋外装置)		
	屋外燈	
	コンクリート柱	長さ、設計荷重は、傍記による。
	木柱	注入剤、長さは、傍記による。
	支線	太さは、傍記による。 ガードを必要とする場合は、特記による。
	支柱	(本柱と同材質とする。)
	架空電線路	電圧、太さ、条数及び電線種別は、傍記による。
OW	屋外用ビニル絶縁電線	
2DV	引込用ビニル絶縁電線 2コより	
3DV	引込用ビニル絶縁電線 3コより	
OE	屋外用ポリエチレン絶縁電線	
	地中電線路	電圧、ケーブル種別、太さ、心数及び条数、保護材は、傍記による。
VVR	600V ビニル絶縁ビニルシースケーブル 丸形	
CVV	制御用ビニルケーブル (ジャケット形)	
CVVS	制御用ビニルケーブル (ジャケット形シールド付)	
CV	架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル	
CVT	架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル トリプレックス形	
CE	架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル	
CPEV	市内用ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル	

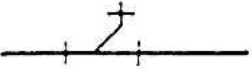
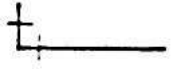
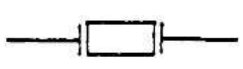
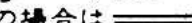
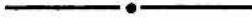
記 号	名 称	備 考
CPEE	市内対ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル	
CCP-P	市内ユニット星色別ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル	
TOV	通信用屋外2コよりビニル電線	
M	マンホール	形式は、傍記による。
H	ハンドホール	形式は、傍記による。
GP	配管用炭素鋼鋼管（黒管）	
VE	硬質ビニル電線管	
VP	硬質塩化ビニル管	

給 水 排 水 衛 生、空 調 設 備

(配 管)

種	別	記	号	備	考
共 通	管の太さ 及 び 種 類	管の太さ又は種類を示す場合は、管の太さを表わす文字又は管の種類を表わす記号を管を表わす線の上に沿わせ、図の下又は左から読めるように図示するか、引出線を用いて図示する。 管の太さ及び種類を同時に示す場合は、管の太さを表わす文字の次に管の種類を表わす記号を記入する。なお、管種記号は必要に応じて記入する。		 管種記号は、次のとおりとする。 鋼 管 記号なし ライニング管 LN コーティング管 CT ステンレス管 S 鋳 鉄 管 記号なし 鉛 管 L 銅 管 Cu ビ ニ ル 管 V ポリエチレン管 P ヒューム管 H 陶 管 T	
	管 の 接 続 状 態	接続して いない とき			
		接続して いるとき			
	管の立体 的 表 示	立 管			
		立 上 り 立 下 り 部			
	管の継手	フランジ		特に継手を示す場合に用いる。	
		ユニオン		同 上	
		T		同 上	

(配 管)

種	別	記	号	備	考
共 通	管の継手	T Y		特に継手を示す場合に用いる。	
		エルボ		同 上	
		曲 管		同 上	
		満水試験継手			
		可撓継手			
		防振継手			
		ボールジョイント			
	管の固定				
衛 生	給水管	市 水		ただし、鋼鉄管の場合は  ---	
		井 水		ただし、鋼鉄管の場合は  ---	
	給湯管	送 り			
		返 り			
	排水管	排 水		ただし、鋼鉄管の場合は  , ヒューム管の場合は 	
		通 気			
	消火管	屋内及び屋外消火栓管、連結送水管並びに連結散水管		ただし、鋼鉄管の場合は  .	

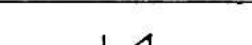
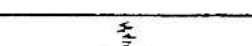
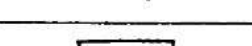
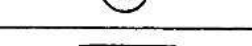
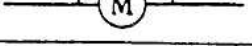
(配 管)

種	別	記	号	備	考	
衛 生	消 火 管	スプリン ラー及び 泡消火管	—— S —— —— F ——			
		ハロゲン 化 物 管 消 火 管	—— HL ——			
		粉 末 消 火 管	—— D ——			
	ガ ス 管	都市ガス	—— G ——		ただし、鋼鉄管の場合は —— G ——。ガス配管 のみを示す図面の場合は Gを省略する。	
		液化石油 ガ ス	—— PG ——		ガス配管のみを示す図面 の場合はPGを省略する。	
空 調	高 圧 蒸 気 管	送 り	—//—//—			
		返 り	--//-----//--			
	中 圧 蒸 気 管	送 り	—//—//—			
		返 り	--//-----//--			
	低 圧 蒸 気 管	送 り	—/—/—		ただし、低圧蒸気直接暖 房のみを示す図面の場合 は斜線を省略する。	
		返 り	--/-----/---		同 上	
	冷却水管	送 り	—— CD ——			
		返 り	---- CDR ----			
	冷 水 管	送 り	—— C ——			
		返 り	---- CR ----			

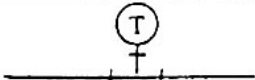
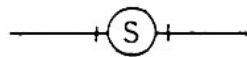
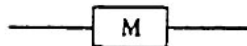
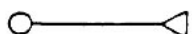
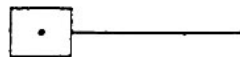
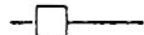
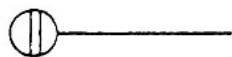
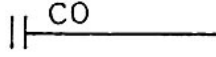
(配 管)

種	別	記	号	備	考
空 調	温水管	送り	———H———	ただし、温水暖房のみを示す図面の場合は文字を省略する。	
		返り	-----HR-----	同上	
	冷温水管	送り	———CH———		
		返り	-----CHR-----		
	膨脹管		-----E-----		
	給油管	送り	———O———		
		返り	-----OR-----		
	排気管		-----AV-----	空気抜管を含む。	
そ の 他	圧縮空気		———A———		
	真空		———V———		
	酸素		———O ₂ ———		

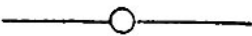
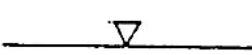
(機器及び材料)

種 別		記 号	備 考
共 通	埋 設 弁		
	仕 切 弁	 GV	バタフライ弁を使用 するときは特記する。 この場合、GVをBV とする。
	玉 形 弁	 SV	
	逆 止 弁		
	コ ッ ク	 CK	
	安全弁及び逃し弁		
	減 圧 装 置		図はバイパス管付き を示す。
	温 度 調 節 装 置		同 上
	電 動 弁 装 置		同 上
	電 磁 弁 装 置		同 上
	空 気 弁		
	圧 力 計		
	水 高 計		
	速 成 計		

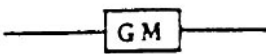
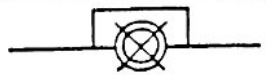
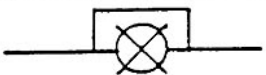
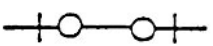
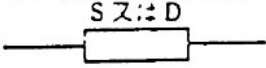
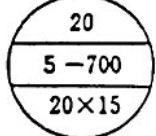
(機器及び材料)

種 別		記 号	備 考
共通	温 度 計		
	ス ト レ ー ナ		
衛生	量 水 器		
	水 栓		
	洗 浄 弁		
	ボ ー ル タ ッ プ		
	シ ャ ワ ー		
	散水栓及び靴洗栓 (箱共)		
	水 栓 柱		
	床 上 掃 除 口		
	床 下 掃 除 口		
	床排水トラップ		
	排 水 金 物		
	ト ラ ッ プ		
	ト ラ ッ プ 枳		

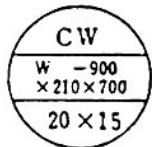
(機器及び材料)

種	別	記	号	備	考
街 生	インバート桧				
	た め 桧				
	公 共 桧				
	屋 内 消 火 栓			屋内消火栓箱付き	
	屋 内 消 火 栓 (放水口共)			屋内消火栓箱付き	
	連結送水管放水口			放水口格納箱付き	
	連結送水管放水口			放水用器具格納箱付き	
	屋 外 消 水 栓 (地上式)			屋外消火栓 ホース格納箱付き	
	屋 外 消 火 栓 (組込形)			屋外消火栓箱付き	
	送 水 口				
	スプリンクラー、泡 及び連結散水ヘッド				
	ハロゲン化物及び粉 末噴射ヘッド			いんべい形の場合は、 	
	一 口 ガ ス カ ラ ン			ゴム管口ロックを含む。	
	二 口 ガ ス カ ラ ン				
	水 取 器				

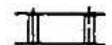
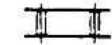
(機器及び材料)

種 別		記 号	備 考
衛生 調	ガスメータ		
	高圧トラップ装置		図はバイパス管付きを示す。
	低圧トラップ装置		同 上
	吸上継手		
	サイレンサ		
	ペローズ形伸縮継手		Sは単式、Dは複式を示す。
	柱形放熱器 同表示形式		細柱形 
	ベースボードヒーター 同表示形式		形式 壁掛形 BW 自立形 BF 種類 温水用一段式 W1H 温水用二段式 W2H 蒸気用一段式 S1H 蒸気用二段式 S2H 

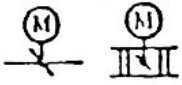
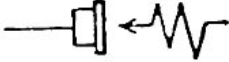
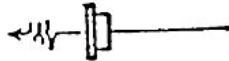
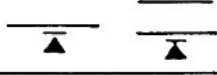
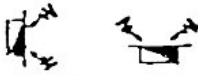
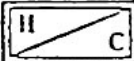
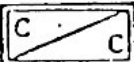
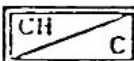
(機器及び材料)

種	別	記	号	備	考
空	コンベクター 同表示形式		形式 壁掛形 CW 自立形 CF 種類 温水用 W 蒸気用 S		
	ファンコンベクター 同表示形式		形式 床置き形 FVF 天井つり形 FVC 種類 温水用 W 蒸気用 S		
	ファンコイルユニット 同表示形式		形式 床置露出形 FR 床置隠ぺい形 FI 天井つり露出形 CR 天井つり隠ぺい形 CI		

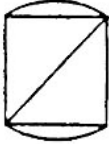
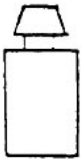
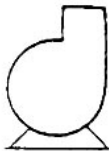
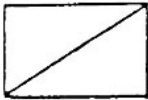
(機器及び材料)

種 別		記 号	備 考
空 調	風 道	空調送気	—S—  風道のみを示す図面の場合は、Sを省略する。
		同上断面	矩形  円形 
	風 道	空調還気	—R—  風道のみを示す図面の場合は、Rを省略する。
		同上断面	矩形  円形 
	風 道	外気又は換気送気	—OA— 
		同上断面	矩形  円形 
	風 道	排 気	—E— 
		同上断面	矩形  円形 
	排 煙 風 道	排 煙	—SM— 
		同上断面	矩形  円形 
	吹 出 口 (壁 付)		 
	同 上 (天井付)		 
	吸 込 口 (壁 付)		 
	同 上 (天井付)		 
	ダ ン パ ー		  風量調節ダンパーはVD、防火ダンパーはFD、防煙ダンパーはSFD

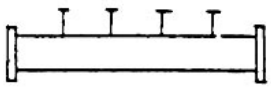
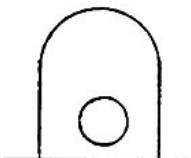
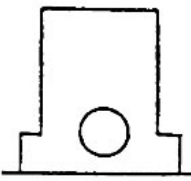
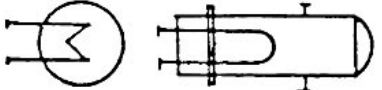
(機器及び材料)

種 別		記 号	備 考
空 調	モーターダンパー		
	外気取入ガラリ		
	排気ガラリ		
	たわみ継手		
	点 検 戸		
	排 煙 口 (壁 付)		SM-W×H W：巾(mm) H：高さ(mm)
	排 煙 口 (天井付)		SM-W×H W：よこ(mm) H：たて(mm)
	コ イ ル (加 熱)		
	同 上 (冷 却)		
	同 上 (加熱冷却)		
	サーモスタット		
	ヒューミディ スタット		
	換 気 扇		

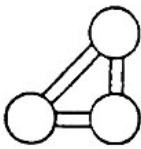
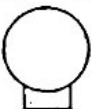
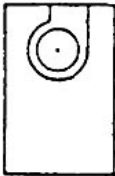
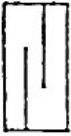
(機器及び材料(説明用))

名称	区分	略 図	種 別 記 号
水 ろ 過 器			WF
ガ ス 湯 沸 器			GH
ポ ン プ			P _w 水 ポ ン プ P _o 油 ポ ン プ P _v 真 空 給 水 ポ ン プ
槽			T _w 受 水 槽 T _{wh} 高 置 水 槽 T _{wr} 減 圧 水 槽 T _e 膨 脹 水 槽 T _o 貯 油 槽 T _{os} オイルサービスタンク

(機器及び材料(説明用))

名称	区分	略 図	種 別 記 号
槽			T_{HS} 貯 湯 槽
管 寄 せ			H_S 蒸 気 管 寄 せ H_W 冷 温 水 管 寄 せ (往) H_{WR} 冷 温 水 管 寄 せ (還)
ボ イ ラ ー		 (鋼板製炉筒煙管形)  (鑄鉄製セクショナル形)	B_S 蒸 気 ボ イ ラ ー B_W 温 水 ボ イ ラ ー
熱 交 換 器			HE

(機器及び材料(説明用))

名称	区分	略 図	種 別 記 号
冷 凍 機		   (往復動冷凍機) (遠心冷凍機) (吸収冷凍機)	Ⓡ_R 往 復 動 冷 凍 機 Ⓡ_C 遠 心 冷 凍 機 Ⓡ_A 吸 収 冷 凍 機
空 気 調 和 機			Ⓐ_{C_P} パ ッ ケ ー ジ 形 空 気 調 和 機 Ⓐ_{C_U} ユ ニ ッ ト 形 空 気 調 和 機
空 気 清 浄 装 置		   Ⓐ_{F_U} Ⓐ_{F_R} Ⓐ_{F_E} Ⓐ_{F_{ER}}	Ⓐ_{F_U} ユ ニ ッ ト 形 空 気 過 ろ 器 Ⓐ_{F_R} 自 動 巻 取 形 空 気 ろ 過 器 Ⓐ_{F_{ER}} 誘 電 ろ 材 形 集 じん 器 Ⓐ_{F_E} 電 気 集 じん 器
冷 却 塔			Ⓒ_T
送 風 機			Ⓕ_S 給 気 用 Ⓕ_E 排 気 用 Ⓕ_K 排 煙 用

木造建物調査表

所在地							整理番号				
建物所有者				電話		調査年月日		年 月 日			
法人代表者						受注者					
所有者住所							調査員				
構造概要				建築工法				建築年月 〔確認資料〕		年 月	
建物面積	1 階床面積 ・ m ²		2 階床面積 ・ m ²		延床面積 ・ m ²		用途		〔 〕		
									経過年数 年		
仮 設	外壁 面数				シート 張要否				その他		
基 礎	種類			基礎 天端幅		地上高		仕上げ			その他
軸 部	柱径			柱長	1 階 2 階		柱の 材種			その他	
屋 根	屋根 形状			軒出		傍軒出		屋根 勾配			仕上 材種
外 壁	外壁 周長	1 階 2 階		壁高	1 階 2 階		仕上 材種			その他	
内壁・床・天井	各室別の仕上げ材については図面参照										
開口部〔建具〕	サ ツ シ ュ 窓	種類		大きさ 区分	数量 (m ²)		そ の 他 〔 玄 関 ・ 出 窓 等 〕	種類		単位	数量
	木 製 建 具	種類		大きさ 区分	数量 (枚)						

造作	種類 (名称)	形状寸法	単位	数量	備考

樋	軒樋の形状寸法			材質			
	堅樋の形状寸法			材質			
	谷樋の形状寸法			材質			
	集水器の形状寸法			材質			
電気設備	照明器具の種類		照明器具の数量		コンセントの規格		
	コンセントの数量		スイッチの規格		スイッチの数量		
	分電盤の規格				分電盤の数量		
	その他						
ガス設備	ガス種類			ガス栓数		その他	
給水・給湯設備	水栓数		配管の種類		その他		
排水設備	排水管の種類		形状寸法(管径)		配管の延長		
	桝の種類		形状寸法(大きさ)		桝の数量		
衛生設備	種別(名称)		規格寸法		単位	数量	備考
厨房設備	種別(名称)		規格寸法		単位	数量	備考
その他の設備	種別(名称)		規格寸法		単位	数量	備考
建物附随工作物	種類(名称)		形状寸法		単位	数量	備考

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。

木造建物数量計算書 [床・天井]

室名	床面積計算書						天井面積計算書				
	コード	単価名称	幅 (横)	幅 (縦)	率	実施工面積 (帖)	コード	単価名称	幅 (横)	幅 (縦)	実施工面積
床仕上げ別施工面積集計表											
コード	単価名称	形状寸法等				実施工面積				施工面積合計	
天井仕上げ別施工面積集計表											
コード	単価名称	形状寸法等				実施工面積				施工面積合計	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。

木造建物数量計算書〔金属製建具〕

区分	Ⅰ[1.00㎡未満]					Ⅱ[1.00㎡以上]				
種類	建具No.	数量	単位面積	面積	特記	建具No.	数量	単位面積	面積	特記
	計					計				
	計					計				
	計					計				
	建具No.	名 称	形状寸法等				数量	単位面積	特記	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。

木造建物数量計算書〔木製建具〕

区分	Ⅰ[W0. 68m以上×H1. 80m程度]				Ⅱ[W0. 68m以上×H1. 36m程度]				Ⅲ[Ⅰ及びⅡ以下]			
種類	建具No.	品等	数量	単位面積	建具No.	品等	数量	単位面積	建具No.	品等	数量	単位面積
フ ラ ツ シ ュ 戸												
	計				計				計			
ガ ラ ス 戸 (窓)												
	計				計				計			
障 子												
	計				計				計			
フ ス マ												
	計				計				計			
そ の 他												
	計				計				計			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。

様式第 7

所 在 地	
所有者住所	
所 有 者	
構 造 概 要	
構 造	
用 途	
基 礎	
屋 根	
外 壁	
建築工法	

整 理 番 号		図面番号				
				図 面 名 称		縮尺
				調 査 年 月 日		年 月 日
				受 注 者		
資格名称・作成者						

様式第 8

所 在 地	
所有者住所	
所 有 者	

整 理 番 号		図面番号	
---------	--	------	--

図 面 名 称		縮 尺	
調 査 年 月 日	年 月 日		
受 注 者			
資格名称・作成者			

木造建物建築直接工事費計算書

所在地						整理番号					
建物所有者				電話		積算年月日					
法人代表者						採用単価					
所有者住所						用途（現況）					
構造概要				建築工法				用途（建築時）			
柱の材種			品等		柱の分布		木材費区分				
建物面積		1階床面積 ㎡	2階床面積 ㎡		延床面積 ㎡		労務費区分				
直接工事費 計											
工種		計算内訳						直接工事費			
〔1〕仮設工事費							小 計				
延床面積 A		面積区分	規模補正率 B		外壁面数	建物形状補正率 C		仮設工事面積 $A \times B \times C = D$	認定表参照		
コード番号	単 価 名 称		形 状 寸 法			単位	単 価		仮設工事面積	金 額	
〔2〕基礎工事費							小 計				
①－a 布 基 礎							① 計				
面積区分	用途		略記号	1階床面積 A		基礎率 B		基礎長 $A \times B = C$	認定表参照		
コード番号	単 価 名 称		形 状 寸 法			加算 高さ	単位	単 価		基礎長	金 額
①－b 布基礎仕上げ											
コード番号	単 価 名 称		形 状 寸 法			単位	単 価		基礎外周長	金 額	
② 束 石							② 計				
一階床面積 A		束無面積 B		$A - B = C$		面積区分	基礎率 D		束石数量 $C \times D$		
コード番号	単 価 名 称		形 状 寸 法			単位	単 価		束石数量	金 額	

③　べた基礎									③　計	
コード番号	単　価　名　称		形　状　寸　法			単位	単　価		底盤施工面積	金　額
面積区分	用途		底盤施工面積　A			基礎率　　B			立上数量A×B	
コード番号	単　価　名　称		形　状　寸　法			単位	単　価		立上数量	金　額
④　独立基礎等									④　計	
コード番号	単　価　名　称		形　状　寸　法			単位	単　価		独立基礎数	金　額
⑤　土間コンクリート									⑤　計	
コード番号	単　価　名　称		形　状　寸　法			単位	単　価		施工面積	金　額
⑥　防湿コンクリート									⑥　計	
コード番号	単　価　名　称		形　状　寸　法			単位	単　価		施工面積	金　額
⑦　特殊基礎									⑦　計	
コード番号	単　価　名　称		形　状　寸　法			単位	単　価		施工面積	金　額
〔3〕軸部工事費									小　計	
①　軸部木材費									①　計	
延床区分	用途	柱径	柱長	延床面積　A	木材材積率B	柱径補正率C	柱長補正率D	施工状況補正率E	木材材積量 A×B×C×D×E	認定表参照
			施工状況補正内訳		床	間仕切壁	内壁	天井		
			割　引　率							
延床区分	用途	柱径	柱長	延床面積　A	木材材積率B	柱径補正率C	柱長補正率D	施工状況補正率E	木材材積量 A×B×C×D×E	
			施工状況補正内訳		床	間仕切壁	内壁	天井		
			割　引　率							

コード番号		単 価 名 称		形 状 寸 法		単位	単 価	木材材積量 計	金 額	
② 労務費（大工手間等）								② 計		
コード番号		単価名称	形 状 寸 法		用途	労務費 区分	単位	単 価	該当床面積	金 額
〔４〕屋根工事費									小 計	
コード番号		単 価 名 称		形 状 寸 法			単位	単 価	施工面積	金 額
〔５〕外壁工事費									小 計	
コード番号		単 価 名 称		形 状 寸 法			単位	単 価	施工面積	金 額
〔６〕内壁工事費									小 計	
コード番号		単 価 名 称		形 状 寸 法			単位	単 価	施工面積	金 額
〔７〕床工事費									小 計	
コード番号		単 価 名 称		形 状 寸 法			単位	単 価	数 量	金 額
〔８〕天井工事費									小 計	
コード番号		単 価 名 称		形 状 寸 法			単位	単 価	施工面積	金 額

〔9〕 開口部工事費					小 計	
① 金属製建具					① 計	
コード番号	単 価 名 称	形 状 寸 法	単位	単 価	数 量	金 額
② 木製建具					② 計	
コード番号	単 価 名 称	形 状 寸 法	単位	単 価	数 量	金 額
③ その他					③ 計	
コード番号	単 価 名 称	形 状 寸 法	単位	単 価	数 量	金 額
〔10〕 造作工事費					小 計	
コード番号	単 価 名 称	形 状 寸 法	単位	単 価	数 量	金 額
〔11〕 樋工事費					小 計	
コード番号	単 価 名 称	形 状 寸 法	単位	単 価	1 階床面積	金 額

--	--	--	--	--	--	--

〔12〕 塗装工事費					小 計	
コード番号	単 価 名 称	形 状 寸 法	単位	単 価	延床面積	金 額
〔13〕 建築設備工事費					小 計	
① 電気設備					① 計	
コード番号	単 価 名 称	形 状 寸 法	単位	単 価	数 量	金 額
② ガス設備					② 計	
コード番号	単 価 名 称	形 状 寸 法	単位	単 価	数 量	金 額
③ 給水・給湯設備					③ 計	
コード番号	単 価 名 称	形 状 寸 法	単位	単 価	数 量	金 額
④ 排水設備					④ 計	
コード番号	単 価 名 称	形 状 寸 法	単位	単 価	数 量	金 額
⑤ 衛生設備					⑤ 計	
コード番号	単 価 名 称	形 状 寸 法	単位	単 価	数 量	金 額
⑥ 厨房設備					⑥ 計	
コード番号	単 価 名 称	形 状 寸 法	単位	単 価	数 量	金 額

⑦ その他設備					⑦ 計	
コード番号	単 価 名 称	形 状 寸 法	単位	単 価	数 量	金 額
〔14〕建物附随工作物工事費					小 計	
コード番号	単 価 名 称	形 状 寸 法	単位	単 価	数 量	金 額

注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。

木造建物補正率調査表

1/2

建物番号				調査年月日	平成	年	月	日	調査者				
建物の所在地					所有者	住所							
						氏名又は名称							
構造・用途					該当建築年次			年 月 日					
軸 部	柱 径	a) 15cm以上の柱本数	本	補正率									
		b) 総柱本数	本	%									
		a) / b)	%										
	柱 補 修	c) 取替柱本数	本	補正率	取 替 材 種	従	前	現	在	取	替	時	期
		b) 総柱本数	本	%									
		c) / b)	%										
屋 根	d) 補修屋根面積	m ²	補正率	補 修 材 種	従	前	現	在	補	修	時	期	
	e) 総屋根面積	m ²	%										
	d) / e)	%											
内 壁	f) 補修済内壁構成比	%	補正率	補 修 材 種	従	前	現	在	補	修	時	期	
	g) 総内壁構成比	%	%										
	f) / g)	%											
外 壁	h) 補修済外壁構成比	%	補正率	補 修 材 種	従	前	現	在	補	修	時	期	
	i) 総外壁構成比	%	%										
	h) / i)	%											
土 台	j) 該当建床面積	m ²	補正率	補 修 材 種	従	前	現	在	補	修	時	期	
	k) 建床面積	m ²	%										
	j) / k)	%											

その の 他	鼻 破 隠 風 し 板	両方・片方・軒先の一方		補 正 率 %	補 修 状 況	補 修 箇 所	補 修 延 長	補 修 時 期	
	防 腐 ・ 消 毒	1) 該当建面積	m ²	補 正 率	補 修 状 況	補 修 状 況 説 明		補 修 時 期	
		m) 建床面積	m ²	%					
		1) / m)	%						
	金 属 属 戸	玄 関 戸	半 分 ・ 全 部		補 正 率 %	補 修 状 況	補 修 箇 所		補 修 時 期
	建 具	雨 戸	半 分 ・ 全 部		補 正 率 %	補 修 状 況	補 修 箇 所		補 修 時 期
	取 替	窓	1/2 未 満 ・ 3/4 未 満 4/4 未 満 ・ 全 面		補 正 率 %	補 修 状 況	補 修 箇 所		補 修 時 期
床 高 45 cm 超	n) 該当建面積	m ²	補 正 率	補 修 状 況	従 前	現 在	補 修 時 期		
		o) 建床面積	m ²		%				
		n) / o)	%						
浴 室 補 修	・床タイルの補修 ・壁（全面補修） ・付随部分取り替え ・全面取替		補 正 率 %	補 修 状 況					
採 光 条 件	東西南北の日照が ・特に優れている ・相当に優れている ・優れている ・やや優れている		補 正 率 %	環 境 条 件 説 明					
通 風 条 件	通風による環境条件が ・特に優れている ・優れている ・やや優れている		補 正 率 %	環 境 条 件 説 明					
決 定 補 正 率		%		補 正 率 合 計		%			
備 考	注) 0.5%単位で総計（鼻隠し・破風板については、0.01%）し、決定補正率では0.5%未満の端数を切り捨てる。 注) 浴室補修の壁（全面補修）が行われている場合で、内壁補修と重複する場合は補修率を加えない。 注) 採光条件、通風条件における中間補正とは、各項目の中間と判断される建物に0.5%加えることの趣旨である。								

注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判とする。

工 事 内 訳 明 細 書

総 括 表

令和 年 月 日

殿

受注者住所

受注者名及び代表者名

別紙のとおり積算いたしました。

¥

建 物 等 の 所 有 者		備 考
所 在 地		
構 造 用 途		
建 築 工 法		
規 模		
移 転 工 法		

積 算 概 要

(注) 内 容

- ・単価について
- ・発生材について
- ・設計の有効期間
- ・解体の方法
- ・その他積算についての概要

工 事 工 程 表

令和 年 月 日

工事名称	日																			日数
	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	130	140	150	160	170	180		

種目内訳記載例

[illegible]

中科目内訳記載例

名 称	数 量	単位	金 額	合 計	備 考
I 建築工事費	1	式			
1. 直接仮設	1	式			
2. 土工・地業	1	式			
3. く体	1	式			
3. 1 基礎く体	1	式			
3. 2 上部く体	1	式			
4. 外部仕上	1	式			
4. 1 屋根	1	式			
4. 2 外壁	1	式			
4. 3 外部開口部	1	式			
4. 4 外部天井	1	式			
4. 5 外部床	1	式			
4. 6 外部雑	1	式			
5. 内部仕上	1	式			
5. 1 内部床	1	式			
5. 2 内壁	1	式			
5. 3 内部開口部	1	式			
5. 4 内部天井	1	式			

中科目内訳記載例

名 称	数 量	単位	金 額	合 計	備 考
5. 5 内部雑	1	式			
Ⅱ 建築設備工事費	1	式			
6. 電気設備	1	式			
7. 給排水衛生設備	1	式			
8. 空気調和設備	1	式			
9. 昇降設備	1	式			
10. その他設備	1	式			

細目内訳記載例

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
I A 棟 建 築						
1 直 接 仮 設		1	式			
2 土 工 ・ 地 業		1	式			
2.1 土 工		1	式			
2.2 地 業		1	式			
2.3 △ △ 土 工 ・ 地 業		1	式			
3 < 体		1	式			
3.1 基 礎 < 体		1	式			
3.2 上 部 < 体		1	式			
3.3 △ △ < 体		1	式			
4 外 部 仕 上		1	式			
4.1 屋 根		1	式			
4.2 外 壁		1	式			
4.3 外 部 開 口 部		1	式			

名 称	摘 要	数 量	单 位	单 価	金 額	備 考
4.4 外 部 天 井		1	式			
4.5 外 部 雑		1	式			
4.6 外 部 △ △ 仕 上		1	式			
5 内 部 仕 上		1	式			
5.1 内 部 床		1	式			
5.2 内 部 壁		1	式			
5.3 内 部 開 口 部		1	式			
5.4 内 部 天 井		1	式			
5.5 内 部 雑		1	式			
5.6 △ △ 室 仕 上		1	式			
計						

細目内訳記載例（標準的な細目の例示）

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
A 棟 建 築						
1 直 接 仮 設						
や り か た						
墨 出						
原 寸 型 板						
外 部 足 場						
内 部 足 場						
乗 入 構 台						
災 害 防 止						
養 生						
清 掃 片 付						
（発 生 材 処 分）						
（機 械 器 具）						
（運 搬）						
小 計						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
2 土 工 ・ 地 業						
2.1 土 工						
根 切						
埋 戻						
盛 土						
不 用 土 処 分						
砂 利 敷						
山 止						
排 水						
(地 中 障 害 物 処 理)						
(機 械 器 具)						
(運 搬)						
土 工 小 計						
2.2 地 業						
既成コンクリート杭						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
場所打コンクリート杭						
鋼 杭						
ラップルコンクリート						
杭 頭 処 理						
杭 間 さ ら え						
(産 業 廃 棄 物 処 理)						
(機 械 器 具)						
(運 搬)						
地 業 小 計						
土 工 ・ 地 業 計						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
3 く 体						
3.1 基 礎 く 体						
(3.1.1 鉄筋コンクリート)						
捨 コ ン ク リ ー ト						
基 礎 コ ン ク リ ー ト						
型 枠						
鉄 筋						
(3.1.3 そ の 他)						
基 礎 P C						
基 礎 く 体 小 計						
3.2 上 部 く 体						
(3.2.1 鉄筋コンクリート)						
無 筋 コ ン ク リ ー ト						
く 体 コ ン ク リ ー ト						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
型 枠						
鉄 筋						
(322 鉄 骨)						
鋼 材						
工 場 加 工 組 立						
さ び 止 め 塗 装						
現 場 施 工						
試 験 費						
アンカーボルト取付						
ベース下均しモルタル						
耐 火 被 覆						
(323 そ の 他)						
く 体 P C						
上 部 く 体 小 計						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
3.3 △ △ く 体						
コ ン ク リ ー ト						
型 枠						
鉄 筋						
鉄 骨						
P C						
△ △ く 体 小 計						
く 体 計						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
4 外 部 仕 上						
4.1 屋 根						
(412 防 水 材 仕 上)						
セ メ ン ト 防 水						
シ ー ト 防 水						
(413 石 材 仕 上)						
鉄 平 石 乱 張						
立 上 り モ ル タ ル						
み か げ 舗 石						
立 上 り モ ル タ ル						
(414 タイル材仕上)						
磁 器 二 丁 掛 タ イ ル						
ク リ ン カ ー タ イ ル						
立 上 り モ ル タ ル						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
(416 金属材仕上)						
カラー鉄板瓦棒						
折 板						
(417 左官材仕上)						
防水材モルタル						
(418 ガラス材仕上)						
波形ワイヤガラス						
(419 内装材仕上)						
大波石綿スレート						
日 本 瓦						
屋 根 小 計						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
4.2 外 壁						
(421 コンクリート材仕上)						
スパンコンクリート						
コンクリート面研り仕上						
(423 石 材 仕 上)						
花 こ う 岩						
(424 タイル材仕上)						
磁器二丁掛タイル						
磁器モザイクタイル						
(426 金 属 材 仕 上)						
ア ル ミ 成 型 板						
(427 左 官 材 仕 上)						
モ ル タ ル は け 引						
リ シ ン 吹 付						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
(412 内外装材仕上)						
小波石綿スレート						
軒裏フレキシブルボード						
外 壁 小 計						
4.3 外 部 開 口 部						
(436 金属材仕上)						
SSD1～n〇〇ド ア						
AW1～n〇〇サッシ						
AD1～n〇〇ド ア						
SD1～n〇〇ド ア						
特 殊 金 物						
外部開口部小計						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
4.4 外 部 天 井						
(446 金 属 材 仕 上)						
ピロティ天井アルミ成型板						
(447 左 官 材 仕 上)						
リ シ ン 吹 付						
外部天井小計						
4.5 外 部 雑						
(456 金 属 材 仕 上)						
ル ー フ ド レ イ ン						
た て 樋						
屋 上 丸 か ん						
屋 上 手 す り						
外部雑小計						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
4.6 バルコニー仕上						
床防水材モルタル						
立上り防水剤モルタル						
腰内側モルタル						
内外腰モルタル						
人造石研出笠木						
天井モルタル						
鉄パイプ手すり						
铸铁フロアドレイン						
バルコニー 仕上小計						
4.7 ポーチ仕上						
屋根シート防水						
床クリンカータイル						
外壁磁器二丁掛けタイル						
柱型擬石						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
天井アルミモールディング						
ポーチ仕上小計						
外 部 仕 上 計						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
5 内 部 仕 上						
5.1 内 部 床						
(5.13 石 材 仕 上)						
花 こ う 岩						
テ ラ ゾ ブ ロ ッ ク						
(5.14 タイル材仕上)						
磁 器 タ イ ル						
立 上 り 防 水						
磁器モザイクタイル						
立 上 り 防 水						
(5.15 木 材 仕 上)						
ぶ な フ ロ ー リ ン グ						
檜 縁 甲 板						
(5.17 左 官 材 仕 上)						
踏面、けこみモルタル						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
現 場 テ ラ ゾ						
立 上 り 防 水						
(5.19 内外装材仕上)						
床 畳						
塩化ビニールタイル						
フリーアクセスフロア						
樹脂系長尺シート						
さくらモザイクパーケット						
ならフローリングボード						
内 部 床 計						
5.2 内 壁						
(521 間仕切下地)						
間仕切コンクリートブロック						
〃 A L C						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
木 製 軸 組						
軽 鉄 軸 組						
(523 石 材 仕 上)						
テラゾブロック幅木						
国 産 大 理 石						
(524 タイル材仕上)						
半 磁 器 タ イ ル						
二 丁 掛 タ イ ル						
(525 木 材 仕 上)						
ラ ワ ン 幅 木						
し な 合 板 底 目 地						
ウォルナット練付合板						
米 檜 堅 羽 目						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
(526 金属材仕上)						
ステンレス幅木						
押出成型アルミ板						
(527 左官材仕上)						
モルタル幅木						
モルタル						
混合石膏プラスター						
(529 内外装材仕上)						
ビニル幅木						
布 張						
紙 張						
内 壁 小 計						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
5.3 内 部 開 口 部						
(535 木 材 仕 上)						
WD 1 ～n〇〇 戸						
WW 1 ～n〇〇 窓						
F 1 ～n〇〇ふすま						
S 1 ～n〇〇障 子						
(536 金 属 材 仕 上)						
SSD 1 ～n〇〇ド ア						
AD I ～n〇〇ド ア						
AW I ～n〇〇サッシ						
SD I ～n〇〇ド ア						
SW I ～n〇〇サッシ						
SSI ～n〇〇シャッタ						
SG I ～n 〇〇グリルシャッタ						
内部開口部小計						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
5.4 内 部 天 井						
(545 木 材 仕 上)						
杉 桤 合 板						
(546 金 属 材 仕 上)						
モ ー ル デ ィ ン グ						
(547 左 官 材 仕 上)						
モ ル タ ル は け 引						
混 合 石 膏 プ ラ ス タ						
(549 内 外 装 材 仕 上)						
化 粧 石 膏 ボ ー ド						
石 綿 吸 音 板						
内 部 天 井 小 計						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
5.5 内 部 雑						
(555 木 材 仕 上)						
積 層 材 手 す り						
ラ ウ ン 階 段						
(556 金 属 材 仕 上)						
ステンレス壁付手すり						
ステンレス切抜文字						
(558 ガラス材仕上)						
鏡						
(559 内外装材仕上)						
ら し ゃ 張 掲 示 板						
ア コ ー デ オ ン ド ア						
(55.10仕上ユニット)						
ト イ レ ブ ー ス						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
(55.12 そ の 他)						
応 接 セ ッ ト						
内 部 雑 小 計						
5.6 階 段 室						
踊 場 床 ビ ニ ル タ イ ル						
踏 み づ ら け こ み ビ ニ ル タ イ ル						
段 形 ボ ー ダ テ ラ ズ						
さ さら 幅 木 テ ラ ズ ブ ロ ッ ク						
踊 場 テ ラ ズ ブ ロ ッ ク						
壁 プ ラ ス タ						
笠 木 塩 地 積 層 手 す り						
天 井 プ ラ ス タ						
段 裏 プ ラ ス タ						
階 段 室 小 計						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
5.7 浴 室 ・ 便 所						
浴室・ユニット						
浴室・便所小計						
内 部 仕 上 計						
A 棟 建 築 合 計						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
6 電 気 設 備						
6.1 電 灯 設 備						
(6.1.1 幹 線)						
配 管 配 線						
600V C Vケーブル						
プ ル ボ ッ ク ス						
金 属 ダ ク ト						
ケ ー ブ ル ラ ッ ク						
引 込 開 閉 器 箱						
接 地 工 事 費						
(6.1.2 分 岐 配 線)						
配 管 配 線						
V - O ケ ー ブ ル						
位 置 ボ ッ ク ス 類						
プ ル ボ ッ ク ス						
配 線 器 具						
蛍 光 灯						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
水 銀 灯						
白 熱 灯						
分 電 盤						
施 工 費						
(613 コンセント)						
配 管 配 線						
位 置 ボ ッ ク ス 類						
配 線 器 具						
電 灯 設 備 小 計						
6.2 動 力 設 備						
(621 幹 線)						
配 管 配 線						
600 V C V ケーブル						
プ ル ボ ッ ク ス						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
(622 分 岐 配 線)						
配 管 配 線						
位 置 ボ ッ ク ス 類						
プ ル ボ ッ ク ス						
消 火 栓 始 動 押 釦						
制 御 盤						
施 工 費						
動力設備小計						
6.3 避 雷 設 備						
突 針						
導 線						
接 地 用 端 子 箱						
保 護 管						
デルミット工事費						
接 地 工 事 費						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
避雷設備小計						
6.4 構内配電線路						
OW電線						
DV電線						
OKVCVケーブル						
600VCVケーブル						
端末処理材料						
保護管						
高圧気中開閉器						
電 柱						
装柱材料						
支 線						
ハンドホール						
防水鑄鉄管						
異物継手						
接地工事費						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
土 工 事 費						
構配電線路小計						
6.5 受 変 電 設 備						
(65.1 機 器 類)						
高 圧 受 電 盤						
高 圧 き 電 盤						
低 圧 配 電 盤						
監 視 盤						
変 圧 器						
進 相 コ ン デ ン サ						
○ ○ 開 閉 器						
○ 極 ○ 投 断 路 器						
プ ラ イ マ リ カ ッ ト ア ウ ト ス イ ッ チ						
避 雷 器						
取 引 用 計 器 箱						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
消 火 器						
フ ッ ク 棒						
ゴ ム マ ッ ト						
付 属 品 ・ 予 備 品						
機 器 据 付 費						
(652 工 事 材 料)						
配 管 配 線						
○KV CVケーブル						
同 上 端 末 処 理 材 料						
フ レ ー ム パ イ プ						
銅 棒						
銅 帯						
鋼 材						
金 網						
接 地 端 子 箱						
接 地 工 事 費						
受変電設備小計						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
6.6 自 家 発 電 設 備						
(66.1 機 器 類)						
交 流 同 期 発 電 機						
発 電 機 盤						
自 動 起 道 補 機 盤						
励 磁 装 置 盤						
デ ィ ー ゼ ル 機 関						
共 通 台 床						
空 気 圧 縮 機						
空 気 槽						
減 圧 水 槽						
貯 油 槽						
燃 料 小 出 槽						
消 音 器						
燃 料 給 油 ポ ン プ						
燃料ウイックポンプ						
チェンブロック						
消 火 器						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
○ 油						
予 備 品						
試 運 転 調 整 費						
機 器 据 付 費						
(662 工 事 材 料)						
冷 却 水 配 管						
燃 料 配 管						
始 動 空 気 配 管						
排 気 配 管						
電 気 配 管						
自家発電設備小計						
6.7 電 話 設 備						
配 管 配 線						
位 置 ボ ッ ク ス						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
はとめプレート						
フロアプレート						
プルボックス						
フロアダクト						
ジャンクションボックス						
フロアマーカー						
ローテンションスタット						
ワイヤプロテクタ						
電 話 機						
集 合 保 安 器 箱						
端 子 盤						
電話設備小計						
6.8 インターホン設備						
配 管 配 線						
C P E V ケーブル						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
位 置 ボ ッ ク ス						
プ レ ー ト 類						
フ ロ ア プ レ ー ト						
ローテンションスタット						
インターホン親機						
〃 子機						
同 上 用 電 源						
インターホン 設 備 小 計						
6.9 電気時計・拡声設備						
配 管 配 線						
位 置 ボ ッ ク ス						
は と め プ レ ー ト						
端 子 盤						
子 時 計						
親 時 計						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
ス ピ ー カ						
増 幅 器						
非 常 放 送 用 増 幅 器						
ア ッ テ ネ ー タ						
マ イ ク ロ ホ ン						
電 気 時 計 ・ 拡 声 設 備 小 計						
6.10 テレビ共同受信設備						
配 管						
同 軸 ケ ー ブ ル						
位 置 ボ ッ ク ス						
直 列 ユ ニ ッ ト						
収 容 箱						
分 岐 器						
分 配 器						
混 合 器						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
増 幅 器						
整 合 器						
ア ン テ ナ						
調 整 費						
テレビ共同受信 設 備 小 計						
6.11 火 災 報 知 設 備						
(6.11.1自動火災報知)						
配 管 配 線						
火災警報用ケーブル						
C P E V ケーブル						
位 置 ボ ッ ク ス						
ス ポ ッ ト 形 感 知 器						
煙 感 知 器						
差動式スポット形試験器						
空 気 管						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
総 合 盤						
電 鈴						
受 信 機						
表 示 灯						
立 会 検 査 費						
(6.11.2自 動 閉 鎖)						
配 管 配 線						
H P ケ ー ブ ル						
F P ケ ー ブ ル						
位 置 ボ ッ ク ス						
煙 感 知 器						
自 動 閉 鎖 装 置						
連 動 制 御 器						
火災報知設備小計						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
6.12 構 内 交 換 設 備						
(6.121 機 器 類)						
交 換 機						
局 線 中 継 台						
本 配 線 盤						
整 流 器						
蓄 電 池						
電 話 機						
機 器 据 付 費						
(6.122工 事 材 料)						
配 管 配 線						
ケ ー ブ ル ラ ッ ク						
補 強 ア ン グ ル						
構内交換設備小計						
電 気 設 備 計						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
7 給排水衛生設備						
7.1 衛生器具設備						
和風大便器						
洋風大便器						
小便器						
洗面器						
手洗器						
洗面ユニット						
料理流し						
掃除流し						
鏡						
化粧棚						
水石けん入れ						
衛生器具設備小計						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
7.2 給 水 設 備						
(721 屋内給水設備)						
揚 水 ポ ン プ						
雑 用 水 ポ ン プ						
受 水 タ ン ク						
高 置 タ ン ク						
雑 用 水 タ ン ク						
上 水 用 ○ ○ 鋼 管						
雑 用 水 用 ○ ○ 鋼 管						
仕 切 弁						
水 栓						
ボ ー ル タ ッ プ						
電 極 棒						
量 水 器						
減 圧 弁 装 置						
フレキシブルジョイント						
防 振 継 手						
防 露 工 事						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
塗 装 工 事						
は っ り 補 修 費						
ス リ ー ブ						
耐 震 支 持						
機 器 用 基 礎						
搬 入 据 付 費						
(722 屋外給水設備)						
水 道 用 鋳 鉄 管						
水 道 用 異 形 管						
上 水 用 ○ ○ 鋼 管						
雑用水用○○鋼管						
埋 設 仕 切 弁						
防 露 工 事						
塗 装 工 事						
防 食 工 事						
土 工 事						
水道本管引込工事						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
給 水 設 備 小 計						
7.3 排 水 設 備						
(731 屋内排水設備)						
汚 物 用 水 中 ポ ン プ						
汚 水 用 水 中 ポ ン プ						
雑 排 水 用 ○ ○ 鋼 管						
通 気 用 ○ ○ 鋼 管						
汚水用コーティング鋼管						
排 水 用 鋳 鉄 管						
排 水 鉛 管						
床 上 掃 除 口						
床 下 掃 除 口						
床 排 水 ト ラ ッ プ						
流 し ト ラ ッ プ						
排 水 金 物						
電 極 棒						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
通 気 用 金 具						
間 接 排 水 口						
仕 切 弁						
防 露 工 事						
塗 装 工 事						
は っ り 補 修 費						
ス リ ー ブ						
耐 震 支 持						
搬 入 据 付 費						
(732 屋外配水設備)						
雑排水用〇〇鋼管						
ヒ ュ ー ム 管						
排水用ビニル管						
イ ン バ ー ト 柵						
た め 柵						
塗 装 工 事						
土 工 事						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
下水道本管接続工事						
排水設備小計						
7.4 給 湯 設 備						
給 湯 ボ イ ラ ー						
鋼 板 製 煙 道						
貯 湯 タ ン ク						
膨 張 タ ン ク						
温 水 ポ ン プ						
瞬 間 湯 沸 器						
貯 湯 式 湯 沸 器						
銅 管						
仕 切 弁						
水 栓						
保 温 工 事						
塗 装 工 事						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
は っ り 補 修						
ス リ ー ブ						
機 械 用 基 礎						
搬 入 据 付 費						
給湯設備小計						
7.5 消 火 設 備						
(75.1 屋内消火栓設備)						
消 火 ポ ン プ						
屋 内 消 火 栓 箱						
放水用器具格納箱						
放 水 口 格 納 箱						
送 水 口						
仕 切 弁						
逆 止 弁						
テ ス ト 弁						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
○ ○ 鋼 管						
フレキシブルジョイント						
防 露 工 事						
塗 装 工 事						
は っ り 補 修 費						
ス リ ー ブ						
機 器 用 基 礎						
搬 入 据 付 費						
(752 連結散水設備)						
連 結 送 水 口						
連 結 散 水 栓						
仕 切 弁						
逆 止 弁						
ス ト レ ー ナ ー						
表 示 板						
○ ○ 鋼 管						
塗 装 工 事						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
は っ り 補 修 費						
ス リ ー ブ						
(751 屋外消火栓設備)						
消 火 ポ ン プ						
屋 外 消 火 栓 箱						
屋外消火栓ホース格納箱						
屋 外 消 火 栓						
○ ○ 鋼 管						
仕 切 弁						
機 器 用 基 礎						
搬 入 据 付 費						
土 工 事						
(754 スプリンクラー 設 備)						
スプリンクラー用ポンプ						
圧 力 空 気 タ ン ク						
消 火 用 充 水 タ ン ク						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
スプリンクラーヘッド						
同 上 保 護 網						
同上振れ止め金具						
流 量 測 定 装 置						
警 報 弁 装 置						
管 末 試 験 弁 装 置						
圧 力 調 整 弁						
仕 切 弁						
逆 止 弁						
ベ ル						
連 結 送 水 口						
○ ○ 鋼 管						
フレキシブルジョイント						
標 識 板 ・ 説 明 板						
配 管 配 線 工 事						
消 火 受 信 盤						
塗 装 工 事						
は っ り 補 修 費						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
ス リ ー ブ						
機 器 用 基 礎						
搬 入 据 付 費						
試 験 調 整 費						
諸 雑 費						
(755 ハロゲン) 化物消火設備						
貯 蔵 容 器						
集 合 管						
容 器 取 付 枠						
選 択 弁						
選 択 弁 取 付 枠						
起 動 用 ガ ス 容 器						
継電気盤又は制御盤						
手 動 起 動 操 作 箱						
端 子 箱						
モ ー タ ー サ イ レ ン						
圧 力 ス イ ッ チ						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
放 出 表 示 灯						
音 響 警 報 装 置						
非 常 電 源 装 置						
標 識 板 ・ 説 明 板						
安 全 弁						
ピストンレリーザ						
噴 射 ヘ ッ ド						
不 還 弁						
圧力配管用炭素鋼鋼管						
鋼 管						
配 管 配 線 工 事						
塗 装 工 事						
は っ り 補 修 費						
ス リ ー プ						
試 験 調 整 費						
諸 雑 費						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
(756 泡 消 火 設 備)						
泡 消 火 用 ポ ン プ						
同 上 用 起 動 盤						
圧 力 空 気 タ ン ク						
消 火 用 充 水 タ ン ク						
泡 原 液 タ ン ク						
泡 用 混 合 装 置						
警 報 弁 装 置						
手 動 起 動 装 置						
一 斉 開 放 弁 装 置						
流 量 測 定 装 置						
泡 ヘ ッ ド						
感 知 用 ヘ ッ ド						
ベ ル						
圧 力 ス イ ッ チ						
仕 切 弁						
逆 止 弁						
○ ○ 鋼 管						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
フレキシブルジョイント						
標 識 板 ・ 説 明 板						
配 管 配 線 工 事						
保 温 工 事						
塗 装 工 事						
は っ り 補 修 費						
ス リ ー ブ						
機 器 用 基 礎						
搬 入 据 付 費						
試 験 調 整 費						
諸 雑 費						
(75.7 粉末消火設備)						
貯 蔵 容 器						
加 圧 用 ガ ス 容 器						
選 択 弁						
容 器 用 基 礎						
選 択 弁 取 付 枠						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
起 動 ガ ス 容 器						
継電器盤又は制御盤						
手 動 起 動 操 作 箱						
端 子 箱						
モ ー タ サ イ レ ン						
圧 力 ス イ ッ チ						
放 出 表 示 灯						
音 響 警 報 装 置						
非 常 電 源 装 置						
標 識 板 ・ 説 明 板						
安 全 弁						
不 還 弁						
噴 射 ヘ ッ ド						
○ ○ 鋼 管						
鋼 管						
配 管 配 線 工 事						
塗 装 工 事						
は っ り 補 修 費						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
ス リ ー ブ						
試 験 調 整 費						
諸 雑 費						
消 火 設 備 小 計						
7.6 ガ ス 設 備 工 事						
配管用炭素鋼鋼管(白管)						
ポリエチレン被覆鋼管						
L B ヒ ュ ー ズ コ ッ ク						
L ネ ジ コ ッ ク						
壁 ヒ ュ ー ズ コ ッ ク						
床 ヒ ュ ー ズ コ ッ ク						
ノ ッ ク ハ ン ド ル コ ッ ク						
砲 金 コ ッ ク						
鉄 コ ッ ク						
青 銅 玉 形 弁						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
鑄 鉄 逆 止 弁						
水 取 器						
付 帯 工 事						
労 務 費						
諸 雑 費						
ガス設備工事小計						
7.7 厨 房 機 器 設 備						
冷 蔵 庫						
万 能 焼 物 器						
コールドテーブル						
ガ ス レ ン ジ						
ガ ス テ ー ブ ル						
ガ ス コ ン ロ						
スチームテーブル						
電 子 レ ン ジ						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
炊 飯 器						
洗 米 器						
フ ラ イ ヤ ー						
た な						
そばウォーマー						
魚 焼 器						
中 華 レ ン ジ						
食 器 洗 浄 器						
湯 沸 器						
瞬 間 湯 沸 器						
球 根 皮 む き 器						
ク リ ー ン テ ー ブ ル						
作 業 台						
盛 付 台						
配 膳 台						
シ ン ク 付 台						
流 し						
食 器 戸 だ な						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
上 だ な						
水 切 台						
搬 入 据 付 費						
厨房機器設備小計						
7.8 さく井設備工事						
ケーシング鋼管						
ス ク リ ー ン						
粘 土						
小 砂 利						
電 気 検 層 費						
揚 水 試 験 費						
機 械 器 損 料						
仮設電力用水費						
水 質 試 験 費						
基 礎 工 事						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
雑 材 料 消 耗 品						
労 務 費						
運 搬 費						
諸 雑 費						
さく井設備工事 小 計						
給排水衛生設備計						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
8 空 気 調 和 設 備						
8.1 空 気 調 和 設 備						
(8.1.1 ボイラー及び 付属機器設備)						
銅 製 ボ イ ラ ー						
鋳 鉄 製 ボ イ ラ ー						
銅 板 製 煙 道						
ボイラー給水ポンプ						
電動真空給水ポンプ						
冷 温 水 ポ ン プ						
油 ポ ン プ						
ウ イ ン グ ポ ン プ						
還 水 タ ン ク						
オイルサービスタンク						
熱 交 換 器						
蒸 気 ヘ ッ ダ ー						
冷温水ヘッダー(往)						
〃 (還)						
膨 張 タ ン ク						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
地下オイルタンク						
同 上 付 属 金 物						
乾 燥 砂						
タ ン ク 室						
保 温 工 事						
塗 装 工 事						
機 器 用 基 礎						
搬 入 据 付 費						
(8.12 冷 凍 機 設 備)						
遠 心 冷 凍 機						
チ リ ン グ ユ ニ ッ ト						
吸 収 冷 凍 機						
ヒ ー ト ポ ン プ ユ ニ ッ ト						
冷 却 塔						
冷 却 水 ポ ン プ						
保 温 工 事						
塗 装 工 事						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
機 器 用 基 礎						
搬 入 据 付 費						
(8.13 空気調和機設備)						
ユニット形空気調和機						
パ ッ ケ ー ジ 形 空 気 調 和 機						
電 気 集 じ ん 器						
ろ 材 誘 電 形 エ ア フ ィ ル タ ー						
自 動 巻 取 形 エ ア フ ィ ル タ ー						
パネル形エアフィルター						
予 備 ろ 材						
〇 〇 送 風 機						
〇 〇 排 風 機						
ファンコイルユニット						
全 熱 交 換 器						
連 絡 ケ ー シ ン グ						
保 温 工 事						
塗 装 工 事						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
機 器 用 基 礎						
搬 入 据 付 費						
(8.14 ダクト設備)						
矩 形 ダ ク ト						
ス パ イ ラ ル ダ ク ト						
フ レ キ シ ブ ル ダ ク ト						
た わ み 継 手						
外 気 取 入 ガ ラ リ						
排 気 ガ ラ リ						
吹 出 口						
吸 込 口						
風 量 調 節 ダ ン パ ー						
防 火 ダ ン パ ー						
ピ ス ト ン ダ ン パ ー						
防 煙 ダ ン パ ー						
点 検 口						
消 音 チ ャ ン バ ー						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
消 音 エ ル ボ						
エ ア チ ャ ン バ ー						
保 温 工 事						
塗 装 工 事						
は っ り 補 修 費						
ス リ ー ブ						
(815 配 管 設 備)						
冷 却 水 用 ○ ○ 鋼 管						
補 給 水 用 ○ ○ 鋼 管						
排 水 用 ○ ○ 鋼 管						
冷 温 水 用 ○ ○ 鋼 管						
蒸 気 用 ・ 配 管 用 炭 素 鋼 鋼 管 (黒 管)						
油 用 ・ 配 管 用 炭 素 鋼 鋼 管 (黒 管)						
鋼 管						
仕 切 弁						
逆 止 弁						
自 動 エ ア 抜 弁						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
玉 形 弁						
安 全 弁						
低 圧 ト ラ ッ プ 装 置						
高 圧 ト ラ ッ プ 装 置						
温 度 調 整 装 置						
電 磁 弁 装 置						
二 方 弁 装 置						
三 方 弁 装 置						
減 圧 弁 装 置						
伸 縮 継 手						
防 振 継 手						
フレキブルジョイント						
温 度 計						
圧 力 計						
ス ト レ ー ナ ー						
ボ ー ル タ ッ プ						
電 極 棒						
水 高 計						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
間 接 排 水 口						
リ フ ト 継 手						
ピ ッ ト 内 配 管 架 台						
保 温 工 事						
塗 装 工 事						
は っ り 補 修 費						
ス リ ー ブ						
耐 震 支 持						
断 熱 支 持 材						
(8.16 自動制御設備)						
自 動 制 御 機 器 類						
制 御 盤 類						
計 装 工 事						
(8.17 総合調整費)						
空 気 調 和 設 備 小 計						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
8.2 換 気 設 備						
(821 機 器 設 備)						
送 風 機						
排 風 機						
圧 力 扇						
換 気 扇						
パネル形エアフィルター						
機 器 用 基 礎						
搬 入 据 付 費						
(822 ダ ク ト 設 備)						
矩 形 ダ ク ト						
スパイラルダクト						
た わ み 継 手						
一 重 フ ー ド						
二 重 フ ー ド						
外 気 取 入 ガ ラ リ						
排 気 ガ ラ リ						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
吹 出 口						
吸 込 口						
風 量 調 節 ダ ン バ ー						
防 火 ダ ン バ ー						
防 煙 ダ ン バ ー						
点 検 口						
消 音 チ ャ ン バ ー						
エ ア チ ャ ン バ ー						
塗 装 工 事						
は っ り 補 修 費						
ス リ ー プ						
換 気 設 備 小 計						
8.3 排 煙 設 備						
(83.1 機 器 設 備)						
排 煙 機						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
機 器 用 基 礎						
搬 入 据 付 費						
(832 ダクト設備)						
排 煙 口						
給 気 口						
風量調節ダンバー						
防 火 ダ ン バ ー						
防 煙 ダ ン バ ー						
た わ み 継 手						
排煙矩形ダクト						
排煙円形ダクト						
塗 装 工 事						
断 熱 工 事						
は っ り 補 修 費						
ス リ ー ブ						
排煙設備小計						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
空 気 調 和 設 備 計						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
9 昇 降 設 備						
9.1 乗用エレベーター設備						
巻 上 機						
マ シ ン ビ ーム						
電 動 発 電 機						
受 電 盤 ・ 制 御 盤						
監 視 盤 ・ 防 災 盤						
機 械 室 換 気 扇						
自 動 着 床 装 置						
か ご						
電 動 戸 開 閉 装 置						
三 方 わ く						
し き い						
乗 場 の 戸						
乗 場 ボ タ ン						
乗 場 位 置 表 示 器						
レ ー ル						
ロ ー プ						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
つ り 合 お も り						
中 間 ビ ー ム						
安 全 装 置						
緩 衝 装 置						
イ ン タ ー ホ ン						
地 震 感 知 装 置						
配 管 配 線						
消 耗 品 雑 材 料						
労 務 費						
運 搬 費						
乗用エレベーター 設 備 小 計						
9.2 電動ダムウェーター設備						
巻 上 機						
労 務 費						
運 搬 費						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
電動ダムウェーター 設 備 小 計						
昇 降 設 備 計						

建物移転料算定表[再築工法]

所在地		算定者		整理番号	
所有者の氏名又は名称		算定年月日		消費税等相当額補償の要否	要 ・ 否
所有者住所		採用単価	H〇〇年度	増築の有無(木造・同種構造)	有 ・ 無

区分	内 容		番号	計 算 式				備 考	
基本事項	構造・用途		(1)						
	建築工法								
	延床面積		(2)		m ²	m ²	m ²		
	建築面積		(3)		m ²	m ²	m ²		
	建築年月		(4)		年 月	年 月	年 月		
	標準耐用年数		(5)		年	年	年		
	経過年数		(6)		年	年	年		
	地区別補正率		(A)	〇〇県					
工事費等	建 築	直接工事費	(7)	工事費(設備工事を含む)					
		共通仮設費	(8)	(7)×(A)×(木造:3%、非木造:(7)×(A)に対応する率 ^{※1})	%	%	%	100円未満切り捨て	
		純工事費	(9)	(7)×(A)+(8)				1円未満切り捨て	
		諸経費	(10)	(9)×((9)+(16))に対応する率(一発注単位)〈別紙2〉)	%	%	%	100円未満切り捨て	
		建築工事費(推定再建築費)	(11)	(9)+(10)+[加算額] ^{※2}					
	解 体	直接工事費	(12)	工事費					
		共通仮設費	(13)	(12)×(A)×(木造:3%、非木造:(12)×(A)に対応する率 ^{※1}) 建築の共通仮設費を解体で共用できる場合は不要	%	%	%	100円未満切り捨て	
		純工事費	(14)	(12)×(A)+(13)				1円未満切り捨て	
		廃材運搬費	(15)						
		小 計	(16)	(14)+(15)					
		諸経費	(17)	(16)×((9)+(16))に対応する率(一発注単位)〈別紙2〉)	%	%	%	100円未満切り捨て	
		廃材処分費	(18)						
		取りこわし工事費	(19)	(16)+(17)+(18)+[加算額] ^{※2}					
補 償 額	同種同等	建築工事費(推定再建築費)	(20)	(11)					
		再築補償率 ^{※3}	(21)						
		現在価額＋運用益損失額 ^{※3}	(22)	(20)×(21)				1円未満切り捨て	
		取りこわし工事費	(23)	(19)					
		法令改善費運用益損失額	(24)						
		小 計	(25)	(22)+(23)+(24)					
		消費税等相当額	(26)	(25)×消費税等の税率				1円未満切り捨て	
		△発生材価額	(27)						
		補償額	(28)	(25)+(26)－(27)					
	照 応 建 物	建築工事費(推定再建築費)	(29)	(11)従前建物の推定再建築費					
		再築補償率 ^{※3}	(30)						
		現在価額＋運用益損失額 ^{※3}	(31)	(29)×(30)				1円未満切り捨て	
		現価率	(32)						
		従前建物の現在価額	(33)	(29)×(32)				1円未満切り捨て	
		照応建物の推定建築費	(34)						
		推定再建築費等の差額 ^{※4}	(35)	(34)－(29)					
		取りこわし工事費	(36)	(19)					
		法令改善費運用益損失額	(37)						
		小 計	(38)	(31)+(35)+(36)+(37)					
		消費税等相当額	(39)	(38)×消費税等の税率				1円未満切り捨て	
		△発生材価額	(40)						
		補償額	(41)	(38)+(39)－(40)					

※1 非木造建物の共通仮設費率は、建築工事にあつては移転先ごとの建築直接工事費の合計額に対応した率を、解体工事にあつては解体直接工事費の合計額に対応した率を適用するものとし、別紙1により求めるものとする。

※2 (11)の加算額については、諸経費の重複計上を防止するため、推定再建築費に加算することが妥当と判断される費用について計上するものとする。また、(19)の加算額については、同様に取りこわし工事費に加算することが妥当と判断される費用について計上するものとする。

※3 木造建物の増築(築年次の異なる同種構造の木造建物が接合)の場合の(21)及び(22)(又は(30)及び(31))については、別紙4により求めるものとする。

※4 推定再建築費等の差額(35)が負の値となり、(33)≥(34)の場合の小計(38)は、(33)+(36)+(37)とする。

推定再建築費等の差額(35)が負の値となり、(33)<(34)の場合の小計(38)は、(33)+((34)－(33))×{1-1/(1+r)ⁿ)+(36)+(37)とする(r:年利率、n=従前建物の残耐用年数)。

3-3-1

建物移転料算定表〔改造工法〕

所在地			算定者		整理番号		
所有者の氏名又は名称			算定年月日		消費税等相当額補償の要否		要 ・ 否
所有者住所			採用単価	H〇〇年度			

区分	内 容		番号	計 算 式				備 考
基本事項	構造・用途		(1)					
	建築工法							
	延床面積		(2)		m ²	m ²	m ²	
	建築面積		(3)		m ²	m ²	m ²	
	建築年月		(4)		年 月	年 月	年 月	
	地区別補正率		(A)	〇〇県				
工事費等	建 築	直接工事費	(5)	〔残存部の一部改増築工事費〕				
		共通仮設費	(6)	(5)×(A)×(木造:3%、非木造:(5)×(A)に対応する率 ^{※1})	%	%	%	100円未満切り捨て
		純工事費	(7)	(5)×(A)+(6)				1円未満切り捨て
		諸経費	(8)	(7)×((7)+(14)に対応する率(一発注単位)〈別紙2〉)	%	%	%	100円未満切り捨て
		建築工事費	(9)	(7)+(8)+〔加算額〕 ^{※2}				
	解 体	直接工事費	(10)	切取工事費及び切取面補修工事費				
		共通仮設費	(11)	(10)×(A)×(木造:3%、非木造:(10)×(A)に対応する率 ^{※1}) 建築の共通仮設費を解体で共用できる場合は不要	%	%	%	100円未満切り捨て
		純工事費	(12)	(10)×(A)+(11)				1円未満切り捨て
		廃材運搬費	(13)					
		小 計	(14)	(12)+(13)				
		諸経費	(15)	(14)×((7)+(14)に対応する率(一発注単位)〈別紙2〉)	%	%	%	100円未満切り捨て
		廃材処分費	(16)					
		解体工事費	(17)	(14)+(15)+(16)+〔加算額〕 ^{※2}				
	補償額	改造工事費	(18)	(9)				
解体工事費		(19)	(17)					
法令改善費運用益損失額		(20)						
小 計		(21)	(18)+(19)+(20)					
消費税等相当額		(22)	(21)×消費税等の税率				1円未満切り捨て	
△発生材価額		(23)						
補償額		(24)	(21)+(22)－(23)					

※1 非木造建物の共通仮設費率は、建築工事にあつては移転先の建築直接工事費の合計額に対応した率を、解体工事にあつては解体直接工事費の合計額に対応した率を適用するものとし、別紙1により求めるものとする。

※2 (9)の加算額については、諸経費の重複計上を防止するため、建築工事費に加算することが妥当と判断される費用について計上するものとする。また、(17)の加算額については、同様に解体工事費に加算することが妥当と判断される費用について計上するものとする。

建物移転料算定表〔復元工法〕

所在地			算定者		整理番号		
所有者の氏名又は名称			算定年月日		消費税等相当額補償の要否		要 ・ 否
所有者住所			採用単価	H〇〇年度			

区分	内 容		番号	計 算 式				備 考
基本事項	構造・用途		(1)					
	建築工法							
	延床面積		(2)		m ²	m ²	m ²	
	建築面積		(3)		m ²	m ²	m ²	
	建築年月		(4)		年 月	年 月	年 月	
	地区別補正率		(A)	〇〇県				
工事費等	建 築	直接工事費	(5)	運搬費及び復元工事費				
		共通仮設費	(6)	(5)×(A)×(木造:3%、非木造:(5)×(A)に対応する率 ^{※1})	%	%	%	100円未満切り捨て
		純工事費	(7)	(5)×(A)+(6)				1円未満切り捨て
		諸経費	(8)	(7)×((7)+(14)に対応する率(一発注単位)〈別紙2〉)	%	%	%	100円未満切り捨て
		建築工事費	(9)	(7)+(8)+[加算額] ^{※2}				
	解 体	直接工事費	(10)	解体工事費				
		共通仮設費	(11)	(10)×(A)×(木造:3%、非木造:(10)×(A)に対応する率 ^{※1}) 建築の共通仮設費を解体で共用できる場合は不要	%	%	%	100円未満切り捨て
		純工事費	(12)	(10)×(A)+(11)				1円未満切り捨て
		廃材運搬費	(13)					
		小 計	(14)	(12)+(13)				
		諸経費	(15)	(14)×((7)+(14)に対応する率(一発注単位)〈別紙2〉)	%	%	%	100円未満切り捨て
		廃材処分費	(16)					
		解体工事費	(17)	(14)+(15)+(16)+[加算額] ^{※2}				
	補償額	復元工事費	(18)	(9)				
解体工事費		(19)	(17)					
法令改善費運用益損失額		(20)						
小 計		(21)	(18)+(19)+(20)					
消費税等相当額		(22)	(21)×消費税等の税率				1円未満切り捨て	
△発生材価額		(23)						
補償額		(24)	(21)+(22)－(23)					

※1 非木造建物の共通仮設費率は、建築工事にあつては移転先ごとの建築直接工事費の合計額に対応した率を、解体工事にあつては解体直接工事費の合計額に対応した率を適用するものとし、別紙1により求めるものとする。

※2 (9)の加算額については、諸経費の重複計上を防止するため、建築工事費に加算することが妥当と判断される費用について計上するものとする。また、(17)の加算額については、同様に解体工事費に加算することが妥当と判断される費用について計上するものとする。

建物移転料算定表〔除却工法〕

所在地			算定者		整理番号		
所有者の氏名又は名称			算定年月日		消費税等相当額補償の要否	要 ・ 否	
所有者住所			採用単価	H〇〇年度			

区分	内 容		番号	計 算 式				備 考	
基本事項	算定の種別		(1)	イ(建物の一部を切り取る場合)又はロ(建物を再現する必要がない場合)	イ	イ	ロ		
	構造・用途		(2)						
	建築工法								
	延床面積		(3)		m ²	m ²	m ²		
	建築面積		(4)		m ²	m ²	m ²		
	建築年月		(5)		年 月	年 月	年 月		
	標準耐用年数		(6)		年	年	年		
	経過年数		(7)		年	年	年		
	地区別補正率		(A)	〇〇県					
工事費等	建 築	直接工事費		(8)	切取部分又は従前建物の建築工事費(設備工事費含む)				
		共通仮設費		(9)	(8)×(A)×(木造:3%、非木造:(8)×(A)に対応する率 ^{※1})	%	%	%	100円未満切り捨て
		純工事費		(10)	(8)×(A)+(9)				1円未満切り捨て
		諸経費		(11)	(10)×((10)+(17)に対応する率(一発注単位)〈別紙2〉)	%	%	%	100円未満切り捨て
		建築工事費(推定再建築費)		(12)	(10)+(11)+[加算額] ^{※2}				
	解 体	直接工事費		(13)	切取工事費(切取面補修工事費含む)又は取りこわし工事費				
		共通仮設費		(14)	(13)×(A)×(木造:3%、非木造:(13)×(A)に対応する率 ^{※1})	%	%	%	100円未満切り捨て
		純工事費		(15)	(13)×(A)+(14)				1円未満切り捨て
		廃材運搬費		(16)					
		小 計		(17)	(15)+(16)				
		諸経費		(18)	(17)×((10)+(17)に対応する率(一発注単位)〈別紙2〉)	%	%	%	100円未満切り捨て
		廃材処分費		(19)					
		解体(取りこわし)工事費		(20)	(17)+(18)+(19)+[加算額] ^{※2}				
補償額	建築工事費(推定再建築費)		(21)	(12)					
	現価率		(22)						
	切取部分又は建物の現在価額		(23)	(21)×(22)				1円未満切り捨て	
	解体(取りこわし)工事費		(24)	(20)					
	法令改善費運用益損失額		(25)						
	小 計		(26)	(23)+(24)+(25)					
	消費税等相当額		(27)	((24)+(25))×消費税等の税率				1円未満切り捨て	
	△発生材価額		(28)						
	補償額		(29)	(26)+(27)−(28)					

※1 非木造建物の共通仮設費率は、建築工事にあつては当該建物の建築直接工事費に対応した率を、解体工事にあつては解体直接工事費の合計額に対応した率を適用するものとし、別紙1により求めるものとする。

※2 (12)の加算額については、諸経費の重複計上を防止するため、推定再建築費に加算することが妥当と判断される費用について計上するものとする。また、(20)の加算額については、同様に取りこわし工事費に加算することが妥当と判断される費用について計上するものとする。

3-3-4

木造建物解体直接工事費計算書

建物所有者		整理番号	
-------	--	------	--

解体直接工事費						
工種	計算内訳					解体直接工事費
① 上屋解体工事費					①計	
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額
②－ 1 基礎撤去費（布基礎）					②計	
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額
②－ 2 基礎撤去費（束石）						
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額
②－ 3 基礎撤去費（べた基礎）						
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額
			m ²			
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額
			m			
②－ 4 基礎撤去費（独立基礎）						
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額
②－ 5 基礎撤去費（土間コンクリート）						
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額
③ 建築設備等解体工事費					③計	
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額

木造建物建築直接工事費計算書〔曳家工法〕

所在地						整理番号				
建物所有者				電話			算定年月日			
法人代表者							採用単価			
所有者住所						用途(現況)				
構造概要						用途(建築時)				
柱の材種			品等			柱の分布			その他	
建物面積	1階床面積		2階床面積		延床面積		特記事項			
曳家条件	曳行要素					障害要素				
	曳距離				回転	高低差	基礎重複	方向替	近接施工	傾斜地
	1回目	2回目	3回目	計						
曳家工事費〔A〕			補修工事費〔B〕			直接工事費 計〔A〕+〔B〕				
工 種	計 算 内 訳							直接工事費		
1 曳家工事費								計		
〔1〕 曳家基本工事費								小 計		
曳距離〔a〕	回 転〔b〕	高低差〔c〕	基礎重複〔d〕	方向替〔e〕	近接施工〔f〕	傾斜地〔g〕	曳家係数 1+〔a〕+〔b〕+〔c〕+〔d〕+〔e〕+〔f〕+〔g〕			
1階床面積 A		規模補正率 B		2階建補正率 C		曳家係数 D	曳家基本工事面積 A×B×C×D			
出典 (コ-1'番号)	単 価 名 称			形 状 寸 法		単 位	単 価	曳家基本 工事面積	金 額	
〔2〕 基礎工事費								小 計		
①-a 布 基 礎								① 計		
面積 区分	用 途	略記号	1階床面積 A	基 礎 率 B	基 礎 長 A×B=C	基礎切欠補正率 D	補正基礎長 C×D			
出典 (コ-1'番号)	単 価 名 称			形 状 寸 法		単 位	単 価	基礎長 計	金 額	
①-b 布基礎仕上げ										
出典 (コ-1'番号)	単 価 名 称			形 状 寸 法		単 位	単 価	基礎外周長	金 額	
② 束 石								② 計		
1階床面積 A		束無面積 B		A-B=C		面積区分	基礎率 D	束石数量 C×D		

出典 (コード番号)	単 価 名 称		形 状 寸 法		単 位	単 価	束石数量	金 額
③ ベタ基礎							③ 計	
出典 (コード番号)	単 価 名 称		形 状 寸 法		単 位	単 価	底盤施工面積	金 額
用 途		底盤施工面積 A	基 礎 率 B	立上数量 $A \times B = C$	基礎切欠補正率 D	補正立上数量 $C \times D$		
出典 (コード番号)	単 価 名 称		形 状 寸 法		単 位	単 価	立上数量	金 額
④ 独立基礎							④ 計	
出典 (コード番号)	単 価 名 称		形 状 寸 法		単 位	単 価	独立基礎数	金 額
⑤ 土間コンクリート							⑤ 計	
出典 (コード番号)	単 価 名 称		形 状 寸 法		単 位	単 価	施工面積	金 額
⑥ 防湿コンクリート							⑥ 計	
出典 (コード番号)	単 価 名 称		形 状 寸 法		単 位	単 価	施工面積	金 額
⑦ 特殊基礎							⑦ 計	
出典 (コード番号)	単 価 名 称		形 状 寸 法		単 位	単 価	施工面積	金 額
〔3〕 基礎等解体工事費							小 計	
出典 (コード番号)	単 価 名 称		形 状 寸 法		単 位	単 価	数 量	金 額
2 補修工事費							計	
〔1〕 仮設工事費							小 計	
延床面積 A		規模補正率 B		建物形状補正率 C		仮設工事面積 $A \times B \times C = D$		
出典 (コード番号)	単 価 名 称		形 状 寸 法		単 位	単 価	仮 設 工事面積	金 額
〔2〕 部位別補修工事費							小 計	

部位別補修対象工事費 ①+②+③=A		補修費率 B	部位別補修工事費 A×B				
		30%					
① 外壁工事費						① 計	
出典 (a-f 番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	施工面積	金 額	
② 内壁工事費						② 計	
出典 (a-f 番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	施工面積	金 額	
③ 床工事費						③ 計	
出典 (a-f 番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	施工面積	金 額	
〔3〕 床工事費						小 計	
出典 (a-f 番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額	
〔4〕 建築設備工事費						小 計	
① 電 気 設 備						① 計	
出典 (a-f 番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額	
② ガ ス 設 備						② 計	
出典 (a-f 番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額	
③ 給水・給湯設備						③ 計	
出典 (a-f 番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額	

④ 排水設備					④ 計	
出典 (コード番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額
⑤ 衛生設備					⑤ 計	
出典 (コード番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額
⑥ 厨房設備					⑥ 計	
出典 (コード番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額
⑦ その他設備					⑦ 計	
出典 (コード番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額
【5】建物附随工作物工事費					小 計	
出典 (コード番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。

共通仮設費率認定表

所有者	
-----	--

整理番号	構造用途	移転工法	地区別 補正率 (A)	建　　築		解　　体		備　考
				直接工事費 ①	直接工事費(補正後) ①×(A)	直接工事費 ②	直接工事費(補正後) ②×(A)	
直接工事費合計								
共通仮設费率								

諸経费率認定表

所有者	
-----	--

整理番号	構造用途	建 築	解 体			純工事費等計 ①＋④
		純工事費 ①	純工事費 ②	廃材運搬費 ③	純工事費等計 ④＝②＋③	
純工事費等合計						
当該純工事費等の諸経费率による諸経費額		×		＝		諸経费率
前欄において算出される諸経費の最高額		×		＝		

現在価額＋運用益損失額算出表

整理番号		積算年月								
推定再建築費 ①	延床面積 ②	区分	床面積 ③	建築年月	耐用年数	経過年数	再築補償率 ④	計算式 ①×③／②×④	現在価額 ＋ 運用益損失額	備考
現在価額＋運用益損失額 計										

墓 地 管 理 者 調 査 表

調査年月日		調査者		整理番号	
墓地所在地					
所 有 者	墓地所有者の氏名又は名称	墓地所有者の住所又は主たる事務所の所在地			
	代表権を有する者の氏名	代表権を有する者の住所			
管 理 者	墓地管理者の氏名又は名称	墓地管理者の住所又は主たる事務所の所在地			
	代表権を有する者の氏名	代表権を有する者の住所			
包括団体の名称及び宗教法人・非宗教法人の別					
財産処分等に関する規則					
永代使用料（入檀家志納金）に関する事項					
墓地使用（祭祀）者の氏名			墓地使用（祭祀）者の氏名		
【 備 考 】					

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。

様式第 2 号

墓地使用（祭祀）者調査表

		調査年月日		調査者		整理番号	
墓地の所在地							
墓地使用（祭祀）者の氏名			墓地使用（祭祀）者の住所				
受任者又は承継人の氏名			受任者又は承継人の住所			原因	
墓地使用（祭祀）者単位の霊数							
番号	法名（戒名）	俗名	性別	享年	死亡年月日	火葬、土葬の区分	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判横とする。

算定年月		算定者	
採用単価		消費税等相当額の補償の要否	

改葬補償金算定書						¥-	
墳墓所在地				移転工法		整理番号	
墳墓所有者の住所				墳墓所有者の氏名			
種別	単位	数量	金額	消費税課税対象額	備考		
改葬料	式	1					
墓碑類移転料	式	1					
墳墓工作物移転料	式	1					
墳墓立竹木補償金	式	1					
廃材処分費及び運搬費	式	1					
計							
消費税等相当額							
補償額							

算定年月日		算定者	
採用単価		消費税等相当額の補償の可否	

(①+②)								
祭 し 料 算 定 書								
祭 し 料 ・ 弔 祭 料 の 対 象 と な る 施 設	所 在 地					種 別		
	所 有 者							
被補償者	住 所 又 は 所 在 地							
	氏 名 又 は 名 称							
	法人の代表者の住所							
	法人の代表者の氏名							
① 祭し料								
番号	種別等	数量	単位	単価	金額	消費税等課税対象額		備考
						単価	金額	
合 計								
② 消費税等相当額								
消費税等課税対象額					×	税率	=	

様式第1号

立竹木調査表

調査年月日		調査者		整理番号	
-------	--	-----	--	------	--

[illegible]

様式第2号

立竹木補償額算定表

[illegible]

様式第3号

管理程度補正判定表

[illegible]

立竹木補償金集計表

所有者氏名 _____

項 目	金 額	消費税等課税対象額	摘 要
庭 木 等			
収 穫 樹			
用 材 林			
計			
庭木等消費税等相当額			
収穫樹消費税等相当額			
用材林消費税等相当額			
計			
合 計			

[illegible]

算定年月日		算定者	
採用単価		消費税等相当額の補償の要否	

（1. + 2. + 3. + 4.）

動 産 移 転 料 算 定 書

動産所有者の 住所及び氏名	住 所 氏 名		動産の 所在地	
------------------	------------	--	------------	--

1. 屋 内 動 産

住居面積 (常時居住面積)	家族人員	仮住居等経由 の 有 無	移転工法	移転回数	建物所有者の氏名			
台数						⑦1台当り単価	⑧金額 (⑥×⑦)	合計
①標準台数	②人員による 加算台数	③個別調査 による台数	④小計 (①+②+③)	⑤移転回数	⑥延べ台数 (④×⑤)			
2 t								
4 t								

台数算定(住居面積別標準台数表の適用が困難な屋内動産)

2. 一 般 動 産

①台数	特記事項	②移転回数	③延べ台数 (①×②)	④1台当り単価	⑤金額 (③×④)	合計
2 t						
4 t						

台数算定

3. 取扱いが困難な動産

品目・種別	個数	単価	移転回数	移転料	うち消費税等 課税対象額	摘要
	×	×	=			
	×	×	=			
合計						

4. 消費税等相当額

(1 . + 2 . + 3 .) × 税率 =

算定年月日		算定者	
採用単価		消費税等相当額の補償の要否	

【土地を取得する場合】

仮住居補償金調査算定書 ((1. 又は2.) + 3.)									
建物番号		住所			氏名				
自家・借家・借間 ・配偶者居住権の別		移転工法		補償期間		現在家賃(月額)			
[仮住居等面積](㎡)		住居面積(㎡)		居住者数		特記事項			
1. 賃借により仮住居等を確保する場合									
標準家賃	① 標準家賃単価(月額)	② 仮住居等面積	①×②	③(①×②の査定額) 標準家賃(月額)	④当該地域において通常返還されない一時金(円)	⑤当該地域において通常返還される一時金(円)	摘要		
仮住居の権利金等の一時金相当額(A)	返還されない一時金	③ 標準家賃(月額)	⑥(④/③) 補償月数	$\frac{⑧((1+r)^n - 1)}{(1+r)^n}$			③×⑥ 補償額		
	返還される一時金	③ 標準家賃(月額)	⑦(⑤/③) 補償月数				③×⑦×⑧ 補償額		
				運用益損失率	r : 年利率(%)	n : 仮住居補償期間(年)			
家賃(B)	自家自用・配偶者居住権を有する者		③ 標準家賃(月額)	⑨ 仮住居補償期間(月)	$⑪(③ - ⑩)$			③×⑨ 補償額	
	借家・借間		③ 標準家賃(月額)	⑩ 現在家賃(月額)				⑨ 仮住居補償期間(月)	
2. 賃借により仮住居等を確保することが著しく困難な場合									
① 仮設建物の建設費等	② 撤去費	③ 発生材価格	④ 現在家賃(月額)×仮住居補償期間(月)	$① + ② - ③ - ④$			補償額		
3. 消費税等相当額									
消費税等課税対象額 (各補償額の上段()書)					税率				
_____ × _____ = _____									

※1 標準家賃(月額)が10,000円未満のときは10円未満を、10,000円以上のときは100円未満を切り捨てるものとする。

※2 2. 賃借により仮住居等を確保することが著しく困難な場合における①仮設建物の建設費等には電気、水道等の附帯施設に要する費用及び敷地の借入に要する費用を含む。

算定年月日		算定者	
採用単価		消費税等相当額の補償の要否	

【土地を使用する場合】

仮住居補償金調査算定書 ((1. 又は2.) + 3.)									
建物番号		住所				氏名			
自家・借家・借間 ・配偶者居住権の別		移転工法		補償期間		現在家賃(月額)			
[仮住居等面積](㎡)		住居面積(㎡)		居住者数		特記事項			
1. 賃借により仮住居等を確保する場合									
標準家賃	① 標準家賃単価(月額)	② 仮住居等面積	①×②	③(①×②の査定額) 標準家賃(月額)	④当該地域において通常返還されない一時金(円)	⑤当該地域において通常返還される一時金(円)	摘要		
仮住居の権利金等の一時金相当額(A)	返還されない一時金	③ 標準家賃(月額)	⑥(④/③) 補償月数				③×⑥ 補償額		
	返還される一時金	③ 標準家賃(月額)	⑦(⑤/③) 補償月数	⑧ $((1+r)^n - 1) / (1+r)^n$ 運用益損失率			r : 年利率(%)	n : 仮住居補償期間(年)	③×⑦×⑧ 補償額
家賃(B)	自家自用・配偶者居住権を有する者		③ 標準家賃(月額)	⑨ 仮住居補償期間(月)	⑩ 使用対象地の地代補償額×使用期間(月)			③×⑨-⑩ 補償額	
	借家・借間		③ 標準家賃(月額)	⑪ 現在家賃(月額)	⑫(③-⑪) 家賃差額		⑨ 仮住居補償期間(月)	⑫×⑨ 補償額	
2. 賃借により仮住居等を確保することが著しく困難な場合									
① 仮設建物の建設費等	② 撤去費	③ 発生材価格	④ 使用対象地の地代補償額(月額)×使用期間(月)	⑤ 現在家賃(月額)×仮住居補償期間(月)				①+②-③-④-⑤ 補償額	
3. 消費税等相当額									
消費税等課税対象額 (各補償額の上段()書) 税率 × =									

- ※1 標準家賃(月額)が10,000円未満のときは10円未満を、10,000円以上のときは100円未満を切り捨てるものとする。
- ※2 2. 賃借により仮住居等を確保することが著しく困難な場合における①仮設建物の建設費等には電気、水道等の附帯施設に要する費用及び敷地の借入に要する費用を含む。

算定年月日		算定者	
採用単価		消費税等相当額の補償の要否	

仮倉庫補償金調査算定書 ((1. 又は 2.) + 3.)									
建物番号		住所					氏名		
自家・借家・借間 ・配偶者居住権の別		移転工法		補償期間		現在家賃(月額)		返還されない権利金 等一時金相当月数	
〔仮住居等面積〕(㎡)		現在の使用面積 (㎡)	特記事項						
1. 賃借により仮倉庫を確保する場合									
① 所要面積	② 1㎡当たり保管料	①×②	③ (①×②の査定額) 標準家賃 (月額)	④ 補償期間(月)	⑤ 荷役料	③×④+⑤ 補償額			
2. 賃借により仮倉庫を確保することが著しく困難な場合									
土地を取得する 場合	① 仮設建物の建築費等	② 撤去費	③ 発生材価格	④ その他控除額				①+②-③-④ 補償額	
土地を使用する 場合	① 仮設建物の建築費等	② 撤去費	③ 発生材価格	④ その他控除額				①+②-③-④ 補償額	
3. 消費税等相当額									
消費税等課税相当額 (各補償額の上段()書) × 税率 =									

- ※1 標準家賃(月額)が10,000円未満のときは10円未満を、10,000円以上のときは100円未満を切り捨てるものとする。
- ※2 2. 賃借により仮倉庫を確保することが著しく困難な場合における①仮設建物の建設費等には電気、水道等の附帯施設に要する費用及び敷地の借入に要する費用を含む。

標準家賃単価算出表(月額)

建物の種類	戸建て ・ 集合									
建物の構造	木造 ・ 非木造 (S造 ・ LGS造 ・ RC造 ・ SRC造)									
建物の用途	住宅 ・ 店舗 ・ 事務所 ・ 倉庫 ・ その他 ()									
間取り	1 R ・ 1 K ・ 1 DK ・ 2 K ・ 2 DK ・ 2 LDK ・ 3 DK 3 LDK ・ 4 DK ・ 4 LDK ・ その他 ()									
適用面積	㎡ ～ ㎡									
経過年数	年 ～ 年									
設備	浴室 (単独 ・ 共同 ・ 無) ・ トイレ (単独 ・ 共同)									
その他										
番号	建物面積 (㎡)	間取り	返還される 一時金 ヶ月分(又は円)	返還されない 一時金 ヶ月分(又は円)	経過年数 年	共益費 円	駐車料 円	月額賃料 円	㎡あたり 賃料 円/㎡	備考
標準家賃単価(月額) (消費税等 含む・含まない)							円/㎡			

※1 取引事例は、原則として消費税等抜きの月額賃料を計上する。

家賃調査表

No.

[illegible]

※運営方針第20第3項なお書きの期間（以下「家賃欠収期間」という。）を加算する場合は、特記事項欄に「借家人の退去日」及び「家賃欠収対象期間」を記載すること。

※家賃は消費税等抜家賃とする。

算定年月日		算定者	
採用単価		消費税等相当額の補償の要否	

家賃減収補償金算定書													
建物番号		建物所在地						建物所有者の住所					
移転工法		移転工事期間		自用地・借地の別		取得・使用の別		建物所有者の氏名					
部屋番号	借家（間）人の氏名	借家・借間の別	① 家賃収入額 （年額）	② 従前の建物の家賃 （月額） ①/12	③管理費及び修繕費相当額 $\alpha \leq 0.1$ (②× α)	④ 工事期間 （月）	⑤ 準備期間 （月）	⑥ 運用方針第20第3項 なお書きにより該当する期間 （月）	⑦ 補償期間 （月） (④+⑤+⑥)	土地を使用する場合		⑩補償額 (②-③)×⑦ +⑧-⑨	摘要
										⑧ 更新料相当額	⑨ 使用期間における地代補償額		
合計													

※1 ⑧の更新料相当額は、現契約において更新料の規定があり、かつ土地の使用期間中に更新期間が到来する場合に計上する。

※2 ⑨使用期間における地代補償額は、被補償者が借地権者（建物所有者）である場合は借地権者に対して支払われる地代補償額を計上する。

算定年月日		算定者	
採用単価		消費税等相当額の補償の要否	

(A) + (B) + (C)									
借家人補償金調査算定書									
建物番号		住所				氏名			
現在の契約条件		①借家面積 (㎡)	②家賃 (円)		③返還される一時金 (円)	返還されない一時金 (円)		居住期間 (入居開始時期)	
①現在の借家面積 (㎡)	④補正率	⑤ (①×④) 補正後借家面積 (㎡)		補正理由等		特記事項			
標準家賃	⑥標準家賃単価 (円)	⑤補正後借家面積 (㎡)		⑦ (⑥×⑤) 標準家賃 (月額) (円)		⑧当該地域において通常返還されない一時金 (円)		⑨当該地域において通常返還される一時金 (円)	
権利金等一時借入に要する費用相当額 (A)	返れ一	還な時	⑦標準家賃 (月額)	⑩ (⑧/⑦) 補償月数					⑦×⑩ 補償額
	返れ一	還さる時	⑦標準家賃 (月額)	⑪ (⑨/⑦) 補償月数	③従前貸主からの返還見込額 (円)	⑫ ((1+r) ⁿ -1) / (1+r) ⁿ 運用益損失率 r : 年利率 (%) n : 貸借期間		(⑦×⑪-③) × ⑫ 補償額	
家賃差補償額 (B)	⑦標準家賃 (月額)		②現在家賃 (月額)		⑬ (⑦-②) 家賃差額		⑭補償月数		⑬×⑭ 補償額
消費税等相当額 (C)									
返還されない一時金 _____									
返還される一時金 _____									
家賃差補償額 _____									
合計 × 税率 =									

※ 1 住宅用以外は消費税等の課税対象であるため、消費税等課税対象額を計上する。

算定年月日		算定者	
採用単価		消費税等相当額の補償の要否	

移 転 雑 費 補 償 金 算 定 書												(1 . + 2 . + 3 . + 4 . + 5 .)	
整理番号				住所				氏名					
()													
1 . 移転先又は代替地等の選定に要する費用 (A 又は B + C 、 D 又は E)													
建物等の所有者又は借家人等が自ら選定する場合		交通費及び日当			補償日数表の種別			補償日数			補償額 (A)		
		① ()						② 15			① × ② ()		
宅地建物取引業者に委託する場合		交通費及び日当			補償日数表の種別			補償日数					
		① ()						②					
		建物所有者等の場合	仮住居の選定	標準家賃1㎡当り		仮住居所要面積		補償月数		補償額 (B)			
				③ 円		④ ㎡		⑤ 月		③ × ④ × ⑤ ()			
				面積	単価	基礎額	報酬率	報酬額内訳	報酬額	交通費日当	補償額 (C)		
		移転先地の選定	移転先地	㎡			5/100		⑥	① × ②	⑥ + (① × ②) ()		
							4/100						
							3/100						
		借家人の場合	借家契約	標準家賃1㎡当り		建物使用面積		補償月数		交通費日当		補償額 (D)	
				⑦		⑧ ㎡		⑨ 月		① × ② ()		⑦ × ⑧ × ⑨ + (① × ②) ()	
権利設定対価 (権利金等一時金)				報酬率		報酬額内訳	報酬額	交通費日当	補償額 (E)				
権利金等	一時金の場合	⑩				5/100		⑪	① × ②	⑪ + (① × ②) ()			
						4/100							
						3/100							
()													
2 . 法令上の手続に要する費用 (F + G + H + I + J)													
建築等の確認に要する費用		建築種別		床面積の合計		移転工法							
				㎡									
		①建築物確認申請手数料		②建築物確認申請 手続業務報酬額		③設計、工事監理等 業務報酬額		補償額 (F)					
				()		()		① + ② + ③ ()					
建物登記に関する費用		①滅失登記申請に要する費用	()	内訳		②表示登記申請に要する費用	()	内訳					
		③表示変更登記に要する費用	()	内訳		④保存登記に要する費用	()	内訳					
									補償額 (G)				
							① + ② + ③ + ④ ()						
土地の権原の登記に要する費用		権原に関する登記の有無		内訳		補償額 (H)							
		権原の種類				()							
		移転工法											
その他官公署等に対する費用		内訳						補償額 (I)					
								()					
上記の手続に要する交通費及び日当		交通費及び日当		種別		日数計		補償額 (J)					
		⑤ ()				⑥		⑤ × ⑥ ()					

別表 1 建築確認申請手数料内訳書

氏 名	
-----	--

建物番号	建築種別	移転工法	延床面積（㎡）	確認申請の有無	工法別床面積（㎡）	申請代願設計監理の別	申請代願面積（㎡）	構造計算適合性判定			
								判定の有無	対象面積（㎡）	判定プログラム	手数料
計											(c)

① 建築物確認申請手数料

工法別床面積 合計 (㎡)	確認申請	中間検査	完了検査	合計	手数料 (a)

工作物		昇降機		昇降機以外の建築設備		手数料計 (b)
申請数	手数料	申請数	手数料	申請数	手数料	

② 建築物確認申請手続業務報酬額

手数料 (a) + (b) + (c) 計	
-----------------------	--

建物	申請代願面積(㎡)	業務人・日数	人件費	報酬額
工作物				
計				

別表 1 建築確認申請手数料内訳書

氏 名	
-----	--

建物番号	建築種別	移転工法	延床面積 (㎡)	確認申請の有無	工法別床面積 (㎡)	申請代願設計監理の別	申請代願面積 (㎡)	構造計算適合性判定			
								判定の有無	対象面積 (㎡)	判定プログラム	手数料
1	木造二階建専用住宅	構外再築	125.36	有	125.36	設計監理	—				
2	木造平家建倉庫	曳家	47.35	有	23.67	設計監理	—				
計					149.03						(c)

① 建築物確認申請手数料

工法別床面積 合計(m ²)	確認申請	中間検査	完了検査	合計	手数料 (a)
149.03	14.000		16.000	30.000	1/2減免 15.000

工作物		昇降機		昇降機以外の建築設備		手数料計 (b)
申請数	手数料	申請数	手数料	申請数	手数料	
1	19,000			1	15,000	

手数料 (a) + (b) + (c) 計	49.00
-----------------------	-------

② 建築物確認申請手続業務報酬額

建物	申請代願面積 (㎡)	業務人・日数	人件費	報酬額
工作物				
計				

別表 2 建築確認に要する費用（設計工事監理費算出表）

上段：設計業務量
下段：工事監理等業務量

氏名

建物番号	実用途	建築物の種類		用途等	工法	延床面積	基準面積	㎡当対象面積	基準業務量	㎡当業務量	設計業務量	工法別	設計業務量	業務量合計	人件費単価	棟補正	設計工事監理費
						①	②	③=①-②	④	⑤(*備考参照)	⑥=④+(③x⑤)	⑦	⑧=⑥x⑦	⑨	⑩	⑪	⑨x⑩x2.1(x⑪)

< 備考（㎡当業務量〔人・時間〕 ⑤計算式） >

上段：設計業務量
下段：工事監理等業務量

氏名	
----	--

[illegible]

< 備考 (㎡当業務量 [人・時間] ⑤計算式) >

人件費単価⑩ = 技師C : 32,000円 ÷ 8時間 = 4,000円

別表 3

建物登記費用内訳書

整理番号： 氏名：

建物 番号	建築種別	用 途	階数	延べ床面積 (改造面積)	工 法	適用面積 (㎡)	登記内容	登記面積 (a) (㎡)	調査測量費 (円)	課税標準額 (b) (円/㎡)	登録課税標準額 (c) (a×b) (円)	率 (d)	登録免許税 (c×d) (円)	主 附属	現地調査費 (円)
①減失登記費用															
②表示登記費用															
表示変更登記費用（図面添付要）															
表示変更登記費用（図面添付不要）															
③表示変更登記費用															
所有権保存登記報酬額															
④保存登記費用															

別表 3

建物登記費用内訳書

整理番号：氏名：

建物 番号	建築種別	用 途	階数	延べ床面積 (改造面積)	工 法	適用面積 (㎡)	登記内容	登記面積 (a) (㎡)	調査測量費 (円)	課税標準額 (b) (円/㎡)	登録課税標準額 (c) (a×b) (円)	率 (d)	登録免許税 (c×d) (円)	主 附属	現地調査費 (円)
1	木造二階建専用住宅	専用住宅	2	125.36	構外再築	125.36	保存 表示 滅失	125.36		100,000	12,536,000	1.5/1000	(18,804) 18,800	主家	14,850
2	木造平家建倉庫	倉庫	1	47.35	曳家	23.67	表示変更 (図面不要)	47.35						附属家	14,850
							計	172.71	25,330				18,800		
①滅失登記費用		基本額：9,220＋現地調査費：14,850　＝　24,070													
②表示登記費用		基本額：19,610＋階加算額：4,460×1＋調査測量費：25,330　＝　49,400													
表示変更登記費用（図面添付要）		基本額：9,220＋現地調査費：14,850　＝　24,070													
表示変更登記費用（図面添付不要）															
③表示変更登記費用		表示変更登記費用（図面添付要）：24,070　＝　24,070													
所有権保存登記報酬額		基本額：5,870＋加算額：2,420×1　＝　8,290													
④保存登記費用		所有権保存登記報酬額：8,290＋登録免許税：18,800　＝　27,090													

別表 4

契約に要する費用内訳表

【 建物情報 】

建物番号	推定再建築費 (又は建物移転補償金)	解体工事費 (廃材運搬費と廃材処分費含む)
小 計	①	②

計 ③ (①+②)	
-----------	--

【 工作物情報 】

復元価格又は再調達価格	解体工事費	廃材運搬費	廃材処分費
④	⑤	⑥	⑦

建物等移転工事費 ③+④+⑤+⑥+⑦	
--------------------	--

【 代替地情報 】

<取得地>			
地番	敷地面積(㎡)	1㎡当たり土地単価	土地価格
取得地土地価格 計 ⑧			

<残地>			
地番	敷地面積(㎡)	1㎡当たり土地単価	土地価格
残地土地価格 計 ⑨			

移転先地選定の基準額(⑧+⑨)	
-----------------	--

別表 4

契約に要する費用内訳表

【 建物情報 】

建物番号	推定再建築費 (又は建物移転補償金)	解体工事費 (廃材運搬費と廃材処分費含む)
1	20,201,120	4,525,100
2	12,121,000	1,242,000
小 計	① 32,322,120	② 5,767,100
計 ③ (①+②)		38,089,220

【 工作物情報 】

復元価格又は再調達価格	解体工事費	廃材運搬費	廃材処分費
3,251,110	1,253,100	425,100	252,310
④ 3,251,110	⑤ 1,253,100	⑥ 425,100	⑦ 252,310
建物等移転工事費 ③+④+⑤+⑥+⑦			43,270,840

【 代替地情報 】

<取得地>			
地番	敷地面積(㎡)	1㎡当たり土地単価	土地価格
4567	250.36	100,000	25,036,000
取得地土地価格 計 ⑧			25,036,000
<残地>			
地番	敷地面積(㎡)	1㎡当たり土地単価	土地価格
1234	50.22	100,000	5,022,000
残地土地価格 計 ⑨			5,022,000
移転先地選定の基準額(⑧+⑨)			30,058,000

(建物等の所有者、借家人及び配偶者居住権を有する者の場合)

別表5 就業不能補償日数内訳表

選択種別：自家用・再築・構外・仮住居有

事 項 種 別				移 転 先 選 定						動 産 整 理				移 住			法令上の手続き				移 転 工 事 等										合 計	
				移転先		仮住居		計		現 住 居	仮 住 居	新 住 居	計	仮 住 居	新 住 居	計	土 及 地 ・ 建 築 物 確 認 記 等	住居 変更届		計	業 者 選 定 契 約	監 督	地 鎮 祭	上 棟 式	引 渡 し	そ の 他	計					
																		自己 選定	新 住 居													
				自己 選定	業者 選定	自己 選定	業者 選定	自己 選定	業者 選定	居	居	居	計	居	居	計	居	居	計	仮 住 居	新 住 居	業 者 選 定 契 約	督	祭	式	し	他	計	自己 選定	業者 選定		
自 用 家	再 築	構外移転	仮住居無	15	3	---	---	15	3	2.5	---	1.5	4	---	1	1	1	1	2	1.5	5.5	0.5	1	0.5	1	10	32	20				
			仮住居有	15	3	5	---	20	3	2.5	2	1.5	6	1	1	2	1	1	2	1.5	5.5	0.5	1	0.5	1	10	40	23				
		構内移転	仮住居無	---	---	---	---	---	---	2.5	---	1.5	4	---	1	1	1	---	1	1.5	5.5	0.5	1	0.5	1	10	16	---				
			仮住居有	---	---	5	2	5	2	2.5	2	1.5	6	1	1	2	1	1	2	1.5	5.5	0.5	1	0.5	1	10	25	22				
	曳 家	自 己 所 有 地		---	---	5	2	5	2	1	1	0.5	2.5	1	1	2	0.5	0.5	1	1.5	1.5	0.5	---	0.5	0.5	4.5	15	12				
		他 人 所 有 地		5	3	5	---	10	3	1	1	0.5	2.5	1	1	2	0.5	0.5	1	1.5	1.5	0.5	---	0.5	0.5	4.5	20	13				
貸 家	再 築	構 外 移 転		10	3	---	---	10	3	---	---	---	---	---	---	1	---	1	1.5	5	0.5	1	0.5	0.5	9	20	13					
		構 内 移 転		---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	1	---	1	1.5	5	0.5	1	0.5	0.5	9	10	---						
	曳 家	自 己 所 有 地		---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	0.5	---	0.5	1.5	1.5	0.5	---	0.5	0.5	4.5	5	---					
		他 人 所 有 地		5	3	---	---	5	3	---	---	---	---	---	---	0.5	---	0.5	1.5	1.5	0.5	---	0.5	0.5	4.5	10	8					
借 家 人	継 続	構外移転	仮住居無	---	---	---	---	---	---	2.5	---	1.5	4	---	1	1	---	1	1	---	---	---	---	---	1	1	7	7				
			仮住居有	---	---	5	2	5	2	2.5	2	1.5	6	1	1	2	---	1	1	---	---	---	---	---	1	1	15	12				
		構 内 移 転		---	---	5	2	5	2	2.5	2	1.5	6	1	1	2	---	1	1	---	---	---	---	---	1	1	15	12				
	継 続 困 難			10	3	---	---	10	3	2	---	1.5	3.5	---	1	1	---	0.5	0.5	---	---	---	---	---	---	---	15	8				
附 属 家	再 築	構 外 移 転		10	3	---	---	10	3	0.5	---	0.5	1	---	---	---	1	---	1	1	1	0.5	---	0.5	---	3	15	8				
		構 内 移 転		---	---	---	---	---	---	0.5	---	0.5	1	---	---	---	1	---	1	1	1	0.5	---	0.5	---	3	5	---				
	曳 家	自 己 所 有 地		---	---	---	---	---	---	1	---	0.5	1.5	---	---	---	0.5	---	0.5	1	1	0.5	---	0.5	---	3	5	---				
		他 人 所 有 地		5	3	---	---	5	3	1	---	0.5	1.5	---	---	---	0.5	---	0.5	1	1	0.5	---	0.5	---	3	10	8				
工 作 物	構 外 移 転		3	3	---	---	3	3	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	1	1	---	---	---	---	2	5	5					
	構 内 移 転		---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	1	1	---	---	---	---	2	2	---					
墓 地	構 外 移 転		15	3	---	---	15	3	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	1	1	0.5	---	0.5	2	5	20	8					
	構 内 移 転		---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	1	1	0.5	---	0.5	2	5	5	---					
建 設 予 定 地	構 外 移 転		10	3	---	---	10	3	---	---	---	---	---	---	---	1	---	1	---	---	---	---	---	---	---	11	4					
	構 内 移 転		---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	1	---	1	---	---	---	---	---	---	---	1	---					

(農地及び資材置場等を必要とする者の場合)

事 項 種 別			移 転 先 選 定				法令上の手続き					資材等整理			資材等移動		移 転 工 事 等				合 計						
							移転先		計		農地法第3条許可申請			計	移 転 前	移 転 後	計	移 転 先	計	業 者 選 定 契 約			監 督	そ の 他	計		
			許等 可書 申請 作成	土騰等 地本申 登・請 記証 簿明書	事許 前可 協申 議請	現立 地会 調等 査					そ の 他																
			自己 選定		業者 選定		自己 選定		業者 選定		計		移 転 前								移 転 後					計	
農 地			10	---	10	---	1.5	1	1	1	0.5	5	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	15	---
構 外 移 転			---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
資 材 置 場 等			10	3	10	3	---	---	---	---	---	---	1	0.5	1.5	1	1	1	0.5	2.5	15	8					
構 外 移 転			---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	1	0.5	1.5	---	---	1	1	0.5	2.5	4	---	---	---	---	
構 内 移 転			---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	1	0.5	1.5	---	---	1	1	0.5	2.5	4	---	---	---	---	

通 常 損 失 補 償 総 括 表

被補償者 氏 名 _____

補 償 額 ¥ _____

内 訳

1. 動 産 移 転 料 ¥ _____

〔 (1) + (2) + (3) 〕

(1) 屋内動産移転料	円
(2) 一般動産移転料	円
(3) 消費税等相当額 〔 (1) + (2) 〕 × 8 %	円

2. 仮住居の使用に要する費用 ¥ _____

〔 (1) + (2) + (3) 〕

(1) 仮住居等の使用に要する費用	円
(2) 家賃減収補償金	円
(3) 消費税等相当額 (1) × 8 % (※居住期間が1ヶ月未満の場合に適用)	円

3. 借家 (間) 人補償 ¥ _____

〔 (1) + (2) 〕

(1) 借家 (間) 人補償	円
(2) 消費税等相当額 〔 (1) × 8 % 〕	円

4. 移 転 雑 費

〔 (1) + (2) + (3) + (4) 〕

(1) 移転先又は代替地等の選定に要する費用 (① + ②)	円
① 移転先又は代替地等の選定に要する費用	円
② 消費税等相当額 (別紙内訳による)	円

(2) 法令上の手続きに要する費用	円
① 建築確認及び建物の設計・工事監理等に要する費用	円
② 建物の登記に要する費用	円
③ 建物の敷地の登記に要する費用	円
④ 印鑑証明・住民登録等の転出入の手続きに要する費用	円
⑤ 消費税等相当額 (別紙内訳による)	円

(3) 転居通知費、移転旅費その他の雑費	円
① 転居通知・引越挨拶等に要する費用	円
② 建物の移転及び代替地等の確保のための契約に要する費用 (印紙代)	円
③ 地鎮祭に要する費用	円
④ 上棟式に要する費用	円
⑤ 建築祝いに要する費用	円
⑥ 消費税等相当額 (別紙内訳による)	円

(3) 就業不能に要する費用	円
------------------	---

5. 祭し料補償 ¥

〔（１）＋（２）〕

（１） 祭し料	円
（２） 消費税等相当額	円

営業調査総括表

調査者		調査年月日				
氏名又は名称		住 所 又は 所在地	☎ () -	代表者氏名		
設立年月日			営業種目		資本金	円
法人の組織 (支店等及び子会社)						
移転等の 対象となる 事業所等	名称		所在地			
	責任者の 氏名		開設年月日		平均賃金	円
	営業種目		許認可等		従業員数	名
	敷地及び建物の所有関係					
	製造、加工又は販 売等の主な品目	主な 仕入先	主な 販売先 (得意先)	売 上 構 成		
				品 目	構成比 (%)	

損益計算書比較表

(単位：円)

年度又は期別 項 目	年度	(%)	年度	対前年比 (%)	年度	対前年比 (%)	備 考
① 総 売 上 高							
② 売 上 原 価							
③ 売 上 利 益							
④ 販売費及び一般管理費							
⑤ 営 業 利 益							
⑥= ⑤/① 総売上高対所得率							
⑦= ④/① 総売上高対経費率							

(備考) (%) は、小数点以下第2位切り捨てとする。

仕入先調査表

仕入先名称	所 在	品 名

営業補償金算定書（営業廃止の補償）

氏名又は名称

（単位：円）

補償項目	計算式	(消費税等課税対象額) 補償額	備考
営業権等の額			
資産、商品、仕掛品等の売却損の額			
その他資本に関して通常生ずる損失の額			
解雇予告手当相当額の額			
転業に通常必要とする期間中の休業手当相当額の額			
その他労働に関して通常生ずる損失の額			
転業に通常必要とする期間中の従前の収益（又は所得）相当額の額			
解雇する従業員に対する離職者補償額			
消費税等抜き計			
消費税等課税対象額			
消費税等相当額			
補償額合計			

営業補償金算定書（営業休止の補償）

氏名又は名称

(単位：円)

補償項目	計算式	(消費税等課税対象額) 補償額	備考
固 定 的 な 経 費 の 補 償 額			
従 業 員 に 対 す る 休 業 手 当 相 当 額 の 補 償 額			
休 業 期 間 中 の 収 益 減 又 は 所 得 減 の 補 償 額			
一時的に得意を喪失することによって 通 常 生 ず る 損 失 の 補 償 額			
商 品 、 仕 掛 品 等 の 減 損 の 補 償 額			
移転広告費その他店舗等の移転に伴い 通 常 生 ず る 損 失 の 補 償 額			
消 費 税 等 抜 き 計			
消 費 税 等 課 税 対 象 額			
消 費 税 等 相 当 額			
補 償 額 合 計			

(備考) 第 8 条「仮営業所を設置して営業を継続する場合」の補償額の算定にあたっては、本様式に準じて作成すること。

営業補償金算定書（営業規模縮小の補償）

氏名又は名称

(単位：円)

補償項目	計算式	(消費税等課税対象額) 補償額	備考
固定資産の売却損の 補償額			
解雇予告手当相当額の 補償額			
その他資本及び労働の過剰遊休化により 通常生ずる損失の補償額			
経営効率が低下することにより 通常生ずる損失の補償額			
解雇する従業員に対する 離職者補償額			
消費税等抜き計			
消費税等課税対象額			
消費税等相当額			
補償額合計			

固定の経費内訳書

(単位：円)

科 目	認 定 金 額	消費税等課税対象額	摘要	付 属 明 細 書 番 号
合計				

固定的経費付属明細書

科目名

(単位：円)

内 訳	損益計算書 計 上 額	収益に加算 で き る 額	固定的経費 認 定 額	消費税等 課税対象額	摘要
合計					

従業員に対する休業手当相当額算定書

(単位：円)

従業員 氏名	直近 3 月間の 賃金総額	暦日数	平均賃金 (A／B)	合計	補償率	補償 期間 (日)	補償額 (D×E×F)	摘要
A	B	C	D	E	F	G		

(備考)C（平均賃金）については、1 円未満切り捨て

認定収益額算定書

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
① 営 業 利 益		
② 販売費・一般管理費のうち (③+④) 費用としないもの		
③		
④		
⑤ 営 業 外 収 益 (⑥+⑦)		
⑥		
⑦		
⑧ 営 業 外 費 用 (⑨+⑩)		
⑨		
⑩		
⑪ 特 別 利 益 (⑫+⑬)		
⑫		
⑬		
⑭ 特 別 損 失 (⑮+⑯)		
⑮		
⑯		
⑰ 認 定 収 益 額 (①+②+⑤-⑧+⑪-⑭)		

※科目は、損益計算書等の科目にあわせて記載する。

得意先喪失補償額算定書

(1) 製造業

業種分類No.			業種内容：		法人・個人
資本金	千円	年間売上高	千円	売上減少率	% 全従業員数 名

区分	勘定科目	金額	科目の内容	備考	
〔A〕 売上高	① 売上高				
	② △売上値引等				
	③ 雑収入			収益認定の際に計上できるもの	
	計				
〔B〕 製品売上原価	(a) 材料費	① 期首材料棚卸高			
		② 材料仕入高			
		③ △期末材料棚卸高			
		計			
	人件費 (b)	① 雑給			臨時雇用の賃金・給与
		計			
	(c) 経費	① 特許権利使用料			
		② 外注加工費			
		③ 動力・光熱費			
		④ 運搬費			外注運賃・自社車両費 (燃料・修繕費を含む。)
		⑤ 消耗品費			消耗工具・器具を含む。
		計			
	変動費合計((a) + (b) + (c))				
	(d) 総製造費用				
	(e) 製品売上原価				
〔C〕 商品売上原価	① 期首商品棚卸高				
	② 商品仕入高				
	③ △仕入割引等				
	④ △期末商品棚卸高				
	計				
〔D〕 販売費・一般管理費	① 容器包装費			荷造材料費を含む。	
	② 発送配達費			荷造運搬費、車両燃料費、修繕費を含む。	
	③ 販売促進費			販売手数料、見本費を含む。	
	④ 雑給			臨時雇員の賃金・給与	
	⑤ 外注費				
	計				

(1) 製品売上原価

① 製造原価の中の総製造費用（材料費、人件費、経費）を固定費と変動費に分解する。

$$\frac{\text{変動費}}{\text{総製造費用}} = \frac{\quad}{\quad} = \boxed{\text{[E]} \quad \% \text{ (変動費率)}} \quad (\text{小数点以下第4位切り捨て})$$

(注) 総製造費用＝材料費＋人件費＋経費

② 製品売上原価の中の変動費

$$\begin{aligned} \text{変動費} &= \text{製品売上原価} \times \text{変動率} \\ &= (\text{e}) \times \text{[E]} = \boxed{\text{[F]} \quad \text{円}} \end{aligned}$$

(注) 製品売上原価＝期首製品棚卸高＋当期製品製造原価－期末製品棚卸高

(2) 商品売上原価

$$\text{変動費} = \text{商品売上原価} = \boxed{\text{[C]} \quad \text{円}}$$

(3) 販売費・一般管理費及び営業外費用の中から変動費を抽出する。

$$\text{変動費} = \boxed{\text{[D]} \quad \text{円}}$$

(4) 限界利益率

$$\begin{aligned} \frac{\text{売上高} - \text{変動費}}{\text{売上高}} &= \frac{\text{[A]} - \{ \text{[F]} + \text{[C]} + \text{[D]} \}}{\text{[A]}} \\ &= \quad \quad \quad \% \\ &= \boxed{\text{限界利益率} \quad \%} \quad (\text{小数点以下第4位切り捨て}) \end{aligned}$$

(5) 一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額

従前1か月の売上高 × 売上減少率 × 限界利益率
(1円未満切り捨て)

$$= \quad \quad \quad (\text{1円未満切り捨て})$$
$$\boxed{\text{補償額} \quad \text{円}}$$

得意先喪失補償額算定書
(2) 建設業

業種分類No.		業種内容：		法人・個人
資本金	千円	年間売上高	千円	売上減少率 %
				全従業員数 名

区分	勘定科目	金額	科目の内容	備考
〔A〕 売上高	① 売上高			
	② △売上値引等			
	③ 雑収入			収益認定の際に計上できるもの
	計			
〔B〕 工事原価	① 材料費			
	② 仮設経費			仮設材賃借料、仮設損料、仮設損耗費等
	③ 機械等経費			機械等賃借料、機械等損料、機械等運搬費等
	④ 外注費			労務下請をしている場合の賃金を含む。
	⑤ 動力用水光熱費			電力、ガス、水道、石油等の費用及び計器類の損料。現場の事務、管理の経費
	⑥ 設計費			外注設計料、社内の設計費の負担額
	⑦ 運搬費			現場関係の運送諸経費、自社車両費を含む。
	⑧ 労務費			現場における直接作業に対する労務者の賃金、割増金、現物給与等
	計			
〔C〕 販売費・一般管理費	① 容器包装費			荷造材料費を含む。
	② 発送配達費			荷造運搬費、車両燃料費、修繕費を含む。
	③ 販売促進費			販売手数料、見本費を含む。
	④ 雑給			臨時雇員の賃金・給与
	⑤ 外注費			
	計			
〔D〕変動費合計（〔B〕+〔C〕）				

(1) 限界利益率

売上高－変動費

=

〔A〕－〔D〕

=

売上高

=

(小数点以下第4位切り捨て)

限界利益率

%

(2) 一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額

従前1か月の売上高 × 売上減少率 × 限界利益率

(1円未満切り捨て)

=

(1円未満切り捨て)

補償額

円

3-12-14

得意先喪失補償額算定書
(3) 卸・小売業

業種分類 (卸・小) No.			業種内容:		法人・個人
資本金	千円	年間売上高	千円	売上減少率	% 全従業員数 名
区分	勘定科目	金額	科目の内容	備考	
〔A〕 売上高	① 売上高				
	② △売上値引等			売上戻り、返品戻りを含む。	
	③ 雑収入			収益認定の際に計上できるもの	
	計				
〔B〕 売上原価	① 期首商品棚卸高				
	② 商品仕入高				
	③ △仕入値引等			仕入戻し、返品戻しを含む。	
	④ △期末商品棚卸高				
	計				
〔C〕 販売費・一般管理費	① 容器包装費			荷造材料費	
	② 発送配達費			荷造・運搬費、車両費、燃料費	
	③ 販売促進費			販売手数料・見本費	
	④ 雑給			臨時雇員の賃金・給与	
	⑤ 外注費				
	⑥ 保管料				
	⑦ 保険料			商品保険料	
	計				
〔D〕変動費合計 (B) + (C)					

(1) 限界利益率

$$\frac{\text{売上高} - \text{変動費}}{\text{売上高}} = \frac{〔A〕 - 〔D〕}{〔A〕} = \quad =$$

(小数点以下第4位切り捨て)

限界利益率

%

(2) 一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額

従前1か月の売上高 × 売上減少率 × 限界利益率
(1円未満切り捨て)

= (1円未満切り捨て)

補償額

円

得意先喪失補償額算定書

(4) 飲食・サービス業

業種分類(飲・サ) No.		業種内容:		法人・個人
資本金	千円	年間売上高	千円	売上減少率 %
				全従業員数 名

区分	勘定科目	金額	科目の内容	備考
(A) 売上高	① 売上高			
	② △売上値引等			売上戻り、返品戻りを含む。
	③ 雑収入			収益認定の際に計上できるもの
	計			
(B) 売上原価	① 期首商品(材料)棚卸高			
	② 商品(材料)仕入高			
	③ △仕入値引等			仕入戻し、返品戻しを含む。
	④ △期末商品(材料)棚卸高			
	計			
(C) 販売費・一般管理費	① 容器包装費			荷造材料費含む。
	② 発送配達費			荷造・運搬費
	③ 販売促進費			販売手数料・見本費
	④ 雑給			臨時職員の賃金・給与
	⑤ 水道光熱費			
	⑥ 外注費			
	計			
(D) 変動費合計{(B)+(C)}				

(1) 限界利率

$$\frac{\text{売上高} - \text{変動費}}{\text{売上高}} = \frac{[A] - [D]}{[A]} = \quad =$$

(小数点以下第4位切り捨て)

限界利益率	=	%
-------	---	---

(2) 一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額

 従前1か月の売上高 × 売上減少率 × 限界利益率
 (1円未満切り捨て)

=

(1円未満切り捨て)

補償額	円
-----	---

費用分解一覧表

年月日～年月日

(業種名：)

(単位：円)

勘定科目	金額	変動費 (×) 固定費 (○) の 別	変動費 (×)	固定費 (○)	摘要
【売上原価】					
【製造原価】					
【工事原価】					
【販売費・一般管理費】					
【営業外費用】					
合計					

(備考) 勘定科目は、調査した会計資料を元に記載すること。

固定資産等の売却損補償額算定書

(単位：円)

固定資産等	保有数	処分数	現在価格 (費用価格)	売却損額	摘要

移転広告費等算定書

(単位：円)

項 目	単 位	員 数	単 価	金 額	消費税等課税対象額	備 考
移転広告費						
移転通知費						
開店祝費						
粗品費						
捨て看板費						
その他の費用						
合計						

個人情報に関する取扱要領

(基本的事項)

第1条 受注者は、本業務の実施に当たって取り扱うこととなる個人情報については、個人の権利利益を保護するため、適正に取り扱わなければならない。

(用語の定義)

第2条 本特記事項において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報（死亡した個人に関する情報であっても、その情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報である場合も含む。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち、本業務の実施に当たって取り扱うこととなるものをいう。

2 本特記事項において「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

3 本特記事項において「媒体」とは、書面、端末機器、サーバーに内蔵されているものその他個人情報が記録されている全てのものをいう。

(取得及び貸与)

第3条 受注者は、本業務を実施するために、取得する個人情報については、本業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により取得しなければならない。

2 受注者は、本業務の実施に当たって、本人から個人情報を取得するときは、取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

3 監督職員は、保有する個人情報のうち、本業務を実施するために必要な個人情報については、受注者に貸与するものとする。

(秘密保持等)

第4条 受注者は、前条により取得した個人情報及び監督職員から貸与を受けた個人情報（以下「取得個人情報等」という。）を秘密に保持し、監督職員の指示又は承諾がある場合を除き、本人又は第三者に提供又は開示してはならない。契約が終了（解除の場合を含む。）した後においても同様とする。

(目的外使用の禁止)

第5条 受注者は、取得個人情報等を本業務の実施上の目的以外のいかなる目的にも使用してはならない。契約が終了（解除の場合を含む。）した後においても同様とする。

(複製等の禁止)

第6条 受注者は、取得個人情報等の複製、送信、外部への送付又は持ち出しを行ってはならない。

2 前項の規定は、本業務の実施に必要な最小限の範囲で、監督職員の指示又は承諾がある場合はこの限りではない。

(管理体制等)

第7条 受注者は、取得個人情報等の漏えい、滅失又はき損の防止その他適切な管理のため、アクセス制限の設定、取得個人情報等が記録されている媒体へのアクセス記録簿の作成による管理、その他必要な措置を講ずるものとする。

2 受注者は、本業務の実施に関する取得個人情報等の取扱いについて、適切な管理を行う能力を有すると認められる管理責任者を定めるとともに、本業務に従事する者に対し、取得個人情報等の取扱いに関して必要な事項を周知しなければならない。

3 受注者は、契約締結の日から14日以内に、本業務の実施に関する取得個人情報等の取扱いについて、前項に規定する管理責任者、管理体制、管理状況の確認体制、取得個人情報等が記録された媒体の保有期間及び消去又は廃棄の方法について、様式により個人情報に関する管理体制報告書を作成し、主任監督員に提出しなければならない。

4 監督職員は、前項の管理体制報告書が取得個人情報等の適切な管理のために不十分であると認めるときは、受注者に対し、その改善を求めることができる。

5 監督職員は、受注者の取得個人情報等の管理状況について、必要に応じて報告を求め、又は履行期間内に1回以上の検査により確認を行う。検査の方法、日時及び場所については、監督職員が別途指示する。

(返還及び廃棄)

第8条 受注者は、本業務の実施のために監督職員から貸与された個人情報が記録された媒体を、本業務完了後直ちに返還するものとする。

2 受注者は、本業務実施のために取得又は作成した個人情報については、前条第3項の規定に基づいた管理体制報告書に記載された保有期間経過後直ちに、復元又は判読が不可能な方法により、責任をもって消去し、又は当該個人情報が記録された媒体を廃棄するものとする。

(再委託等の条件)

第9条 受注者は、本業務を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、本特記事項と同様に個人情報の適切な管理を行う能力を有する者を選定するとともに、再委託先における個人情報の適正な取扱いを確保させなければならない。

2 本業務を第三者に委任し、又は請け負わせる場合においても、請負者は本特記事項に基づく義務を免れるものではない。

3 受注者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

(漏えい等の事案の発生時における対応)

第10条 受注者は、取得個人情報等の漏えい、滅失又はき損等の事案が発生したときは、速やかに監督職員に報告し、指示を受けなければならない。契約が終了（解除の場合を含む。）した後においても同様とする。

(違反措置)

第11条 受注者が本取扱要領に基づく義務を違反した場合、契約解除、損害賠償責任等の措置を講ずることがある。

年 月 日

殿

受注者（受託者） 住 所
氏 名

個人情報に関する管理体制報告書

業務の名称 _____

年 月 日付けで契約締結した上記業務における取得個人情報等に関する管理体制について、下記のとおりに報告します。

区 分	措 置 内 容
管 理 責 任 者	
管 理 体 制	
管理状況の確認体制	
個人情報が記録された 媒 体 の 保 有 期 間	
消去又は廃棄の方法	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4版縦とする。

公共用地境界確定協議依頼要領

第 1 章 総 則

（適用範囲）

第 1 条 この公共用地境界確定協議依頼要領（以下「要領」という。）は北陸地方整備局の所掌する公共事業に必要な土地等の取得等に伴う測量作業の一環として、公共用地境界確定協議依頼業務を請負に付する場合の実施の要領を示すものである。

（用語の定義）

第 2 条 この要領において「公共用地」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 道路敷〔道路法（昭和27年法律第180号）の適用をうけているもの。〕
- 二 河川敷〔河川法（昭和39年法律第167号）の適用をうけているもの。〕
- 三 里道敷
- 四 水路敷
- 五 その他の公共用地等

第 2 章 調査等の準備

（準備打合せ）

第 3 条 請負者は、公共用地境界確定協議を行うに当たっては、監督職員と準備打合せを行い、本業務の概要、協議依頼を必要とする土地等、または依頼地土地所有者、相隣地土地所有者、地元役員等（以下「土地所有者等」という。）その他本業務実施上必要な事項について把握するものとする。

第 4 条 請負者は、監督職員と同行のうえ、または監督職員の指示を受け、公共用地管理者（以下「管理者」という。）と本業務を実施するうえに必要な事項について打合せを行うものとする。

2 前項に定める管理者との打合せの結果に基づき、監督職員の指示により必要な書類、図面等を作成するものとする。

（立入り及び立会い）

第 5 条 請負者が公共用地の調査を行うにあたっては、この要領に基づき、公共用地境界確定協議依頼書（様式第 1）を作成し、管理者に依頼して、当該管理者の立会いを得なければならないものとする。

2 請負者は、前項に基づく立会いを得たときは、立会人名簿（様式第 2）を作成するものとする。

(依頼書の添付図書作成)

第6条 公共用地境界確定協議依頼書の添付図書は、次の各号により作成する。

一 現況実測平面図

縮尺は1/250から1/500までの間で、現況を表示するものとし、当該依頼箇所並びにその周辺の地形及び地上物件を明らかにし、次の事項を記入したものとする。

イ 郡市町字名及び地番

ロ 測量年月日及び測量者の資格、氏名及び押印（製図者が別の場合はその者の資格氏名及び押印を含む。）

二 横断面図

縮尺は1/50から1/100程度のものとし、地形に応じて必要箇所について作成した図面に、その測量の年月日及び測量者の資格、氏名及び押印（製図者が別の場合はその者の資格氏名及び押印を含む。）を受けるものとする。

三 地図及び地積測量図

当該依頼箇所について、共通仕様書第41条に準じて作成する。

四 位置図

縮尺は、当該依頼箇所の位置を表示するのに適当なものとし、周辺の地形及び方位を略記し、かつ建物、道路、橋梁、神社、鉄道その他主要な物件を記入した図面に、当該依頼箇所を表示したものとする。

ただし、既刊の地図に当該依頼箇所を表示したものをもって、これに代えることができるものとする。

五 土地登記簿謄本

地図及び地積測量図との照合を行うこととする。

六 その他

監督職員が指示するものとする。

2 請負者は、前項により作成した公共用地境界確定協議依頼書を監督職員を経て、発注者に提出し、その指示を受けるものとする。

第 3 章 土地の測量及び境界確認等

(地形測量等)

第7条 請負者、公共用地境界確定協議依頼にさきだち、地形測量及び横断測量を行うものとする。

2 請負者は、前項の地形測量及び横断測量を行うときは、次の各号によるものとする。

一 地形測量 トータルステーション等を用いて地形・地物等を測量し、現況実測平面図を作成する。

二 横断測量 公共用地についてトータルステーション等により水準測量を行い、横断面図を作成する。

(公共用地境界協議確定図の作成等)

第8条 請負者は、公共用地の測量にさきだち監督職員の指示により、土地所有者等及び管理者の立会を求め、調査区域内の公共用地について付近の地形、地物等を考慮し、土地所有者等及び管理者の間で公共用地境界確定協議が成立したときは、境界杭（木杭等）を現地の必要箇所に打設するものとする。

- 2 請負者は、前項の境界杭（木杭等）に基づき公共用地の測量を行ったときは、管理者の定める様式に従い、かつ現況実測平面図を用いて図面（以下「公共用地境界協議確定図」という。）を作成し、監督職員を経て、発注者に提出し、その指示を受けるものとする。

（境界確認等）

第9条 請負者は、前条に基づき土地所有者等及び管理者と立会いを行い、公共用地境界協議確定図を作成したのち、各土地所有者毎又は対象地域毎に、公共用地境界協議確定図を合綴した公共用地境界協議確定書（様式第3）を作成し、土地所有者等に説明し、署名・押印を求めるものとする。

- 2 請負者は、前項に規定する署名・押印を求めたときは、その結果をすみやかに監督職員に報告するものとし、署名・押印が得られない場合は、主任監督員の指示を受けるものとする。
- 3 請負者は、第1項の規定により署名・押印を求めた場合は、その都度、土地境界確認説明記録簿（様式第4）を作成するものとし、監督職員を通じ発注者に提出するものとする。

（土地境界確認説明記録簿について）

第10条 第9条第3項に規定する土地境界確認説明記録簿は、共通仕様書第54条第2項に基づき署名・押印を求める場合にも準用するものとする。

（遠隔者に対する措置）

第11条 遠隔者（事業施行地又は発注者が存する事務所から土地所有者の居住地までの片道距離が30キロメートルを越える場合。）に対する公共用地境界協議確定図等の説明、署名、押印については、監督職員の指示をうけるものとする。

国北整 第 号
年 月 日

(管 理 者) 殿

北陸地方整備局

事 務 所 長

公共用地境界確定協議依頼書

国土交通省起業 工事施行に伴い必要となる用地の測量を行うため貴職管理に係る公共用地（
敷）と民有地について、境界確定協議を下記により実施されたく依頼します。

記

- 1 依頼地土地所有者、対側地土地所有者、相隣地土地所有者 住所・氏名
別紙公共用地境界確定協議依頼箇所調書のとおり
- 2 現地立会年月日及び時間
- 3 集合場所
- 4 現地役員等住所・氏名
- 5 当局担当職員氏名、連絡先、電話番号
- 6 測量業者及び担当者名、連絡先、電話番号

添 付 図 書

- | | |
|-------------------|-----|
| イ 現況実測平面図（S = 1 / | 部 |
| ロ 横断面図 （S = 1 / | 部 |
| ハ 地図及び地積測量図 | 部 |
| ニ 位置図 （S = 1 / | 部 |
| ホ 土地登記簿謄本（依頼地） | 各 部 |
| ヘ その他 | 部 |

公共用地境界確定協議依頼箇所調書

市 町 大字 地内
郡 村

番号	公共用地の種別	依 頼 地		対 側 地		相 隣 地	
		地 番	所有者住所・氏名	地 番	所有者住所・氏名	地 番	所有者住所・氏名

(注) ・番号は現況実測平面図番号とする。
・所有者が相続に係る場合は相続関係説明図を添付し、相続人全員を列記する。(対側地、相隣地も同じ。)

立 会 人 名 簿

業 務 名

箇所名

[illegible]

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。

公 共 用 地 境 界 協 議 確 定 書

年 月 日現地立会いにより協議した

所有の 市 地先の土地と公共用地

()との境界については、別添確定図（平面図及び横断面図）の朱線表示のとおり確定したので、本書を2部作成し各々1部を保有する。

年 月 日

管 理 者 名

印

依頼地土地所有者名

(住所)

(氏名)

印

(注) 1 本書と別添図面に割印のないものは無効である。

2 本確定は、公共用地と協議地の境界のみについて行ったものである。

土地境界確認説明記録簿

用地課長	用地官	専門職	主務係長	主 務

説 明 場 所							
説 明 年 月 日		年	月	日	時 間	自	至
出席者	説 明 者						
	相 手 方						
説明内容及び質疑							
特記事項							
請 負 者							

(注) 請負者欄には請負者名を記載し、従事者が署名又は押印すること。

【登記所送付用地図（電子データ）の作成要領】

〔趣旨〕

用地測量の成果を国土調査法第 19 条第 5 項に基づいて地籍調査と同等以上のものとして指定し、その後、登記所の備え付け図面を差し替えることとしている。指定を受けようとする用地測量の成果は、用地取得に伴う分筆前の筆や地番等を表示した地図（用地実測図）であり、効率的に登記所の図面を差し替えられるように当該地図の電子データ（SIMA 形式）も作成する。

1. 電子ファイルの作成単位

- (1) 地番区域単位に電子ファイル（SIMA データ）を作成する。地番区域が大字の場合には大字単位、地番区域が小字の場合には小字単位で電子ファイルを作成する。
- (2) 電子ファイル名は、原則、「登記所送付用地図（地番区域名）.sim」とする。例としては、「登記所送付用地図（霞が関）.sim」となる。

2. SIMA データの作成

(1) 必要な SIMA データの作成

CAD ソフト等で作成された用地測量の成果をそのまま SIMA データに変換すると、法務省フォーマット（地図 XML ファイルフォーマット）に不要なデータが収録される場合があるため、不要なデータを削除して SIMA データを作成する。

既存の用地測量の成果を対象に試行した結果によれば、任意に表記された地番等が不要な情報であることが分かっており、具体的には、「幅杭○○」、「新買収線○○」、「幅線」等の表記があった。

(2) 一筆地ではない画地データの除外

用地実測図と SIMA データが整合することが必然であるが、SIMA データに画地の情報が不足したり、不要な画地の情報が入力されている可能性があるため、両者の整合を十分に確保する。

(3) 座標データ（座標値）の入力

座標値は、小数点以下 4 桁目を四捨五入し、小数点以下 3 桁目まで入力する。

(4) 座標データの複数入力の実除

- ① 1つの「点名称」には1つの「座標値」が対座する。したがって、1つの「点名称」に複数の「座標値」を入力しない。また、1つの「座標値」に複数の「点名称」を入力しない。
- ② 「点名称」と「座標値」が同じ座標データを複数入力しない。

(5) 画地データの入力

- ① 画地データは必ず入力する。
- ② 同一の地番の画地データを複数入力しない。
- ③ 複数の SIMA データにおいて同じ画地を重複して入力しない。
- ④ 分筆前の画地データを削除しない。

(6) 筆界線の入力

① 閉合型画地データのみ入力

「画地開始データ」に画地種別（閉合型の場合には「1」、開放型の場合には「2」）を入力することになっている。法務省フォーマット（地図 XML ファイルフォーマット）は閉合型の画地だけを認識するので、閉合型の画地データだけを入力の対象とし、入力フォーマットの画地種別には「1」を入力して SIMA データを作成する。

図表1 「画地開始データ」の入力フォーマット

項 目	入力の内容	入力例
D00	「D00」と入力する。 (画地開始を示す定型の入力値)	D00
画地番号	5桁までの整数を入力する。	103
地番	任意の桁数で入力する。	135-1
画地種別	閉合型の場合には「1」を、開放型の場合には「2」を入力する。	1

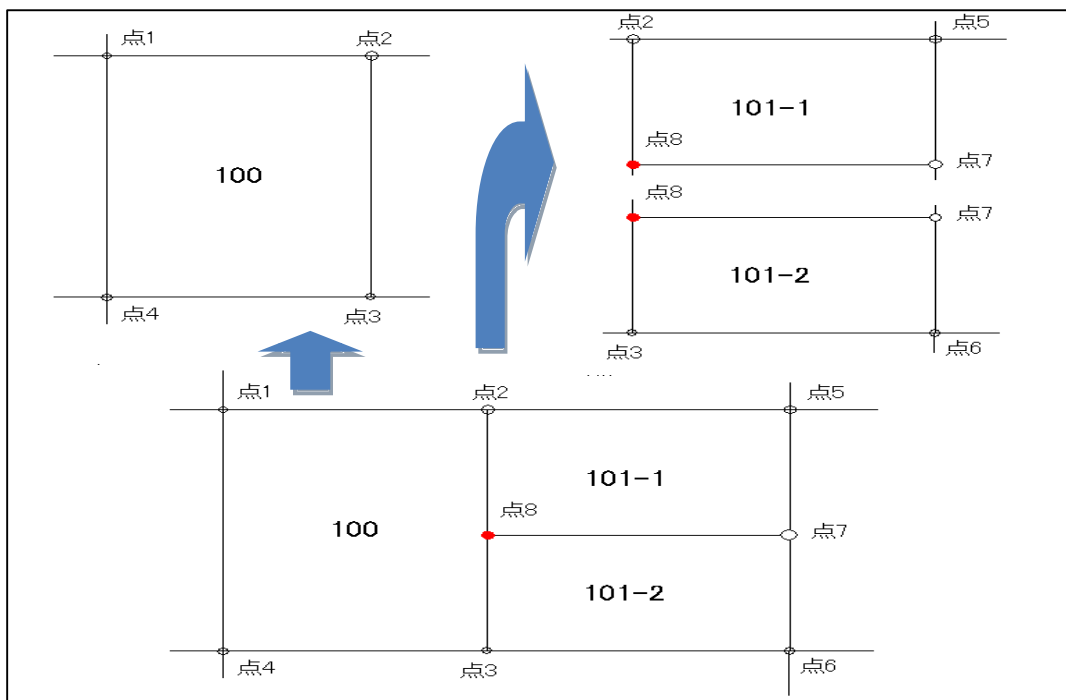
図表2 「画地終了データ」の入力フォーマット

項 目	入力の内容	入力例
D99	「D99」と入力する。 (画地終了を示す定型の入力値)	D99

② 隣接する筆界線に筆界点がある場合の扱い

法務省フォーマット（地図 XML ファイルフォーマット）では、隣接する筆界線に筆界点を含む場合、ある筆の筆界線はその筆界点を経由し、もう一方の筆の筆界線がその筆界点を経由しなければ、隣接する2つの筆の間の筆界線は同一の線分と認識されない。このため、必要な筆界点を経由して筆界線を結ぶ必要がある。

図表3 隣接する筆界線の情報が一致しない例



[補足]

「地番 101-1」と「地番 101-2」の左側の筆界線は、「点 8」を経由して「点 2」と「点 3」を結ぶ直線である。「地番 100」の右側の筆界線は、「点 8」を経由せずに「点 2」と「点 3」を結ぶ直線である。法務省フォーマットは、このように隣接する筆界線を同一のものとは認識しないため、「地番 100」の右側の筆界線としては、「点 2」と「点 3」の間に「点 8」を経由させる必要がある。

(7) その他

- ① SIMA データの規定外の文字を入力しない。
- ② 地番の記載のない河川や水路の敷地（いわゆる青道、青地）、また、地番の記載のない道路の敷地（いわゆる赤道）があり、それが閉合している場合には地番がなくても SIMA データに含める。

3. 参考（SIMA データの概要）

SIMA データには3種類のデータを入力できる。具体的には以下の通りである。

- ① 座標データ（点の座標を表すデータ、図表4）
- ② 画地データ（構成点データの開始と終了を表すデータ、図表1と図表2）
- ③ 構成点データ（画地や路線を構成する点を表すデータ、図表5）

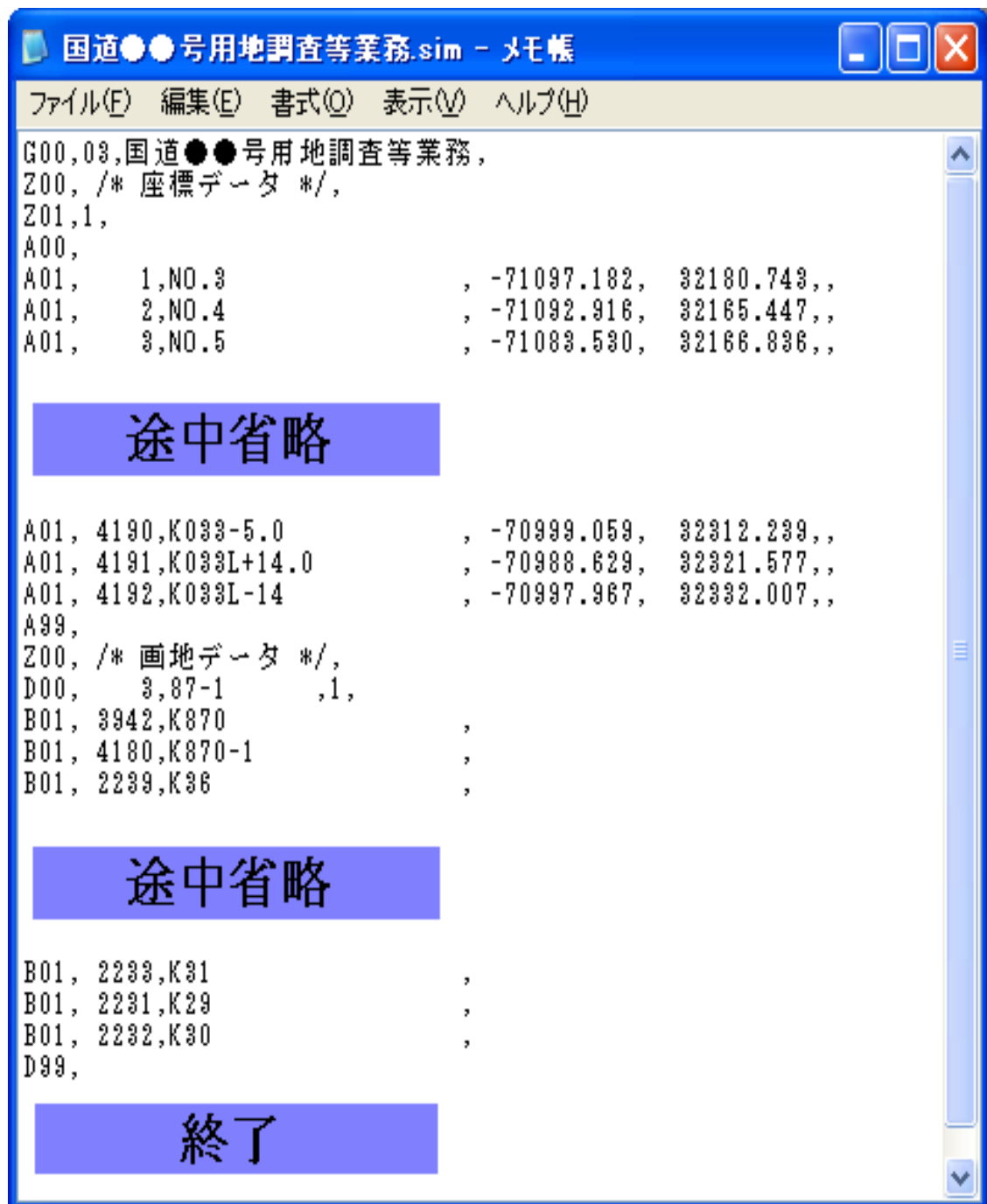
図表4 座標データの入力フォーマット

項 目	入力の内容	入力例
A00	「A00」と入力する。 (座標出力開始を示す定型の入力値)	A00
A01	「A01」と入力する。 (座標データを示す定型に入力値)	A01
点番号	5桁までの整数を入力する。	2514
点名称	任意の桁数で入力する。	H1-1
座標値	小数点形式とし、小数点以下4桁目を四捨五入し、小数点以下3桁目まで入力する。	-170547.824, 26247.688, 0.000 (今回の場合、z座標等は省略できる。)
A99	「A99」と入力する。 (座標出力終了を示す定型の入力値)	A99

図表5 構成点データの入力フォーマット

項 目	入力の内容	入力例
B01	「B01」と入力する。 (構成点データを示す定型の入力値)	B01
点番号	5桁までの整数を入力する。	2514
点名称	任意の桁数で入力する。	H1-1

図表5 SIMA データの例



【指定申請書案の作成要領】

用地測量の成果を地籍整備に活用するため、その成果を対象として、国土調査法第 19 条第 5 項の規定に基づく指定を受けることとしている。その指定を受けるための申請書には、測量精度に関する資料や各種書類等を添付する必要があるため、それらの記載例や留意事項等を以下のように示す。

1. 申請書一覧

書類名		様式番号		備考
申請書		①	●	定型様式
申請書添付書類				
総括表		②	●	定型様式
申請地域の位置図		③	●	申請地域を含めた図面
地図関係				
用地実測図		④-1	□	用地測量の業務において作成した用地実測図
地図一覧図		④-2	●	「登記所送付用地図」が複数枚になる場合、それぞれの地図がどのような位置関係にあるか分かる図面
登記所送付用地図		④-3	●	登記所に送付する地図。 筆界、長狭物、地番等を表示したもの。
基準点関係				
基準点測量網図		⑤-1 ⑤-2	□ □	基準点を測量した際の網図
基準点測量精度管理表		⑥	□	基準点測量の精度が確認できる管理表
測量法第 41 条の規定による審査書の写し		⑦	□	国土地理院が発行する審査書
筆界点関係				
境界点間距離の精度管理表		⑧	□	境界点間距離の測量精度が分かる資料
面積計算書		⑨	□	境界点の座標値から計算した筆面積の分かる資料
簿冊				
指定申請調査簿		⑩	●	地籍簿の様式を定める省令に準じて作成
公図連続転写図		⑪	□	登記所から入手した公図を基に作成
土地全部事項証明書		⑫	□	登記所から入手した土地全部事項証明書
境界立会依頼書		⑬-1	□	所有者等に境界立会を依頼した文書
土地境界確認書		⑬-2	□	所有者等の立会により境界を確認した書類
境界立会委任状		⑬-3	□	代理人が境界立会した場合の委任状

「●」・・・指定申請のため新たに作成する書類

「□」・・・用地測量の業務において作成される書類

2. 記載例①（申請書）

記載例①は課長通知（平成 15 年）に定められた様式であり、これに必要事項を記入して作成する。

1. 趣旨、目的

国土調査法第 19 条第 5 項の規定に基づき、用地部長等が国土交通大臣に指定の申請を行うもの。

2. 必要事項

「国土交通大臣あての国土調査法第 19 条第 5 項の認証の申請について(平成 15 年 1 月 8 日国土国第 352 号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知)」により様式は定まっている。

3. 留意事項

記載例①の I ～VIの留意事項は以下の通り。

I	申請年月日又は決裁年月日を記載。
II	事業を施行した者の名称を記載。（総括表と一致）
III	作成した地図及び簿冊の名称を記載。 簿冊の名称は「調査簿」とする。
IV	測量及び調査を行った地域（字名まで）及び期間を記載。（総括表と一致）
V	「国土調査法施行令第 14 条に規定する誤差の限度内」と記載。
VI	「地図及び簿冊の写し」と記載。

国土交通大臣 殿

〇〇〇〇第〇〇号
平成〇年〇月〇日

I

〒000-0000
所在地 〇〇県〇〇市〇〇〇町〇〇〇
名称 〇〇地方整備局 (〇〇部)
代表者名 〇〇〇長 〇〇 〇〇 印

国土調査法第 19 条第 5 項に基づく国土調査の成果としての認証の申請について

平成〇〇年に、〇〇事務所が行った下記の測量及び調査の成果について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 5 項及び国土調査法施行令（昭和 27 年政令第 59 号）第 18 条の規定により、関係書類を添え、国土調査の成果としての認証を申請します。

記

II

1 測量及び調査を行った者の氏名又は名称

〇〇地方整備局 〇〇事務所

2 作成した地図及び簿冊の名称

国道〇号 〇〇バイパスの用地取得に伴い作成した地図及び調査簿

III

3 測量及び調査を行った地域及び期間

〇〇県〇〇市〇〇町大字〇〇・大字〇〇の一部・大字〇〇の一部
平成〇年〇月～平成〇年〇月

IV

4 測量及び調査上の誤差の限度

国土調査法施行令第 14 条に規定する誤差の限度内

V

5 添付書類

地図及び簿冊の写し 各 2 部

VI

2. 記載例②（総括表）

記載例②は課長通知（平成 15 年）に定められた様式であり、これに必要事項を記入して作成する。

1. 趣旨、目的

事業施行者、測量成果等の概要を 1 枚にまとめるもの。

2. 必要事項

「国土交通大臣あての国土調査法第 19 条第 5 項の認証の申請について(平成 15 年 1 月 8 日国土国第 352 号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知)」により様式は定まっている。

3. 留意事項

記載例②の I ～ X の留意事項は以下の通り。

I	測量及び調査を行った地域（字名まで。ふりがなを付す。）及び期間を記載。（申請書と一致）		
II	事業施行者名及び代表者名を記載。（申請書と一致）		
III	事業名は事業名称、事業根拠法は、事業を実施する根拠法を記載。		
IV	基準点測量の既知点数と名称を記載。		
V	基準点測量の新点数と測量の方法を記載。 測量の方法は採用した測量の方法を、下表を参考に記載。		
	GPS	トータルステーション	セオドライト び測距儀
	・ GPS 測量（スティック法） ・ GPS 測量（短距スティック法） ・ GPS 測量（RTK-GPS 法） ・ GPS 測量（キネマティック法）	・ 結合多角方式(TS) ・ 単路線方式(TS) ・ 結合多角方式・単路線方式 (TS)	・ 結合多角方式（測距儀等） ・ 単路線方式（測距儀等） ・ 結合多角 式・単路線方式（測距儀等）
VI	地図（記載例④－３）の精度、縮尺、枚数を記載。精度は原則として次によるものとする。		
	大都市の市街地区域	甲一	
	中都市の市街地区域	甲二	
	上記以外の市街地、村落ならびに整形された農用地区域	甲三	
	農用地及びその周辺の区域	乙一	
	山林、原野及びその周辺の区域	乙二	
	山林、原野の区域	乙三	
VII	申請する筆数、面積を記載。		
VIII	基準点測量（記載例②V）を行った作業機関名と代表者、 地図（記載例④－３）作成のための測量を行った作業機関名と代表者、 地図（記載例④－３）作成を行った作業機関名と代表者を記載。		
IX	基準点測量（記載例②V）について検査を行った者の氏名及び所属、 地図（記載例④－３）作成のための測量について検査を行った者の氏名及び所属、 地図（記載例④－３）作成について検査を行った者の氏名及び所属を記載。		
X	採用した測量作業規程を記載し、問合せ出来る担当者を記載。		

総 括 表

都道府県名	市区郡名	町村(区)名	測量(調査)の 実施地域名		測量(調査)の 実施期間		
〇〇〇〇県 〇〇〇〇県	〇〇〇〇市	〇〇〇〇ちょう 〇〇町	大字〇〇〇 大字〇〇〇の一部 大字〇〇〇の一部		平成〇年〇月 ～平成〇年〇月		
事業施行者名		代表者名		事業名		事業根拠法	
〇〇〇〇地方整備局 〇〇〇〇事務所		〇〇〇〇事務所 所長〇〇〇〇〇		国道〇号〇〇バイパス建設 事業		道路法	
IV 成果 件数	基準点測量の点名及び既知点数		新点数		測量の方法		
	公共基準点(2級) A2-2,A2-4,A2-7,A2-9,A2-10,A2-15 A2-16,A2-17 公共基準点(3級) A3-1,A3-2,A3-7,A3-8,A3-10,A3-11 A3-13,A3-14,A3-16,A3-18,A3-19 A3-21,A3-26,A3-27,A3-29,A3-30 計24点		1級基準点	点			
			2級基準点	点			
			3級基準点	点			
			4級基準点	65点	結合多角方式(TS)		
確定測量図の精度		甲2	縮尺	1/500	枚数	2枚	
総筆数		72	筆	総面積	0.048k m ²		
検査終了証明	工程分類		作業機関名		代表者	検査者氏名	検査者の所属
	基準点測量		△△測量株式会社		△△△△△	□□□□	〇〇〇〇地方整備局 〇〇〇〇事務所〇〇課
	確定 測量等	確定測量					
		確定測量図	〇〇〇〇測量株式会社		△△△△△	□□□□	〇〇〇〇地方整備局 〇〇〇〇事務所〇〇課
備考	・採用した測量作業規程 「〇〇〇〇〇〇測量作業規程(平成〇年〇月〇日付国土地発第〇〇号)」 担当：〇〇〇〇事務所 〇〇〇〇(電話〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇)						

2. 記載例③（申請地域の位置図）

申請地域の位置を示す図面を作成する。

1. 趣旨、目的

申請地域を含めたやや広い範囲の図面を作成するもの。

2. 必要事項

- ・ 申請地域の周辺地域を含むこと
- ・ 申請地域の位置の特記
- ・ 縮尺の表示

3. 留意事項

用地測量の業務においてこのような図面を作成している場合には、それを添付する。



2. 記載例④ー1（用地実測図）

用地測量の業務において作成した「用地実測図」をそのまま添付する。

1. 趣旨、目的

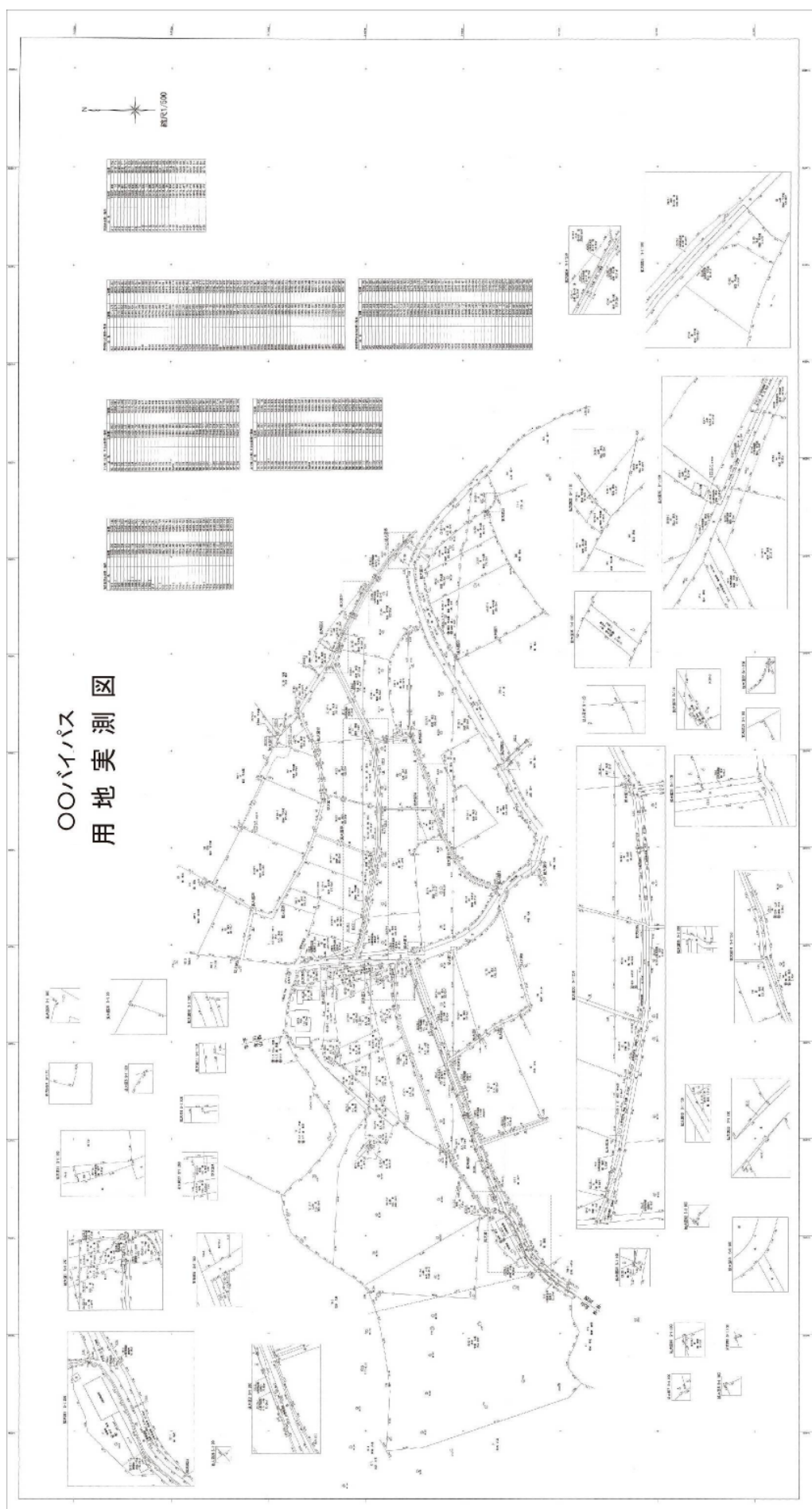
登記所送付用地図の確認のために用意するもの。

2. 必要事項

- ・筆界線
- ・地番
- など

3. 留意事項

用地測量の業務において作成した用地実測図をそのまま添付する。



2. 記載例④－2（地図一覧図）

指定申請する地図が複数枚になる場合、記載例④－2を参考にして、申請する地図を含めた地域全体の位置関係が分かる図面を作成する。

1. 趣旨、目的

送付用の地図（次ページの記載例④－3）を含めた地域全体の位置関係をまとめるもの。

2. 必要事項

- ・タイトル「地図一覧図」
- ・申請する地図（記載例④－3）を1枚にまとめる。
- ・申請する地図の地図番号
- ・方位

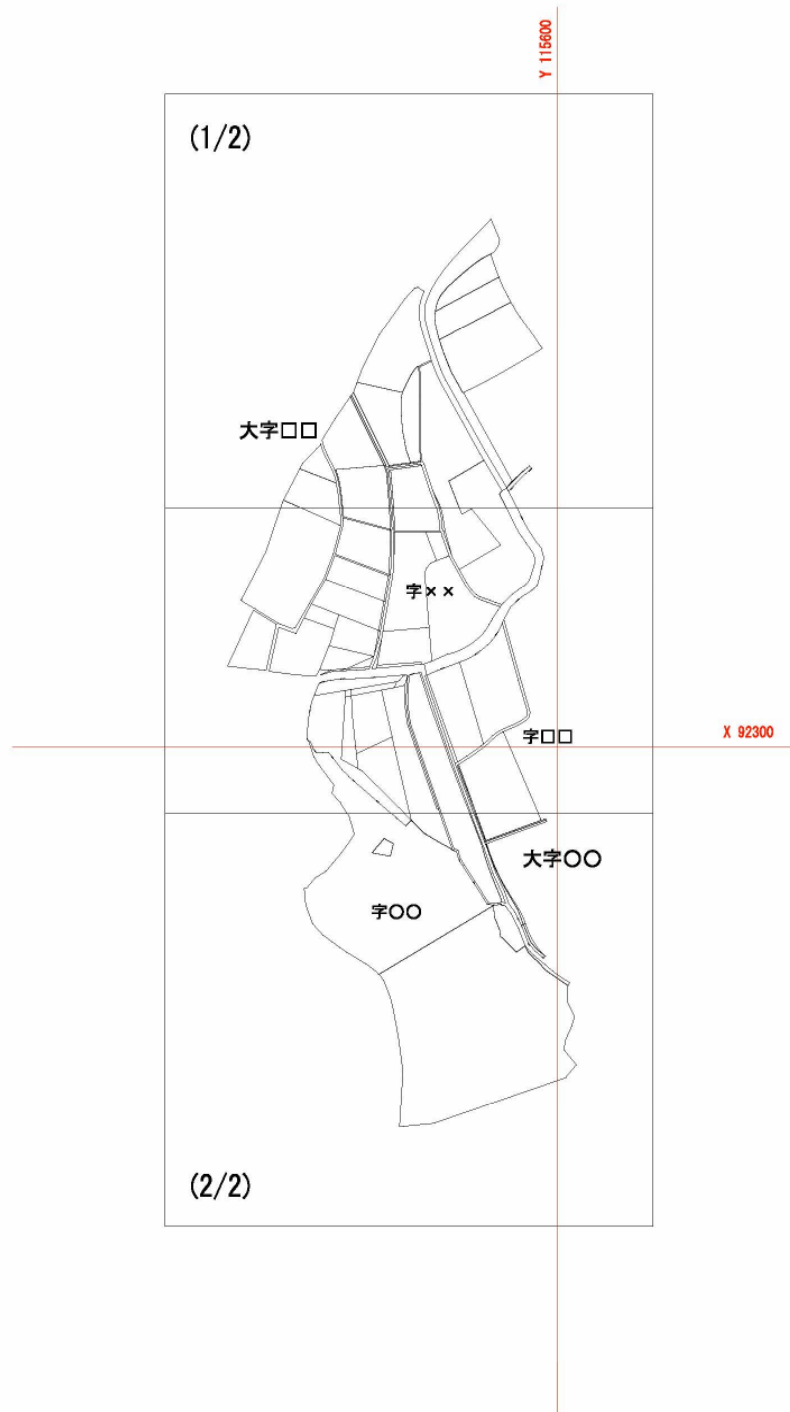
3. 留意事項

- ・指定申請する地図（記載例④－3）が1枚であれば、作成は不要である。
- ・地図が複数枚の場合、地図が表示している範囲を示し、それぞれの地図がどのような位置関係にあるかを分かるように作成する。

地図一覧図



S=1/2,500



2. 記載例④－3（登記所送付用地図）

電子データの作成と併せて、記載例④－3を参考にして書面でも作成する。

1. 趣旨、目的

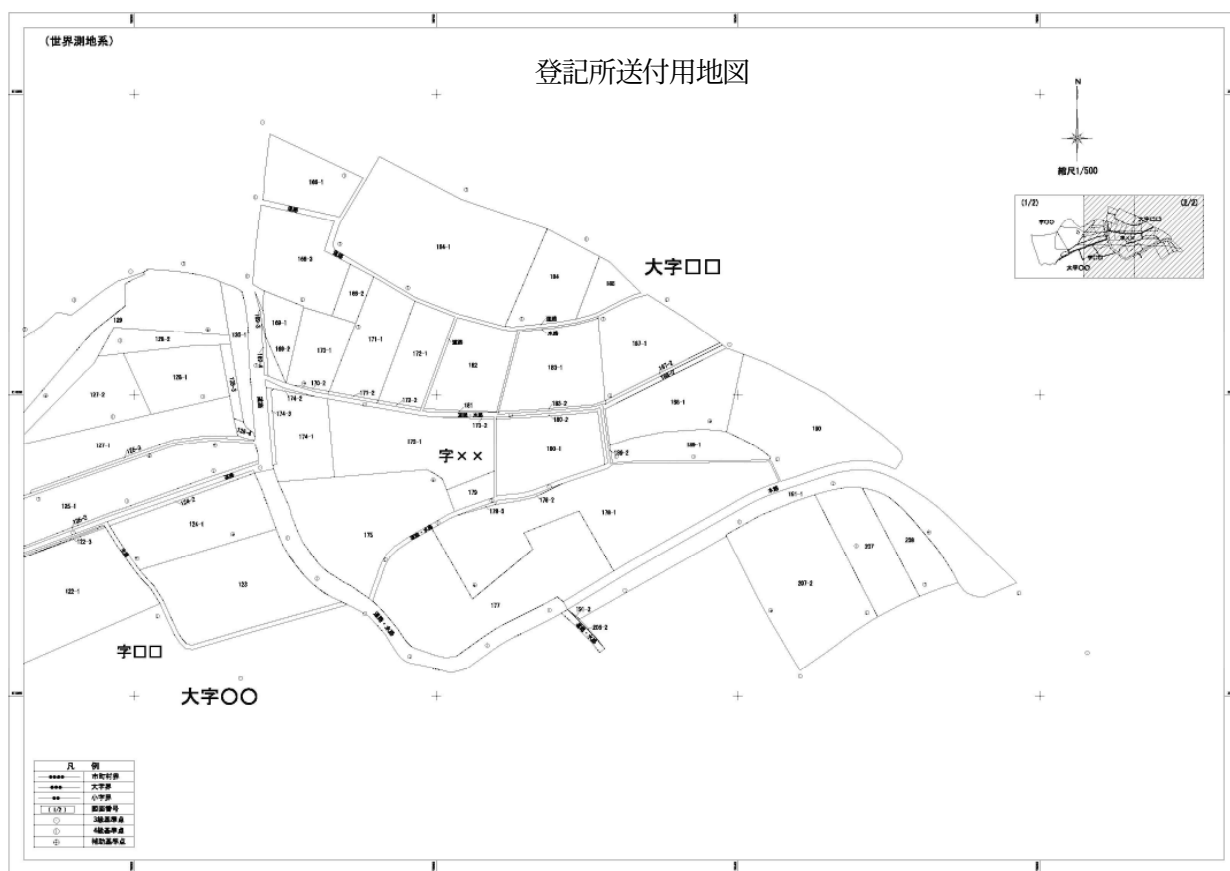
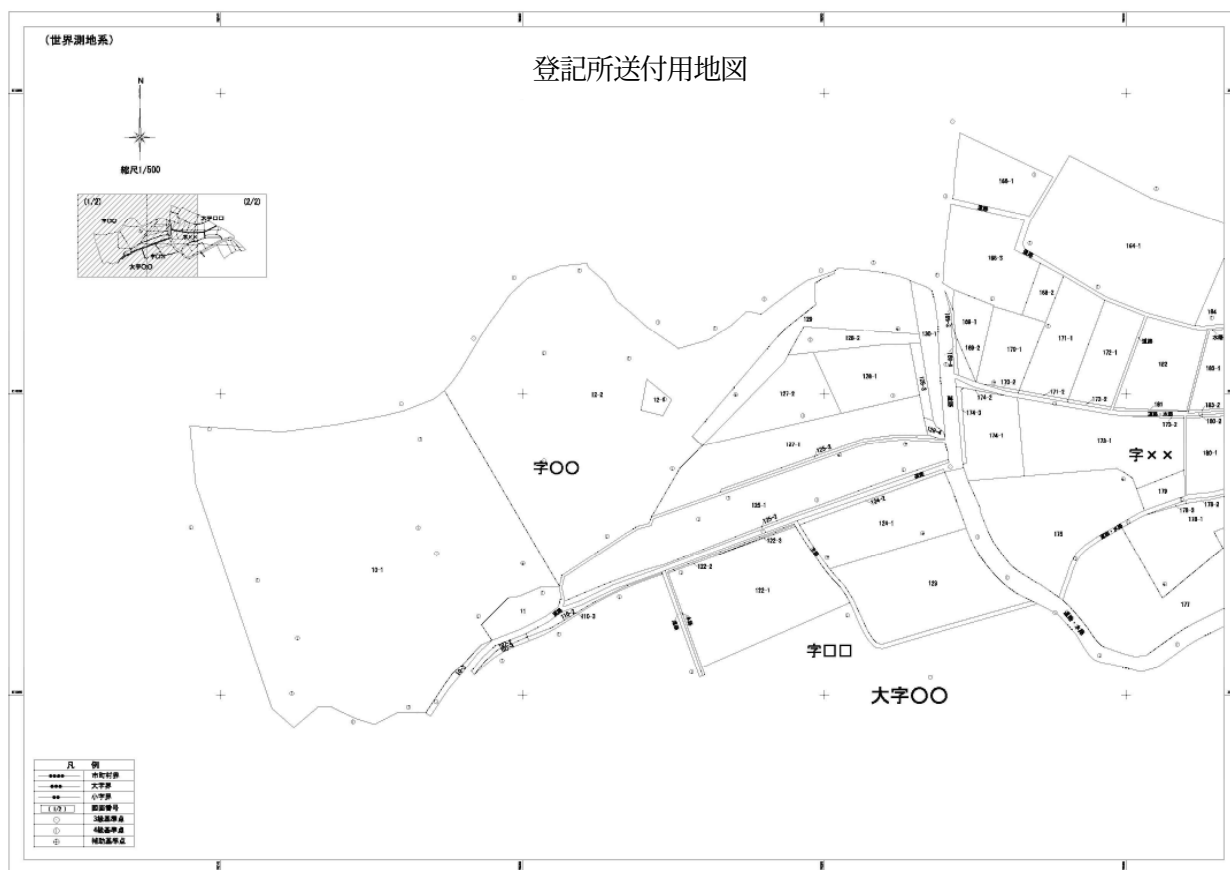
登記所に送付する地図を目視で確認するもの。

2. 必要事項

- ・筆界線
- ・長狭物
- ・地番
- など

3. 留意事項

- ・境界確認を行った筆を対象に、筆界線、長狭物、地番等を表示する。
- ・用地買収に伴う分筆予定線は表示しない。
- ・1枚の地図となることを基本的に想定しているが、複数枚でも可能である。（複数枚になる場合は、地図一覧図（記載例④－2）を作成するほか、地図の関係が分かる表示を加える。）



2. 記載例⑤－1、⑤－2（基準点測量網図）

境界測量の際に、与点とした基準点の網図を添付する。

1. 趣旨、目的

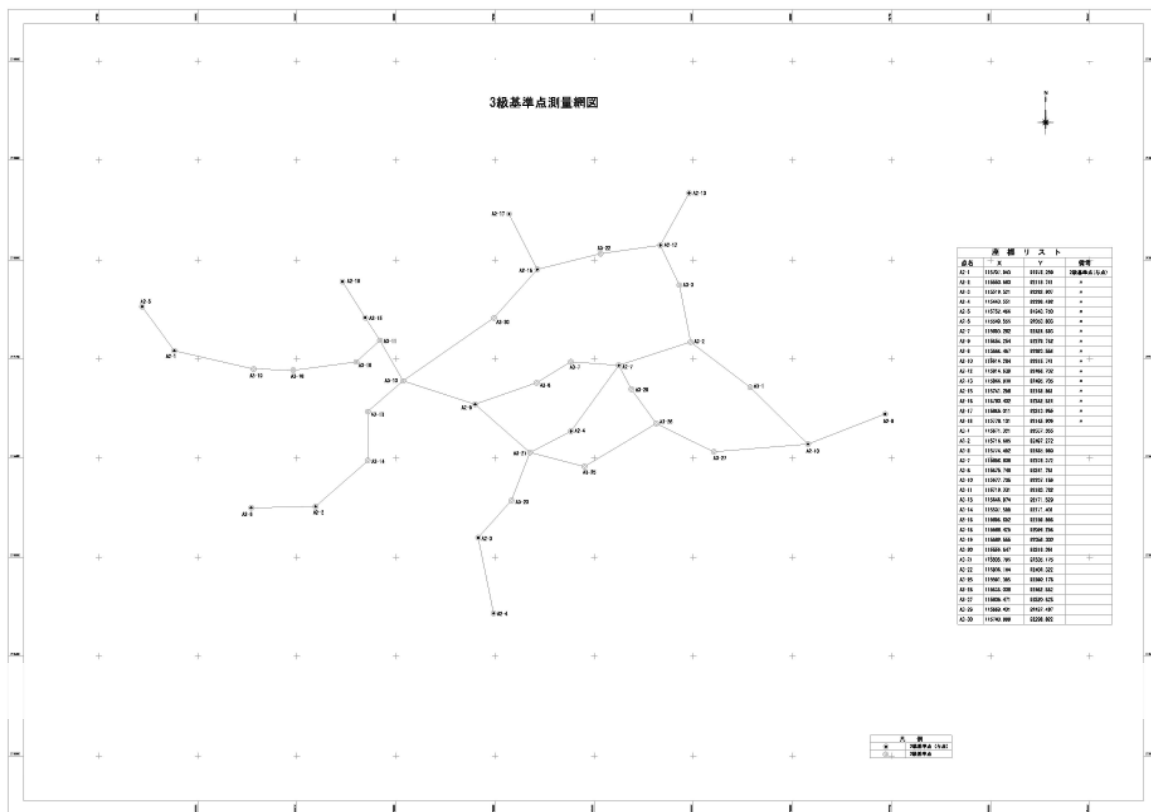
基準点測量の網の形、路線長等を確認するもの。

2. 必要事項

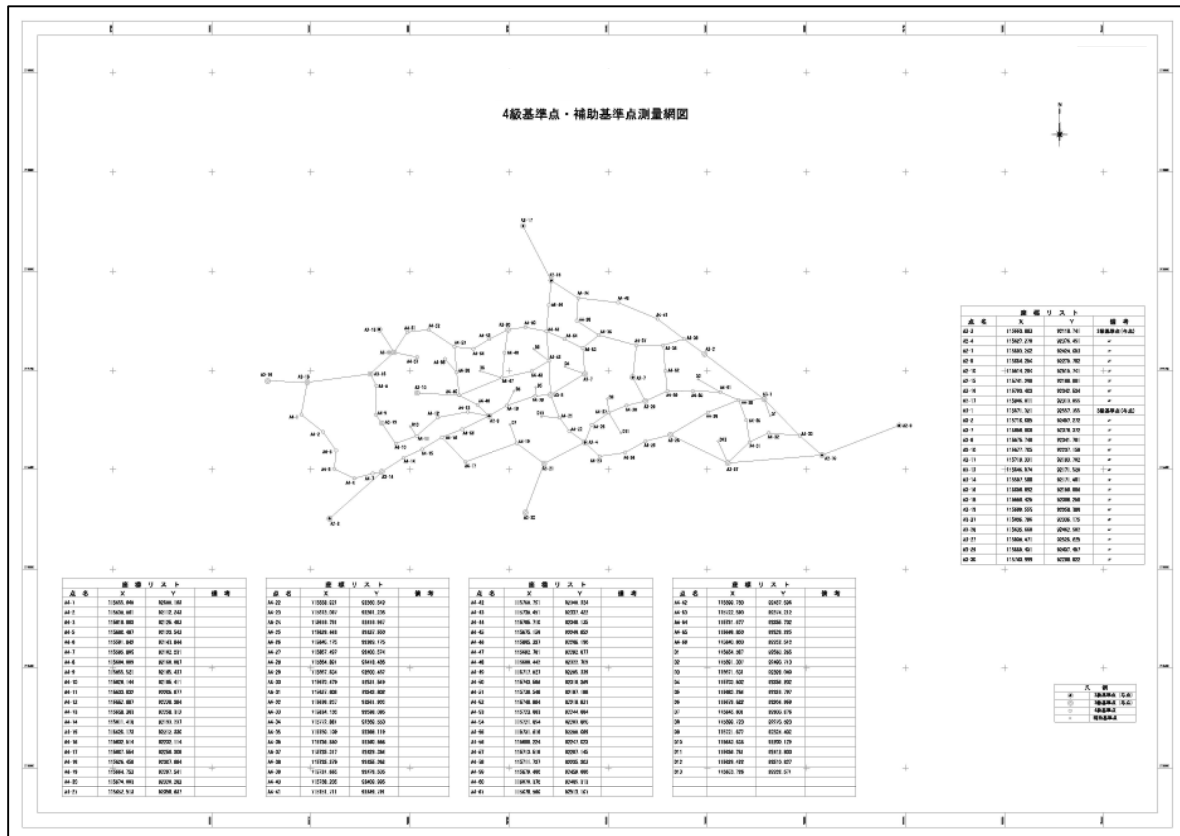
- ・タイトル「〇級基準点測量網図」
- ・基準点の網図
- ・基準点の等級
など

3. 留意事項

- ・境界測量の与点とした基準点の網図がある場合には、そのまま添付する。
- ・基準点測量網図の作成に際して、理由書等の書類がある場合には、それを添付する。



記載例⑤-2



2. 記載例⑥（基準点測量精度管理表）

基準点測量を行った際の精度管理表を添付する。

1. 趣旨、目的

基準点測量の際の誤差等の確認のために作成するもの。

2. 必要事項

国土交通省公共測量作業規程により様式が定まっている。同規程における精度管理表のうち、基準点測量のものをを用いる。

3. 留意事項

- ・境界測量の与点とした基準点の精度管理表があれば、そのまま添付する。
- ・基準点測量精度管理表の作成に際して、理由書等の書類がある場合には、それを添付する。

762

作業名	地区名	計画機関名	作業機関名	作業班長	印
目的	期 間	作 業 量	主任技術者		印

[illegible][illegible]

2. 記載例⑦（測量法第41条の規定による審査書の写し）

境界測量の与点とした基準点が国土地理院の審査を受けた場合には、審査書を添付する。

1. 趣旨、目的

基準点測量の精度を第三者が審査したことを確認するもの。

2. 必要事項

- ・ 測量法第41条により審査された旨の記載
など

3. 留意事項

測量法第41条に基づいて、境界測量の与点とした基準点（補助基準点は除く）が国土地理院の審査を受けた場合には審査書を添付する。

〇〇国地関公発第〇〇号
平成〇年〇月〇日

審 査 書

〇〇地方整備局 〇〇事務所
〇〇事務所長〇〇〇〇 殿

国土地理院長 印

平成〇年〇月〇日付け〇〇〇〇号で提出された測量成果等の写しについて測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 41 条第 1 項の規定により審査したので通知します。

測量成果の名称

3 級基準点測量

審査結果

本成果は、当該作業規程に定める精度を充分有するものである。

審査概要

審査は提出された成果等を用いて基本的事項全般の精度確認を行った。

所 見

特になし。

2. 記載例③（境界点間距離の精度管理表）

用地測量で作成した境界点間距離の精度管理表を添付する。

1. 趣旨、目的

境界測量の精度を確保するため、境界点間の誤差を確認するもの。

2. 必要事項

国土交通省公共測量作業規程により様式が定まっている。

3. 留意事項

指定申請する筆が含まれていれば、用地測量の業務において作成した境界点間距離の精度管理表をそのまま添付する。

2. 記載例⑨（面積計算書）

指定申請する筆に関する面積計算書を添付する。

1. 趣旨、目的

筆の面積の計算方法、筆界点の座標を確認するもの。

2. 必要事項

- ・筆を構成する境界点（測点）の名称、境界点の座標値
など

3. 留意事項

調査後の土地の面積と一致することを確認する。

2. 記載例⑩（指定申請調査簿）

指定申請の筆を対象に、調査前後の変化が分かるように作成する。

1. 趣旨、目的

申請対象の筆を対象に、用地測量前後の、地番、地目、地積、所有者を整理するもの。

2. 必要事項

「地籍簿の様式を定める省令（昭和 53 年 3 月 25 日総理府令第 3 号）」の様式を準用する。
（省令の様式から、タイトルを「指定申請調査簿」と変更している。）

3. 留意事項

調査前の土地の表示は、登記されている事項を基にして記載する。

記載例⑩のⅠ～Ⅲの留意事項は以下の通り。

Ⅰ	調査前の管轄法務局に備えられた、地図又は公図より地番を記載し土地登記簿（全部事項証明）の地目、地積、土地所有者住所及び氏名又は名称を記載。
Ⅱ	調査後の（用地測量後）地目、地積、土地所有者住所及び氏名又は名称を記載。 地積は、面積計算書の面積と一致させる。 ただし、異動のないものについては、「原因及びその日付」の欄に「異動なし」の記載をもって足りる。
Ⅲ	地図作成前後で地積が相違する場合「地積錯誤」と記載。 所有者の住所が変更されている場合「平成○年○月○日住所移転」と記載。 所有者の氏名が変更されている場合「平成○年○月○日氏名変更」と記載。 ※変更の日付である「平成○年○月○日」については、住民票等により確認。 なお、このほかの変更事項が生じた場合は、地籍簿案の作成要領参照。
Ⅳ	調査前後の筆数、地積の合計を記載。 （変更が無い筆も含めて合計する）

指定申請調査簿

〇〇市〇〇町 大字〇〇				調査期間：平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日								
調査前の土地の表示				調査後の土地の表示								
字名	地番	地目	地積 ㎡	所有者の住所及び 氏名又は名称	字名	地番	地目	地積 ㎡	所有者の住所及び 氏名又は名称	I	原因及びその日付	地図番号
〇〇	10 番 1	山林	8,249	〇〇市〇〇町 〇〇番〇 〇〇〇〇				8,699			地積錯誤	1
〇〇	10 番 3	公衆用道路	52	〇〇市							異動なし	1
〇〇	11 番	宅地	252	〇〇市〇〇町 〇〇番〇 〇〇〇〇				244	55		地積錯誤	1
〇〇	12 番 1	山林	115	〇〇市〇〇町 〇〇番〇 〇〇〇〇				70			地積錯誤	1
〇〇	12 番 2	山林	4,532	〇〇市〇〇町 〇〇番〇 〇〇〇〇				6,118			地積錯誤	1
〇〇	107 番 2	公衆用道路	31	〇〇市							異動なし	1
〇〇	107 番 3	公衆用道路	23	〇〇市							異動なし	1
〇〇	110 番 2	公衆用道路	60	〇〇市							異動なし	1
〇〇	110 番 3	公衆用道路	30	〇〇市							異動なし	1
〇〇	122 番 1	田	1,475	〇〇市〇〇町 〇〇番〇 〇〇〇〇				1,558		〇〇市〇〇町 △△番 〇〇〇〇	地積錯誤 平成〇〇年〇月〇日 住所移転	1
〇〇	122 番 2	用悪水路	24	〇〇市							異動なし	1
~~~~~												
~~~~~												
~~~~~												
計	72 筆		40,213			72 筆		48,255		IV		

## 2. 記載例⑪（公図連続転写図）

用地測量の業務において作成した公図連続転写図を添付する。

### 1. 趣旨、目的

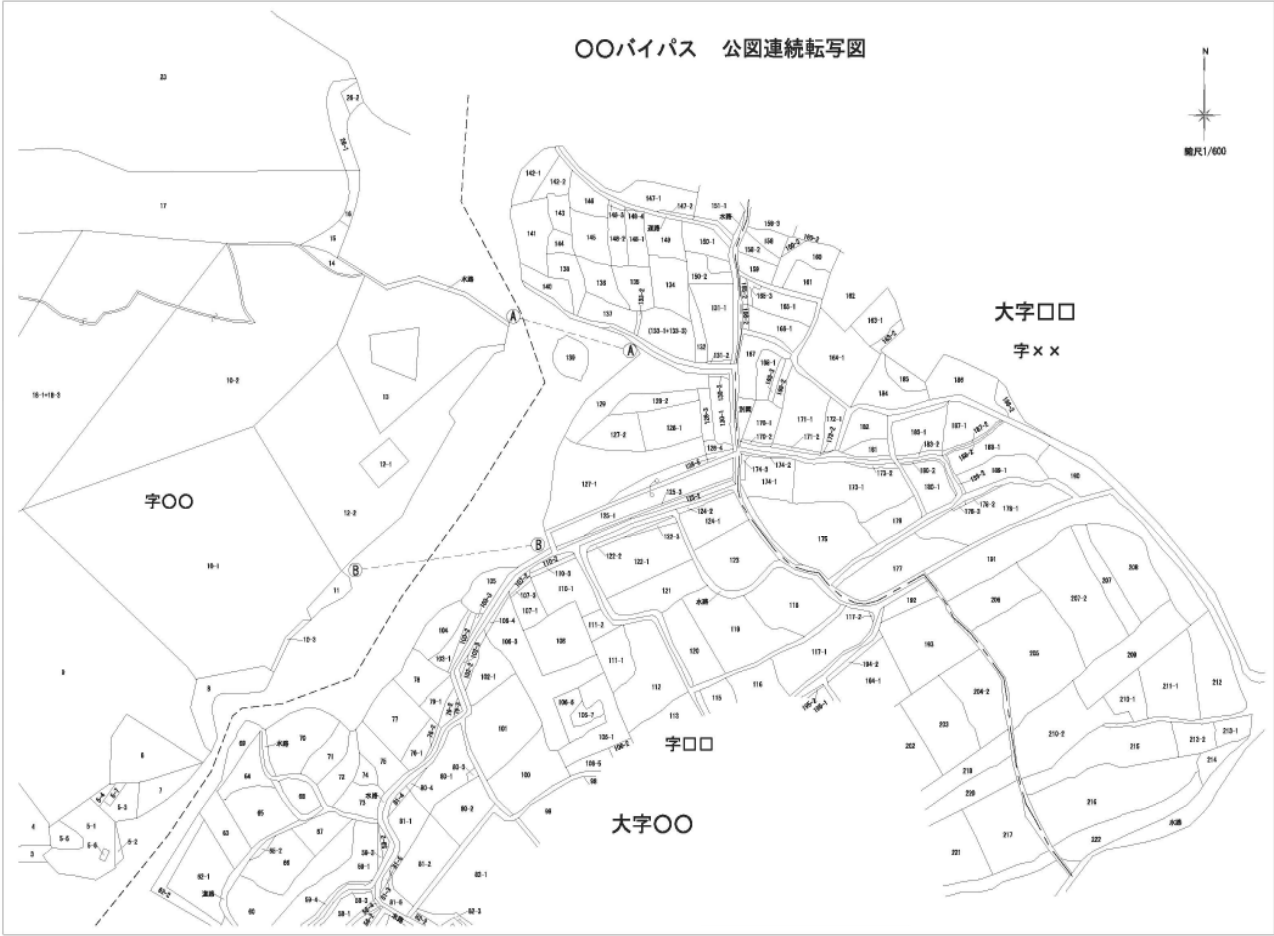
用地測量前の筆の位置、形状等を把握するもの。

### 2. 必要事項

- ・ 申請する地域を含むこと。

### 3. 留意事項

- ・ 公図連続転写図に申請する筆が全て含まれていることが必要である。
- ・ 1枚で不十分な場合には、複数枚でも可能である。



## 2. 記載例⑫（土地全部事項証明書）

指定申請する全ての筆の全部事項証明書を添付する。

### 1. 趣旨、目的

用地測量前の登記情報（地番、地目、所有者等）を把握するもの。

### 2. 必要事項

不動産登記法等により様式が定まっている。

### 3. 留意事項

対象とする筆の全ての全部事項証明書を入手する。

〇〇市〇〇字〇〇 69番

〇 〇 〇 〇 〇

全部事項証明書 (土地)

【 表 題 部 】 (土 地 の 表 示)				調製 平成7年11月22日	地図番号	余白
【所 在】	〇〇市〇〇字〇〇			余白		
【① 地 番】	【②地 目】	【 ③ 地 積 】	㎡	【原 因 及 び そ の 日 付】	【 登 記 の 日 付 】	
69番	山林	66		余白	余白	
余白	余白	余白		余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成7年11月22日	

【 権 利 部 ( 甲 区 ) 】 (所 有 権 に 関 す る 事 項)				
【順位番号】	【登 記 の 目 的】	【受付年月日・受付番号】	【 原 因 】	【 権 利 者 そ の 他 の 事 項 】
1	所有権移転	昭和12年2月8日	売買	所有者 住所 氏名 昭和〇年〇月〇日受付〇〇〇号 順位1番の登記移記
	余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成7年11月22日
2	所有権移転	平成14年1月28日 第1891号	平成1年9月30日相続	所有者 住所 氏名

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D69430 ( 3/10) 1/2

## 2. 記載例⑬－1（境界立会依頼書）

土地所有者等に境界立会を依頼した文書を添付する。

### 1. 趣旨、目的

土地所有者等に境界立会をあらかじめ文書で依頼するもの。

### 2. 必要事項

- ・境界立会を依頼する土地の所在、地番
- ・境界立会の日時
- ・代理人が立会う場合に委任状の提供を依頼する旨の記載
- ・登記所備付図面を差し替える予定である旨の記載  
など

### 3. 留意事項

- ・境界立会を依頼した文書を添付する。（立会の日時等を確実に共有でき、現地で混乱が生じないのであれば、この文書の添付は必ずしも必要ない。）
- ・国土調査法第19条第5項に基づく指定を受けて、登記所備付図面を差し替える予定である旨を記載する。

平成〇年〇月〇日

〇〇〇〇 殿

北陸地方整備局

〇〇〇〇〇〇事務所 〇〇課長 〇〇〇〇

国道〇号 〇〇バイパスの  
用地測量に伴う土地境界立会について（お願い）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当事務所の事業につきましては、平素からご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今般、国道〇号〇〇バイパス建設に係る用地測量調査を実施することといたしました。

つきましては、測量予定地域の地権者の皆様の立ち会いによる境界確認を下記のとおり行いたいと存じます。ご多忙中と存じますが、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

なお、遠距離にお住まいなど、当日ご参加できない方におかれましては、誠にお手数ですが、下記連絡先までご連絡下さいますようお願いいたします。

（境界確認にご参加できない場合は、代理人を選定のうえ、代理人の方からご確認頂くことも可能です。その際は、土地境界立会に関する委任状が必要となりますので、下記連絡先までお問い合わせ下さいますようお願いいたします。）

また、今回の用地測量における成果（用地実測図など）は、国土調査法第19条第5項に基づく制度により、登記所に送付し、登記所の図面を差し替える予定としております。

記

1. 立会頂く土地 : 〇〇市〇〇町大字〇〇字〇〇 〇〇番〇 他
2. 集 合 日 時 : 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時
3. 集 合 場 所 : 別図のとおり
4. 持 参 品 : 認印のご用意をお願いいたします。
5. 測 量 業 者 : △△測量株式会社 担当 〇〇、〇〇  
電話 0000(00)0000

【連絡先】〒000-0000

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目 〇番〇

北陸地方整備局

〇〇〇〇〇〇事務所 〇〇課（担当 〇〇、〇〇）

電話 0000(00)0000

（注）点線部分の記載は必須。

## 2. 記載例⑬－2（土地境界確認書）

土地所有者等が現地で境界を確認したことを証明する文書を添付する。

### 1. 趣旨、目的

土地所有者等が現地で境界を文書で確認したことを把握するもの。

### 2. 必要事項

- ・境界を確認した旨の記載
- ・登記所備付図面を差し替える予定である旨の記載
- ・土地所有者等の氏名、印（認印で可）
- ・対象土地の所在、地番  
など

なお、土地境界確認書は、国土交通省公共測量作業規程に様式が定められている。

### 3. 留意事項

- ・指定申請する筆に関する境界確認書を添付する。
- ・これまでに境界立会の際に使用していた確認書に前述の2の必要事項を追加して作成することができる。
- ・事務所職員が立ち会わない場合には、「事務所立会者」の欄は空欄で構わない。



様式第11号の2

平成〇〇年〇〇月〇〇日

国土交通省北陸地方整備局  
〇〇〇〇〇〇事務所長 〇〇〇〇

土地所有者

住 所 〇〇県〇〇市〇〇 〇〇番地

氏 名 〇 〇 〇 〇 印

(代理人が境界立会いを行う場合は枠内の事項を記載。)

土地境界立会代理人

住 所 〇〇県〇〇市〇〇 〇〇番地

氏 名 〇 〇 〇 〇 印

## 土 地 境 界 確 認 書

国土交通省起業 工事用地の測量のため下記記載  
の土地の境界について、平成〇〇年〇〇月〇〇日現地で立ち会いのうえ、相違ないことを確認  
した。

また、国土調査法第19条第5項の指定制度に基づき、今回の対象地における地図を登記所  
に備え付ける予定であることに同意する。

記

対象地

都 市 町  
〇〇 〇〇 区  
県 郡 村

大字	字	地番	地目	公簿地積(m ² )	摘要
〇〇	〇〇	0000-0	〇	000	
〇〇	〇〇	0000-0	〇	0.00	

調 査 責 任 者 〇〇市〇〇町一丁目〇番〇  
〇〇測量株式会社 〇〇〇〇 印

事務所立会者 〇〇〇〇〇〇事務所 〇〇課  
〇〇〇〇

(注) 点線部分の記載は必須。

事務所職員が立ち会わない場合には、「事務所立会者」欄は空欄で構わない。

## 〇〇工事用地調査等業務 用地実測図

### 土地境界確認書

図面に表示された土地の境界について、現地で立ち会いのうえ、相違ないことを確認した。

また、国土調査法第19条第5項の指定制度に基づき、今回の対象地における地図を登記所に備え付ける予定であることに同意する。

土地の表示	立会人の住所・氏名	所有者との関係	印	立会年月日 (又は確認年月日)
〇〇市 大字〇〇字〇〇 0000-0	〇〇市〇〇〇〇番地 〇 〇 〇 〇	〇〇	印	平成 年 月 日
〇〇市 大字〇〇字〇〇 0000-0	〇〇市〇〇〇〇番地 〇 〇 〇 〇	〇〇	印	平成 年 月 日
~~~~~				

(注) 点線部分の記載は必須。

2. 記載例⑬－3（境界立会委任状）

代理人が境界立会を行う場合の委任状を添付する。

1. 趣旨、目的

土地を所有する本人ではなく、代理人が境界立会を行う場合、土地所有者等から権限を委任されていることを確認する。

2. 必要事項

- ・代理人の住所、氏名
- ・権限を委任する旨の記載
- ・土地所有者等の氏名、印（認印で可）
- ・対象土地の所在、地番 等
など

3. 留意事項

- ・指定申請する筆のうち、土地所有者等ではなく代理人が境界立会を行う場合、土地所有者等が委任していることを証する委任状を全員から入手して添付する。
- ・これまでに境界立会の際に使用していた委任状に記載例⑬－3の内容を含んでいれば、その委任状を使用することができる。

（参考）

- ・境界立会依頼書の送付と併せて委任状のひな形をあらかじめ送付するなど、立会いの当日に記載事項の不備がないようにする。
- ・免許証等で本人確認を行うこと。

委 任 状

私は、

住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇

氏 名 〇 〇 〇 〇

を代理人と定め、次の土地の境界立会に関する一切の権限を委任します。

平成 年 月 日

〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

〇 〇 〇 〇 印

・境界を求める土地

〇〇市〇〇町 大字〇〇 字〇〇 〇〇番〇

以 上

土地評価業務処理要領

(総 則)

第1条 この要領は、土地評価業務（以下「評価業務」という。）に適用するものとする。

(評価業務の内容)

第2条 評価業務の内容は、次の各号に定める業務とする。

- 一 標準地評価調書（案）の作成に関する業務
- 二 取得地比準調書（案）の作成に関する業務
- 三 残地補償金算定調書（案）の作成に関する業務
- 四 比準価格の調整に関する調書の作成に関する業務

(標準地評価調書（案）作成)

第3条 標準地評価調書（案）の作成業務は、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準（平成13年1月6日国土交通省訓令第76号）、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針（平成15年8月5日国総国調第57号国土交通事務次官通達）、国土交通省損失補償取扱要領（平成15年8月5日国総国調第58号総合政策局長通達）（以下「取扱要領」という。）別記1土地評価事務処理要領、土地評価事務処理細則（昭和62年1月8日建設省経整発第3号）及びその他監督職員の指示する関係諸規程（以下「土地評価関係規程」という。）に基づき、次の各号に掲げる業務について行うものとする。

- 一 用途地域及び同一状況地域の区分
 - 二 同一状況地域に係る標準地の選定
 - 三 取引事例等土地評価資料の選定及び調査
 - 四 標準地の評価
 - 五 標準地評価調書（案）の作成
- 2 請負者は、前項の業務（ただし、標準地の鑑定評価については、発注者が徴するものとする。）を行うにあたっては、監督職員と協議して実施するものとする。
- 3 標準地評価調書（案）の作成に係る様式は、別紙様式第1号から別紙様式第7号のとおりとする。

(取得地比準調書（案）作成)

第4条 取得地比準調書（案）の作成業務は、土地評価関係規程に基づき、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 取得地の個別的要因の調査及び分析
 - 二 取得地の標準地に対する個別的要因格差率による比準価格の算定
 - 三 取得地比準調書（案）の作成
- 2 請負者は、前項の業務を行うにあたっては、あらかじめ監督職員と取得地に係る地域の種別、標準地の個別的要因及びその他必要な事項について協議して実施するものとする。
- 3 取得地比準調書（案）の作成に係る様式は、別紙様式第8号から別紙様式第9号のとおりとする。

(残地補償金算定調書（案）作成)

第5条 残地補償金算定調書（案）の作成事務は、土地評価関係規程に基づき、次の各号に掲げる業務をおこなうものとする。

- 一 残地の個別的要因の調査及び分析
 - 二 残地価格の算定
 - 三 残地補償金算定調書（案）の作成
- 2 請負者は、前項の業務を行うにあたっては、あらかじめ監督職員と残地に係る個別的要因及びその他必要な事項について協議して実施するものとする。
この場合において、取扱要領第19条に定める残地売却損率表の「必要となる早急性の程度」の適用については、監督職員の指示を受けるものとする。
- 3 残地補償金算定調書（案）の作成に係る様式は、別紙様式第10号から別紙様式第11号のとおりとする。

(比準価格の調整に関する調書作成)

第6条 比準地価格の調整に関する調書の作成業務は、土地等の取得等を行うにあたり発注者の判断により標準地から比準した取得地の比準価格を調整して算定する業務で、監督職員の指示を受けて実施するものとする。

2 比準価格の調整に関する調書の作成に係る様式は、別紙様式第12号から別紙様式第13号のとおりとする。

(別紙様式 一部省略)

別紙様式については、次のとおり当該業務の用途的地域の区分等に応じ、必要となる様式を明示するものとする。

「事務所長決裁書（用地関係事務）作成要領について」（平成20年3月25日国北整一用第92号）に規定する様式を以下のとおり読み替えて使用する。

土地評価事務処理要領	事務所長決裁書（用地関係事務）作成要領
別紙様式第1号	様式第8（土地評価説明書）
別紙様式第2号	様式第9（同一状況地域の区分説明書）
別紙様式第3号	様式第10-1～3（標準地評価説明書）
別紙様式第4号	様式第11-1～7（個別要因調査表及び算定表）
別紙様式第5号	様式第12-1～7（地域要因調査表及び算定表）
別紙様式第6号	様式第13-1～7（個別格差認定基準表）
別紙様式第7号	様式第14-1～7（地域格差認定基準表）
別紙様式第8号	様式第15-1～7（個別要因比較表）
別紙様式第9号	様式第16-1～7（個別要因認定基準表）
別紙様式第10号	様式第67（残地補償金算定調書）
別紙様式第11号	様式第68（残地価格算出表）
別紙様式第12号	様式第17（比準価格の調整に関する説明書）
別紙様式第13号	様式第18（比準価格の調整に関する内訳書）

別紙様式第3号については3種類、別紙様式第4号から第9号については7種類のうち、当該業務の用途的地域の区分等に応じてそれぞれ選択し、様式を充てるものとする。

工 作 物 調 査 算 定 要 領

※本要領でいう工作物とは、機械設備及び附帯工作物を除く工作物をいう。

I 工 作 物 調 査

工作物の調査は、次表の種類ごとに、調査事項に記載の事項について調査し、工作物調査及び補償金算出表等を作成するものとする。

区 分	種 類	単 位	調 査 事 項
生 産 設 備	農 園 施 設 水 産 施 設 畜 産 施 設 林 業 施 設 窯 業 施 設 テニスコート等施設	式	施設の数量及び構造部材等の調査、生産品目、数量及び管理工程等の調査を行い、施設の構造図、管理工程図、生産量調書を添付して工作物調査及び補償金算出表又は実測平面図を作成する。
	一般宅地以外に存する井戸、貯水槽、煙突、建築面積10㎡を超える農小屋、作業場等で、建物として調査する必要のない軽微なもの	式	附帯工作物調査算定要領に準じて調査する。
庭 園	各 種 庭 園	式	庭園施設の部材、数量、施行方法等の調査。 意匠の調査、管理状況の調査、立竹木類の調査を庭園技術専門家により行い、庭園の姿図、構築物、構造図を添付し、工作物調査及び補償金算出表、立竹木調査及び補償金算出表又は、実測平面図（縮尺50分の1又は100分の1）を作成する。
墳 墓	各 種 墳 墓	箇所	構造、種類、大きさ等

（注）工作物の図面は原則として添付すること。

Ⅱ 工 作 物 補 償 金 額 算 定

工作物調査及び補償金算出表等に基づき補償金額を算定するものとする。

工作物関係調査表一覧表

番 号	様 式 名	様式番号
①	工作物移転料集計表	別 表 1
②	工作物調査及び補償金算出表	別 表 2
③	単価表・内訳表	別 表 3
④	配 置 図	別 表 4
⑤	一般積算	別 表 5

（注）別表 1 工作物移転料集計表については、機械設備及び附帯工作物を含めて集計するものとする。

別 表 1

工 作 物 移 転 料 集 計 表

所有者

[illegible]

注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判とする。

単 価 表 ・ 内 訳 表

第 号表		単位：				
名 称	内 容	数 量	単位	単 価	金 額	備 考

注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判とする。

別 表 4

工 事 名		図 面 名	配 置 図
所 有 者		調 査 年 月 日	年 月 日

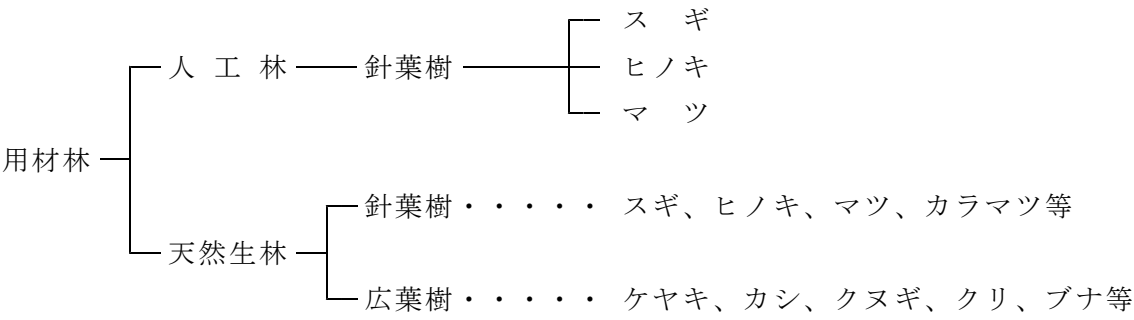
注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判とする。ただし、種目別に別様で記入しても収まらない場合はA列3判とすることができる。

用材林補償算定要領

1. 定 義

用材林とは、建築・家具等の木材の用に供するものとして予定されている立木の集合体で、燃料用途以外のものをいう。

2. 分類及び対象樹種



注）天然記念物、銘木及び特殊な樹種（キリ等）については、地域の実情を勘案のうえ別途算定するものとする。

3. 人工林の取得補償と伐採補償の算定式

（１）取得補償

① 適正に管理されている立木

【算定式】

伐期未到達で 市場価格の ない場合	補償額＝林木費用価（Hkm）
伐期未到達で 市場価格の ある場合	・林家収益が黒字（プラス）の林令帯 補償額＝林木期望価（Hem）
	・林家収益が赤字（マイナス）の林令帯 補償額＝林木費用価に準じて算定した額 ※伐期収入が上限
伐期到達後立木	補償額＝山元立木価格（Hm）

② 適正な管理が行われていない立木

【算定式】

伐期未到達で 市場価格の ない場合	補償額 = 林木費用価 (H k m) × 管理程度補正率 ※市場価格のある立木の山元立木価格の最低金額が上限
伐期未到達で 市場価格の ある場合	・林家収益が黒字（プラス）の林令帯 補償額 = 林木期望価 (H e m) × 管理程度補正率
	・林家収益が赤字（マイナス）の林令帯 補償額 = 林木費用価に準じて算定した額 × 管理程度補正率 ※当該林令における山元立木価格が上限
伐期到達後立木	補償額 = 山元立木価格 (H m) × 管理程度補正率

(2) 伐採補償

【算定式】

伐期未到達で 市場価格の ない場合	補償額 = 林木費用価 (H k m) + 伐採除却費 - 発生材価格
伐期未到達で 市場価格の ある場合	補償額 = 林木期望価 (H e m) - 山元立木価格 + 4 2 条 2 項の損失額
伐期到達後立木	補償額 = 4 2 条 2 項の損失額

4. 算定基準

(1) 林木費用価 (H k m)

植栽時から伐採時までに投下した育成経費（地価、管理費及び造林費等）の後価合計額から、当該林令までの間に得た収入の後価合計額を控除して求める。

林木費用価 (H k m)

$$= (B+V) \{ (1+r)^m - 1 \} + \{ C (1+r)^m + \dots \} - \{ D a (1+r)^{m-a} + \dots \}$$

B : 地 価 北陸地方各県における固定資産評価額を調査し、その平均額を地価として認定する。

V : 管理費資本 当該山林経営上投下される森林組合費、森林火災保険料、森林見回り費、固定資産税の年間経費の合計額を年利率で除して得た額

$$V = (a + b + c + d) / r$$

a : 森林組合費 北陸地方各県林務主管課の賦課金徴収状況調査による。

b : 森林保険料 北陸地方各県の保険加入実態を勘案のうえ、森林国営保険の標準金額払込保険の10年一括によるものとする。

c : 見 回 費 林地の境界巡視、火災防火、病虫害防除、間伐除伐材の選定等のための林地見回巡視費で農林水産省「育林費結果報告」に基づき年間0.22人（すぎ）、0.19（ひのき）、0.14（まつ）とする。

d : 固定資産税 地価認定額の1.4%とする。

m : 当 該 林 令

C : 造 林 費 当該森林の造林に要する新植費、補植費、下刈、蔓切り、倒木起こし、伐除等の手入費等の経費で、農林水産省「育林費結果報告」に基づき算定した当該年度の金額に物価変動補正率により各年の造林費を算出するものとする。

D a : 間 伐 収 入 m年度以前のa・・・年度に得られた間伐収入。間伐年度は、北陸地方各県林務主管課及び森林組合連合会等で実態を把握して決定する。

r : 年 利 率 国土交通省損失補償取扱要領第21（1）に定める率

注）物価変動に伴う補正について、地価、管理費資本及び造林費に係る費用を対象に次の算定方法により補正額を算出して費用価の算定を行うものとする。

$$\text{造林費の補正額} = C \times (P c' / P c \times 0.8 + P i' / P i \times 0.2)$$

（地価及び管理費資本に係る費用（B+V）も同様。）

P c : 補償額算定の属する年の全国総合消費者物価指数

P c' : 経費を投下した年の全国総合消費者物価指数

P i : 補償額算定の属する年の投資財指数

P i' : 経費を投下した年の投資財指数

C : 補償額算定の属する年の単価により作成される各林令別造林費

$(B+V) \{ (1+r)^m - 1 \}$ 地価及び管理費資本に係る費用の後価合計額
 $\{ C (1+r)^m + \dots \}$ 各年度における造林費の後価合計額
 $\{ D a (1+r)^{m-a} + \dots \}$ 各年度における間伐収入の後価合計額

(2) 山元立木価格 (H_m)

林令別立木売却価格から林令別伐採搬出事業費を控除して求める。(市場価逆算)

$$\text{山元立木価格 (H}_m\text{)} = M_m \times f \times \{ (A - b) - E \}$$

- A : 素材の最寄 主伐材の素材市場価格については、農林水産省統計情報部発行
 市 場 単 価 の「木材需給報告書」木材価格(月別)製材用素材価格を用い、
 北陸・東北地方の過去5か年のうち、最高、最低金額を除く3
 年の平均額に材種別、径級別及び長級別の標準的出材割合を勘
 案して決定する。また、間伐材の素材市場価格についても、同
 様とする。
- E : 事 業 費 当該立木を伐採後、その素材を搬出及び運搬して最寄市場におい
 て販売するまでの伐採費、造林費、小運搬費及び運搬費等の経費
 の合計額。北陸地方各県の林務(林務観光)部林務主管課にお
 いて標準的事業費を調査、勘案して決定する。
- f : 利 用 率 主伐材及び間伐材の幹材積のうち、木材としての利用可能な率
 については、関係機関の意見等を勘案し決定する。
- M_m : 材 積 当該立木の当該林令(m年)における材積
- b : 市場手数料 市場価格には市場手数料が含まれている場合が多いため、関係
 機関の意見を勘案し、これを6/100と認定し、市場価格から控
 除する。

(3) 伐期収入 (A_u)

当該地方の慣行伐期時における立木売却価格から伐採搬出事業費を控除して算定する。(慣行伐期時における山元立木価格である。)

$$\text{伐期収入 (A}_u\text{)} = M_u \times f \times \{ (A - b) - E \} \text{ (市場価逆算)}$$

M_u : 慣行伐期時の1ha当たりの材積
 その他の算定要素は前述(2)の山元立木価格と同じ。

(4) 林木期望価 (H e m)

伐期における当該立木の前価額と現在から伐期までの純収益の前価合計額との合計額で、具体的には伐期収入 (A u) と現在から伐期までの間伐収入合計額を伐期時における金額に換算した額の合計額から、現在から伐期までの地価及び管理費用の後価合計額を控除した額に前価率を乗じて求める。

$$\text{林木期望価 (H e m)} = \frac{A u + \{D n (1 + r)^{u-n} + \dots\} - (B + V) \{ (1 + r)^{u-m} - 1 \}}{(1 + r)^{u-m}}$$

A u : 伐 期 収 入 前述 (3) 参照

D n : 間 伐 収 入 m年度以後の n……年度に得られるべき間伐収入

B : 地 価 前述 (1) 参照

V : 管理費資本 前述 (1) 参照

u : 慣行伐期令 国税庁「財産評価基本通達」等を参考とし、すぎ60年、ひのき65年、まつ55年とする。

m : 当 該 林 令

n : 間 伐 年 度

r : 年 利 率 国土交通省損失補償取扱要領第21(1)に定める率

A u = M u × f × {(A - b) - E} …… 伐期収入 (前述 (3) 参照。)

D n = M n × f × {(A - b) - E} …… 林令 n 年における間伐収入 (市場価逆算)

{D n (1 + r)^{u-n} + ……} …… 各年度における間伐収入合計額の慣行伐期時における換算額

(B + V) { (1 + r)^{u-m} - 1 } …… 当該立木の現在から伐期までの地価及び管理費の後価合計額

1 / (1 + r)^{u-m} …… 分子の前価額

(5) 伐期未到達で市場価格のない立木の伐採除却費

北陸地方各県の幼令林の伐倒費又は地ごしらえ時の伐木費の標準的なものを調査し決定する。

(6) 伐期未到達で市場価格のない立木の発生材価格

北陸地方において伐期未到達で市場価値のない立木の伐採による発生材は、利用価値がほとんどないため現場放棄されるのが実情であること、また、現場放棄されないとしても、自家用の薪とする程度の利用状況であることから、発生材については考慮

しないこととする。

(7) 適正な管理が行われていない立木の補償

① 算定方法及び補正の適用について

適正な管理が行われていない放置山林等の立木については、次式の算定式により補償額を求めるものとする。

補償額 = 適正な管理が行われている立木の補償額 × 管理程度補正率

注) 適正な管理が行われていない放置山林等とは、概ね10年以上管理(間伐等)を施しておらず、適正な立木密度が確保されていない山林をいい、次のa, bのいずれにも該当する場合とする。

- a. 「下刈り、枝打ち等が充分に行われていない状況」
- b. 「当該立木の1ha当たりの植栽本数が、2令級以前の適正本数よりも上回っている状況」

管理程度補正率の算出は、当該立木が適正な管理がなされていたと想定される林令までに要した造林費、地価管理費等の後価合計額を、適正な管理がなされている場合に当該林令までに要する造林費、地価管理費等の後価合計額で除して求めるものとする。

$$\text{管理程度補正率} = \frac{(B+V)\{(1+r)^n-1\}+C_1(1+r)^n+C_2(1+r)^{n-1}+\cdots+C_n(1+r)}{(B+V)\{(1+r)^m-1\}+C_1(1+r)^m+C_2(1+r)^{m-1}+\cdots+C_m(1+r)}$$

B : 地 価 前述(1) 参照

V : 管理費資本 前述(1) 参照

C₁、C₂……C_m : 初年度、2年度……m年度に要した造林費

n : 直近の管理時点における林令

m : 当該林令

r : 年 利 率 国土交通省損失補償取扱要領第21(1)に定める率

② 補正にあたっての調査算定方法について

管理程度の補正は植栽本数及び林令に応じて適用するものとする。

植栽本数の調査は、事業用地内に存する本数を基に1ha当たりの植栽本数を求めるものとする。また、調査区域が当該山林の標準的な植栽本数を算出するのに不適當である場合には、別途、当該山林の標準的な植栽本数が確保される位置で約10m四方(100㎡程度)の調査を行うものとする。

例) 事業用地面積：181.43㎡ 事業用地内に存する本数：24本の場合
 1ha当たりの植栽本数 $24 \times (10,000 \div 181.43) \div 1,322$ 本

林令の調査は、**権利者等（※）**からの聞き取り等を基本に調査を行うものとする。

なお、都道府県が整備している森林簿等の写し等の資料を可能な限り入手に努めることとし、また、権利者が森林組合の組合員である場合は、組合が保管している投下経費明細票等の写しを入手し、これらの資料により適正に判断するものとする。

※ 権利者等とは、地元有識者（過去からの植林経緯や山林の管理等で事情に精通している者）をいう。

（８）４２条２項に定める損失額

通常妥当と認められる伐採方法、伐採時期等を選定できないこと等による事業費の増加額及び市場価格の低下額を補償する。

損失額 ＝ 事業費増加額 ＋ 市場価格低下額

事業費用増加額 ＝ $Mm \times f \times E \times \alpha$

市場価格低下額 ＝ $Mm \times f \times (A - b) \times \beta$

A : 素材の最寄り市場単価 前述（２）参照

b : 市場手数料 前述（２）参照

E : 事業費 前述（２）参照

f : 利用率 前述（２）参照

Mm : 材積 前述（２）参照

α : 費用増加率 関係機関の意見等を勘案し、その割合を３０％とする。

β : 価格低下率 関係機関の意見等を勘案し、その割合を２０％とする。

５．用材林の廃材処分費について

用材林伐採時において、枝打ち等により発生する枝条部の処分については、原則として、廃材処分費を計上しないものとする。

ただし、放置することにより、環境に影響を及ぼすような場合等で廃材の処分を要するときは、専門業者からの見積を徴収する等して、廃材処分費を計上できるものとする。

６．天然生林の算定基準

【算定式】

$$\begin{aligned} (1) \text{ 取得補償額} &= \text{損失補償基準第 18 条第 1 項 2 号による額} \\ &= \text{損失補償基準第 42 条第 1 項 2 号ロによる額(伐期立木価格前価額)} \\ &= 0 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} (2) \text{ 伐採補償額} &= \text{損失補償基準第 42 条第 1 項 2 号による額} \\ &= \text{伐採除却費} + \text{伐期立木価格前価額} - \text{発生材} \\ &= \text{伐採除却費} \end{aligned}$$

7. 用材林補償金額算定

別添 5 立竹木調査算定様式により補償金額を算定するものとする。

事業認定申請図書等作成要領

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この要領は、土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第16条に規定する事業認定申請、第39条に規定する裁決申請及び第47条の3に規定する明渡裁決申立に係る事業認定申請図書、裁決申請図書及び明渡裁決申立図書の作成について適用する。

第 2 章 事業認定申請図書の作成

第 1 節 相談用資料の作成

(相談用資料の作成)

第 2 条 相談用資料の作成は、次条から第16条までに定めるところにより行うものとする。

(境界等の調査及び確認)

第 3 条 相談用資料の作成に当たり、あらかじめ、県、郡、市、町村、大字及び字の名称並びにその境界について、用地実測図、公図、土地登記記録等を調査及び確認するものとする。

(土地面積及び主な物件の数量の概数積算)

第 4 条 用地実測平面図等を基に、起業地内のすべての土地等の実測面積の概数(10㎡又は100㎡単位)及び主な物件の数量の概数を、本体事業、関連事業又は附帯工事の別、現況地目別、収用又は使用の別に積算するものとする。

(法第 4 条に規定する土地等の調査)

第 5 条 起業地内に次の各号に掲げる土地がある場合には、関係官公署、事業所等の管理台帳等を基に、当該各号に掲げる事項の調査をし、かつ、現地において調査及び確認をするものとする。

- 一 法第 4 条に規定する土地(以下「法第 4 条地」という。)
所在地、名称、規格及び規模
- 二 土地の利用について法令の規定による制限がある土地(以下「法令制限地」という。)
区域及び面積並びに制限の根拠法令及び該当条項

(事業認定申請書(案)の作成)

第 6 条 事業認定申請書(案)の様式は、別記様式第1とする。

2 法第18条第1項第4号に掲げる事業の認定を申請する理由は、次の各号に掲げる事項とし、その要旨を簡明に記載するものとする。

- 一 事業計画の概要(目的、事業の内容、得られる公共の利益を簡潔にまとめたもの)

- 二 申請する事業が収用適格事業であること
 - 三 事業認定の申請に至った用地交渉の概略（土地所有者及び関係人の概数、必要面積及びその進捗率、交渉開始年月）
 - 四 収用しようとする対象物（土地、第○種漁業権等）
- 3 関連事業及又は附帯事業があるときは、前項各号の事項について簡明に記載するものとする。

（事業計画書の作成）

第7条 事業計画書に記載する内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 事業計画の概要
 - 二 事業の開始及び完成の時期
 - 三 事業に要する経費及びその財源
 - 四 事業の施行を必要とする公益上の理由
 - 五 収用又は使用の別を明らかにした、事業に必要な土地の面積、数量等の概数並びにこれらを必要とする理由
 - 六 起業地等を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正かつ合理的な利用に寄与することになる理由
- 2 関連事業又は附帯事業があるときは、本体事業との関係を説明した上で、起業地の位置選定の合理性について説明するものとする。

（起業地表示図の作成）

第8条 起業地を表示する図面は、次の各号に掲げる図面について当該各号に掲げるところにより作成するものとする。

一 起業地位置図

縮尺25,000分の1（ない場合は50,000分の1）の一般図によって起業地の位置を示すものとする。この場合において、適宜の色で起業地を着色し、図面上には起終点の地名を明示するものとする。

二 起業地表示図

縮尺100分の1から3,000分の1程度までのもので起業地を表示するのに便利な縮尺（縮尺1,000分の1を用いることが一般的）の地形図によって字名・字境界を明らかにし、起業地が字内にあることを明確に表示した上で、起業地内の主要な物件を図示するとともに以下のとおり着色等するものとする。

イ 収用の部分 薄い黄色

ロ 使用の部分 薄い緑色

ハ 収用・使用しようとする物件、収用・使用しようとする権利の目的である物件が存する土地の部分 薄い赤色

ニ 手続き保留する起業地の範囲 黒色の斜線

（事業計画表示図の作成）

第9条 事業計画を表示する図面は、縮尺100分の1から3,000分の1程度までのもので施設の位置を図示するものであり、施設の内容を明らかにするに足りる平面図を添付するものとする。この場合において、原則として起業地表示図と併用することとし、併用しない場合においても同一縮尺のものとする。

- 2 必要に応じて構造図を添付し、横断図については、断面としたポイントを事業計画表示図に明示するものとする。

3 関連事業については、本体事業と同一の事業計画表示図を使用し、必要に応じて横断図等を添付するものとする。

(関連事業の施行についての協議書の作成)

第10条 本体事業に伴い、関連事業を施行する必要がある場合において、当該事業に係る施設の本来の管理者から法第18条第2項第3号の意見を求めるときの協議書の様式は、別記様式第2とし、当該管理者ごとに作成するものとする。

(法第4条地表示図等の作成)

第11条 起業地内に法第4条地が存する場合においては、次の各号に掲げる図面等について当該各号に掲げるところにより作成するものとする。

一 法第4条地表示図

第8条第2号の起業地表示図を併用し、それぞれの土地等に色分け着色(黄色、緑色、赤色及び黒色を除く。)し、かつ、番号を付して明確に表示するものとする。ただし、法第4条地が多数存在し、起業地の表示に支障を来す場合については、当該表示図を併用しないことができるものとし、当該表示図の作成に使用する図面と同じものを使用する。

二 法第4条地調書

法第4条に規定する土地に関する調書の様式は、別記様式第3とする。この場合において、当該調書の番号と前号の図面の番号を整合させる。

三 法第4条地の管理者への意見照会書

法第4条地の管理者から法第18条第2項第4号の意見を求めるときの意見照会書の様式は、別記様式第4とし、当該管理者ごとに、第1号に準じた図面及び前号に準じた調書を添付する。ただし、既に法第4条地の管理者が道路管理者等から占有許可、使用承諾等を得ているときは、この限りでない。

(法令制限地の管理者への意見照会書の作成)

第12条 起業地内に法令制限地が存する場合において、当該法令制限地の管理者から法第18条第2項第5号に規定する意見を求めるときの意見照会書の様式は別記様式第5とし、当該管理者ごとに作成するものとする。この場合においては、必要に応じて当該法令制限地を表示した図面を添付するものとする。

2 前項の規定は、既に行政機関から許可、承認等を得ているときは、適用しない。

(事業の施行に関する行政機関への意見照会書の作成)

第13条 事業の施行に関し行政機関の免許、許可又は認可等の処分が必要な場合において、当該行政機関から法第18条第2項第6号の意見を求めるときの意見照会書の様式は、別記様式第6とし、当該行政機関ごとに作成するものとする。

2 前項の規定は、既に行政機関から免許、許可又は認可等を得ているときは、適用しない。

(手続の保留の申立書の作成)

第14条 起業地の一部又は全部について手続の保留を行う場合においては、手続の保留の申立書を作成するものとし、その様式は、別記様式第7とする。

(参考資料の作成)

第15条 法第20条各号に掲げる事業認定の要件に該当している旨を説明する参考資料として、次の各号に掲げる資料について当該各号に掲げる書類等を作成するものとする。

一 収用適格事業及び起業者適格に関する資料

イ 区域決定関係書類等

ロ 予算措置の状況を明らかにする書類等

二 事業計画に関する資料

イ 道路事業にあつては、路線概要図(事業概要図)、構造及び幅員の説明資料、計画交通量に関する資料等

ロ 河川事業にあつては、水系概要図、施設の構造の説明資料、計画高水流量に関する資料等

ハ 関連事業又は附帯事業に関する資料

三 公益性に関する資料

事業計画書に記載した事業の施行を必要とする現状及び事業の効果に関する資料等

四 合理的な土地利用に関する資料

都市計画決定されていない場合には、ルート比較図、ルート比較表、コントロールポイント図等、都市計画決定されている場合には、コントロールポイント図、都市計画図、都市計画決定告示等の写し、施設の構造、幅員がわかる書類

五 その他の資料

イ 用地取得の状況及び残件に関する資料

ロ 地元自治体等の要望に関する資料

ハ 手続保留に関する資料

(取りまとめ方法及び作成部数)

第16条 第6条から第15条までの規定により作成した図書等、前条の規定により作成した参考資料を取りまとめて、取り外すことが可能な方法によりそれぞれ一冊に製本し、その作成部数は3部とする。

第2節 事業認定申請図書(案)の作成

(申請図書の作成)

第17条 事業認定申請図書(案)(以下「申請図書」という。)は、事業認定庁への事前相談の開始に伴い、相談用資料の更新、補足等を行い作成するものとする。

(境界等の再確認)

第18条 申請図書の作成に当たり、県、郡、市、町村、大字及び字の名称並びにその境界、法第4条地並びに法令制限地の変更等の有無について、再度確認をするものとする。

(意見書等の確認)

第19条 法第18条第2項に掲げる関連事業を施行する必要が生じたことを証する書面、法第4条地の管理者の意見書、法令制限地に係る行政機関の意見書及び事業施行に関する行政機関の免許、許可又は認可等の処分があったことを証明する書類又は当該行政機関の意見書の内容等について、確認をするもの

とする。

(取りまとめ方法及び作成部数)

第20条 申請図書は、第16条に準じて取りまとめるものとし、作成部数については、関係する市町村の数に5を加えた部数とする。ただし、参考資料については、3部とする。

第3章 裁決申請図書の作成

(裁決申請書の作成)

第21条 裁決申請書の様式は、別記様式第8とする。

(事業計画書の作成)

第22条 事業計画書は、事業の認定の告示を受けた事業にあつては事業認定申請書に添付した事業計画書とし、その他の事業にあつては第7条の規定に準じて作成するものとする。

(起業地及び事業計画表示図の作成)

第23条 起業地及び事業計画を表示する図面は、事業の認定の告示を受けた事業にあつては事業認定申請書に添付した図面、その他の事業にあつては都市計画事業等の許可、承認等の申請書に添付した図面とする。

(法第40条第1項各号に掲げる事項を記載した書類の作成)

第24条 法第40条第1項第2号に掲げる書類の様式は、別記様式第9とする。

(法施行規則第17条第2号イの証明書の作成)

第25条 法第40条第2項の規定により不明裁決を申請する場合においては、起業者が過失がなくして土地所有者又は関係人を知ることができない旨の証明書を作成するものとする。

(参考資料の作成)

第26条 裁決申請書の参考資料として、次の各号に掲げる書類等を作成する。

- 一 収用し又は使用しようとするものが土地の場合にあつては土地登記記録の履歴事項全部証明書、建物の場合にあつては建物登記記録の履歴事項全部証明書、立木の場合にあつては立木登記記録の登記事項証明書
- 二 用地交渉の経緯の説明書(未取得の理由を明らかにする。)
- 三 土地所有者及び関係人の住民票(写)(法人の場合は法人登記簿(写))
- 四 登記名義人死亡の場合にあつては、相続関係を証明するのに必要な戸籍関係書類(写)及び系統図
- 五 損失補償金の見積の方法及び基礎資料(鑑定評価書、内訳明細書)
- 六 事業執行状況説明資料(適宜図面等を利用する。)
- 七 用地取得状況説明資料(適宜図面等を利用する。)
- 八 事業の認定の告示又は都市計画事業等の認可、承認等の告示の写し
- 九 収用しまたは使用しようとするもの及び周辺の写真

十 その他必要と認められる書類

(取りまとめ及び作成部数)

第27条 第21条から第25条までの規定により作成した図書等、前条の規定により作成した参考資料を取りまとめ、取り外すことが可能な方法によりそれぞれ一冊に製本するものとする。

2 作成部数は、関係する市町村の数に4を加えた部数とする。ただし、参考資料については4部とする。

第4章 明渡裁決申立図書の作成

(明渡裁決申立書の作成)

第28条 明渡裁決申立書の様式は、別記様式第10とする。

(法第47条の3第1項に掲げる事項を記載した書類の作成)

第29条 法第47条の3第1項に掲げる書類の様式は、別記様式第11とする。

法第47条の3第1項第1号に掲げる書類の様式は、別記様式第12とする。

(参考資料の作成)

第30条 明渡裁決申立図書の参考資料として、次の各号に掲げる書類等を作成する。

- 一 収用し又は使用しようとする土地に建物がある場合にあっては建物登記記録の履歴事項全部証明書、立木がある場合にあっては立木登記記録の登記事項証明書
- 二 用地交渉の経緯の説明書(未取得の理由を明らかにする。)
- 三 土地所有者及び関係人の住民票(写)(法人の場合は法人登記簿(写))
- 四 登記記録名義人死亡の場合にあっては、相続関係を説明するのに必要な戸籍関係書類(写)及び系統図
- 五 損失補償金の見積の方法及び基礎資料(鑑定評価書、内訳明細書)
- 六 事業執行状況説明資料(適宜図面等を利用する。)
- 七 用地取得状況説明資料(適宜図面等を利用する。)
- 八 事業の認定の告示又は都市計画事業等の認可、承認等の告示の写し
- 九 明渡裁決申立対象地及び物件の写真
- 十 その他必要と認められる書類

(取りまとめ及び作成部数)

第31条 明渡裁決申立書に係る取りまとめ及び作成部数については、第27条の規定を準用するものとする。

(同時申請の場合の参考資料のとりまとめ)

第32条 裁決申請及び明渡裁決申立を同時に行うときは、参考資料のとりまとめについては、第27条及び第31条の規定にかかわらず、一冊の参考資料として調整するものとする。この場合においては、第30条第2号から第4号、第6号から第8号に掲げる資料の作成は要しない。

第 ○ 号
○年○月○日

国 土 交 通 大 臣
(都道府県知事) 殿

起 業 者 住 所
氏 名 又 は 名 称
上記代理人 住 所
氏 名 又 は 名 称

事 業 認 定 申 請 書

土地収用法第16条の規定によって、下記により、事業の認定を受けたいので、申請致します。

記

- 1 起 業 者 の 名 称
- 2 事 業 の 種 類
- 3 起 業 地
 - イ 収用の部分
 - ロ 使用の部分
- 4 事業の認定を申請する理由

第 ○ 号
○年○月○日

殿

起 業 者 住 所
氏 名 又 は 名 称
上記代理人 住 所
氏 名 又 は 名 称
上記代理人 住 所
氏 名 又 は 名 称

印

土地収用法第18条第 2 項第 3 号の規定に基づく意見の照会について

〇〇〇が施行する〇〇〇〇〇〇工事に必要な土地について、土地収用法第16条の規定に基づく事業の認定を申請するにあたり、起業地内に存する貴職管理に係る別添調書記載の施設の付替を、同法第18条第 2 項第 3 号の関連事業として施行する必要を生じたことを証するため御意見を承りたく照会します。

以 上

添付書類

- 1. 位置図（S = 1 / 25,000）
- 2. 起業地を表示する図面（S = 1 / 1,000）
- 3. 関連事業計画書

法第4条に規定する土地に関する調書

図面 表示 番号	県、郡、市、町、村、 大字及び字の名称	現に供している事業 (施設)の種類	供している 土地の面積	管 理 者	意見書 の有無

第 ○ 号
○年○月○日

殿

起 業 者 住 所
氏 名 又 は 名 称
上記代理人 住 所
氏 名 又 は 名 称
上記代理人 住 所
氏 名 又 は 名 称

印

土地収用法第18条第 2 項第 4 号の規定に基づく意見
について(照会)

〇〇〇が施行する〇〇〇〇〇工事のため必要な土地について土地収用法第16条の規定により事業の認定を申請するにあたり、起業地内に存する貴管理に係る下記調書記載の土地(物件)を起業地に編入することについて、同法第18条第 2 項第 4 号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

記

図面表示番号	県、郡、市、町、村、大字、及び字の名称	現に供している事業（施設）の種類	供している土地の面積	備 考

添付図面

- 1 位置図（S＝1／25,000）
- 2 法第 4 条に規定する土地を表示する図面（S＝1／1,000）

第 ○ 号
○年○月○日

殿

起 業 者 住 所
氏 名 又 は 名 称
上記代理人 住 所
氏 名 又 は 名 称
上記代理人 住 所
氏 名 又 は 名 称

印

土地収用法第18条第 2 項第 6 号の規定に基づく意見
について(照会)

〇〇〇が施行する〇〇〇〇〇工事のため必要な土地について土地収用法第16条の規定により事業の認定
を申請するにあたり、同法第18条第 2 項第 6 号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

第 ○ 号
○年○月○日

国 土 交 通 大 臣
(都道府県知事) 殿

起 業 者 住 所
氏 名 又 は 名 称
上記代理人 住 所
氏 名 又 は 名 称

手 続 の 保 留 の 申 立 書

下記により、収用又は使用の手続を保留したいので、土地収用法第31条の規定により申し立てます。

記

- 1 起 業 者 の 名 称
- 2 事 業 の 種 類
- 3 収用又は使用の手続を保留する起業地

第 ○ 号

○年○月○日

裁 決 申 請 書

○年○月○日事業の認定の告示があった、○○○事業について、土地収用法第39条第1項の規定により、裁決を申請します。

起 業 者 住 所

氏 名 又 は 名 称

上記代理人 住 所

氏 名 又 は 名 称

○○県収用委員会 御中

添付書類

1. 事業計画書 ----- (別添 1)
2. 土地収用法第40条第1項第2号に掲げる必要事項を記載した書類 ----- (別添 2)
3. 土地収用法第36条の規定による土地調書(写) ----- (別添 3)
4. 起業地及び事業計画を表示する図面 ----- (別添 4)

注) 手続保留していた土地を収用または使用する申請を行う場合は次のとおり記載する。

○年○月○日事業の認定の告示があり、 ○年○月○日手続開始の告示があった○○○事業について、土地収用法第39条第1項の規定により、裁決を申請します。

土地収用法第40条第1項第2号に掲げる必要事項を記載した書類

1 収用し、又は使用しようとする土地の所在、地番、地目及び面積並びに土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人の氏名及び住所

〇〇県〇〇市
〇〇町 大字〇〇字〇〇地内
郡

地 番	地 目		全体の面積		収用しようとする土地 の 面 積 ㎡	使用しようとする土地 の 面 積 ㎡	土 地 所 有 者		土地に関して権利を有する関係人		摘 要
	土地登記簿	現 況	土地登記簿 ㎡	実 測 ㎡			氏 名	住 所	氏 名	住 所	

2 使用しようとする土地の使用方法及び期間

- ① 使用方法
② 使用期間

3 土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償の見積及びその内訳

(1) 見 積

補償項目 氏 名	使用しようとする 土地に対する 損 失補償金見積額	使用しようとする 土地に対する 損 失補償金見積額	収用しようとする 土地に関する所 有権以外の権利 に対する 損失補 償見積額	使用しようとする 土地に関する所 有権以外の権利 に対する 損失補 償見積額	残地に対する損 失補償見積額	損失補償見積額計	摘 要

注1 抵当権に設定された土地の一部を収用する場合、補償金は土地所有者等に一括して見積をしてもよい。
(記載例…抵当権に対する権利消滅補償については、見積もることが困難であるため土地収用法第69条但し書きにより土地に対する損失補償見積額に一括見積とした。)

注2 土地代金、残地補償等に項目ごとに算定した額をそれぞれについて四捨五入する。
(記載例…1円未満の端数については、土地収用法施行令第1条の13により四捨五入とした。)

(2) 内 訳

① 収用しようとする土地に対する損失補償金見積額

〇〇県〇〇^市_郡 〇〇町 大字〇〇字〇〇地内

地 番	地 目		全体の面積		収用しようとする土地 の 面 積 ㎡	単 価 ㎡当たり	損失補償見積額	土 地 所 有 者	摘 要
	土地登記簿	現 況	土地登記簿 ㎡	実 測 ㎡					

注) 共有等持分割合について、説明を要する場合、各人別の内訳を適宜作成すること。

② 使用しようとする土地に対する損失補償金見積額

〇〇県〇〇^市_郡 〇〇町 大字〇〇字〇〇地内

地 番	地 目		全体の面積		収用しようとする土地 の 面 積 ㎡	単 価 ㎡当たり	使 用 期 間	損失補償見積額	土 地 所 有 者	摘 要
	土地登記簿	現 況	土地登記簿 ㎡	実 測 ㎡						
							明渡時期から〇箇月			

注) 摘要欄には補償金額の算出式を記載すること。

③ 収用しようとする土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償金見積額

〇〇県〇〇^市_郡 〇〇町 大字〇〇字〇〇地内

地 番	地 目		全体の面積		収用しようとする土地 の 面 積 ㎡	単 価 ㎡当たり	損失補償見積額	土地に関する所有権以外の 権 利 者 氏 名	摘 要
	土地登記簿	現 況	土地登記簿 ㎡	実 測 ㎡					

④ 残地に対する損失補償金見積額

〇〇県〇〇^市_郡〇〇町 大字〇〇字〇〇地内

地 番	地 目		残 地 面 積 ㎡	単 価 ㎡当たり	損失補償見積額	土 地 所 有 者	摘 要
	土地登記簿	現 況					

⑤ 積算の基礎 〔記載例〕

土地の損失補償見積りの基礎については、下記に記載する各条文に基づき、不動産鑑定士の鑑定等を考慮して相当な価格としたものである。

なお、土地の価格については、平成〇年〇月〇日付けで事業の認定の告示があったので、同日の時点で算定したものである。

記

- 1. 公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱
(昭和37年6月29日閣議決定) 第〇〇条、第〇〇条及び第〇〇条
- 2. 国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準
(平成13年1月6日付け国土交通省訓令第76号) 第〇〇条、第〇〇条及び第〇〇条
- 3. 建設省の直轄の公共事業の施行に伴う損失補償基準の運用方針
(昭和38年4月13日付け建設省計発第18号) 第〇〇及び第〇〇
- 4. 損失補償取扱要領
(平成11年3月29日付け建設省経整発第23号) 別記1土地評価事務処理要領
- 5. 土地評価事務処理細則
(昭和62年1月8日付け建設省経整発第3号)

- 4 権利を取得し、又は消滅させる時期
権利取得裁決の日より〇ヶ月以内。

第 ○ 号
○年○月○日

明 渡 裁 決 申 立 書

下記により、土地収用法第47条の2第3項に規定する明渡裁決の申立てをします。

記

- 1 起業者の名称
- 2 事業の種類 ○ ○ ○ ○ 工事
- 3 土地の所在、地番及び地目等

○○県○○市○○町字○○地内

地 番	地 目		全体の面積		収用しようとする 土 地 の 面 積	使用しようとする 土 地 の 面 積
	土 地 登記簿	現 況	土 地 登記簿	実測		
			m ²	m ²	m ²	m ²

- 4 権利取得裁決の有無及び既にされているときは、その年月日

年 月 日

申立人 起 業 者 住 所

氏 名 又は 名 称

上記代理人 住 所

氏 名 又は 名 称

○○県収用委員会 御中

第 ○ 号
○年○月○日

〇〇県収用委員会 御中

起 業 者 住 所
氏 名 又 は 名 称
上 記 代 理 人 住 所
氏 名 又 は 名 称

土地収用法第47条の3第1項の書類の提出について

年 月 日付け第 号で申立てのとおり明渡裁決を申立てますので、土地収用法第47条の3第1項の規定により、下記書類を提出します。

記

- 1 土地収用法第47条の3第1項第1号に掲げる必要事項を記載した書類----- (別添 1)
- 2 土地収用法第36条の規定による物件調書(写) ----- (別添 2)

土地収用法第47条の3第1項第1号に掲げる必要事項を記載した書類

1 土地の所在、地番及び地目並びに土地所有者及び関係人の氏名及び住所

〇〇県〇〇^市郡 〇〇町 大字〇〇字〇〇地内

地 番	地 目		土 地 所 有 者		土地に関して権利を有する関係人		摘 要
	土地登記簿	現 況	氏 名	住 所	氏 名	住 所	

注1 土地所有者及び関係人の氏名及び住所が不明の場合は、規則第17条第2号イを準用する。

2 土地にある物件の種類及び数量

〇〇県〇〇^市郡 〇〇町 大字〇〇字〇〇地内

地 番	地 目	物件 番号	物 件 の 種 類	単位	数 量	物 件 所 有 者	物件に関して所有権以外の 権 利 を 有 す る 者

注1 物件所有者及び関係人は、明渡申立ての土地に存する物件のみに権利を有するものを記載すること。

従って、土地所有者の有する物件についても、記載すること。

注2 物件の存しない土地については、『なし』と記載すること。

注3 物件が分割されることとなる場合においては、その全部の物件の数量を含めること。

3 第40条第1項第2号ホに掲げるものを除くその他の損失補償の見積及びその内訳

(1) 見 積

氏 名	建物移転料	工作物移転料	動産移転料	移 転 雑 費	立竹木補償金	損失補償金	
合 計							

(2) 内 訳

〇〇県〇〇^市_郡 〇〇町 大字〇〇字〇〇地内

地 番	地 目	物件 番号	物 件 の 種 類	単位	数 量	単 価	金 額	所 有 者 氏 名	摘 要

(3) 積算の基礎 〔記載例〕

土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償以外の損失補償の見積りの基礎については、 下記に記載する各条文に基づき、相当な価格としたものである。				
記				
条 文 補償項目	公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱 (昭和37年6月27日閣議決定)	国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準 (平成13年1月6日国土交通省訓令第76号)	国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針 (平成15年8月5日国総国調第57号)	物件移転補償算定要領 (昭和〇年〇月〇日第〇〇号)
建 物 移 転 料	第 〇 〇 条	第 〇 〇 条	第 〇	
工 作 物 移 転 料	第 〇 〇 条	第 〇 〇 条	第 〇	
立 竹 木 補 償 金	第 〇 〇 条	第 〇 〇 条	第 〇	
動 産 移 転 料	第 〇 〇 条	第 〇 〇 条	第 〇	
移 転 雑 費 補 償 金		第 〇 〇 条	第 〇	

4. 土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の期限
明渡裁決の日から〇ヶ月以内

土地調書及び物件調書作成要領

（適用範囲）

第 1 この要領は、「地方整備局用地事務取扱規則」（平成 13 年 1 月 6 日国土交通省訓令第 86 号。以下「用地事務規則」という。）第 14 条に規定する土地調書及び物件調書を作成する場合に適用するものとする。

（調査者）

第 2 土地調書及び物件調書の調査者は、実際に調査を行った者とし、調査者は当該調書に記名押印するものとする。

（確認を受ける関係人の範囲）

第 3 土地調書の確認を受ける関係人の範囲は、土地に関する所有権以外の権利（担保物権は除く。）を有する者とする。

2 土地に関する所有権以外の権利を有する者とは、土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 8 条第 3 項に規定する土地に関して地上権、地役権等を有する者をいい、当該土地に当該権利が存する場合に關係人として記載する。

3 物件調書の確認を受ける関係人の範囲は、物件に関する所有権以外の権利（担保物権は除く。）を有する者とする。

4 物件に関する所有権以外の権利を有する者とは、土地収用法第 8 条第 3 項に規定する土地にある物件に関して賃借権等を有する者をいう。

5 借家人については、造作買取請求権（借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 33 条）との関係があるので、特に注意して確認を行うものとする。

6 關係人の範囲は、別紙「土地調書・物件調書における關係人の範囲」を参考とされたい。

（土地調書の記載事項）

第 4 土地調書の記載事項は、用地事務規則第 14 条第 2 項の規定及び第 3 に定めるほか、次の各項に留意するものとする。

2 所有権以外の権利のうち「用益物権等」とは、土地収用法第 8 条第 3 項に規定する地上権、地役権等をいい、「担保物権等」とは、同項に規定する質権、抵当権等をいう。

3 当該土地に当該権利が存する場合に、その権利者名と併せて当該権利の名称を記載するものとする。

（物件調書の記載事項）

第 5 物件調書の記載事項は、用地事務規則第 14 条第 3 項の規定及び第 3 に定めるほか、次の事項に留意するものとする。

① 種類・形状寸法・単位・数量

建物、工作物、立竹木、動産等ごとに記載するものとする。

② 所有権以外の権利の種類・關係人の氏名

所有権以外の権利の種類とは、土地収用法第8条第3項に規定する質権、抵当権、使用貸借又は賃貸借による権利をいい、これらの権利を有する者を関係人として記載するものとする。

③ 土地所有者の氏名

土地所有者の氏名を記載するものとする。

④ 移転義務の有無

イ 移転義務の有無の記載

取得し、又は使用する土地に存する物件のみ有無の記載を行い、残地等に存する物件に関しては、移転義務の記載は行わない。

なお、物件の一部が取得し、又は使用する土地に存し分離表示ができない場合は、摘要欄に「一部取得地」または「一部使用地」と記載する。

ロ 取得し、又は使用する土地に存する物件で移転義務の有無を判断する基準

- (1) 成熟した立毛、石灯笼等で、土地とは別に取引の対象となる物件は、移転義務を課す必要がある。
- (2) 地下埋設の給水管等、未成熟の立毛等で土地に含まれるもの等は、移転義務を課す必要はない。
- (3) ブロック塀等で解体費を補償するものは、移転義務を課す必要がある。

(作成部数)

第6 土地調書及び物件調書の作成部数は、第3により確認を受けることとした関係人の数に、1を加えた数とする。

(記載例)

第7 土地調書及び物件調書の記載は、記載例1から6を参考とされたい。

別紙 土地調書・物件調書における関係人の範囲

記載例1 土地調書

記載例2 土地調書（共有の場合）

記載例3 物件調書（関連移転の場合）

記載例4 物件調書（建築設備のみ支障となる場合）

記載例5 物件調書（立木を取得する場合）

記載例6 物件調書（用材林・薪炭林の調査を標準地調査により実施した場合）

土地調書・物件調書における関係人の範囲

土地調書における関係人の範囲

調書の確認を受ける関係人 (署名押印が必要)	土地に関して用益物権(民法以外の法律により物権として扱われる権利を含む)を有する者 (地上権者、永小作権者、地役権者、入会権者、採石権者)
	土地に関する債権者(質権者、使用借権者、転貸借権者、転使用借権者)
	土地に関する仮登記権者、買戻権者、差押債権者、仮差押債権者 (登記の具備が必要)
調書の確認を要しない関係人	担保権者(質権者、抵当権者等)(※1)
関係人には含まれない	農地法第3条第1項の許可を得ていない耕作者(※2)

物件調書における関係人の範囲

調書の確認を受ける関係人 (署名押印が必要)	土地にある物件に関して所有権以外の権利(配偶者居住権を含む)を有する者
	土地にある物件に関する仮登記権者、買戻権者、差押債権者、仮差押債権者 (登記の具備が必要)
調書の確認を要しない関係人	担保権者(質権者、抵当権者等)(※1)

(※1) 担保権者(質権者、抵当権者等)については、調書の確認を要しない。
ただし、土地調書の表中「所有権以外の権利のうち担保物権等」及び物件調書の表中「所有権以外の権利の種類」、「関係人の氏名」には担保権の種類及び担保権者の氏名を記載する。

(※2) 法令に拠らない占有者(例：農業委員会等の許可を得ていない耕作者)については調書には記載しない。(土地調書の表中においても関係人として記載する必要はない)

【参考：「土地収用法一問一答 問47」】

「農地等について所有権を移転し、または賃借権等を設定しもしくは移転する場合には、都道府県知事または農業委員会の許可を受けなければならない」旨を定める農地法第3条第1項の規定に違反している者の土地収用法上の取り扱いであるが(～中略～)売買なり賃貸借により現実に引渡しを受けて耕作していても、同法第3条第1項の許可がない以上売買なり賃貸借の効力は生ぜず(～中略～)土地収用法上の土地所有者又は関係人として取り扱われない。(～中略～)

しかし、売買なり賃貸借契約を行った耕作人が、農業委員会等の許可を受けていない場合でも、不動産登記法第2条第2号の請求権保全の仮登記をしているときは、仮登記権者として関係人として扱われる。

記載例 1 土地調書

土 地 調 書

国土交通省が施行する 一般国道〇号〇〇拡幅 工事のため必要な土地について、下記のとおり調書を作成する。

年 月 日

〇〇 事務所長 〇〇 〇〇 印
調査者氏名 〇〇コンサルタント
〇〇 〇〇 印

下記記載事項に誤りがないことを確認する。

年 月 日

土地所有者住所 新潟市中央区美咲町1-1-1

氏名又は名称 〇〇 〇〇 印

年 月 日

関係人 住 所 新潟市中央区文京町14-13

氏名又は名称 借地人 〇〇 〇〇 印

記

〇〇県 〇〇市 〇〇 地内

大字	字	地番	土地の登記記録		取得又は使用しようとする土地		所有権以外の権利のうち用益物権等		所有権以外の権利のうち担保物権等		摘要
			地目	地積	現況地目	面積	種類	権利者の氏名	種類	権利者の氏名	
〇〇	〇〇	100-4	宅地	165.37	宅地	46.80	借地権	〇〇〇〇	抵当権	〇〇信用組合	

記載例2 土地調書（共有の場合）

土 地 調 書

国土交通省が施行する 一般国道〇号〇〇拡幅 工事のため必要な土地について、下記のとおり調書を作成する。

年 月 日

〇〇 事務所長 〇〇 〇〇 印
調査者氏名 〇〇コンサルタント
〇〇 〇〇 印

下記記載事項に誤りがないことを確認する。

年 月 日

土地所有者住所
氏名又は名称 別紙のとおり 印
関係人 住 所
氏名又は名称 印

記

〇〇県 〇〇市 〇〇 地内

大字	字	地番	土地の登記記録		取得又は使用しようとする土地		所有権以外の権利のうち用益物権等		所有権以外の権利のうち担保物権等		摘要
			地目	地積	現況地目	面積	種類	権利者の氏名	種類	権利者の氏名	
〇〇	〇〇	100-4	宅地	165.37	宅地	46.80	借地権	〇〇〇〇	抵当権	〇〇信用組合	

＝ ： ＝ ： ＝ ： ＝ ： ＝ ： ＝ ： ＝ ： ＝ ： ＝ ： ＝ ： ＝ ： ＝ ： ＝ ： ＝ ： ＝ ： ＝ ：

別紙

年 月 日

土地所有者住所 新潟市中央区美咲町1-1-1
(亡〇〇〇〇 相続人 持分〇分の〇)
氏名又は名称 〇〇 〇〇 印

年 月 日

土地所有者住所 〇〇市〇〇区〇〇2-2-2
(亡〇〇〇〇 相続人 持分〇分の〇)
氏名又は名称 〇〇 〇〇 印

年 月 日

土地所有者住所 〇〇市〇〇区〇〇3-3-3
(亡〇〇〇〇 相続人 持分〇分の〇)
氏名又は名称 〇〇 〇〇 印

記載例3 物件調書（関連移転の場合）

物 件 調 書

国土交通省が施行する 一般国道〇号〇〇拡幅 工事のため 移転 の対象となる物件について、下記のとおり調書を作成する。

年 月 日

〇〇 事務所長 〇〇 〇〇 印
調査者氏名 〇〇コンサルタント
〇〇 〇〇 印

下記記載事項に誤りがないことを確認する。

年 月 日 物件所有者住所 新潟市中央区美咲町1-1-1
氏名又は名称 〇〇 〇〇 印
年 月 日 関係人 住 所 新潟市中央区笹口2-1-65
氏名又は名称 借家人 〇〇 〇〇 印

記

〇〇県 〇〇市 〇〇 地内

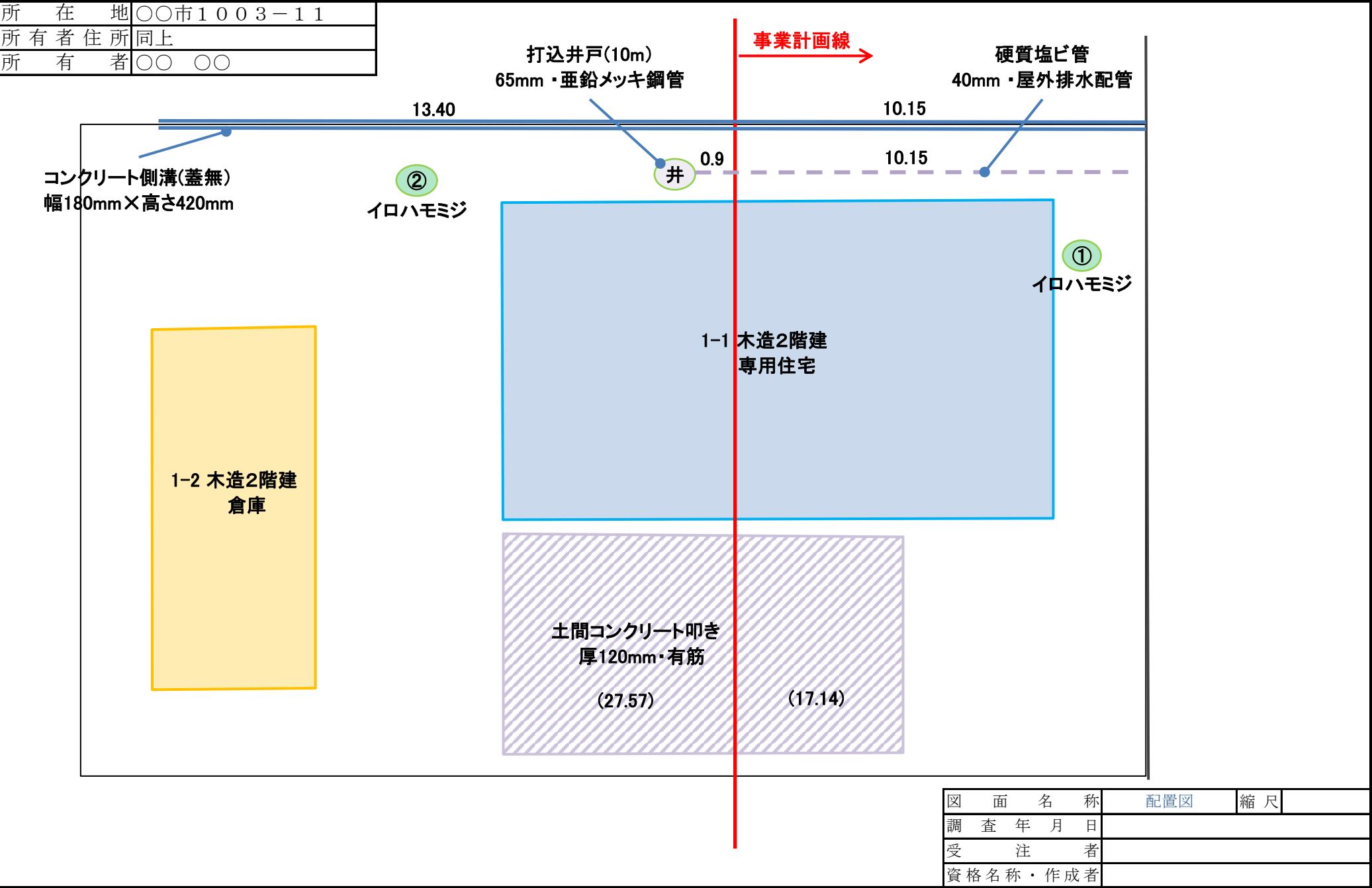
大字	字	地番	種類	形状 寸法	単位	数量	所有権以 外の権利 の種類	関係人 の氏名	土地所有 者の氏名	移転 義務の 有無	摘要	欄外は注釈 ↓
			(建物)									
〇〇	〇〇	1003-11	木造2階 建専用住 宅		m ²	198.83	抵当権 借家権	〇〇銀行 〇〇〇〇	〇〇〇〇	有	一部 取得地	一部取得地 (一部事業 施行地内)
			木造2階 建倉庫		m ²	39.74						残地(事業 施行地外)
			(工作物)									
			コンクリート側 溝(蓋無)	幅180mm ×高さ 420mm	m	10.15				無		取得地(事業 施行地内)
			コンクリート側 溝(蓋無)	幅180mm ×高さ 420mm	m	13.40						残地(事業 施行地外)
			土間コンクリ ート叩き	厚120mm 有筋	m ²	17.14				無		取得地(事業 施行地内)
			土間コンクリ ート叩き	厚120mm 有筋	m ²	27.57						残地(事業 施行地外)
			打込井戸	65mm	m	10.00						残地(事業 施行地外)
			屋外排水 配管	40mm硬質 塩化ビ ニール管	m	10.15				無		取得地(事業 施行地内)
			屋外排水 配管	40mm硬質 塩化ビ ニール管	m	0.90						残地(事業 施行地外)
			イロハモシ	樹高1.7m 幹周5cm	本	1				有		取得地(事業 施行地内)
			イロハモシ	樹高0.7m 幹周20cm	本	1						残地(事業 施行地外)

配置図（記載例 3 物件調書（関連移転の場合））

様式第 8

所在地	〇〇市1003-11
所有者住所	同上
所有者	〇〇 〇〇

整理番号	1	図面番号	1
------	---	------	---



図面名称	配置図	縮尺	
調査年月日			
受注者			
資格名称・作成者			

記載例 4 物件調書（建築設備のみ支障となる場合）

物 件 調 書

国土交通省が施行する 一般国道〇号〇〇拡幅 工事のため 移転 の対象となる物件について、下記のとおり調書を作成する。

年 月 日

〇〇 事務所長 〇〇 〇〇 印
調査者氏名 〇〇コンサルタント
〇〇 〇〇 印

下記記載事項に誤りがないことを確認する。

年 月 日

物件所有者住所 新潟市中央区美咲町1-1-1

氏名又は名称 〇〇 〇〇 印

年 月 日

関係人 住 所

氏名又は名称 〇〇 〇〇 印

記

〇〇県 〇〇市 〇〇 地内

大字	字	地番	種類	形状 寸法	単位	数量	所有権以 外の権利 の種類	関係人 の氏名	土地所有 者の氏名	移転 義務の 有無	摘要
			(建物)								
〇〇	〇〇	1003-11	建築設備 (屋外排水配管)	40mm硬質 塩化ビ ニール管	m	10.15			〇〇〇〇	注2	木造2階 建専用住 宅

注1：種類欄には「(建物)」と記載し、「建築設備(設備の名称)」を記載する。

なお、建築設備の判断は、「建物移転料算定要領」(平成28年3月11日国土用第76号)第2条注意書き、
各建物調査積算要領の解説を参照されたい。

注2：移転義務の有無は状況に応じて判断する。

注3：摘要欄には建物の構造用途を記載する。

配置図（記載例 4 物件調書（建築設備のみ支障となる場合））

様式第 8

所 在 地	〇〇市 1 0 0 3 - 1 1
所 有 者 住 所	同上
所 有 者	〇〇 〇〇

事業計画線

硬質塩ビ管
40mm・屋外排水配管

0.9 10.15

木造2階建
専用住宅

図 面 名 称	配置図	縮 尺	
調 査 年 月 日			
受 注 者			
資 格 名 称 ・ 作 成 者			

記載例5 物件調書（立木を取得する場合）

物 件 調 書

国土交通省が施行する ○○砂防堰堤 工事のため 取得 の対象となる物件について、下記のとおり調書を作成する。

年 月 日

○○ 事務所長 ○○ ○○ 印

調査者氏名 ○○コンサルタント

○○ ○○ 印

下記記載事項に誤りがないことを確認する。

年 月 日

物件所有者住所 ○○市○○1-1

氏名又は名称 ○○ ○○ 印

年 月 日

関係人 住 所

氏名又は名称 印

記

○○県 ○○市 ○○ 地内

大字	字	地番	種類	形状 寸法	単位	数量	所有権以 外の権利 の種類	関係人 の氏名	土地所有 者の氏名	移転 義務の 有無	摘要
			(立竹木)								
			すぎ		本	1			○○○○	無	
			ひのき		本	1				無	

記載例6 物件調書（用材林・薪炭林の調査を標準地調査により実施した場合）

物 件 調 書

国土交通省が施行する ○○砂防堰堤 工事のため 取得 の対象となる物件について、下記のとおり調書を作成する。

年 月 日

○○ 事務所長 ○○ ○○ 印
調査者氏名 ○○コンサルタント
○○ ○○ 印

下記記載事項に誤りがないことを確認する。

年 月 日

物件所有者住所 ○○市○○1-1-1
氏名又は名称 ○○ ○○ 印

年 月 日

関係人 住 所
氏名又は名称 印

記

○○県 ○○市 ○○ 地内

大字	字	地番	種類	形状 寸法	単位	数量	所有権以 外の権利 の種類	関係人 の氏名	土地所有 者の氏名	移転 義務の 有無	摘要
			(立竹木)								
○○	○○	100-1 他	すぎ 他		式	1			○○○○	無	別紙のと おり

立木所有者への説明の観点から、別紙として以下の情報を添付する。

- ①取得等地内及び設定した標準地の範囲（林相が複数ある場合はそれぞれの範囲）
- ②各標準地の調査から得られた結果に基づく数量
- ③取得等地内において推定した立木の数量（推定本数を算出した計算過程含む）

※②及び③の記載については「立竹木調査算定要領の解説」を参考としてください。

※上記の情報は1枚にまとめて表示しても構いません。

※添付する別紙の情報は補償金算定の根拠となることから、物件調書の本紙の一部として扱い、立木所有者から確認を受けることになります。